

ISSN:2188-1243

# 総合人間学 第9号

Synthetic Anthropology Vol.9

2015 年

## 目次

## 第一部

|                             |          |    |
|-----------------------------|----------|----|
| 成長・競争社会と〈居場所〉—問題提起          | 片山 善博    | 4  |
| <br>                        |          |    |
| I 現場から〈居場所〉を問う              |          |    |
| 〈居場所〉そして〈持ち場〉—高齢化と人口減の町で考えた | 玄田 有史    | 8  |
| 「居場所」の喪失と回復—「いのちの電話」活動の経験から | 種村 完司    | 15 |
| 子どもの居場所づくりをどう進めるか           | 降旗 信一    | 21 |
| —3.11以後の環境教育・自然体験学習論を踏まえて   |          |    |
| 原発事故被災者として「居場所」について考える      | 荒木田 岳    | 30 |
| <br>                        |          |    |
| II 現代〈居場所〉考—哲学・社会思想の視座から    |          |    |
| 〈居場所がない〉ということ承認をめぐる闘争と病     | 太田 明     | 33 |
| 「居場所」と「社会で生きる権利」            | 藤谷 秀     | 48 |
| 障がい児者を巡る受容と排除—生存権理解と関わって    | 竹内 章郎    | 54 |
| <br>                        |          |    |
| III 脱成長による持続可能な社会へ          |          |    |
| 政治的エコロジーと「もうひとつのグローバリゼーション」 | 北見 秀司    | 60 |
| —脱成長と〈居場所〉の創出のために           |          |    |
| ノーマリズム（正常化志向）と成長の危機、そしてサステナ | ユルゲン・リンク | 72 |
| ビリティ（持続可能性）の二重の意味について       | （真鍋 正紀訳） |    |

## 第二部

## 巻頭論文

|                             |       |    |
|-----------------------------|-------|----|
| 総合人間学の課題と方法—ヒトの中のサルとサルの中のヒト | 木村 光伸 | 86 |
|-----------------------------|-------|----|

---

**論壇エッセイ**

|                             |       |     |
|-----------------------------|-------|-----|
| 地球環境問題と人工知能，そして宗教           | 木村 武史 | 98  |
| 脳科学の進展は，どのようにわれわれの言語観を変えたか？ | 武田 一博 | 103 |
| 一言語生得説から脳の外部記号説へ            |       |     |

**一般研究論文**

|                                                      |       |     |
|------------------------------------------------------|-------|-----|
| E・F・シューマッハーの現代経済学批判と「超経済学」の構想                        | 三浦 永光 | 117 |
| メディアとしての 3D プリンター世俗的造物主か受苦する人間か                      | 吉田 健彦 | 128 |
| 年長少年に対する死刑                                           | 菅原 由香 | 140 |
| 民主主義の発生源としての「政治的徳」—ダグラス・ラミス『ラ<br>ディカル・デモクラシー』から見えるもの | 高橋 在也 | 151 |

**第 9 回研究大会若手シンポジウム報告：現代社会における子どもと環境のあり方**

|                               |            |     |
|-------------------------------|------------|-----|
| 越境と再統合                        | 高橋 在也      | 163 |
| —現代社会における子どもの問題をめぐる四報告からの示唆   |            |     |
| 法的視点からみた親子関係の変化               | 菅原 由香      | 168 |
| 子育てをめぐる生活空間の諸問題を考える           | 浦田（東方） 沙由理 | 176 |
| —空間が強いる社会的規範という角度から           |            |     |
| 子育ての経験を共有する意義に関する一考察          | 七星 純子      | 186 |
| 「子どもを育てる」ことに関する〈通時性の倫理〉の現代的意義 | 増田 敬祐      | 195 |
| —環境倫理学における「世代間倫理」の一考察として      |            |     |

|                |  |     |
|----------------|--|-----|
| 会員による著書紹介      |  | 205 |
| 『総合人間学』バックナンバー |  | 207 |
| 学会会則           |  | 211 |
| 投稿規定・執筆要綱      |  | 214 |

|      |       |     |
|------|-------|-----|
| あとがき | 宮坂 琇子 | 220 |
|------|-------|-----|

---

# 第一部

## 成長・競争社会と〈居場所〉

## 問題提起

## Introduction: The Concept of “A Place where One Belongs” in a Competitive Growth-driven Society

片山 善博

KATAYAMA, Yoshihiro

アベノミクスの掛け声の下、3年目を迎えた。円安の加速と株価の上昇で、大手メディアは、アベノミクスの意義を解説し、その政策に肯定的な評価を与え続けてきた。確かに、自動車などの輸出企業やグローバル企業にとっては、有利な政策である。しかし、貧富の格差は依然として広がり続けており、生活保護世帯も増え続けている。さらに、現政権は、アベノミクスを唱える一方で、憲法改正に向けた動きや集団的自衛権の容認など、戦後70年を迎えた日本のあり方を根底から変えようとしている。そしてこの政権を、2015年2月の時点で、約半数の国民が支持している。

アベノミクスは、おおざっぱに言えば生産性の向上が雇用環境を改善するという考え方を基調とする。企業が成長する、つまり生産性を向上させることで（その中には実は人件費の削減も含まれているのだが）、国際競争力をつけると、その結果として、その恩恵は一般の働き手にももたらされ、賃上げが起こるというものである。また企業収益に連動した株価の上昇によって、さまざまなグローバル企業が日本市場に参入し、多くの資本が日本に集まり、日本は豊かになるというものである。しかしそのことは同時に生産性が低く競争力のない部門（たとえば農業など）を切り捨てることを意味する。国

際競争力を持たない（持つことができない）企業や人間は、このような成長と競争に彩られた社会の中で、淘汰され、排除され、弱者の位置におかれることになる。しかもこの成長・競争の考え方は、利潤を追求する企業以外にも、たとえば大学などの教育機関や医療機関、福祉施設など本来利潤の追求と無関係な分野にも及んでいる。

現政権（に限らず戦後のすべての政権）は、経済成長と競争力の強化が日本に繁栄をもたらすものと考えてきた。とくに1990年代以降のいわゆるアメリカン・スタンダードのグローバル化のもとで企業や国民には国際競争力が求められてきた。たとえば、企業や学校で英語（と言っても英文学のような教養としての英語ではなく、コミュニケーションツールとしての英語）が重視される。大学でも第二外国語が削減され、スキルとしての英語一辺倒になりつつある。小学校でも英語が科目に組み込まれた。このように、グローバル化が要求するのは、価値の多様性ではなく、ある種の価値観への同化である。経済であれば、株価などのお金で測ることのできる経済成長であり、国家であれば、グローバル化を補完するナショナリズムである（国益を守るという名目で、グローバル企業を優遇するために）。

しかしながら、18世紀、重商主義のイギリス

で、経済学者のA・スミスが探究したように、「国の繁栄とは何か」を、今一度考えなおす必要があるのではないか。経済成長や競争を通して貨幣や資本を獲得することは、今の日本にとってほかのすべてに優先させるだけの価値あるものなのか。金儲けのための成長や競争がなくとも、もっと豊かに幸福に生きていく道はあるのではないか。そもそも私たちは本当にそのような経済成長や競争を求めているのか。この20年余りの歴史が示しているように、このことがもたらしたものは一部の企業や人々へのお金の集中であり、それ以外の企業や人々との格差の拡大であり、貧困の増大ではないのか。そして3・11後の原発事故に端的に示されているように、豊かな自然とそこに生きる人々の結び付きの破壊ではなかったのか。

しかし、このような事態になっても、なぜ多くの国民は、金儲けのための成長や競争を推進する社会のあり方を容認しているのか。

私たちは、生活していくなかで、意識的・無意識的に社会の支配的な価値観に合わせている。それは、それとは異なる価値観をもつと社会から排除され、孤立することを無意識のレベルでも感じているからであると考えられる。私たちは、支配的な価値観に自らを同化している限りにおいて、排除されることはないし、それどころか強者の位置に立つこともできる。直接的には、高い賃金が得られ、生産・消費活動において自己を達成でき、社会的な承認を得られるのである。このことは、たとえば3・11以後の原発再稼働をめぐる学者や評論家たちの態度や発言を見ているとはっきりするだろう。もちろん、異論や反論を行う者もいるが、いつの間にかその多くが大手メディアから消えている。さらにより明確な異論を行う者に対しては、バッシングが繰り返さ

れることもある。

ここには、支配的な価値観への同化をめぐる〈承認と排除〉言い換えれば〈支配する者と支配される者〉の構造がある。私たちは、排除されないように、経済成長や競争を是とする考え方を自ら進んで承認し、それに同化しようとする。その結果、脱成長をとねえたり、金儲けなど二の次だという言説は排除されていく。この価値観に違和感をもつ者は、居心地の悪さを感じ続けるだけでなく、場合によっては物理的な意味での生活の場を失うことにもなる。別にお金がなくともよいとか、経済成長のほかにもっと大切な生き方があるのではないかという価値観は、支配的な価値観に同化しようとする者たちによって、非現実的であると一蹴されてしまう。そして、そのもとで排除された者たちには、見かけ上は支配的な価値観と対立するが、実はそれを補完するものとして用意されたナショナリズムが押し付けられる。多様な人々の多様な生き方を奪う（一つの価値観に同化させる）ものとして。

成長・競争社会がもたらすものは貧富の無限の拡大であるという指摘は、すでに19世紀初めにヘーゲルによってなされている。私たちは、〈成長・競争〉をいったん括弧に置いて、あらためてこの間何が失われてきたのか、何を再生させるべきなのかを考えていく必要があるだろう。

日本には他の多くの国に比べて、豊かな自然がある。水資源も豊かであるし、森林や耕作に適した土地も多い。地方に行けば、どこにでも森林や農地を見出すことができる。私たちが生活できる場所はどこにでもあるはずである。しかし、労働人口の都市への流出によって、地方では、高齢化と、人口減が急速に進んでいる。そして農地だけでなく、長年培ってきた生活風習や文化も失われつつある。安心し



て暮らせる場そのものが失われつつあるのである。なぜなら、過疎化が進んでいる多くの地方は、成長・競争を優先する価値観からずれた所にあるからである。競争力のある企業もないし、仕事があったとしてもギリギリの生活を強いられる仕事である。といって、そこの人々が支配的な価値観に合わないことをはじめたら、国から適切な支援が受けられる可能性は低い。その結果、地方では、さらに若年層の流出が続き、競争力も落ち、疲弊していくという悪循環に陥っている。

都市でも事態は深刻である。人々は、さまざまな競争に耐えなければならない。雇用の流動化に伴う人件費の削減やグローバル人材（競争力を持った人材）養成の急速な推進は、人間的な限界（失業・非正規の増加、社会的排除、精神疾患・自殺の増加など）に達しているように思われる。このことは、学校の中での排除や選別、あるいは引きこもりなどの問題にまで広がっている。

また、こうした形での経済成長は、自然環境にも深刻な影響をもたらしている。1972年のローマクラブの報告にあるように、地球は資源だけでなく、生態系として限界に達している。東日本大震災をきっかけに起こった原発事故の問題は、自然環境に対しても多大な被害を与えた。経済成長の原動力にもなった原発が引き起こした事故は、私たちに、経済成長社会の推進ではなく、自然との共生を基礎に置いた別のライフスタイルや別の仕組み（相互扶助や分配や承認の仕組みなど）を構想するきっかけを与えることになった。

3・11の東日本大震災や原発事故は、人間の無力さの自覚とともに、そうした人間がどうしたら互いに支えあう仕組みを作り出せるのかという問題を、私たちに指し示したはずである。そして、支えあい

の中ではじめて人間は自立できるという意識をもたらしたはずである。自然的な条件に左右されながらも、その条件とうまく付き合いながら、自然が与えてくれた資源を大切に使い、さまざまな人間が互いに共存できる共同体を構築していくことが、現在の優先すべき私たちの課題ではないだろうか。その視点から、改めて成長・競争社会を捉え直さなければならない。

現在の成長・競争社会は、自然にとっても、人間にとっても、その成り立ちを崩壊させる地点まで来ているように思われる。人は、自然や他者との関係抜きに生きていくことはできない。とくに人は、他者との関係の中で、人間性や社会性を身につけて、つまり人間になっていく。その関係の具体的な場は、単なる場所ではなく、人と人とが居合わせる精神的な〈居場所〉ということになる。人は一人では生きて生きない以上、その場において人が自分の弱さを自覚しながら、互いに支え合っていく。それは、どんなに脆弱なものであろうとも、人が落ちつくことのできる場、安心していられる場ということになるだろう。もちろん生活空間も含まれるが、自尊感情や自己肯定感、安心感や帰属感などが持てる空間である。そうした場を一人ひとりがさまざまな仕方でもつことによって、人は安心して生きていけるのではないか。そしてこうした場が存在することが人に安寧を与えているのではないか。こうした〈居場所〉を、成長・競争社会は、生み出しているのか、壊しているのか。人は、成長・競争社会の中で、〈居場所〉をどのように作ることができるのか。

これまでみてきたところからも明らかなように、競争を強制される成長社会（そして成長を支えるための管理社会・監視社会）は人々が、先に述べた〈居場所〉を持つことを困難にしているのではない

かと、筆者は考えている。なぜなら、本来の〈居場所〉とは、一元的な価値のもとに成り立つ場ではなく、人間同士の共感や異質な存在の相互的な承認に基づく時間的な場であると考えからである。仮に一元的な価値のもとに成り立つものだとしたら、その価値に合わせていくしかなくなり、そこから外れないようにする、あるいは外れたらどうしようという常に不安と恐怖にさいなまれることになるかである。したがって、安心した〈居場所〉が生み出されるためには、支配的な価値観に対して価値観の多様性を認めていくことが必要であろうし、成長・競争以外の価値観を重視していくことが重要である。

人間は、どのような状況の下であろうとも、社会的存在として、何らかの形で自らの〈居場所〉を作り上げようとしてきた（たとえば若者のネット空間なども含めて）。しかし、〈居場所〉を奪っていく成長・競争社会においては、そうした場を意識的に作り上げていかなければならないだろう。

以下の論文では、成長・競争以外の価値に基づくさまざまな〈居場所〉をめぐる議論がなされるはずである。成長には成熟するという意味もある。人間の成熟をもたらす場としての〈居場所〉とは何か、という視点から、成長・競争社会のあり方を問い直すことができるのではないか。

片山 善博（日本福祉大学／哲学）



## I 現場から〈居場所〉を問う

### Examining “a Place where One Belongs” Concrete Case Studies

#### 〈居場所〉そして〈持ち場〉 —高齢化と人口減の町で考えた—

#### “A Place where One Belongs” and “One’s Place in Life” : Thoughts from an Ageing Town where the Population is Falling

玄田 有史

GENDA, Yuji

#### 高齢化が進む町で

秋田県F町。そこは日本で初めて世界自然遺産に指定された白神山地にも近い静かな美しい山村である。1970年代には7000人に近かった総人口も今や4000人を割り、高齢化が進む秋田県のなかでもさらに高齢者の人口比率は高い。そんなF町を、2013年秋に初めて訪れた。

役場、体育館、スーパーなどが集まる町の中心部を歩いていると、意外な光景に気づいた。高齢化が進む町のイメージといえば、地域全体が老朽化し、シャッター通りや古びた家屋が立ち並ぶ地域ということであろう。だが、多くが顔見知りの人ばかりで防犯など気にする必要もない町には、そもそもシャッターを上げ下ろしする店などない。それにも増して驚いたのは、古い家屋どころか、町のなかに意外なほど新築の家屋が多いのだ。

高齢化が進む町とはいえ、若い世帯もないわけではなく、結婚して新たに新居を建てている人々も結構多いのだろうか。それとも何らかの理由で、外から移り住んできた人でも増え始めているのだろうか。

か。しかし、町の人にうかがうと、そうではないのだという。

川沿いに南北に深く伸びる町では、そもそも林業をなりわいとする人々が山間部に少なからず暮らしていた。タクシーもなく、バスも一日数本しかないので、用事があって町に出ていくためには、自家用車を走らすしかない。冬になると数メートルの雪が何日も降り続くなかでは、町に出ていくのもひと苦勞である。運転は慎重にしなければならない。年寄りには危険な山道だ。さらには、運転役だった夫が亡くなったりすると、夫婦のみで暮らしてきて、運転免許を持たない残された妻は、町に出ることそのものが、きわめて難しくなる。

そんな状況のなか、町の中心にあった新築の家は、山奥に住んできた高齢者が、蓄えた財産をはたいて一大決心で建てたものだったのだ。けっして若い人や移住者が新しい家を建てているわけではなかった。

もう山奥には、ほとんど人は住んでいないのですか。そうさらにたずねると、もちろんそうではない

という。誰もが移り住んで、新築の家を建てられるだけの財産を持ち合わせているわけでもない。移れるのは、むしろ一部の人々だけだ。それだけの余裕がない人は、あらゆる交通から遮断され、まさに取り残されたような状況にある。正直いって、よく生活ができていると、不安になることも多いんです。そう、町の社会福祉協議会（社協）のある人は、おしえてくれた。

### 高齢者の悩み

社協の人からは、こんな話も聞いた。

社会福祉協議会は地域の福祉を担う民間の組織だが、そのなかでも最近の高齢社会では介護サービスの担い手となることが、特に大きな役割となっている。介護の世話をしながら、お年寄りと、日々言葉を交わすことも多い。

「何か困りごととか、ないですか」。何年も冬山を生き抜いてきた高齢者は、そもそも辛抱強く、我慢強い。困りごとを問われても、「十分です、ありがたいです」と、弱音めいた言葉を吐くことは少ない。特に不安や心配ごとは、ないように思われた。

ところがあるとき、一人の高齢者がぼつりと、こんなことを初めて口にしたのだ。介護で家を訪問してくださる方々は、たぶん気が付いていたと思うのだが、うちには実は部屋のなかに閉じこもったまま、誰とも会おうとしない子どもがいっしょに暮らしている。高校を卒業して、一度は都会に出ていった。本人も語ろうとしないので、くわしいことはわからないのだが、何かがあって深く傷ついて、あるとき実家に戻ってきた。世間体もあり、そのことを他の人に知られたくもないので、そのままいわゆる「ひきこもり」の状態になっているのだという。

生活はどうしているのかとたずねると、本人が蓄

えた貯金も底をつき、今は親の年金のみが家庭の生計のすべてだという。だからこそ、自分が死んだ後、子どもがひきこもりの状態から抜け出せないままだとすれば、いったいどうなってしまうんだろう。そんなことを思うと、夜もますます寝られなくなる。自分のことはどうでもいい。子どものことが一番の心配だと、高齢者はつぶやいた。

話を聞かされた社協の人は驚き、事務所にもどり、早速に今日あった出来事として報告をした。すると、別の家に介護訪問している人から、実は自分の訪問している家でも同じようなことがあったというのだ。

これは一度しっかりと調べてみないといけないのではないか。介護訪問家庭や、人づてに家に閉じこもった人たちが、どのくらいいるのかを調べてみることにした。その結果、4000人弱の町ではあったが、少なくとも100人が家にこもったまま、地域から孤立したまま、ひそかに暮らしていることがわかったのだ。

都会から戻ってきたまま家にこもっている40代もいれば、高校時代に不登校になり、そのまま、ずっと家にいるだけの20代もいた。親も子どもも、はなから働いて自立することを放棄しているようにみえる家庭もあった。

こんな30代もいた。やはり昼間は、家にとじこもったままなのだが、彼には唯一の趣味があった。それは車を運転することだった。夜になり、近所の人々が寝静まったころになると、ひっそりと家の車のキーを差し、誰も自分のことを知らない近くの市や町へとドライブに出かけるのだ。そこで彼は24時間営業のファミリーレストランでコーヒーを何杯か飲む。それだけが彼にとって、生きている唯一のよろこびだった。そしてコーヒーを飲み終わると、

彼は夜が明ける前には、自宅に戻る。そして昼間は、ずっと家に閉じこもるのだ。

### 何ができるのか

事実を知り、社協の人々は愕然とした。

都会などには「ひきこもり」といわれる人がたくさんいるらしい、ということは新聞やテレビなどで見聞きはしていた。しかし、自分たちの住んでいるF町で、そんなに多くのひきこもりがいたとは、まったく予想もしないことだったのだ。自分たちは、介護など地域の福祉の仕事は一生懸命やってきたつもりだが、ひきこもりとなると、何をどうすればいいのか、想像もつかなかった。

悩みを打ち明けてくれたお年寄りに、介護でたずねていったとき、どのように話をすればいいのだろう。ひきこもりなど、とても自分には手に負えない。だから悩みごとを聞いてあげることしかできない。すぐに問題は解決しないとしても、悩みを聞くことだけで、十分大事なことはあるだろう。

ただ、それよりも、もっと具体的に安心を与えることが大事なのではないか。心配しなくても大丈夫だよ。もし身寄りが誰もいなくなって、生活がどうしてもできなくなったりしたら、生活保護もある。そのための手続きが役場でできるように、そのときは私たちが責任をもって手伝うから、安心して。そのためにつくられた仕組みが、生活保護なんだから。

しかし、生活保護は万策が尽きたときの一つの方策ではあったとしても、本質的な解決ではないように、社協の人々は思った。生活保護を受けることには、世間体も含めて引け目を感じる人たちも、田舎には多い。できることならば、自分の暮らしは自分でできるようにするのが、何より大事なのではない

か。だとすれば第一歩は、なんとか家から外に出られるようにすることしかない。

F町の社協は、ひきこもりの問題に真正面から取り組むことを決心した。そのためには、まずは地域の人たちにも、彼らや彼女を受け入れてくれるように協力を求める必要があった。しかし反応は芳しくはなかった。ひきこもりなんて、しょせん本人が甘えているだけ。もっといえば、家族が甘やかしたから、そうなったんだ。だったら、本人や家族が解決すべきこと。そんなことに巻き込まれたくはない。

それにそもそも町に100人も「ひきこもり」がいるなんて、絶対に取り上げないでほしい。ただでさえ、高齢化や人口減少で町の人たちは不安な思いで暮らしているのだ。それに輪をかけて、難しい問題が町にあることを知ったら、住民たちは、どんな気持ちになるだろう。問題に取り組んでいることが外に知られて「ひきこもりの町」だなんて評判にもなったら、どうするんだ。若い人など、町に住み続けたいとはますます思わなくなる。そうなったときに、いったい、誰が責任を取るのか。

どんな地域にも課題はある。それを多くの人は見て見ぬフリをしようとする。そして、そのまま地域は、結局は解決に向けた試行錯誤を欠いたまま、いつのまにかどうしようもなく衰退していくのだ。それは市町村も、都道府県も、国も同じことだ。

しかしF町の人々は、違った。反対こそ少なからずあったものの、見えてしまった以上、やらないわけにはいかない。地域のあらゆる困ったことに寄り添い、いっしょに課題を解決しようとしていくのが、本当の地域の福祉のはず。F町の取り組みは始まった。

## ひとつのきっかけ

最初に考えたのは、とにかく居場所をつくることだった。家を出て、安心していられる居場所ができれば、きっとみんな出てくるはず。そう考えて、町内の施設を使ったイベントを企画した。

まずは誰でも気軽に参加できるようにと、カラオケ大会をすることにして、日時と参加自由を記したチラシを町内の各世帯に配布した。介護に訪れていて、閉じこもっている家族がいるところには、本人が直接目にする機会ができるよう、台所にそっとチラシを置いておいたりもした。

当日。ひきこもりは誰一人、会場にやってこなかった。

あきらめず、ピンポン大会の企画もやってみた。結果は同じだった。

家にこもっているのには、一人ひとり様々な理由がある。そのなかで共通することがあるとすれば、その一つはまちがいなく「世間の目」に対する恐怖心だ。世間の目を避けるために、じっと家のなかにいる以上、どんなに心やさしい居場所がつけられたところで、恐怖心からそこまで足を運ぶことが、そもそもできないのだ。

出て来られないとすれば、こちらから本人に会いに行けばいいのではないか。実際に、そのような活動を「アウトリーチ」という。アウトリーチとは、医療・福祉等で、ケアが必要であるにもかかわらず、施設に通うことができない人々に、専門家が自分から出向いて支援する取り組みのことである。ひきこもりなどに対しても、粘り強くアウトリーチを重ね、その結果、社会に復帰し、自立することを支援する活動を行っている NPO など、いくつか存在する。

しかしひきこもりに適切なアウトリーチを行うに

は、並大抵ではないスキルが要求されることもまた事実だ。安易に接触しようとしたことで、ひきこもり本人がパニックになってしまったり、家庭への外部者の「侵入」を許した家族に対して怒りをおぼえ、ときに危害を加えることすらある。F 町に限らず、ひきこもりへの十分なアウトリーチのスキルを持った専門家が、絶対的に不足しているのが、日本の現状だ。

どうすれば、孤立した彼ら・彼女らと出会うことができるのか。思い悩んでいたとき、一つの「事件」が起こった。

社協では、業務が多用であることもあって、あるとき臨時のアルバイトを募集することになった。世帯に配るチラシに、その求人の情報を小さく掲示したところ、100 人近くいる町内のひきこもりの一人が、それに応募してきたのだ。

それを一つのきっかけにして、リーマンショック後の緊急雇用対策として政府が実施していた基金訓練への受講参加の案内を、同じようにチラシに加えてみた。すると、やはり何人かのひきこもりが、はじめて受講のためのガイダンスに現れ始めたのだ。

彼らが必要としていたのは、やさしく接してくれるだけの居場所ではなかった。求めていたのは、自分の果たす仕事のできる居場所だったのだ。

## それぞれの持ち場

その後、町では孤立した人々のための「仕事づくり」に本格的に取り組んでいく。職人に指導を仰ぎ、あるひきこもりは蕎麦打ちの技術を身につけ、お客さんの人目にはつかないかたちではあるが、厨房で働くようになった。町では、地域の名産品であるマイタケをふんだんにつかった「マイタケ・キッシュ」を地元商品として開発し、通信販売を始めた

ところ、美味しいとのうわさを聞きつけ、全国から注文が届くようになった。そのキッシュの製造工場でも、ひきこもりだった人々が交代して製造に取り組むようになった。

考えてみれば、高齢化が進み、人口減少が止まらない地域において、どのような状態であれ、若者は何より「必要な存在」だったのだ（地域では20代、30代はもちろん、50代でも十分若者だ）。そして、そんな貴重な存在が、地域の家庭のなかに眠っていたのだ。

通常は、ひきこもり、ニート、ホームレス、不登校など、社会から孤立した人々は、社会のお荷物であるとみなされがちだ。しかしF町は、ちがった。むしろ発想を大胆に転換し、お荷物どころか、地域を担う貴重な人材として、彼ら・彼女らを信頼し、期待し、アテにしたのだ。その結果、彼らには自分がいられる居場所であるのみならず、地域でよろこばれ、感謝される、彼ら・彼女ら固有の持ち場が創られたのだ。

深夜にドライブをすることが唯一の趣味だったひきこもりの30代は、どうなったのか。彼は山奥に取り残された高齢者が、町に買い物に行ったり、役場などに通ったりするときの貴重な足として、その送り迎えを担っている。たくさんの手当てなど期待できないものの、それでも彼には地域のなかで、れっきとした持ち場を持っていた。

孤立した若者と孤立した高齢者が出会うきっかけをつくったのは、地域にあったひきこもり問題から目を背けず、正面から向かい合おうとしてきた町内の人々である。

F町の取組みは、厳しい競争社会のなかで孤立した人々を包摂するための大切なヒントが数多く含まれている。

## SNEP（スネップ）という存在

F町に限らず、現在の日本社会では、社会から孤立した人々が多数存在し、かつとめどもなく増え続けている。その存在について、筆者は2012年から「孤立無業者（Solitary Non-Employed Persons：SNEP）」という概念を定め、注目することの必要性について警鐘を鳴らしてきた。

スネップ（SNEP）とは、20歳から59歳の本来であれば働きざかりの人々のうち、(1)仕事をしていない、(2)結婚をしたことがない、(3)ふだんずっと一人でいるか、家族としかいっしょにいないことのないという、いずれの条件にも当てはまる人々のことをいう。そのなかには、先にとりあげたひきこもり状態の人々も、少なからず含まれる。

このようなスネップは、いったいどの程度、存在しているのか。その数は、総務省統計局が5年毎に1度定期的実施する『社会生活基本調査』から把握することが可能である。2001年に行われた調査による推定では、スネップは全国で約85万人にのぼった。それが5年後の2006年には112万人にまで増えていき、さらに2011年には162万人に達しているのである。すなわちスネップは2000年代に入り、およそ2倍に急増した計算になる。

スネップには、いくつかの特徴がみられる。友人や知人とのふだんの交流がないこともあって、スネップはスポーツや旅行、ボランティアなどの活動を行うことはきわめて少ない。またF町のような地方に偏在しているというわけではなく、都市部も含めた全国に存在していることも確認される。またスネップは、経済的に余裕のある世帯に暮らしていることもあれば、そうでもない世帯でなんとか暮らしていることもある。

個人の特徴として、2000年代初めまでは、男性、低学歴層、中高年層であるほど、無業状態になると社会から孤立し、スネップになりやすいといった傾向が見られていた。ところが、2000年代半ば以降になると、それらに限らず、女性、高学歴層、若年層からもスネップ状態に陥った無業者が増えているのだ。

さらに他者との直接的な交流を失い、結果的に孤立していく背景として、インターネットの影響を予想する声もあるが、必ずしも「ネット中毒」といったインターネットの過剰利用者にスネップは限られない。また心身の病気になったことで孤立しているのではないかという意見もあるが、むしろ積極的に通院・治療をしている無業者であれば、社会との接触も生まれやすい。スネップには、体調が悪いと思っても、病院などに行こうとしていない場合も少なくない。

これらの事実は、特定の一部の人々が社会的に孤立しやすいのではなく、誰もが仕事を失うことを通じて、すぐさま孤立状態に陥る傾向が強まっていることを意味している。筆者はそれを、やや語彙矛盾に聞こえるかもしれないが、あえて「孤立の一般化」と呼んでいる（以上、詳細については、玄田（2013）を参照）。

社会に居場所を持たない人々の実態や苦しみを理解するためにも、スネップの存在にもっと社会が目を向け、その対策を社会全体で講じていくことが必要なのである。

### 持ち場でつながる社会へ

現代は、経済の停滞傾向のなかで、ますます成長へのプレッシャーが強まった社会である。さらに停滞に加え、グローバル化に伴う競争の激化も相まっ

て、他者よりも優れていなければならない、そうでなければ生き残っていくことはできない、といったプレッシャーに多くが晒されている社会でもある。

その結果として、日本で深刻となっているのは、社会全体に蔓延する孤立感の広がりである。筆者は2014年に、日本に加え、英語による生活圏である米国、英国、オーストラリア、南アフリカ、インドにおいて、各国の生活状況や将来見通し（希望）に関する比較調査を行った。対象は20歳以上59歳以下として、インターネットによるウェブ調査を実施した結果、各国から約1300名からの回答を得た。

調査のなかで「あなたは友だちが多いほうだと思いますか」、英語では“Do you think you have many friends?”をたずねた。回答は「多い（I have many friends）」「どちらでもない（I have neither many nor few friends）」「少ない（I have few friends）」「友だちはいない（I have no friends）」から一つを選ぶこととした。その結果を示したのが、図1である。

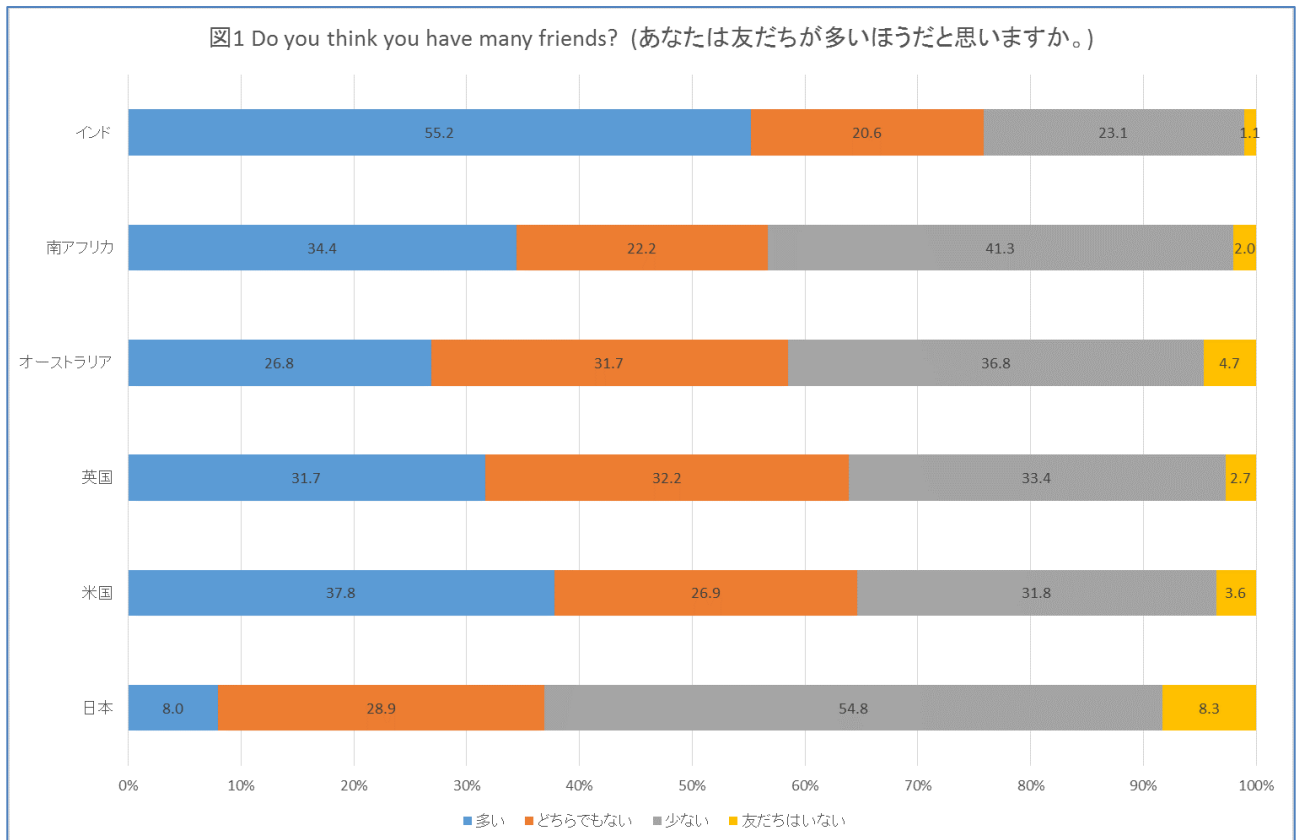
この図から明らかなのは、なんといっても日本人における「（友だちは）多い」という回答の圧倒的な少なさである。日本以外の国々では、オーストラリアを除き、すべての国で30%以上が友人は多いと回答しているのに対し、日本ではわずか8%にすぎないのである。対照的に、友だちは少ないという回答が、日本では55%と唯一過半数にのぼっている。さらにいえば友だちがまったくいないという回答が、日本では他国に比べて多く8%にまで達している。総じて日本人は6割以上が自分は友だちが少ない、もしくはいないと感じており、その割合は他の英語圏の国々に比べて突出しているのだ。

いったい、この日本人の圧倒的な孤独感は、どこから来ているのだろうか。私の知る限り、その明確

な科学的回答は未だ得られていないように思う。ぜひとも総合人間学会の英知によって、その背景を明らかにしてほしいと期待せずにはいられない。

経済成長のために限らず、毎年繰り返す数々の自然災害を克服し、真にレジリエント（弾力的で回復力のある）社会を築くためには、何より人々が孤立

化を強める社会構造を解明し、それぞれが持ち場を持つことを通じて、人と人とのつながりを創造することが求められる。そのためにこそ、検証と実践に向けた人間研究を、今後とも粘り強く進めていくべきだと思う。



資料) 筆者が2014年に独自に行ったインターネット調査による。各国とも20～59歳の約1300名から回答を得た。

## 参考文献

玄田有史 (2013) 『孤立無業 (SNEP)』 日本経済新聞出版社

玄田 有史 (東京大学／労働経済学)



## 「居場所」の喪失と回復 —「いのちの電話」活動の経験から—

### Loss and Restoration of “A Place where One Belongs” : From the Experience of Working at a Telephone Counselling Service

種村 完司

TANEMURA, Kanji

#### 1. 「居場所」問題への私のかかわり

「居場所」についての論稿を求められたとき、この問題と向き合うことに私は少しも違和感がなく、むしろ必然性の意識をもって受けとめることができた。日本社会の中で、子どもから青年、壮年、老人にいたるまで、個々人が心身ともに多かれ少なかれ不安状態におかれ、自分自身にも自分の生活にも充足感をもちえていないからこそ、いま共同して問わなければならない最も切実なテーマになっている、と常々感じていたからである。

個人的なことを語るのを許してもらおうと、私は、哲学および倫理学の研究・教育者として長年送ってきた大学人生活と併行して、学外でいくつかのボランティア活動にもたずさわってきた。とくに「鹿児島いのちの電話」活動には26年以上かかわっており、そのうち約15年間、直接の電話相談にも従事してきた。「いのちの電話」は、自殺予防を主な目的としてはいるが、コーラー（相談者）からの相談内容は、家庭内での喧嘩・暴力・別居や離婚、職場でのトラブル・人権侵害、教育現場での校内暴力・いじめ、経済苦やリストラ、心身の重篤な病い、など実に多岐にわたっている。私の場合、勤務の関係もあって、月一回、週末の深夜時間帯（夜中の10時半から翌朝の8時まで、一、二時間の仮眠を含む）に電話当番をつとめ、そのつど現代社会の矛盾

の深刻さ・多様さに衝撃をうけてきた。

深夜時間帯に電話をかけてくるコーラーには、心の病いに苦しむ人たちが多く。うつ病、強迫神経症、離人症、統合失調症などと診断され、そうした病気と共存しながら生きている人々である。彼らは、日中の明るい時間帯に屋外に出ることができず、寝静まった夜、不安と寂しさを少しでも和らげようと、「いのちの電話」にかけてくる。簡単に解決策が見つかるわけではない。結論が出ず堂々巡りの会話になる場合も多い。彼らのつらい思いをひたすら受容し、共感的な理解に努めることが相談員の主な仕事になる。長時間の忍耐強い対話をつうじて、暗い気持を少しでも晴らしてもらい、自死を考えていた人には「もうちょっと生きてみようか」と思ってもらい。ささやかだが、それが目的なのである。

それにしても、この種の精神病理の発症には、必ず原因やきっかけがある。じつと電話を聴きつづけると、親子間での虐待や暴力、学校や職場でのいじめ、人生途上での深刻な挫折・破局などが、浮かびあがってくることが多い。さらに、こうした重篤な心の病いに陥った人たち以外に、現代の社会病理のただ中で、ひじょうに強い不全感や疎外感を訴えてくる人も少なくない。訴えの根っこには、社会に受け入れてもらえない、自分らしく生きることができ

ていない、言葉をかえれば、「居場所がない」「居場所を失いつつある」という実感があり、その実感の背後には、労働や仕事の面での抑圧や不自由、人間関係の面での歪みや崩壊がある。社会のいろいろな分野で、一個の人格として承認され尊重されていない人がいかに多いか、ということの証であろう。

「いのちの電話」活動をつうじて私が受けとめた相談内容の中で、居場所を喪失した（および喪失しつつある）事例と回復した（および回復しつつある）事例を以下に紹介しようと思う。だがその前に、そもそも「居場所」をどう理解すべきか、を問う必要があり、それと関連させて具体的な諸事例をいくつかの分野にわたって記述してみることにする。

## 2. 「居場所」をどのように理解するか

今日、人々が一般に「各人は自分にふさわしい居場所をもつ必要がある」とか「今の私には居場所らしきものがない」とか言うとき、その「居場所」とはどのようにイメージされ理解されているのであろうか。

この言葉のうちには、個人のおかれている環境や社会にたいする心理的ないし感情的な受けとめ方が表現されているとともに、個人がおかれているリアルな客観的条件が表現されている。つまり、主観的な実感と客観的な事態が同時的に示されており、時にはしばしば、実感と事態の両者が混じり合って、あるいは融合して言い表されている。

私は、「居場所」という言葉を、第一に、家庭・学校・職場・地域等で、自分自身が安全であるという実感、気楽で安らげているという心理だ、ととらえるように思う。

こう述べるとき私は、『経済学・哲学草稿』の中でマルクスが書いた、有名な次の記述を想起してい

る。「労働者は、労働の外でやっと自分のもとにあると感じ、労働のなかでは自分の外にあると感ずる。彼が家にいるように安らいでいるのは労働していないときであって、労働しているときには、彼は安らぎをもたない。」疎外された労働は安らいだ心身状態の反対物である。この文には、強制から解放された「安らぎ・気楽さという感覚」が大切であることへの注目・重視がある。まさに気楽な場所に身をおいているという安心感こそ、まずは「居場所」観念の一つの本質だというべきであろう。

とはいえ、こうした気楽さや安心感が成り立つには、それを保証している客観的な条件がなければならない。すなわち第二に、居場所とは、ある人が周囲の者からその場での存在を承認されている、さらには尊重されている、という事態だと考えられる。

「君はこの集団の中にいてもらっていいよ」「このグループの一員として必要な存在だ」という周りからの了解であり、包摂である。個人の主観的な思い込みではなく、個々の成員を受け容れるこういう人間関係や客観的な状況があつてこそ、個人の安心感や気楽さも確かなものとなり、より長続きするはずである。

これらに加えて、居場所にはさらに一步すすんだ段階があるように思う。人間はただその場にとどまっている存在ではなく、つねに自分の意志で行動し何かを生み出す存在である。この面を重視すると、第三に、一步すすんだ「居場所」の観念とは、活動によって、活動の成果によって自分の存在意義が認められている、という事態だ、ととらえることができる。自分がたずさわる活動や仕事をつうじて、自分が周囲から正当に評価されることほど、大きな充実感（言い換えれば「自己確証」）が得られるものはない。逆に、活動プロセスや活動成果が無視され、不当に扱われる場や集団では、誰も自分の居場

所を確認できず、「自分は無用の人間だ」「無価値な存在だ」と卑下し絶望することだろう。「居場所」観念をわれわれの生活の中で深い人格的意義をもつものとして理解するためには、今日とくに人間の主体的意志や社会的活動と結びつける必要がある。

そして、活動と成果をつうじて周囲から自分の存在意義が承認されるという事態は、個々人の日常的な信念と結びつき、それを定着し強化することになるだろう。私は、第四に、居場所とは、自分のやりたいことができている、自分の得意分野に専念できている、という個人の確信や自己実現感覚でもある、ととらえている。厳しい経済状況や労働環境のもとで、ここまで高い「居場所」観念をもちうる恵まれた人はごくわずかだ、との批判も出るかもしれない。私も、これが容易ではないこと、むしろ現代では理想に近いことを否定しない。しかし、人間的な生を追求しようとするなら、こうした居場所観念をいつまでも理想の域にとどめず、困難な中でもたえずそれを現実化する試みが不可欠だと思う。

### 3. 「いのちの電話」の中の諸事例

#### (1) 居場所を喪失してしまった事例、喪失しつつある事例

私が受けた相談の中で、家庭や職場で「自分の居場所を感じるができない」というたぐいの訴えが少なくない。「居場所」という言葉を使わなくても、「いつも不安だ」「いたたまれない」「だれも認めてくれない」という言葉が発せられるとき、「居場所がない」という感覚なんだな、と受けとめることにしている。

30歳代の主婦から、「2年前の夫の浮気以降、喧嘩がたえない。一度子どもを連れて実家へ戻ったが、親に諭されて自宅に帰り、8ヶ月になる。言い合いになると、夫からの殴る、蹴るの暴力がひど

い。離婚したいがどうだろうか。」との相談があった。この女性にとって、もはや家庭は自分の居場所ではないという意識が強く、夫は彼女にとって居場所の破壊者でしかない。いや、夫の側でも、愛情を失った妻との共同生活の中に居場所を感じられなくなっていることだろう。これほどの暴力沙汰までいなくても、愛と信頼が消失した夫婦からの、別居や離婚の相談は著しく多い。その中で私にとって印象的なのは、妻の側にある、人生をやり直したい、新しい居場所を見つけたいという強い思いである。しかし、経済的に夫に依存してきた専業主婦は、離婚をためらうケースが多い。「離婚できない病理」と言っているかもしれない。今日の日本では、なお経済的な非自立性が不幸な婚姻生活からの脱却を妨げていることを、多くの事例から教えられる。

学校現場での陰湿ないじめは、子どもたちにおける居場所喪失の典型的な現象である。いろいろなケースのいじめ相談が寄せられたが、中でもとくにひどい例があり、電話を受けるこちら側の気持ちが落ち込んでしまうほどだった。県外から転校してきた中学2年の男子生徒が、集団で長期にわたり執拗にいじめられたケースである。被害者は、体育館やボールの隅っこで、裸にされ、みなの前で裸踊りを強制されたり、休み時間にトイレでズボンやパンツを脱がされ、見世物にされた。担任の教師はうすうす感じてはいたようだが、介入しようとはしなかった。両親が校長先生に訴えてみたら、とアドバイスしたが、本人は「なんとか耐える」と決意を述べて電話を切ることがしばしばだった。1年後、彼が再び父親の転勤に伴って県外へと転校することになり、幸か不幸か、私との電話のやりとりはそれで終わりになった。いのちの電話の相談員は、悩みを受けとめることが主であって、本人が求めなければ（死の予告を除いて）、行動を起こせない。その意

味では、無力である。教師も学校も、親や保護者も知らない場所と時間で、子どもたちの人権が侵害され、居場所が剥奪されているという事実を思い出すたびに、今でも暗澹たる気持ちになる。

大人社会ではどうだろうか。職場では仕事がキツイ、労働時間が長い、上司が横柄で不親切だ、などの訴えが相次いでいる。たとえば、20歳代後半の看護師から、「7年間外科系の病棟勤めをしているが、急患も多く仕事がハードで常に緊張を強いられている。10歳年上の先輩にキツイ人がいて、人間恐怖症になりつつある。」との訴えがあった。自分はこの仕事に向いていないのでは、と彼女は深い自信喪失の状態にあった。労働条件の過酷さが彼女の自信を失わせ、居場所の喪失感を生み出していることが、私には感じとれた。

会社の営業関係に勤める労働者からの訴えには、さらに切実感がある。「リストラされて警備員に転職した人もおり、営業部門は減らされた10名以下の人間の手で、以前と同じ業務をこなす必要がある。労働時間も長くなり、直属の上司は、メーカーの指示に従うだけで従業員に配慮してくれない。」という憤りをこめた訴えである。健康な心身を維持しながら働きたいのに、激しくなる一方の企業間競争のもとで安全な労働環境が保証されず、働きがいますます縮小していく感覚、つまり居場所であるべき職場への信頼が一途にやせ細っていく、という実感が表明されている。

学校現場で苦闘する教師たちからも悲鳴が届いている。4年目の若手教員からの訴えによると、「4月に転勤した二度目の学校では、校長の権威主義的な指導と管理のせいで、若い者がつらい思いをしている。教師間にいじめがあるのに、組合も弱くて、それを正すことができていない。年配の教師は勤務時間内に無断で帰ったり、学内業務が若手に偏り、き

わめて不公平な状況にある。最近ストレスで胃が痛くてたまらない。」と。こういう事態が改善されなければ、この教師はますます居場所を失っていくことになるだろう。心身面での深刻な疾病発生の心配すらある。もちろん、このような学校ばかりではないにちがいない。先輩と後輩とのフランクな経験交流、校内分掌の公平な分担と相互協力などを実現している学校もたしかにある。だが、よく指摘されるように、生徒間のいじめを見逃している学校では、教師自身の権利感覚が希薄であり、教師間の連携や協力が弱くて各人がバラバラになっていることが多い。個々の教員の「学校＝居場所」実感が弱いということは、実は学校じたいの非教育的・非人間的性格が支配的になっていることの現れであり、まずはそれに気づかなければならないと思う。

いくつか特徴的な居場所喪失事例を挙げたが、総じて言えることは、家庭でも学校でも会社でも、居場所をますます矮小に窮屈にしている背景に、今日の日本社会の厳しい経済情勢があり、それに影響されて出来している苛酷な労働環境があるように私には感じられる。多くの組織で導入されている、成果主義や能力主義の強まり、上意下達型の人間関係、正規労働の非正規化という諸条件が、それに拍車をかけていることはまちがいない。

## (2) 居場所を回復した事例、回復しつつある事例

「いのちの電話」には、悩みや苦しみを訴えずにはいられない人たちからの相談が圧倒的に多く、苦悩から解放され幸福を取り戻した人たちからの報告や表白はきわめて少ない。電話相談という活動の宿命であろう。それゆえ率直に告白すれば、居場所を回復した事例、回復しつつある事例は、残念ながら十分には紹介できない。それでも、十全な回復とはいえないが、回復の一步を踏み出したといえるケ

ースは多少なりともある。

たとえば、40歳代前半の女性からの電話があった。「15年間一緒に暮らした夫から自分と娘への日常的な暴力があり、別居を決意した。株に夢中で、しかもお金に執着する夫は預金通帳をにぎって離さない。大型車の免許を取得して今アルバイトを始めた。離婚になったとしても、自分なりに生活していく自信がある。」と。夫に経済的に従属していた境遇を自ら断ち切って働き始めた女性が、新しい居場所づくりに一歩踏み出したケースである。労働ないし仕事に就き、経済的に自立することが、居場所回復の重要な条件であることを教えられる。

大学の建築科を卒業したという30歳代後半の男性から、やや希望に満ちた電話があった。「自分は学生時代にバンドや芝居に夢中になり、留年したために故郷に無理やり連れ戻された。いろんな職場で失敗し、今は精神科に通っている社会的不適応者だ。だが、二級建築士資格をもっているおかげで、来週から仮採用で勤められるようになった。やっと自分の求めているものが見つかった気がする。」と。これからの職場での仕事が彼に真の生きがいや自信をもたらすかどうかはなお未知数である。しかし、自分の能力や個性を多少なりとも生かせる職業に就くことになった事実は、新しい居場所獲得にむけての貴重な必要条件であろう。

これとは反対の事例もある。30歳近い女性からの訴えだった。「10年前、看護師になりたかったのに、父親から『おまえの成績ならもっと高い地位の職業をめざせ』と激しく反対され、それで神経をわずらった。離人症と診断され、一生治らないと主治医から言われた。」というケースである。(1)の居場所を喪失した事例で挙げるべきケースだが、自分のやりたいことができている、自分の得意分野に専念できている、という確信をもちつつある場合と、

根本からその確信を失った場合との、対照的な事例だといえるように思う。

自分にふさわしい居場所がないと日々痛感している人々は現代では多い。しかし、自ら動かなければ、ほんものの居場所は得られない。もちろん、保護が必要な子どもたち、重篤な障害をもつ人々には、安心できる居場所が提供されなければならない、またその獲得のためのサポートが必要だ。だが、自分なりに決意し行動できる人は、自分の居場所を求めたり、創ったりしなければならない。実は、「いのちの電話」という活動も、参加者たち自身の居場所回復運動の一環だといえることができる。

いのちの電話に参加しているボランティア構成員は、それまで多種多様な人生を歩み、さまざまな悲哀や危機を経験してきた人たちだ。私の知るかぎりでも、大学生の娘が自殺した女性、40歳代に心筋梗塞で夫を亡くした女性、進行性胃ガンの妻の闘病生活につきあった男性など、いろいろな人がいる。そういう自分の体験を電話相談員として活かしたいと願い、相談活動の中で自分の人間性向上を志し、相談員仲間との交流をつうじて自分の居場所を見つけ、自らのアイデンティティを確かなものにしようとする存在なのである。

今日、居場所の名に値するものは、安らぎのある家庭、楽しく学べる学校、仕事にやりがいのある職場などであろう。それらに加えて、参加していて充実感が得られる自由で平等な各種のボランティア組織・団体が挙げられる。たとえば、図書館にかかわる二つの事例を紹介すると、大学卒業後なんども就活に失敗し、引きこもり状態にあった女性が、図書館利用者からボランティア、さらに臨時職員として、地域図書館内に居場所を見つけた、というケース。長く引きこもっていた30歳代姉妹が、図書館

で使う子どもや高齢者向けお話し小道具の手作りに参加することによって、新たな生きがいを得られた、というケース。いずれも、社会とつながり他人に喜ばれる活動を始めることによって、居場所が回復されたのである。日本各地では、生きがいや居場所を失わせるような格差、競争、不自由の風潮が著しい。その中で、人間的な友愛や信頼を育む、小さいながらもオープンで自由なコミュニティの成立や活動が、そうした全体的風潮に抗する重要な防波堤になっている。

〔追記〕「いのちの電話」では、原則として相談員は自分の名を明かさないことがきまりである。私の場合、鹿児島県の組織内で広告塔の役割をも担っているメンバーなので、私を含む数名は例外として氏名の公表を許してもらっている。また、本文で紹介した諸事例は、相談年月、電話の発信地、問題の発生場所などが明らかにならないよう、相談者のプライバシーに配慮して叙述したことをお断りしておく。なお、いのちの電話活動への関与の経緯、この電話相談の目的や方法、そのコミュニケーションの特色などについては、拙著『コミュニケーションと関係の倫理』（青木書店）中の「補論 『いのちの電話』と人格的コミュニケーション」を参照していただければ幸いである。

種村 完司（鹿児島県立短期大学／哲学、倫理学）

## 子どもの居場所づくりをどう進めるか

### —3.11 以後の環境教育・自然体験学習論を踏まえて—

#### How to Promote the Creation of “A Place where One Belongs” for Children:

#### The Value of Environmental Education and Experiencing Nature in a post-3.11 Society

降旗 信一

FURIHATA, Shin'ichi

#### 1. はじめに

「子どもの居場所」をめぐり、今日、大きく2つの立場から政策がすすめられている。1つは、2013年に相次いで成立した「子どもの貧困対策法」、「生活困窮者自立支援法」をはじめとする子どもの貧困問題の深刻化への対策としての福祉政策である。このうち、とりわけ子どもの問題に焦点をあてた「子どもの貧困対策法」は、子どもの貧困の解消・教育の機会均等・健康で文化的な生活の保障、次世代への貧困の連鎖の防止をその目的に掲げており、子どもの貧困率、ひとり親世帯等の貧困率といった経済的指標、高校・大学進学率や不登校率といった学習機会に関する指標を調査し実態を把握しつつ「子どもの貧困対策計画の策定」「子どもの貧困対策会議・審議会の開催」といった国や都道府県、自治体レベルでの対策を行うことを柱としている。この政策における「子どもの居場所づくり」の目的は、貧困の状況に直面している子どもが教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援を十分に得られるような場の確保である。

「子どもの居場所」に関するもう1つの政策は、教育政策の中に見出すことができる。教育の振興に

関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されている教育振興基本計画（第二期：2013年6月）の前文では、東日本大震災により一層顕在化された産業空洞化や生産年齢人口の減少などの危機を乗り越え、持続可能な社会<sup>(1)</sup>を実現するために「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が必要とされている。ここで示されている「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会とは、一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる生涯学習社会（自立）、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会（協働）、これらを通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会（創造）である。「居場所」というキーワードは、この計画のなかでは、「自立」をめざす生涯学習社会の説明<sup>(2)</sup>として登場する。

今日、アベノミクスや原発再稼働の動きといったように国民の安心・安全よりも〈成長・競争〉の価値観を優先した政策がすすめられる中、教育政策では成長力・競争力を一層高めるための「自立」の場

として「子どもの居場所」が期待されているのであり、また、そうした〈成長・競争〉型社会から取り残された結果として貧困状況に置かれた子どもへのセーフティネットとしての「子どもの居場所」論が期待されているのであろう。このような社会の状況下において、本稿で論じるのは、今日の政策の前提となっている〈成長・競争〉の価値観そのものを問う場としての「子どもの居場所」である。あらかじめ結論を言えば、筆者が考える子どもの居場所とは、社会システムと生態システムの統合的關係としての社会 - 生態システム論的世界観のもと、個人とシステムのレジリエンスを高める場としての「子どもの居場所」である。このような「子どもの居場所」のイメージを、これまで自然体験学習・環境教育などに関心をもってきた筆者の視点にたってより具体的に述べるのが本稿の目的である。そのためまず、これまでに語られてきた「子どもの居場所」をめぐる議論を整理し、その上で、2011 年東日本大震災が環境教育的に、どのようなインパクトをもたらしたのかを述べる。そして、これからの「子どもの居場所づくり」の中で必要になると思われる災害レジリエンス教育的な視点を示す。さらにそうした視点からみた「子どもの居場所」のあり方として、環境教育研究における子どもの参画論の可能性を検討する。

## 2. 「子どもの居場所」をめぐるこれまでの議論— 「教育、育成、指導」から「関わりと参画」へ

佐藤一子（2002：41）は、戦後日本の教育において地域社会の教育への関心が高まった時期を、1940 年代後半から 1950 年代初頭の地域教育計画策定のころみ、1960 年代後半から 1970 年代にかけての地域教育運動の叢生に象徴される 2 つの時期とした

上で、2002 年の完全学校週 5 日制の開始に象徴される 1990 年代後半から 21 世紀前半を「地域の教育力への関心が高まっている戦後第三の時期」と捉える。そして「居場所づくり」が切実な課題として浮上してきた背景を、この戦後第三の時期の特徴として「子どもにとって、地域社会が仲間との遊びや生活の場としてなつかしく想起される場所ではなくなってしまったことである。（中略）子どもの居場所としての地域空間は抹消され、子どもたちは塾や盛り場へ、あるいは引きこもりの場所である「自分の部屋」へと居場所を移していった」（佐藤 2002：67 - 68）と説明する。その上で、佐藤は、子どもの居場所づくりについて「単なる空間的な場づくりではなく、子どもの自由時間行動における文化的選択と、それにともなう人間関係の社会的発展を含む発達環境形成の問題であり、自分の部屋と生活文化活動の場を能動的に結ぶ社会的なひろがりという意味」（佐藤 前掲書）があると指摘する。

こうした「居場所」のあり方は、1970 年代以降、子どもをとりまく地域社会のあり方として論じられてきた。（藤本 1974、増山 1989、高橋 1992）このうち高橋勝の「子どもの自己形成空間」論では、子どもがさまざまな他者・自然・事物と出会い、〈かかわりあう〉過程で形成されてくる〈意味空間〉であり、相互に交流しあう舞台として居場所についての独自の意味づけがなされた。「子どもの自己形成空間」とは、物理的空間ではなく子どもの日常的生活、多様な〈かかわりあい〉のなかで育まれる〈関係的世界〉である。かつての子どもたちは、豊かな他者・自然・事物に囲まれ、それらと全身で相互作用するなかで、さまざまな力を身に付けてきた。そうした力の獲得は意図的な教育が成立する前提としての「自己形成空間」の教育力によりな

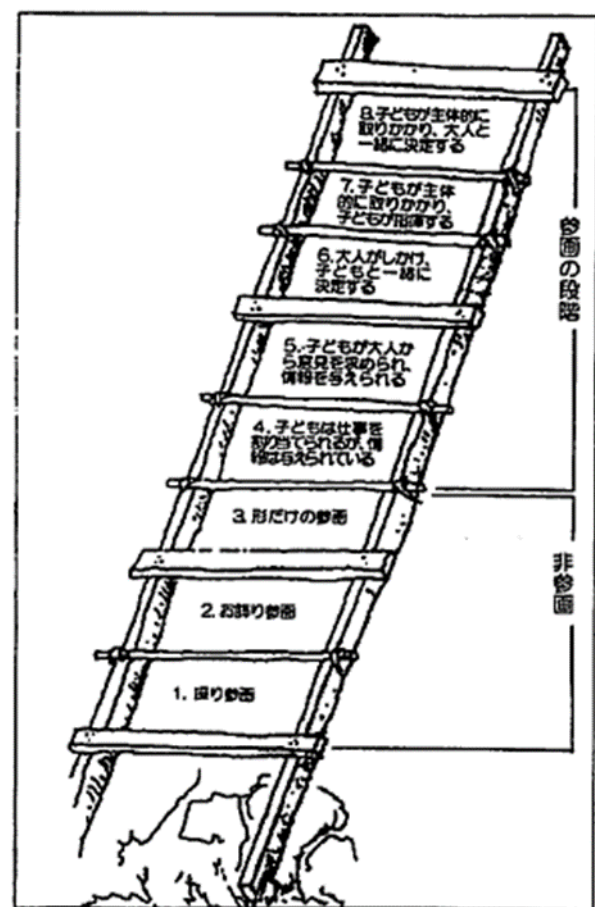


されたのだが、1970年代以降の都市化、情報化の流れの中でそうした自己形成空間そのものが衰弱し、解体の危機に瀕してきた。そうした問題に対して、子どものなかに多様な経験を回復することや、子どもを〈活動する身体〉としてとらえなおすこと、また子どものなかに共同性・共存性をどう育てていくかなどが、「子どもの自己形成空間」論の問題意識と射程であった（高橋 1992：8 - 15）。

1990年代以降になると、「居場所」は、教育政策や学会での用語として使用されるようになる。田中治彦（2001）は、居場所に関する文献リストをもとに、1980年代以降の子ども・若者の変容を「集団離れ」として捉え、集団指導施設から冒険遊び場、青少年センターの個人利用、子どものためのまちづくりなどの居場所空間の確保へと青少年の問題に対する政策の変化を示した。この流れは、21世紀に入り、「学校5日制」「総合的な学習の時間」「学校支援地域本部」などの一連の学校教育改革ともかかわる形で、集団論から関係論・参加論へと発展している。すなわち、大人が「教育目標」を設定して子どもにそこまで「到達」させるという従来の子ども・若者に対する「教育」「育成」「指導」という手法が、無力化しつつあるという認識であり、この状況に対して求められるのは「教育、育成、指導」から「関わりと参画」への発想の転換だという。田中は、そのためのポイントとして「指導者の必要性」、「（関わりと参画を生み出す）空間のデザインのあり方」、「施設管理者としてのNPO」といった具体的な提言を行っている（田中 2001：15 - 35）。

関係論・参加論について、本稿の問題関心から、田中も紹介している「参画のはしご」論（ハート 1997）を確認しておきたい。1992年、ニューヨーク州立大学の環境心理学者ロジャー・ハートは、ユ

ニセフとの共同プロジェクトを通して、子どもの参画を環境問題において実践している事例を集め、その原理及び方法論を発表した。このChildren's Participation（邦題：「子どもの参加」）は、世界各地で注目されている。とりわけ、環境教育のみならず1989年に国連において子どもの権利条約が採択されたことを背景に、「参画のはしご」は子どもの参加のレベルを8段階にまとめたモデル（図1）として知られている。



（図1）ハートの参画のはしご

### 3. 3・11により顕在化された新たな課題—災害レジリエンス教育論からみた「子どもの居場所」

前節では、「子どもの居場所」をめぐるこれまでの議論が、「教育・育成・指導」から「関わりと参

画」へという一連の変遷のなかで展開されていることを確認した。「子どもの居場所」論がさかんになった 2000 年前後から、すでに 15 年の歳月が経過しようとしている今日の「子どもの居場所」論を、とりわけ自然体験学習や環境教育の視点から、どうとらえるべきだろうか。このことを考える上で、重要な出来事は、やはり 2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災であろう。東日本大震災が自然体験学習や環境教育に何をもたらしたのかを正面から論じることが本稿の目的ではないが、環境教育（とりわけ社会教育や地域教育に係る）論者がどのようにこの出来事を受け止めたのかを数例紹介しておきたい。大島秀樹（2011：40 - 47）は、「60・70 年代の公害問題にかかわって 80・90 年代に、地球環境問題が登場した時は「環境」に関して誰もが同じ方向を目指せるのではないかと期待した。ところが実際はやはり平行線のままだった（中略）それがはっきりしたのが今回の地震ではないか」と述べた。安藤聡彦（2011：4 - 9）は、『東日本大震災から環境学習をとらえなおす』とは、『環境学習』の有する総合性・包括性を維持しつつも、いまいちど環境問題の学習を学びの中核に据え直すという志向を意味する」と述べている。安藤聡彦はまた「2011 年 3 月 11 日の東北大震災及び福島原子力発電所事故以降、私たちは日本の環境教育は本質において公害教育であり続けることを覚悟しなければならない。それは（中略）『苦しみと向き合う』という生き方を引き受けること（中略）を意味する」（安藤聡彦 2013）とも言っている。筆者も含め環境教育に係る研究者たちが東日本大震災により受けたインパクトを以下の三点として示すことができるのではないだろうか。一点目は、「環境教育」という用語は普及したものの、技術革新や法制度や教育によって改善

または解決の方向に向かっていたと思われていた（環境）問題は実は解決していなかった（すなわちこれまでと同じ理論・実践では問題は解決しない）という理解である。二点目は、この認識が「公害（災害）」という形として私たちに可視化されたことである。そして三点目は、原発再稼働問題にみられるように問題の解決の方向性（すなわち、目指すべき「環境」の姿）は誰もが共有できる自明のものにはなっていないことである。このような認識は、日本では東日本大震災を契機に広がっているが地球温暖化問題のより直接的影響を受けている諸外国においても、同様の認識が広がっている。すなわち環境教育の目指すべき人間像が「環境問題を起こさない人間」から「環境問題の渦中においてのあるべき人間の姿」へと変化しつつある。これらのことを「子どもの居場所」論における新たな課題としてとらえ直すならば、従来の居場所論が、貧困・疎外・汚染などにかかわる問題を予防する、すなわち、リスク（危機）を回避することを主眼として、そのあり方が検討されてきたのに対し、3・11 を契機として、子ども、そして大人も含め私たちは今、すでに危機に遭遇し、今、現在そのただなかにいる（あるいは現在が危機的状態であるようには見えなかったとしてもそれは前回の危機と次の危機との間の一時的な小康状態にすぎないのであり、危機の緊急的状況はいつでもだれにでも突然訪れる）という認識である。

このような理解を前提として、筆者は環境教育の新たな視点として災害レジリエンス教育論に注目してきた。その要点を述べるならば、精神的痛みに対処し、乗り越え、もとの心の状態を取り戻すための、社会的コンピテンシー、問題解決能力、目的意識、未来に向けた方向づけとの関連（Mauluccio

2002) や, Haimes (2009) が示した「吸収力」「防御力」「適応的応力」「回復力」という4つの力の総体としての「復元性」として理解されてきたレジリエンスは, 環境教育研究において社会-生態システムという世界観における「復元力」としての理解に発展している<sup>9)</sup>。社会-生態システム論は社会システムと生態システムの矛盾として起きる環境リスクとしての現代社会を捉える世界観であり, 日本の環境教育におけるレジリエンス研究では, 社会システムと生態システムとを媒介する学習の場として, 里山や里海, そして生身の人間の生活を場としての農山漁村などの地域を具体的な実践のフィールドに位置付けた研究が求められている。(降旗・二ノ宮・野口・小堀 2013: 55) 筆者は, 災害レジリエンスを「災害と向き合う地域の力」ととらえ, その内実を「生態学的持続可能性」と「社会的公正」という2つの価値観(目標)をもつ一本の軸, さらに個人のレジリエンスとシステムのレジリエンスの同時的追及を目指すもう1本の軸として捉えた上で, この両軸における位置を確認しつつ, 災害に係る学びとして, 今日教育計画・構想のなかで諸実践を総合的に展開することを提起している(降旗 2014)。ただしここで注意を払わなければならないことは, 日本政府が進める「国土強靱化論」のような災害時の緊急性を理由にした大規模自然破壊を伴う国家論・全体論的レジリエンス論は, そこに住む地域の子どもの声や人々の声を政策に反映させる道を閉ざすものであり, 「苦しみと向き合うという生き方」とは正反対の「新たな苦しみを生み出す生き方」につながる危険性があるということである。レジリエンス教育の可能性とともに危険性を指摘する Guevara (2013) が, 「これまで我々を危機においやってきたような疑問を持たず, 正に根本から構造を

見直さないようなレジリエンスのための教育は問題を解決するどころか隠蔽してしまう」と指摘しているように, 我々は危機を生み出した背後にある構造を直視しなければならない。そのためにはこれまで予測不可能なもの, 想定外のものとしてきた「自然災害」を, 「自然現象」と「それが人的被害をもたらす状況」とにわけて考える必要があろう。地震であれ, 津波であれ, 自然現象は必ず発生するのだが, 自然現象がいかなる状況下でもただちに人間に被害をもたらすわけではない。それが人的被害をもたらす状況の背後には, 社会的な不平等や格差, 自然とのアンバランスな関係あるいは構造的暴力(例えば澤 2012: 99)といわれるものが存在している。災害レジリエンス教育はこうした隠蔽されつつあるものを正面から見据える教育でなければならないであろう。

#### 4. 環境教育研究における子どもの参画論

「子どもの居場所」において, 前節で述べた「生態学的持続可能性」と「社会的公正」を同時追求すること, 個人のレジリエンス向上とシステムのレジリエンス向上を同時に実現する「子どもの居場所」のあり方を構想することが必要である。その方法の具体的なあり方については各地で試行が続けられているが, これまであまり着目されてこなかった新しい視点として, ロジャー・ハートによって示された子どもの参画論をさらに発展させた「環境教育研究における子どもの参画論」がある。

「環境教育研究における子どもの参画論」は, ‘Children as Active Researcher’の表題で, Barratt・Cutter・Barratt (2012) という英国とオーストラリアの3名の研究者により提起された。この研究は, まず「子どもを巻き込む環境教育研究

‘research involving children’」として、子どもが環境教育実践の対象者なのか、主体なのか、参加者なのか、あるいは独立した研究者なのか曖昧であったという過去への検証から始まる。それによれば「子どもの研究」には「大人による子どもの研究（研究対象としての子ども）」、「大人と子どもがともに行う子どもの研究」、「子どもによる子どもの研究」の3つの段階がある。そして、子どもたちは自発的に研究に参加することができる存在であり、ただの研究の対象ではないことを示そうとする。この主張の根拠は2つあり、その1つはロジャー・ハートにより示された「子どもの参画のはしご」の最上位の段階で示される、子どもが「主体的にその課題にとりかかり、大人と一緒に決定すべきである」という理論的到達点を実践的に展開すべきというものであり、またもう1つは、子どもたちが専門家、関係者、当事者として有している固有の視点の存在であり、この視点を欠くべきではないという主張である。

この主張を裏付けるためにBarrattらは、英国とオーストラリアでなされた2つの「子どもを巻き込む環境教育研究」の事例を示す。英国の事例では、経済的に恵まれない都市部の学校の生徒を対象にした1年間の参加型研究である。11歳 - 12歳（女子8名 男子8名）、17歳になる彼らの先輩（男子2名 女子2名）、4名の大学研究者、2名の学校教師、そして1名の親を含む子どもと大人の研究者チームがつくられた。11歳 - 12歳の子どもたちが、いかに地域社会や自然環境を知覚し、その中で行動し、暮らしと学校での授業の関係性を理解できるかが焦点化され、子どもが主要なステークホルダー（当事者）として地域づくりにかかわることが試みられた。12か月間の研究の成果として、学校の「市民

性教育 Citizenship」と「持続可能性教育 Education for Sustainability」の教科において地域住民が深く関与することを実現させ、また子どもたちは、学校に対して地域の課題（この地域では社会的、経済的、そして環境的、教育的な多くの都市型の課題に直面していた）に教育課程の中で向き合い、地域の中での明確な役割を果たしてほしいという要望をまとめた。

一方、オーストラリアの事例では、「1. シャワーは4分で済ませること」、「2. 使っていないときは照明や電気器具のスイッチを消すこと」、「3. 電気供給者はグリーンパワーに加入して再生可能エネルギーを買うこと」、「4. 支障のない範囲でエネルギーと水の最も効率のよい家庭用電気器具を買うこと」、「5. 買い物に行くときはバックを再利用すること」、「6. 生ごみはコンポストか、虫の豊富な土壌（worm farm）に入れること」、「7. 不要な包装がない製品を見つけること」、「8. 自宅に車を置いて、できるだけ徒歩、自転車、公共交通を使うこと」、「9. その土地にしかない植物を庭で育てること」、「10. 掃除のときは薬品を使わないこと」という10のシンプルな行動原則を3年間かけて子どもたちに呼びかけることだった。このプロジェクトに周辺地域の120の学校が参加したが、そのうち15の学校（小学校9校と中学校6校）の生徒は「研究者グループ」として参加した。「研究者グループ」の目的は、設定された目標（上記の10の行動原則）に対するプログラムの効果をはかることであった。「研究者グループ」の活動は「第一段階：（大学の）研究者とともに行う活動」「第二段階：子ども自らが行う研究活動」「第三段階：（大学の）研究者、教師、生徒、保護者を行う活動（議論）」の三段階で進められ、250 - 300名の子どもがこの研究活動に研究期間の

全般にわたって参加した。

Barratt・Cutter・Barratt (2012) は、上記の2つの事例では、研究においてアクティブなリーダーの役割が生まれ、それを担った子どもが大人の研究者、教師、保護者たちと決定を共有できたという。

(子どもだけでの決定はこの事例ではなされなかったため、Barrattらはこの事例はまだ「大人と子どもがともに行う子どもの研究」段階であり、「子どもによる子どもの研究」段階には至っていないと考えている。) これは「参加のはしご」(図1)の6段階から7段階と8段階への展開を表している。2つのプロジェクトを通した、人間の尊厳や家族・地域コミュニティに関する数多くの経験は、一方で持続可能性のための社会的関係に、他方で地域の自然環境に対する子どもたちの展望や態度を呼び起こしたという。このことは、「生態学的持続可能性」と

「社会的公正」という価値観(目標)をもつ一本の軸、さらに個人のレジリエンスとシステムのレジリエンスの同時的追及を目指すもう1本の軸として捉えるという災害レジリエンス教育の視点からみた

「子どもの居場所」のあり方としての可能性を示している。

## 5. まとめ

「教育、育成、指導」から「関わりと参画」へとという「子どもの居場所」をめぐる議論は、現代社会が、地球温暖化などの環境問題に起因する災害の多発しやすいリスクのただなかにあるという新たな認識を踏まえ、社会システムと生態システムの統合的関係としての社会-生態システム論的な視点からの持続可能性を求める新たな段階へと移行しつつある。本稿では、そのような今日の状況を踏まえ、災害レジリエンス教育の視点からみた「子どもの居場

所」のあり方を提起し、その実践的取り組みとして、「環境教育研究における子どもの参画論」の可能性を示した。

「環境教育研究における子どもの参画論」は、原理的には「子どもによる子どもの研究」の実現を目指すという言わば「人-人」関係における「関わりと参画」の深化を目指すものであった。今後の課題としてもう1つの視角である「人-自然」関係における「関わりと参画」の深化を目指す方向性も指摘しておきたい。本稿では十分に言及できなかったが、環境教育・自然体験学習論ではこのような視点にたつ議論として「場の教育 Place Based Education」の議論が行われている(例えば高野 2013: 27 - 37)。ここでは「場」(Place)とはアイデンティティや土地との関係性を示すものであり、経験や体験そのものだという議論も紹介されている。こうした最近の議論と日本でも1945年以降長年にわたりなされてきた「地域に根ざす教育」論との接続にかかわる新たな提起が求められている。

筆者は、かつて環境教育学と教育学の断絶があったという認識を踏まえ、両者の調停を総合人間学に期待した(降旗 2012: 88 - 96)。その際の筆者の具体的な提起は、生態学的持続可能性の価値を教育的価値の中に組み込むことであった。本稿においてもこの立場は変わっておらず、そのより実践的なあり方が本稿を通じて僅かでも示すことができたかと願っている。

## 注

(1)「持続可能な社会」は、第一期教育振興基本計画でも用いられている。「持続可能な Sustainable」という用語をめぐる論争があるが、日本政府のこれまでの立場を考えれば、ここでは「持続可

能な社会」は「成長・競争社会」とほぼ同じ意味で用いられていると考えるのが妥当であろう。

(2) 該当する記述内容は「全ての個人の社会的自立の保障に向けて、生涯を通じ、社会における居場所と社会参加の機会を確保する（後略）」である。

(3) この研究は、環境思想・教育研究として市原あかね（2005）上柿崇英（2007, 2011），により紹介されている。

## 参考文献

安藤聡彦（2011）「生きる場をとりもどす学びへ」『月刊社会教育』673, 4-9

安藤聡彦（2013）「公害教育の現代性—苦しみと向き合う—」『3.11 を契機に子どもの教育を問う—理科教育・公害教育・環境教育・ESD から—』創風社, 91-110

市原あかね（2005）「複雑系としての地域と共進化論・パナキー論」環境思想・教育研究会第一回例会（2005 年 12 月 12 日）

上柿崇英（2007）『「社会 - 生態システム」論と『レジリアンス』形成における公共圏の諸機能』, 環境思想・教育研究, 第一号, 34 - 41

上柿崇英（2011）「社会システムとエコシステムの媒介点としての〈農〉」『〈農〉と共生の思想—〈農〉の復権の哲学的探求』, 農林統計出版, 111 - 132

大島英樹（2011）東日本大震災で環境学習はどう変わるのか, 月刊社会教育, 673, 40-47

佐藤一子（2002）『子どもが育つ地域社会』東京大学出版会

澤佳成（2012）「公害の再発を予防するための環境思想構築の試み—水俣の歴史と福島の現在との比較から」『総合人間学 6 進化論と平和の人間学的

考察』学文社, 97 - 108

高野孝子（2013）「地域に根ざした教育の概観と考察—環境教育と野外教育の接合領域として—」

『環境教育』23(2) : 27 - 37

高橋勝（1992）『子どもの自己形成空間—教育哲学的アプローチ』川島書店

田中治彦編著（2001）『子ども・若者の居場所の構想』学陽書房

藤本浩之輔（1974）『子どもの遊び空間』NHKブックス

降旗信一（2012）「環境問題としての一要因としての人間理解はどのようなものか—総合人間学と環境教育学の架橋となる問題意識」『総合人間学 6 進化論と平和の人間学的考察』学文社, 88 - 96

降旗信一（2014）「社会教育・生涯学習におけるレジリエンスの意義—ESD・環境教育の視点から—」日本社会教育学会第 61 回研究大会発表要旨集 29

降旗信一・二ノ宮リムさち・野口扶美子・小堀洋美（2013）「環境教育の再構築に向けたレジリアンス研究の動向—災害に向き合う地域の力—」『環境教育』51 : 47 - 58

増山均（1989）『子ども研究と社会教育』青木書店  
ロジャー・ハート（2000）『子どもの参画—コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際』木下勇・田中治彦・南博文監修・IPA 日本支部訳, 萌文社

Barratt E. H., Cutter A. M., Barratt R. (2012) Children as Active Researcher The Potential of Environmental Education Research Involving Children, International Handbook of Research on Environmental Education, 438-458.

---

Guevara, Jose Roberto, Education for  
resilience, *Lifelong learning in Europe*,  
February 11,  
2014([http://www.lline.fi/en/news/11022014/ed](http://www.lline.fi/en/news/11022014/education-for-resilience)  
[ucation-for-resilience](http://www.lline.fi/en/news/11022014/education-for-resilience) 最終確認 2015.1.5)

Haines, Y.Y. (2009) On the Definition of  
Resilience in Systems, *Risk Analysis* Vol.  
29, No. 4:498-501.

Mauluccio, A.N. (2002) Resilience: A Many-  
Splendored Construct?, *American Journal of*  
*Orthopsychiatry* 72, No. 4:596-599.

降旗 信一 (東京農工大学／環境教育、社会教育)

## 原発事故被災者として「居場所」について考える

### Thinking about “A Place where One Belongs” from the Perspective of a Victim of the Fukushima Nuclear Accident

荒木田 岳

ARAKIDA, Takeru

#### 序

せっかく年報版とウェブ版という、2つの執筆機会をいただいたので、短文で、年報版とは別のことを書いてみたいと思う。ここで扱うのは、「美味しんぼ」問題のその後である。個人的な経験よりも、その経験の社会的な意味について考えてみたい。

〈居場所〉の喪失は、今や社会的かつ普遍的な問題になりつつあると思われるからである。

#### 1. 「美味しんぼ」問題～それに対する批判

2014年4月28日、小学館発行の雑誌『ビッグコミックスピリッツ』第22・23合併号が発売された。この雑誌の人気漫画「美味しんぼ」で、登場人物が鼻血を出すシーンが描かれ、翌第24号で井戸川克隆前双葉町長が「被ばくしたからですよ」と語るシーン、私（荒木田）が、「福島はもう住めない、安全には暮らせない」「福島を広域に除染して人が住めるようにするなんて、できないと私は思います」と語るシーンなどが掲載された。

いろいろな場所で話したり書いたりしているように、私自身は、こういった掲載のされ方を望んでいなかったものであり、それゆえ、私に向けられた非難の多くは事実誤認であったが、そのことはひとまずおく。

雁屋氏と私に共通しているのは、住民の放射線被ばくを憂慮し、住民の「脱被ばく」を目指している

ことと、原発事故対応をめぐる権力の作為や不作為を問題にしていることである。井戸川氏もまた同様の立場であろう。原発事故を「被ばく」の問題として捉えるかどうか、そして、住民に対する無用な被ばくを容認するかどうかという論点が、この問題の重要な指標になると思われる。この最重要な点について、私は雁屋氏と見解を同じくしているので、その余の枝葉末節で彼と対立するのは得策ではないと考えたし、今もなおそう思っている。くだんの「美味しんぼ」が単行本化されるにあたって、私がかねてより主張している表現に変えていただいた。

しかし、当初からその穏当な表現であったとしても、おそらく非難は止まなかったに相違ない。「被ばく」問題を争点化することはタブーであって、そのことには言及すべきでないというのが支配的な「空気」だからである。

この禁忌に触れたときの反応は、いくつかのバリエーションがあるようだ。一つは、「この程度の被ばくによる健康影響は、科学的には認められていない」というものである。福島市の被ばく程度でも健康影響が出るという研究も存在するが、そのような見解は「非科学的」だというのがだから、その際の「科学」とは何なのか問われるであろう。話は簡単で、日本を代表する「科学者」たちがそういうのだから、文句を言うな、というのが「科学的」に込められた意味であろう。そもそも、「この程度の被



ばく」が、どの程度なのか明確になっていない段階で、このような説明は成り立つであろうか、というのが素朴な疑問である。

もう一つの反応は、「100万人単位の『脱被ばく』など非現実的である」というものである。たしかに、その実現が困難を極めるであろうことは容易に想像できる。しかし、「現実」はむしろ逆に、100万人単位の脱被ばくが非現実的であるという「結論」から逆算して、「この程度の低線量被ばくでは健康被害が出るとは考えにくい」という主張を導いている。議論が逆立ちしているのである。

総じて、リスクの不確実性を逆手にとって事故を過小評価するという流れが一般化している。政府の「公式見解」に基づいて対応していれば、責任を問われることはない知っているから、あえて波風を立てる必要はない。「当時の知見では今日の結果を予見できなかった」ということを口実に、誰も責任を取らないという結果まで想定できる。数々の公害事件の経験がまったく活かされなかったということになる。

## 2. 悪循環の根源

こうした事態を打開するのは、ほぼ絶望的であるように思われる。100名を超える小児に甲状腺癌が発生しても「放射線の影響は考えにくい」そうだから、事態はその延長線上で推移するのであろう。またしても「最後の一人まで戦う」という話になるのか。また、多くの国民は、そのことを肌感覚で知っているから、見て見ぬふりをするのが身のためということになる。そのための見せしめとしても「美味しんぼ」問題は効果的であった。

繰り返し書くのも憚られるが、原発事故の際に、どのように対応すべきかについては、細かく取り決めがなされていた。原子力災害対策特別措置法（原

災法）のほか、多くは「指針」という、法律や規則ではない形で（法律や規則にすることを避けて？）決められていたため、人目につきにくく、広く知られてはいない。ここでは詳述しないが、「原子力施設等の防災対策について」（＝防災指針）、「緊急時環境放射線モニタリング指針」「緊急被ばく医療のあり方について」「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」などがその例である。

こうした、事前に決められていた手続きに従わず、政府はじめ関係機関は、場当たりの原発事故対応をした。住民に避難指示を出さず、様々な安全基準を緩和したことは周知のとおりである。

私が問題としているのは、こうした、法治国家を蔑ろにするような対応がまかり通っているということである。緊急時には場当たりの対応をしがちだから、そういうことのないように、事前に手続や基準を決定しておくというのが、上記の指針やマニュアルだったのである。

原発プラントの専門家でも、物理学者でも、医者でもない者が、専門的な内容に口出しすべきでない、というのが「美味しんぼ」問題の際も繰り返し浴びせられた言葉であったが、私の主張していることは、事前に取り決められていたルールに従って事故対応を行うべきであったし、今もなお、そうすべきであるということである。

## 3. 原発事故後の急速な戦時法制づくりの意味

事前に決定された手続によらない場当たりの対応が、現地にどのような問題を発生させたかについて詳細に論じる余裕はないが、ここでは「自主避難」というカテゴリーの避難者を生み出し、「避難指示」に基づく避難者との間に、避難生活上、著しい差別と格差をもたらしたことを例示しておく。

法律上の被ばく線量限度を超える場所に留まる

人々にとって、健康上のリスクの高まりは重大な問題であるが、予め責任を迫及されないように、「特定秘密保護法」を成立させている。国会の審議で明らかにされたように、秘密の内容は無制限に拡大する可能性があるから、政権に都合の悪い事実については争点化されない可能性が高い。もとより、東日本の被ばくの多くは「避けられた被ばく」であって、それを避けさせなかったのは、法令に則らず、場当たりの行われた原発事故対応だったということである。このことはどれだけ強調してもしすぎることはない。

秘密保護だけでなく、憲法改正や安保法制の整備・恒久化が進行する昨今である。今や、法治国家自体を破壊しようとしているように思われ、社会全体が戦時体制に移行しつつある。不都合な発言をする者たちは弾圧され、〈居場所〉を喪失していくはずである。これも、もはや個人の問題ではなくなっている。ショック・ドクトリンと呼ぶかどうかは別として、こうした戦時体制へのトリガーとなったのもまた原発事故であったことは記憶されてよい。

チェルノブイリ原発事故から5年後にソビエト連邦が崩壊したことの意味も、再度考えてみる必要があるように思われる。

## おわりに

支配的な空気を付度して振る舞う人々がふえると、社会が全体主義化し、少数意見を持つ者の〈居場所〉が奪われていく。原発事故後の社会は、権力がそのような流れを作り出す過程であった。原発事故が「科学」や「医学」の問題であるという主張の言外の意図は、「専門家」以外の意見を排除し、異論を許さないという点にあったのであろう。事実、多くの人々は望みどおり沈黙したし、マスコミは翼賛化しているように見受けられる。

しかし、上に述べてきたように、原発事故は科学や医学の問題ではなく、民主主義と人権の問題であり、法治主義の問題であった。残念ながら、立憲主義・法治主義が権力濫用の歯止めであるという原則は忘れ去られ、憲法や法律は「最高責任者」の都合で自在に改変可能なものになりつつある。

こうした状況を打開するのは不可能であるようにも思われるが、それは、「付度する人々」を前提に社会の行く末を想像するからである。思うままに語り、信ずるままに行う仲間がふえていけば、事態は自然と開けていくはずである。

自己規制を振り切って、自由闊達に議論することが言論空間を維持することにつながる。〈居場所〉とは、そういう実践によって維持されるものではないだろうか。

荒木田 岳（福島大学／地方制度史）

## Ⅱ 現代〈居場所〉考 —哲学・社会思想の視座から—

### Reflecting on “a Place where One Belongs” : From the Perspective of Philosophy and Social Thought

#### 〈居場所がない〉ということ

#### 承認をめぐる闘争と病

### Lacking a “Place where One Belongs” : The Struggle over and Addiction to Recognition

太田 明

OTA, Akira

#### はじめに

総合人間学会第9回研究大会シンポジウムのテーマ「成長・競争社会における〈居場所〉」には多様な意味が込められている<sup>(1)</sup>。シンポジウム「趣意書」では、貧富（格差）の無限の拡大を許し、競争を強いる成長社会において、人間の居場所が喪失しているという問題が指摘されている<sup>(2)</sup>。ここで〈居場所〉とは、地理的・空間的な場所あるいは住まいという意味だけではなく、「共感や承認にもとづく時間と空間が持てる場」という心理的要素を含む広い意味で理解されている。シンポジウムの趣旨は、〈居場所がない〉という状況は一種の社会病理であり、こうした負の側面から今日の成長・競争社会を批判的に捉えようということであると思われる。

そこで本稿では〈居場所がない〉とはどういうことかという問題を考えてみたい。〈居場所がない〉とは、空間的にそこに居る余地がないということだけではなく、その場において当人の在り方が認めら

れていないということである。〈無視されている〉、〈排除されている〉、〈存在が否認されている〉のである。もちろんこれは当事者の感受性において捉えたものにすぎない。しかしそれが批判的な力になるとすれば、当事者にとって期待できる正当な承認が、その期待に反してなされていないというこの直観が当事者個人をこえて普遍化されるからであろう。こうした洞察は、近代社会をめぐる言説のなかで重要な位置を占めてきた。それだけではなく、今日の格差社会、社会的排除／包摂に関する議論では、分配の不平等と不自由の除去だけではなく、個人や集団の蔑視や侮辱の払拭を目指すというかたちで〈居場所〉が問題にされている（阿部真大 2011, 阿部彩 2011）。ここから、成長・競争社会における〈居場所〉と〈承認〉とを結びつけて検討する方向が見えてくる。

本稿では、まず、なぜ現代日本社会において〈居場所〉がどのようにテーマ化されているかを簡単に

振り返ってみる（第1節）。それによって、われわれが思い描いている〈居場所〉が、個人的極と社会的極をもつ双極的なものであることがはっきりしてくる。これをより明確に捉えるために、ドイツの批判的社会理論家アクセル・ホネット（Axel Honneth）の承認論を援用する。ホネットは一連の著作を通して、存在が否認されているという個人的感情に由来する「承認をめぐる闘争」の可能性を展望しているが、「存在の否認」こそが〈居場所がない〉ということに対応するのである（第2節）。しかし、承認に含まれる相互性が見えなくなるとき、あるいは極度に一面化されるとき、承認要求は極めて胡散臭いものと見えてくる。〈居場所がない〉という感受性が一面的に肥大し、もっぱら自分を認めてくれる他者やそれを実現してくれる場だけが突出して求められるとき、承認要求は社会の病理を批判する根拠ではなく、むしろ〈承認をめぐる病〉とみなされる可能性がある（第3節）。この意味で、〈承認〉の観点から捉えられる〈居場所がない〉ということとは、現代社会において、社会の病理を批判する可能性とともに、個人の心理的病理をも指示する可能性をもつと考えられる。

## 1. 〈居場所〉とはなにか

### 1.1 アジールとアイデンティティ

現代日本は〈居場所がない〉と感じられる社会となったのだろうか。それを直接に知るのは難しいが、『現代のエスプリ別冊 現代人の居場所』（藤竹編 2000）は、〈居場所〉をテーマにした興味深い文献である。すでに15年前の議論であるが、ここには〈居場所〉に関して今日まで通じるさまざまなテーマ——男の居場所／女の居場所、馴染んだ場所、親子関係における家族の物語を聞くこと（の喪

失）、インターネット空間、ホームレス問題など——が取り上げられている。本稿との関係では、冒頭の「座談会」（出席者は、社会学者・藤竹暁（司会）、社会学者・江原由美子、評論家・芹沢俊介）がとりわけ重要である。そこでは〈居場所〉がテーマになり始めた時期とその特徴づけと区分が議論されている

まず、現代日本で〈居場所〉がテーマになるのは、1980年代はじめという見方と1997-8年という二つの見解が拮抗するが、その中間の1985年あたりにメルクマールがありそうだとする点に議論が収斂する。メルクマールは1985年に設立された不登校児童の受け入れ施設である「東京シューレ」である。1970年代後半から、庇護の場所としての「アジール」という概念が広まってきたが<sup>9)</sup>、東京シューレは社会によって決められた〈居場所〉からはずれてしまった不登校児童が、社会の視線や権力線を逃れて、庇護を受けることができる、本当に居ることができる場所という意味での〈居場所〉＝アジールだというのである。アジールは今日でも〈居場所〉の典型的なイメージを形成している。社会のなかでいるべき場所というのは、通常、個人の外から決められているが、それから外れてしまった人間には〈居場所〉がないがない。そういう人間たちの避難場所というイメージである（藤竹編 2000：10）。

しかし、〈居場所〉は他人や社会から逃れて庇護を受けるという場だけには限られない。むしろ反対に、より積極的に、他人や社会によって自分が必要とされ、認められていると感じられる場が〈居場所〉であるという特徴づけがある。藤竹はまず、スペース（space）とプレイス（place）とを対比し、前者が空間的な意味での〈居場所〉を意味するのに対し、後者は社会学的な意味での〈居場所〉にほぼ

対応すると指摘する。さらに人間が生きていくために必要な場で「アイデンティティが確かめられる場所」を〈居場所〉であるとして、次のように「社会的居場所」と「人間的居場所」とを区別する（藤竹編 2000 : 10）。

社会的居場所とは、他人によって自分が必要とされている場所である。たとえば、企業に所属して働く人にとって会社の部署やデスク、集団競技スポーツにおける自分のポジション、学校に馴染んでいる子どもにとっての学校である。逆に、会社の「人間開発室」や「窓際」、控えのポジションやベンチは自分の〈居場所〉ではない。学校に通うのが当たり前の世の中で、学校に馴染めない子どもにはもう

〈居場所〉がない。彼らは社会的居場所を失ってしまったのである。それに対して、人間的居場所とは、自分を取り戻すことができる場、庇護的な扱いを受けて安心できる場である。「身のおきどころ」

（藤竹編 2000 : 13）、「自然な形でそこに居て、自分を取り戻せる場所。自分がそこにいることが特に目立ったり、浮き上がったりなくて、それ以上は何も求められない場所」（藤竹編 2000 : 14）。職場から自宅に帰って安心とする。さらに自分の部屋に入って鍵をかけてホッとする。社会に対して家庭が、家庭に対して自室が自分を取り戻す場となっている。学校に馴染めず適応できない子どもは、家では親から学校に行くようにお説教され、周囲の大人からは白い目で見られるが、彼らにとってはそうした視線や説教から逃れる場が人間的居場所である。

社会的居場所と人間的居場所とは対比的に見えるかもしれない。しかし、むしろ両者の共通性に注目すべきであろう。〈居場所〉とは、社会的であれ人間的であれ、自分が自分であることを確かめることができる環境であるということである。これが先の

「アイデンティティが確かめられる場所」の意味である。これが確認された時、その人は社会の中で生きている証を手にし、幸福感・満足感が得られるのである。

## 1.2 〈居場所〉とは

この意味で、〈居場所〉とは「アイデンティティの確認をともなった環境」と規定してもよいだろう。それが「社会的」と「個人的」と対立的捉えられるのは、「自己実現性」と「自己領域性」とでも呼ぶべき二つの対極的な方向性を含まれているからである。自己実現性とは、ある環境における社会関係を積極的に受け入れ、その中で自分が承認されて、そこに適応し、またそのような者として自己を認識することである。自己領域性とは、ある環境において、広い社会関係の侵入を拒み、適応を回避し、限定された社会関係にあることで、自分のあり方が保証されていると感じられることである。前者の端的な例が会社や職場における成功・賞賛・名誉によるアイデンティティの確認であり、後者は日常生活における人間関係の煩わしさ、社会的圧力・監視・権力線の介入などからの避難することによるアイデンティティの確認である<sup>(4)</sup>。

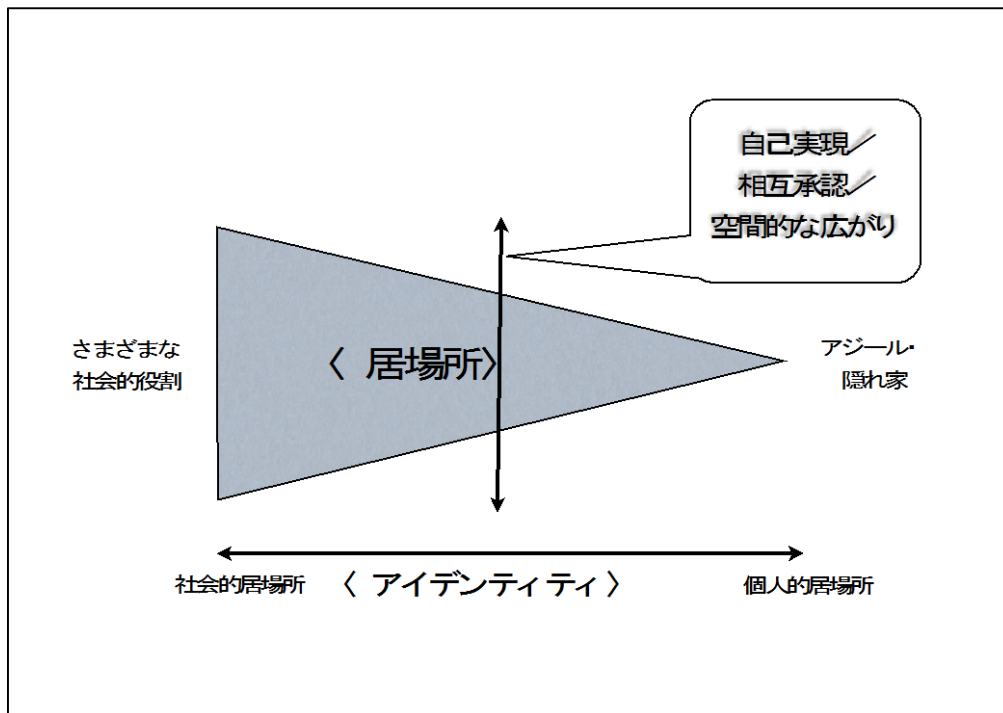
われわれにはアイデンティティの確認を求めるが、他人から特定のアイデンティティのイメージを押し付けられることは、かえって逆にアイデンティティの侵害と感じられよう。この侵害から逃れうる場所もまた〈居場所〉なのである。そして逃れることによって押し付けを回避し、別の場所で本来的な自己実現が達成されると期待される。そうであるとすれば、どちらの場合も自己実現の形態と見なすことができよう。

### 1.3 〈居場所がない〉とは

前節では、〈居場所〉とは「アイデンティティ（自分が自分であること）を確かめることができる環境」と規定した。〈居場所〉とは「自己実現が達成されている環境」と言ってよいだろう。したがって、逆に〈居場所がない〉とは、「アイデンティティ（自分が自分であること）を確認できる環

境がない」、「自己実現が達成できる環境がない」ということになるだろう。

ここで次の点に注意しておく必要がある。まず環境とは、空間的なものだけでなく、社会関係的なものでもある。どちらの要素も多様であり、それに応じて〈居場所〉もまた多様である。前節を考慮すれば、下図のようなイメージであろうか。



しかし、〈居場所〉ということとは、空間的要素ではなく、社会关系的要素により強く規定されることが考えられる。つまり〈場所〉が〈居場所〉であるか否かは、もっぱら後者によるのである。とすれば、この社会关系的要素をより明確に捉えておく必要がある。「自分が自分であることを確かめる」ことは、単なる内閉した自己満足ではないとすれば、他者によって認められること＝承認が必要であろう。もう一つは、多くの場合、〈居場所〉は、それがすでにある時ではなく、それが無い時、あるべきもの

として感じられる、つまり欠如態として認識されるということである。

## 2. 承認をめぐる闘争

### 2.1 社会的承認関係の構造

アクセル・ホネットは『承認をめぐる闘争』（1994年）以来、独自の承認論を展開している<sup>5)</sup>。この議論は、承認という観点から〈居場所〉をとらえることに重要な手がかりを与えてくれる。「自分が自分であることを確かめる」ことが単なる

内閉した自己満足ではないとすれば、他者によって認められること＝承認が必要だからである。

ホネットの試みは、イエナ期のヘーゲルが構想した承認（Anerkennung）の理論の再構成である。第一に、ヘーゲルの思弁的な議論と、個人間のさまざまな相互行為の経験主義的理論化とを対にして扱い、その際、もっぱら「私」のアイデンティティの社会的発生に関する G. H. ミードのモデルを援用する。第二に、イエナ期ヘーゲルの記述を再構成し、そこから、愛・法・社会的評価という間主観的承認の3つの形式を取り出してくる。法を中心に据え、愛は法に先んじ、社会的評価は法を超え出るという構造によって枠づけられる。第三に、この三つのモ

デルに対して、否認（＝承認が否定されていること：Mißachtung）の三つの形式を対応させる。そして承認拒否という否定的な様態において社会闘争に対して道徳的な動機づけを提供するとする。三つの承認形式と、否認・軽蔑・無視など承認拒否が関連するというのがホネットの承認論のもっとも大きな特徴である。「一方で、承認の三つのモデルが思弁的構造を提示しており、他方で、否定的な感情が闘争に対して、その肉体と心臓を与えている」（リクール 2006：273）。

ホネットは次のような社会的な承認関係の構造を提示する（表）。

|   |               |                 |          |            |
|---|---------------|-----------------|----------|------------|
| A | 承認様式          | (1)情緒的気づかい      | (2)認知的尊重 | (3)社会的価値評価 |
| B | 人格性の次元        | 欲求と情動の性質        | 道徳的な責任能力 | 能力と特質      |
| C | 承認形式          | 原初的關係<br>(愛、友情) | 法的關係（権利） | 価値共同体（連帯）  |
| D | 発達（発展）の潜勢力    | —               | 一般化、実質化  | 個体化、平等化    |
| E | 実践的自己関係       | 自己信頼            | 自己尊重     | 自己評価       |
| F | 尊重の欠如の形式      | 虐待・暴力的抑圧        | 権利の剥奪と排除 | 尊厳の剥奪と卑しめ  |
| G | 脅かされる人格性の構成要素 | 身体的統合           | 社会的統合    | 「名誉」、尊厳    |

表：社会的な承認関係の構造（ホネット（2003：174）の表をもとに作成）

ヘーゲルは「家族」・「市民社会」・「国家」という承認の場を論じているが、ホネットはそれをより機能的に、「情緒的気づかい」・「認知的尊重」・「社会的価値評価」という承認様式(a)に基づいて「原初的關係」・「法的關係」・「価値共同体」という承認形式(c)と捉える。それは人格性の次元(b)では、欲求と情動・道徳的責任能力・能力と特質とに対応する。そして、この3つの承認形式において承認され

ることが、われわれが肯定的な「実践的自己関係」(e)を得るために必要である。愛や友情のうちで情緒的気づかいを受けるなかで、われわれは「自己信頼」を獲得する。法によって権利が尊重されることで「自己尊重」が可能になる。価値を同じくする者たちの連帯のなかで社会的評価を得ることで「自己評価」が生まれる。実践的自己関係が段階的に移行し、発達（発展）(d)のように捉えられる。

「自己関係」とは、自分の自分への関係ではなく、むしろ他者からの承認という契機が不可欠な関係である。とすれば、他者からの承認が得られなければ、尊重の欠如が生じる(f)。すなわち、「虐待や暴力的抑圧」は「身体的統合」を、「権利の剥奪や排除」は「社会的統合」を、「尊厳の剥奪や侮辱」は「〈名誉〉や尊厳」を脅かす(g)。それは「人格的統合の危機」あるいは「アイデンティティの危機」であり、こうした危機は、他者に承認されていない（存在を否認されている）という否定的感情として経験される。

「一人の人格が自己信頼・自己尊重・自己評価の獲得をつみかさねたおかげで、無条件的に自律的で個体化された存在として捉えることができ、自分の目標や願望と同一化することができる」のであり、それゆえに「愛と法と価値評価という3つの承認形式がいっしょになってはじめて、人間主体が互いに肯定的な立場になってゆくための社会的条件をつくりだす」（ホネット 2003：227）のである。もちろん、容易にわかるように、こうした社会的条件は西欧近代社会においてのみ歴史的に獲得しえたものである。しかし、ホネットはこの事態を肯定的に評価する。なぜなら、多様な承認要求をもつ「主体の潜勢力」を解放するものだからである（ホネット 2003：228）。そして〈歪んだ承認〉は〈歪んだ主体〉を作り上げる。この事態を回避すべく「承認をめぐる闘争」がなされる。

## 2.2 〈居場所〉と承認

前節における〈居場所〉の概念は、ホネットにおける議論によって、より明確に捉えられるようになる。すなわち、〈居場所〉とは、3つの承認領域における肯定的な実践的自己関係——自己信頼・自己

尊重・自己評価——が確保されている環境ということになる。反対に、尊重の欠如や承認の否定が、それが期待される環境における〈居場所がない〉という感情を生む。いまの場合、人間関係的な事柄だけではなく、人がコミットしてきた空間としての場所も重要である。そうした場所を失う、なくなるということは、コミットメントそのものが否認されたという感情を生み、尊重の欠如と捉えられるからである<sup>6)</sup>。

ホネットの議論において、本稿に関わる限りで、次の三点に注意しておかねばならない。第一に承認における普遍性と特殊性との関係、第二に価値の多元性、第三に3つの承認形式の間の緊張関係である。

まず、「社会的に認められるべき個人」の在りかたが、普遍主義的な法関係もとづく人格だけに限定されてしまうと、それはあまりに狭く個人の社会化＝個体化を解釈することになる。むしろ、それは個人に対する非常に強い圧力となり、不安に陥れるような個人の病理や社会の病理を生み出す可能性がある。ホネットにおいては3つの承認形式のなかで普遍的な平等や関係の対称性が求められるのは法的人格だけである。原初的關係では、その都度の情動のバランスによって、価値共同体では個々人の能力によって、たとえ不均等であっても承認されることがある。家族関係、恋愛、友情などによって、あるいは、たとえば職場での個々人に対する能力評価、価値共同体の維持・発展のためのメンバーの貢献の判断などによってである。ここでは差異が許容されるが、法的関係では普遍性がもとめられる。そうであることによって、法的関係という承認形式は、最終的には承認の葛藤を裁定するような位置が与えられている<sup>7)</sup>。〈居場所〉が主観的なものだという見方



に立てば、おそらく法は前面には現れない。しかし、法に訴えることで〈居場所〉を確保することを可能にする地平として登場しよう。

また、ホネットにあっては、社会的評価の概念は、自己信頼の概念からも自己尊重の概念からも区別される。社会的評価は、自由な主体たちの権利の平等な承認を越えた相互承認のあらゆる様態を集約するが、それは彼らがある価値地平を共有し、それに基づいて自分の固有性が他者に対して持つ意味を評価する。だが、評価は時代によって変化する。また社会的評価の概念は、人間を「評価に足るもの」とするようさまざまな媒介物に依存する（リクール 2006：290）。その意味で、社会的評価に同伴する諸概念は、そうした媒介物に由来する価値論的多元論を免れない。現代においてさまざまな〈居場所〉が登場するのは、この価値的多元論を反映していると思われる。

さらに、三つの承認形式の差異は、それぞれの段階で構成されるアイデンティティの質をめぐって緊張関係があり、対立を生む可能性がある。つまり、承認形式の優先順序に応じてさまざまなかたちで侵害・侮辱が生じてくる。ホネットにあって、承認をめぐる闘争とは、個々の領域における自他の評価や敬意の欠如だけから生じるのではなく、自分のアイデンティティの構成するそれぞれの領域間の対立からも生じてくる。したがって、こうした対立の場合、承認のあり方は分裂し、その都度の状況での熟慮がもとめられる。

ホネットによれば、相互行為の相手による承認を通して可能となる3つの領域での実践的自己関係、すなわち自己信頼・自己尊敬・自己評価であるが、これは一般に自己実現と呼ばれているものの形式的条件である。実践的自己関係が社会で保たれている

ことを個人が確信できるための条件である。ホネットの構想によれば、実践的自己観関係の確信の有無が社会批判のために必要な社会の状態の診断を提供するものになる、すなわち、十全な承認関係が実現されるということを基準にして、そこからの逸脱によって社会の状態を診断することになる<sup>(8)</sup>。

### 2.3 〈居場所〉と承認との関係

〈居場所〉と承認との関係についてホネット自身があげる例をパラフレーズしてみよう。

一つは、現代の家族の現状をめぐる議論である。現在において家族は2つのパラダイムの間を、それぞれあたかも単独に、かつ排他的に適用できるかのように扱われている。つまり、家族とは成員が相互に権利主張できる公的領域であるか、単に愛情によって結びついているだけの私的領域のいずれかであるとみなされる。しかし、現状はどちらか一方だけで済むというものではない。むしろ、家族とは正義と愛情という2つの道徳的態度が永遠にぶつかりあう社会的領域である。一方で、人格の不可侵性が守られると確信しうるのは法的人格としてだけであるから、家族の成員は相互に法的人格として承認しあわなければならない。他方で、それぞれの幸福が個別の思いやりや心遣いに値する唯一無二の主体同士としても承認しあわなければならない。前者の承認様式が消失すれば、家族の一人ひとりの自律が脅かされるし、後者の承認様式が枯渇すれば、家族生活の愛情の絆は壊れてしまう。

とりわけ、家族の成員としての子どもは、通常、家庭内では情緒的気遣い・愛情に「受け止められる」という承認を得ることで適切に成長していく。しかし、親の態度やふるまいが不安的で、さまざまな関係の軋轢のなかで子どもが翻弄される危険性が

増大して、適切な成長が果たされない時、虐待・放置というような否認によって身体的・精神的毀損がもたらされる。同時にそれは法的な人格の不可侵性が脅かされることを意味する。そこで、法あるいは政府が両者の間に介入して、子どもを親から引き離したり、あるいは親の代わりとして対処したりすることになる。子どもは家族という〈居場所〉を喪失し、かわって別の〈居場所〉が求められる。子どもは愛情という形式では否認されているのだが、むしろ普遍的な法的人格として、その不可侵性が承認されることで、解決がはかられるわけである。この場合、家族によって否認されているという感覚が承認をめぐる闘争に無条件に結びつくわけではないが、「子どもの最善の利益」は、家族・家庭＝愛情と法＝正義という2つの承認領域の間で葛藤し、分裂することになる。しかし、愛情が不適切である以上、正義が登場せざるをえない<sup>9)</sup>。「すべての人間主体をその道徳的自律において、したがってまた目的そのものとして、尊重すべしという義務は、家族共同体の門の前で消滅してしまうわけではないのである」(ホネット 2005 : 227)。

もう一つは、逸脱行動によって「〈社会的承認のネットワーク〉から外れてしまったという感覚」を抱く若者のケースである。この若者は社会からドロップアウトしてネオ・ナチのグループに入った経験がある。その若者によれば、ネオ・ナチのグループの大半の若者たちは、フラストレーションを抱えていた。「彼らには、いかなる将来の展望もなかったのです。私は彼らをたてなおし、自己価値の感情をより強くするために、ときおり褒めることにしました。そうした承認によって、彼らは私たちが〈仲間たち〉と名づけた共同体にすっかり依存するようになってしまいました。この〈仲間たち〉は多くの者

にとって一種のドラックとなり、もはやそれなしでは済ますことができないのです。彼らは〈仲間たち〉以外のところでは承認されることがないので、完全に孤立します。彼らには別の社会的なコンタクトがないのです」(ホネット 2005 : 116)。「社会的承認のネットワーク」から外れてしまったという意味で、この青年は〈居場所〉を失い、〈仲間たち〉による「社会的な価値評価」に基づく承認を見出し、〈居場所〉を得たわけである。

ネオ・ナチの青年たちを動機づけているのは、なるほど社会的に否認されているという感情である。だが、それに基づく闘争が「規範的」方向は「正しい」とはいえないだろうし、「道徳的によい」とも言えないだろう。こうした感覚はアンビヴァレントであって、そこには、自己実現や承認の阻害を否認された感情だけではなく、自己実現そのものの歪みも現れている。それを判定するために、ホネットはやはり普遍的な承認要求を優先する。道徳的葛藤が生じた場合には、「あらゆる主体が等しく個人的自律の尊重に向けて掲げる要求が絶対的に優先する」のであり、「あらゆる人間を等しく自律の権利を享受する人格として承認しなければならないからこそ、道徳的根拠によってその要求を傷つけることとなるような社会関係を選んではならない」(ホネット 2005 : 207)。「自律の尊重」の承認要求は、その普遍主義的性格ゆえに最優先されねばならない。それが法的に確証されているという社会条件のもとではじめて、「自分の願望を慎重に吟味するという関係のなかで、自分自身と向き合う人格として自分をとらえることができる」のだから、法的に保障された自律は自己実現の社会的条件なのである」(ホネット 2003 : 236)。ネオ・ナチの青年は、「不正な自己実現」「虚偽の自己実現」を果たしているに過ぎ

ない。自分の〈居場所〉としてそこで承認を得ている当の共同体そのものが他の人々に対して不正をはたらいて、「他者の自己実現」を侵害している。正義の原則を侵害する承認関係は、真の意味での自己実現をもたらすものではなく、それがなされている〈居場所〉は、主観的には居心地はよいとしても、「正しい」〈居場所〉ではない。

### 3. 承認をめぐる病

#### 3.1 キャラとコミュ力による承認と〈居場所〉

今日の若者の〈居場所〉をめぐる状況を「承認」から読み解こうとする試みがある。承認が問題になるのは、承認されないことは若者にとって〈居場所〉を失うことに等しいからである。精神医学者・斎藤環は、今日の若者においては、「ひきこもり」であれ「ニート」であれ、いたるところで「承認」と「コミュニケーション」の問題がなければ見て取れると指摘する。若者は「他者から承認されるために、いまある承認を失わないために働く」し、「他者の許しがなければ、自分を愛することすら難しい」（斎藤 2013：1）という承認依存に陥っている。

斎藤によれば、承認の指標になっているのは、「キャラ」と「コミュ力」である。「キャラ」とは「キャラクター」の省略形である。もともとはマンガやお笑い業界の言葉である。目立つ登場人物は「キャラが立って」おり、マンガの作者はストーリーのなかで「キャラがかぶらない」ように登場人物を描く。「キャラ」は「性格」を意味するのではなく、むしろその人物の本質的なあり方とは無関係な強度に類型化された「役割」である。さまざまなキャラが重複してストーリーが展開することがないように、キャラは人間関係やグループ内である個人の

位置を示す指標となる。実社会の場合では、所属集団や人間関係に依存して、キャラまで変わってしまうことがある。

また、キャラはコミュニケーションの媒体として機能する。性格の多面性をそぎ落とし、限定的な最小限度の要素で描きされた単純な人物像は、それだけ強い印象を与え、把握しやすい。それにコミュニケーションのなかでキャラがかぶっていないとすれば、自分のキャラと相手のキャラを把握することでコミュニケーション・モードは自ずから定まる。このコードが便利なのは、人物の本来の性格がどうであれ、それとは無関係に、複雑な人間関係を縮減して、わかりやすいキャラの枠組みでコミュニケーションができるからである。だからこそ、この意味での「コミュニケーション力」、すなわち「コミュ力」がない者には、その関係の中にそもそも〈居場所〉がないか、序列下位の居場所しかなくなってしまう」（斎藤 2013：10）<sup>(10)</sup>。多くの思春期の子どもにとって「キャラとして承認されること」がもっとも重要である。キャラが与えられ承認されないことは、教室空間に「居場所」がなくなることを意味するからである。いじめられても、ひどい暴力まがいの行動があっても、生徒が登校をやめられないのは、居場所がなくなったら終わりだからだ。

学校という環境にはさまざまな承認要素が重なりあっている。たしかに、学校やクラスの仲間との交流（コミュニケーション）における評価の獲得という意味での承認がある。しかし、学校は法的に規定された制度であって、そこにおける関係者は原則として法的に規定された権利・義務関係にある。子どもは法的に規定された人格として承認される。また、学校での中心的課題は教育課程に基づく知識と能力に基づいて承認される。さらに、学校での成功

や失敗という成果による承認がある。加えて、学校規則に基づく行動評価やそれに向けた努力などの道徳性という承認がある。これらはホネットの言う情緒的關係・法的關係・価値共同体に対応すると見てよい。学校における承認の問題は、各領域における葛藤から生じてくる。妥当している法の枠内で、それに違反することで承認の葛藤が生じる。また、さまざまな教科における基準をめぐる自己評価と外部評価との差異から承認の葛藤が生じる。自分自身の期待や自己理解と外部評価との差異から承認の葛藤が生じるが、これも学校側の要求や評価と生徒側の自己理解との差異から生じる<sup>(11)</sup>。だが、上で指摘したような状況では、子どもたちの承認要素は、勉強ができる・スポーツができる・文才がある・絵がうまいというような価値評価にもとづくのではなく、コミュ力に一元化されている。ある程度は客観的な個人の能力や業績ではなく、その状況に依存した具体的他者とのコミュニケーションにおける間主観的な評価こそが、当事者の〈居場所〉を左右しているのである。

### 3.2 コミュニケーションの偏重と自己承認への欲求

こうした若者のコミュニケーションの偏重とキャラ重視の背景を社会学者・土井隆義は「親密圏」の変容と捉えている（土井 2004）。親密圏とは、親しい人々の間でなされる相互作用であるが、その基準が変化しているというのである<sup>(12)</sup>。

まず、親密圏の変容は価値の多元化と相関している。かつて社会の側に安定的な価値尺度があった時代には、場の空気や気分によって、個々人の評価が大きく揺らぐことはなかった。だから周囲の人々による一時的評価を過剰に気にかけたり、それに翻弄

されることも少なかった。場合によっては、「我が道を行く」というふうに、自分の価値観に従って孤高を保つということも可能だった。それは、一般化された社会的尺度を自らに取り込み、それを自分の尺度とすることで、自己肯定感の基盤を確保することができたからである。逆に、そうした支配的価値や分化に違和感を覚える若者は、支配的価値に対抗し、対抗文化の尺度を取り込むことで自己肯定感の基盤を確保することができた。どちらにしても、自分が属する文化の正当性に裏づけられた羅針盤が、正逆どちらかを向くにせよ、自分の中で作動していたので、それを支えにして一人で方向を決められた。むしろ相互の対立や葛藤はある。だが、それを経験しながら、挫折や和解を繰り返すなかで、だんだんと自分のあり方（アイデンティティ）と他者との相互関係を作り上げるのが常だった。しかし、価値が多元化し、多様に生き方が容認されるようになった今日の社会では、場の空気を敏感に読み取り、自分に対する周囲の反応を探っていかなければ、自己肯定のための根拠を確認しづらくなっている。つまり、内在化された「抽象的な他者」あるいは「一般的他者」という普遍的尺度が作用しなくなっており、その代替として、身近な「具体的な他者」からの評価に依存するようになっている（土井 2009 : 16）<sup>(13)</sup>。

そうした世界で必要になるのがコミュ力である。なんらかの能力や業績による評価ではなく、コミュニケーション能力による評価が自己肯定感の基盤になっている。キャラクターのキャラ化は、人々に共通の「大きな物語」が失われ、価値観の多元化によって流動化した人間関係のなかで、それぞれに対人場面に適合したキャラを意図的に演じ、複雑になった関係を乗り切っていこうとする現代人の心性を暗

示している（土井 2009：21）。

土井が指摘するもう一つの点は、自己への配慮としての承認欲求である。今日の若者の過剰な優しさは、他者への配慮ではなく、逆に強力な自己承認がほしいという自己への配慮の産物である。だから、友達を気遣っているようでいて、その実は自分自身を気遣っているにすぎない。社会的根拠による承認を感じ取ることができないので、具体的な他者からの承認によって自己を支えてもらわなければならない。つまり、過剰なほどに配慮しあう友だち関係において、その配慮は他者への配慮ではなく、強力な自己承認を欲求する自己への配慮の産物である<sup>(14)</sup>。その場合、できるだけ自己承認を得やすい安全な関係が求められる。同質の人間だけを結びつけようとする。自己肯定感を根底から揺さぶるような大きな葛藤や対決や破綻のない予定調和の枠組みから外れない関係である<sup>(15)</sup>。そこでは異質な人間を排除しようとするよりも、すでに異質な人間が排除されてしまった同質な者ばかりになっている。だからここで対立しないためには、予定調和の世界から排除されるか、予定調和の世界のなかにコミュ力によって〈居場所〉をもとめるかしかない。

### 3.3 承認をめぐる病

すでに指摘したように、社会的評価に基づく承認はさまざまなシンボリック的媒介物によっている。キャラとコミュ力とは、このシンボリック的媒介物の典型であろう。しかもそれが専制的なまでに一元化している<sup>(16)</sup>。ある程度は客観的ななんらかの評価軸が成立し、そういう「承認の基準」が確固としていれば、教室内で「居場所」がなくなることはないはずである。ところが、若者は学校の教室やそれと関連する環境において、コミュ力（能力）とキャラ（特

性）だけに基づいて一定の承認がなされ、一定の自己評価を獲得するようになっている。だから、適切なキャラが与えられず、あるいはそれを全うできないことは否認（序列が下がる、地位を失う、いじめをうける）をもたらす、〈居場所〉がなくなる。これを「承認をめぐる病」と呼んでよいだろう<sup>(17)</sup>。

たしかに、原理的には、教室にも別の承認要素や承認要求がある。土井も斎藤も、かつてはこれに対処する方法があったと言う。たとえば、キャラとコミュ力以外に自分を承認するための基準を持つこと、あるいは他者からの承認以上に他者への承認を優先することである。また、承認の大切さを受け容れつつも、ほどほどにつきあうという方向である

（cf. 斎藤 2013：035, 045）<sup>(18)</sup>。そして、かつてこれらは「成長の物語」にはあらかじめそれが組み込まれていたのである。だが、「成長の物語」は、われわれが懐疑することで失われた「大きな物語」の一部である。そうであるとすれば、この「承認をめぐる病」の治療は困難なものではなかろうか<sup>(19)</sup>。

### まとめ

われわれは15年前の〈居場所〉論から、自己実現の環境という〈居場所〉概念の方向性を取り出した。自己実現とは、アイデンティティが十全に承認されていることである。この承認という方向をはっきりさせるために、ホネットの承認論の枠組みを援用した。ホネットの理論から汲むべきところは、3つの承認形式の区分とそれに対応する「存在が否認されている」ことの概念である。自己信頼・自己尊敬・自己評価という実践的自己関係が社会で満たされていることを個人が確信できることが自己実現の条件である。当事者が置かれた環境において、これが満たされていない、あるいはそれらの間に葛藤が

生じることが〈居場所〉がないということなのである。

しかし、今日われわれはむしろ「承認をめぐる病」というべきものを経験しているとの疑念が生じている。それはある程度一般的な価値に基づく能力や業績に基づく評価ではなく、親密圏における具体的な他者による文脈依存的な「コミユカ」に基づく評価に承認が一元化されている状況である。そこではコミユカに基づく承認がなければ〈居場所〉がないのである。

ホネットの議論の背景には、普遍的な法的人格だけが「社会的に認められるべき個人」がたったひとつのモデルであるような社会では、自由の名のもとに社会的コミュニケーションの回路は単線化し、自由の前提である社会的諸制度は道具化され、社会的連帯という資源は枯渇してしまうという危惧があった。だから、3つの方向での歪められていない承認という規範的要素は、そうした社会の誤った発展傾向を診断する試金石になりうるとされたのである。それに対して、コミユカによる承認とは、ホネットが危惧したのとは別の意味での社会的コミュニケーションの単線化である。ここではコミュニケーションそのものが、それを外れることができないというかたちで〈居場所〉のなさを作り出している。だが、その試金石はどこに求めるべきなのだろうか。

【付記】本研究は2014年度JSPS科研費26381044の助成を受けたものです。

## 注

(1) 本稿は総合人間学会第9回大会シンポジウム（2014年6月8日、東京医科大学）における同名の発表に基づくものである。

(2) 総合人間学会第10回大会シンポジウム趣意書（片山善博）参照。

(3) この時期、文化人類学者・山口昌男、日本中世史家・網野善彦、西洋中世史家・阿部謹也などによって「アジール」概念が広く知られるようになった。彼らが手がかりを求めたのは、オルトヴィン・ヘンスラーによるドイツのアジール法研究『アジール』（原著は1954年、邦訳は2010年）である。アジール（Asyl, asylum）はもともと不可侵を意味するギリシャ語 asulon に由来するが、現在では保護・庇護する場所を指す場合と保護・庇護の機能そのものを指す場合がある。もともと含まれていた聖性は消えている。また、訳者（舟木徹）によれば、現代日本ではその機能を意味する場合はまれで、もっぱら場所（「避難所」）という意味で用いられている。ヘンスラー自身は、アジールとは宗教的領域であることを強調し、「一人の人間が、特定の空間、人間、ないし時間と関係することで、持続的あるいは一時的に不可侵となる、そのような拘束力を備えた形態」（ヘンスラー2010：17）と定義する。前半が「不可侵性」の機能・様態を、後半が「法」であることを示している。また、ヘンスラー自身は場所性より庇護という機能性を重視している。さらに時間的・空間的・人的というアジールのアスペクト性を指摘する。重要なのは、アジール法が（1）宗教的段階、（2）実利的段階、（3）退化・終末段階という歴史の変遷を経てきた点である。すなわち、ヘンスラーによれば、そもその宗教的であったアジールは、外形的にはそれを維持しつつも、さまざまな実利的動機（司法・商業政策・社会政策）に基づいて国家によってその機能は権力の中に取り込まれ、ついには国家権力の貫徹にともなって、アジール制度は不要とされるが、その半面、法のなかで期待され

る（法化）されることで廃止されるようになったのである。

(4)ヘンスラーの指摘を念頭に置けば、芹沢のいうアジールは、国家権力からのアジールである。学校は、一方では法的平面での権利性にもとづきながら、他方ではそれによって法制度的には支えられた子どもの能力（学力）という評価基準も基づき、なおかつ情緒的關係によって成立する場である。芹沢が強調するのはこの場を貫いている国家権力線である。これを排除した東京シューレは、教育政治的な能力観を排除し、第3領域における別の価値（自由・自治・個の尊重）と情緒的關係によって成立する共同体としてアジールということであろうか。現在では、NPO法人東京シューレを母体として学校法人東京シューレ学園が設立されている（2006年認可、東京シューレ葛飾中学校開校2007年4月）。ここにアジールの歴史的変化の類比を見ることができるかもしれない（注3参照）。

(5)ホネットの承認論をめぐるのは数多くの論争があり、本シンポジウムのテーマに密接に関連する論点も提示されている。これらには詳細な紹介や報告もなされているが、ここでは触れない。成書としては日暮（2008）を参照。

(6)したがって、場所がないから居場所がないという場合も、場所があっても居場所がないという場合もありうる。この点については、3.11東日本大震災以降の福島状況に関連する荒木田氏の報告を参照。

(7)ホネットは、後に検討する事例や論争においてわかるように、承認における対立が生じた場合には普遍的な法的関係による解決を求めること重視する。これはホネットのカント的側面といえる。

(8)本稿の〈居場所〉論はそこまでは踏み込むこと

はできない。ただ、この観点は、あからさまな暴力や権力行使、抑圧をたんに「不正」として捉えるだけではなく、誤った承認あるいは承認の不在が自己関係を歪め、心理的遮断や不安抑鬱を招き、諸個人の権利と自由の積極的な使用を阻む「構造的暴力」の概念を展開しうる可能性に注意を促しておきたい。

(9)現代社会における子どもの権利の問題の所在を示す一例である。森田明（2008）は、この問題が国連「子どもの権利条約」（1989年採択、1994年発効）の審議の重要な背景——とりわけアメリカ合衆国における——になっていることを指摘している。

(10)もっとも、コミュ力求められるのは子どもや若者だけのことでなく、新卒採用にあたって学生の「コミュニケーション能力」が重視されている。大学生が就活でもっとも求められるは、知識や技能ではなく、まず「コミュニケーション力」であり、

「仲間一緒に仕事をする力」であるという事実を忘れてはならない。そして、その「コミュニケーション力」は、ホネットを含めた批判理論家が言うような普遍的なコミュニケーション行為能力ではない。

(11)これはL. ヴィガーほか（2014）による指摘である。ドイツを例にしているが、我が国を含めて、法制的な教育制度をもつ社会であれば、基本的に妥当する。ヴィガーがあげるヤニカの逸脱事例は興味深い、もっぱら学校的基準による承認の失敗に焦点が合わされており、次節で扱うような、親密圏の変容は問題になされていないようである。むしろ、

「学校という制度によって拒否された承認の代わりになるのが、仲間からの承認であると考えられる。しかし、この承認は、規則違反を前にしても、ほとんどの生徒が学校規則を疑問視せずに尊重するならば、矛盾をはらむものとなる」（ヴィガーほか 201

4 : 121) と評価される。

(12)「親密圏」・「親密性」には「生の拠り所を担保するような関係」というより強い規範的意義を盛り込む向きもあるが、本稿ではそこまで読み込む必要はない。

(13)ホネットの議論が G. H. ミードの「一般化された他者」の概念に依拠している改めて注意を払っておく必要があるだろう。

(14)土井が言及しているように、Ch. ラッシュ (1981) すでに 1980 年代には現代人のナルシズムを鋭く指摘した。「ナルシシストは、自分が全能だという幻想にとらわれているくせに、その実、自分の自尊心を確認するのに他に頼らなければならない。ナルシシストは喝采を送ってくれる相手がいなければ生きていけない」のである。

(15)同時に、今日のいじめは、異質な人間を排除しようとするのではなく、異質な人間がすでに排除されてしまった類友の世界で、同質な者同士によるものである。土井は、各自の関心対象が多様化されているといっても、最後まで共有されるのは、対立をはらまない限りにおいての差異を認め合うという基本的な態度だけだからであるとも指摘している。

(16)その典型的な例としては AKB48 とその「総選挙」を取り上げるとともに、それを「アイドル消費の最終進化形」であるとも断定する。シンポジウム前日 (6 月 7 日) は奇しくも 2014 年の AKB 総選挙であった。

(17)斎藤 (2013 : 24, 43f.) はこの「病」は次の三つのパターンに帰結すると予測する。「承認への葛藤」、「承認への過剰適応」、「承認への無関心」。そしてこれはアニメ『新世界エヴァンゲリオン』の中核にいる 3 人? のキャラクター、碇シンジ、惣流・アスカ・ラングレー、綾波レイにみてとれるとい

う。精神医学的に診断を下せば、シンジの「承認への葛藤」は「ひきこもり」、アスカの「承認への過剰適応 (行動化)」は「境界性人格障害」、レイの「承認への無関心」は「アスペルガー症候群」という類型にそれぞれあてはまる。さらに、『エヴァンゲリオン』の最大の特徴はその徹底した「成長の拒否」である。物語の基本設定として、「成長」や「成熟」が排除されている、なぜなら、成長や成熟は、三人の中核的登場人物のキャラの同一性を破壊してしまうからであるとだと指摘されている。この精神医学的に類型化しうるような承認をめぐる状況診断が「承認をめぐる病」というタイトルに込められているように思われる。

(18)阿部真大 (2011) は「居場所づくり」の「指針」として同様のことを指摘している。

(19)土井の言うような、若者の親密圏が「人間関係への過剰な配慮と強迫的な不安に悩まされている」という議論が「一面的すぎるのではないか」という批判は当然生じる。

## 参考文献

- 阿部彩 (2011) 『弱者の居場所のない社会—貧困・格差と社会的包摂』講談社
- 阿部真大 (2011) 『居場所の社会学—生きづらさを超えて』日本経済新聞出版社
- 土井隆義 (2004) 『「個性」を煽られる子どもたち—親密圏の変容を考える』岩波書店
- (2009) 『キャラ化する／される子どもたち—排除型社会における新たな人間像』岩波書店
- 藤竹暁編 (2000) 『現代人の居場所』(現代のエスプリ別冊 生活文化シリーズ 3) 至文堂
- ヘンスラー, O. (2010) 『アジール—その歴史と諸形態』舟木徹訳, 国書刊行会



- 
- 日暮雅夫（2008）『討議と承認の社会理論—ハーバ  
ーマスとホネット』勁草書房
- ホネット, A. （2003）『承認をめぐる闘争—社会的コ  
ンフリクトの道徳的文法』山本啓・直江清隆訳,  
法政大学出版局
- （2005）『正義の他者—実践哲学論集』加藤泰  
史・日暮雅夫訳, 法政大学出版局
- 斎藤環（2013）『承認をめぐる病』日本評論社
- ヴィガー, L. ・藤井佳世・山名淳編著（2014）『人間  
形成と承認：教育哲学の新たな展開』北大路書房

太田 明（玉川大学／教育学）

## 「居場所」と「社会で生きる権利」

### “A Place where One Belongs” and “The Right to Live in Society”

藤谷 秀

FUJITANI, Shu

「私の居場所がない」ということが、ある場面に限られた問題ではなく、「生きづらさ」の問題として語られている。この「居場所」という言葉によって、どのような問題が語られているのか。そもそも「居場所」とは何を意味しているのか。本稿では、「居場所」という言葉の含意を検討しながら、「居場所」論だけでは問題を捉え損なう危険があることをあえて指摘したい。結論を先取りすれば、「居場所」論は「社会で生きる権利」という思想に裏打ちされてこそ、今日の「生きづらさ」の問題を捉えることができるし、「生きづらさ」を生みだしている社会を変革する実践に寄与できるだろう。

#### 1 「居場所」問題の背景

「居場所」は、単に誰かが存在する場所を意味しているわけではない。「私」（あるいは「誰か」）が存在するということは、世界を超越した主体として「私」（あるいは「誰」）を仮構するならともかく、物理空間内のある位置に存在するということであり、社会空間内のどこかにいるということである。すなわち、ある時間点において空間座標（ $x$ ,  $y$ ,  $z$ ）上に位置を占めることであり、たとえば「今家にいる」、「今レストランにいる」ということである。しかし、とくに1990年代以降の日本社会で多用されるようになった「居場所」（むしろ「居場所がない」）という言葉は、そのような意味で語られているわけではない。一般に「居場所」は、『ここ

は、私の居場所だ』『私はここにいてもいいんだ』という安心感をもてる場所のことであり（阿部彩 2011: 117）、「居場所がない」とは、「私はここにいてもいいんだ」という安心感をもてる場所がないということであろう。「居場所がなくなる」とは「亡くなった人である」という意味ではなく、この世界に場所を占め現に生きている誰かについて、本来あるべきはずの「居場所」がないということである。言い換えれば、「居場所」は、存在的事実を表すというよりも、人間であれば誰にもあるべきもの、もしそれがなければ「生きづらさ」を生み出してしまふというふうに、倫理的な意味をもって語られている。では、このような意味で「居場所」（「居場所がない」）が語られるようになった背景には、どのような日本社会の変化があったのだろうか。

1990年代以降、ジェンダーの差別性や抑圧性が強く意識される中で、女（母）のあるいは男（父）の「居場所」が語られ始めた。次いで、子どもの「居場所」（学校に「居場所がない」）や、若者の「居場所」（社会に「居場所がない」）が語られるようになる。さらに、職場での「居場所」が問題となり、定年退職した男性や高齢者や障害者の地域生活が「居場所」という言葉で取り上げられている。そして、こうした人たちを対象とした「居場所づくり」の取り組みも様々な形で展開されている。「居場所」の問題は、ほとんどすべての人が直面する普遍的問題という様相を呈している。逆に言えば、多

くの人に、「私はここにいてもいいんだ」という安心感をもてる場所がないという感覚，かりにあったとしてもいつ失われるか分からないという不安が広がっているのである。このように、「居場所」という言葉が「生きづらさ」を語るキーワードの一つとして登場してきた背景には，明らかに日本社会の変化がある。1990年代以降，「グローバル化」の名のもとに新自由主義イデオロギーが支配的となり，諸個人の活動に対する政治や倫理や道徳による「規制」を緩和し，市場において諸個人（実際には企業）が自由に活動することで，社会の豊かな発展が可能となるという幻想がふりまかれてきた。その結果，競争原理が社会全体を覆うようになり，経営や労働や学業において短期間で成果をあげることを求める業績主義が浸透し，競争の結果を個人の責任に帰する「自己責任論」が横行する。「現代は自己決定と自己選択の幅が広がった自由社会のように見えて，その内実においては，この世に生まれ落ちた時から，親以外の社会的サポートの期待が薄いなかで，ただここに存在していることの承認もなく，自己責任の圧力がのしかかる厳しい世界となってきた」（田中・萩原 2012：20）。親や家族が「社会的サポート」となっているかどうかさえ，今ではあやしくなっている。このように，「ただここに存在していることの承認」が脅かされているとすれば，口をついて出てくる言葉は「居場所がない」という言葉であろう。では，この「居場所」（「居場所がない」）という言葉は，より正確には何を意味しており，どのような問題を提起しているのだろうか。

## 2 関係性としての「居場所」と，他者（集団）による受容・承認

先にふれたように，「居場所」は「私はここに

いてもいいんだ」という安心感をもてる場所であろうが，他者（集団）から「ここにいる」ことが受容ないし承認されていることを前提としている。「そこに自分がいることが当然であり，周りもそう認めている場所」（阿部彩 2011：117）なのである。ここには，受容・承認される「私」と受容・承認する「他者（集団）」という非対称的な関係（場合によっては一種の権力関係）が潜在している。「ここは私の居場所だ」と宣言するだけでは「居場所」とはならない。「あなたはそこにいてよい」という他者（集団）からの受容・承認によって「居場所」は可能となる。この他者（集団）による受容・承認には，二つの意味がある。一つは，顔の見える他者との関係性における受容・承認であり，二つ目は，「私」（ないし「私たち」）がその場所にいることが承認されているという意味である。前者は，主に他者との関係性によって成立する場であり，今日多用される「居場所」はこの意味を強くもっていると言えよう。これに対して後者は，空間や場所に力点をおいた意味であり，前者の「居場所」を可能にしている空間的条件とも言えるだろう。たとえば，気のおけない友人たちという関係性は，前者の「居場所」であり，友人たちが集まり語り合う場所そのもの（たとえば友人の家や行きつけのカフェなど）は，後者の「居場所」である。阿比留久美が，①受容的空間としての「居場所」，②社会的空間・創造的空間としての「居場所」，③関係性の中での「居場所」と整理しているように（田中・萩原 2012：37 - 39），「居場所」は，他者との関係性という意味と空間性という意味を含んでいるのである。

第一の，顔の見える他者からの受容・承認によって成立する「居場所」には，日本社会に特徴的な倫理が浸透している。「居場所」という語を，たとえ

ば欧米語に正確に翻訳することは難しい。英語の “whereabouts” や “place to stay” は、「居場所」の意味を表現したものとは言い難い。その理由の一つは、「居場所」が、「居る」と「場」という日本語特有の語から成り立っているからである。萩原健次郎は、日本語で「居る／ある」の区別が「人も含む生命ある存在者／生命なき存在者」の区別に対応していることに依拠しながら（欧米語では “be”・“sein”・“être” など同じ語で表現——ただし人称によって語形変化があることに留意すべきだろう）、「居場所」とは『私』という主体の生成母体であり、生命世界に連なる場であり、『私』と他者との相互規定的な関係…でつかまれる位置感覚であり、「居場所の生成において、生きられた身体としての『私』は、他者・自然・事物へと開かれ、他者・自然・事物のかけがえのなさを感じ受ける」としている（田中・萩原 2012 : 29f.）。日本の文語「居り／あり」が現在の「居る／ある」と異なっていたことや、現代語で「植物がいる」とは言わないことをここで詮索しないが、「居場所」を「生命世界」と結びつけるのは、いささか飛躍しているように思う。人間も含めてどんな生物も「居場所」をもつという存在的事実の確認であれば、先に指摘した倫理的意味があいまいになってしまうし、人間と切り離されてしまった「生命世界」と再び「連なる」べきだと言いたいのであれば、社会による媒介の検討が不可欠だからである。また、『私』という主体の生成母胎があるとしたら、私としては、それは「私／あなた／彼女（彼）」という人称語の習得だと考えるが、ここで言われている「私」とは、日本的な「私」なのだろうか、“I”・“Ich”・“Je”なども含めた普遍的な「私」（あるいは超越論的な「私」）なのだろうか。次いで、「私」と他者との相

互的な「位置感覚」は、「私」以外の誰かがいる場ではたいてい働いている「ここ／そこ／あそこ」という「感覚」であり、「居場所」に限られた感覚ではない。そして、「居場所」があることが、「他者・自然・事物のかけがえのなさを感じ受ける」ことを保証するとは言い切れないと思う。

ここで十分注意が払われていないのは、むしろ日本的な「場」の倫理である。「居る」とは、もちろん単に存在することではなく、何らかの「場」に適切な仕方でする「居る」ことである。適切な仕方でない場合は、「場違い」であり「居心地が悪い」ということになる。このことは、現代に特有な「居場所」という言葉の登場後しばらくして、とくに若者の間で広がった「KY（空気を読めない）」という言葉によく表われている。KY な人は、周囲の期待を察せず場違いな言動をする人であり、その結果居心地の悪い思いをするはめになり、場合によっては「居場所」を失う。「居場所」は、必然的というわけではないが、このような日本的な「場」の倫理、「日本において重要なことは、行動の正当性や正義ではなくて、注視されたときにどれだけ人々の期待に沿って振舞うか」（細谷 2011 : 17）という倫理と結びつく可能性がある。現代の若者においても、「場」の倫理は「健在」である。細谷実は、KY に表わされるような同調傾向が現在強まっているとして、もともと日本社会に根強い同調圧力、周囲からの期待を察しながらそれに従い同調することが求められるという傾向、とくに若者が「自分の場、自分の周囲」の人々の期待・意向に非常に敏感になっているという傾向を指摘している（細谷 2011 : 16）。こうした「場」の倫理がしばしば抑圧的にはたらくことは、日本社会で生活する多くの人が経験しているだろう。そこが「居場所」となることと引き換えに、

「私」は「正当性や正義」や「本音」を胸の奥にしまいこむ。問題は、「私はここにいてもいいんだ」ということが、その場を形成している他者（集団）からの受容・承認にかかっていることである。

もちろんこうした抑圧的関係を、承認をめぐる闘争を経た相互承認によって中和することもできるかもしれない。阿部真大は、「まわりとのコンフリクトを解決していくなかで、新しい居場所」をつくること、「自分が変わり、まわりの人たちにも影響を与えることで、これまでの自分の居場所とは違う、新しい居場所をつくる」ことを提案している（阿部真大 2011：38）。ただ、阿部自身注意を促しているように、居場所を再構築するには相当なコミュニケーション能力が必要であるし、個人的能力だけを当てにできない以上、コミュニケーター（ファシリテーター）によるサポートも必要であろう。しかしここで問題としたいのは、「居場所」という言葉自体に、この承認をめぐる闘争という含意はないということである。「居場所」は、たとえ本人の努力で他者との関係を再構築することを通して獲得することができるとしても、どこまでも他者（集団）からの受容・承認という受動性を帯びている。「あなたはそこにいてよい」という声なしに「居場所」は成り立たないのである。

以上、顔の見える他者からの受容・承認によって成立する「居場所」について、とくに日本的な「場」の倫理に注目しながら論じてきた。「居場所」をめぐる困難は、受容・承認する他者（集団）次第で服従を強いられたり、受容・承認の条件に自らを適合させなければならないことがあるということである。阿部真大が指摘しているように、「居場所を見つけようとする人は、集団に過剰適応しがちだが、それは本人にストレスを与え、最終的に孤立

を深めかねない」（阿部真大 2011：19）。「私はここにいてもいいんだ」という「居場所」を得ることが、このような抑圧を代償とするなら、「居場所」論はアポリアを抱え込むことになるだろう。

### 3 場所としての「居場所」と、他者（集団）による受容・承認

第二の、「私」（ないし「私たち」）がその場所にいることが承認されているという意味での「居場所」もまた、他者（集団）からの受容・承認によって可能となる。喫茶店やカフェが「居場所」となり得るのは、対価と引き換えにそこにいることが承認されているからである。支払うことができなければ、もはや「居場所」ではなくなる。会社に「自分の名前のついた机があり、自分の持ち物が置いてあり、そこに何時間座っていても誰も文句を言わない」（阿部彩 2011：117）のは、会社という他者に「私」が雇用されているからである。解雇や定年退職の後には、さらに今日的には会社の求める成果基準に従った働きができなければ、そこはもはや「私」の「居場所」ではない。あるいは、家やその部屋が「居場所」となっているのは、家族（わけても決定権をもつ者）によって承認されているからであり、家族関係が壊れてしまえば、家はもはや「私」の「居場所」ではない。

このことを端的に表しているのが、「ひとりの居場所」である。「ひとりの居場所」は、周りに関わる必要がないという安心感を得る場であり、顔の見える他者との関係性としての「居場所」がはらむ抑圧の裏返しである。阿部真大は自らの経験として、バイク便の仕事で一人でバイクに乗っている時間が「居場所」と感じられたと語り、「人間関係から解放された『ひとりの居場所』も…確保しておかなく

てはならない」と言う（阿部真大 2011：46f.）。そして、「ひとりでいたとしても、本人がそこを居場所だと思っていれば、そこは居場所である」（同上書：47）。もちろん、一人だけの空間を「居場所」と感じるかどうかは人それぞれであろう。しかし、そこに一人でいられるのは、他者（集団）から、たとえばバイク便の会社から一人でバイクに乗ることが承認されているからである。いくつかの大学で最近設けられている「ぼっち席」（誰かと顔を合わさずに一人で食事ができる学生食堂の座席）もまた、大学の承認によって成り立っている——かつては個室トイレで食事をする学生のこと問題となっていた。阿比留久美は、「親密圏」と「居場所」の相違点として、「居場所」は「必ずしも他者との関係性を必須の要件にはしていない」とし、自宅のトイレや一人散歩に行く公園が「居場所」になり得ることを例に挙げている（田中・萩原 2012：44）。なるほど、顔の見える他者との直接的関係性はそこにはない。しかしあくまで、家族の一人としてトイレを使うことが承認されている、あるいは公共の場として公園を散歩することが承認されていることが前提である。

このように、「私たち」の「居場所」であれ、「私」一人の「居場所」であれ、それが「私（私たち）はここにいていいんだ」という場所として成立するためには、「あなた（あなたたち）はここにいていい」というように、他者（集団）の承認を前提としている。そして多くの場合この承認は、一定の条件を満たした者にのみ与えられる。逆に言えば、その条件を満たしていない者にとって、その場所は「居場所」とはなり得ないのである。

ここまで私は、関係性という意味でも、空間性という意味でも、「居場所」が他者（集団）の受容・

承認によって成り立っていることを強調してきた。誤解はないと思うが、私は他者（集団）の受容・承認なしに生きることを推奨しているわけではない。問題は、受容・承認する他者（集団）とは誰か、何らかの条件を満たした者だけが受容・承認されるのか、ということである。家族の一員であるから、学校の生徒であるから、空気の読める同調性のある人だから、会社の社員であるから（今日では定められた期間にこれだけの業績を上げたから）という条件のもとで、「あなたは那场（場所）にいてよい」というふうに、他者（集団）からの受容・承認が「居場所」の根底にある。そして、家族の一員でもなく、学校の生徒でもなく、空気が読めず、会社の社員でもない人は、どこにも「居場所」がないことになる。このことが社会で生きること自体の否定につながるとしたら、社会で生きていくために、せめてどこかに「居場所」を見つけなければならないだろう。しかし、「居場所」を見つけることと、社会で生きすることは、二者択一の関係なのだろうか。むしろ、特定の他者（集団）ではなく社会が、この世に生まれたどんな人の存在も無条件に受容・承認することこそが重要なのではないか。

#### 4 「居場所」と「社会で生きる権利」

「居場所」は不安定なものにとどまる。これまで述べてきたように、それが他者（集団）による受容・承認を条件としている以上、その他者（集団）に左右されてしまうからであり、条件つきでの受容・承認がつきまとうからである。このようなアポリア、「安心してここにいる」ために何かを引き換えにしなければならないというアポリアを免れるためには、誰であれ社会で生きることが無条件の権利として承認されているのでなければならない。しか

し現代の日本社会で、「居場所」がないことが「生きづらさ」に直結してしまうのは、このような社会的承認がきわめて脆弱であることの証しではないだろうか。

豊泉周治は、現代日本における若者の自尊感情の低下が何を意味しているのかを検討しながら、次のように述べる。「社会なきセカイの感覚、あるいは内閉的な『自分らしさ』を渴望する感覚は、若者の『社会的な承認』の不在に起因している。第一に欠落しているのは、若者を承認し共同体に迎え入れる『社会の存在』であり、『アイデンティティの保護者としての社会制度』なのである。そして新自由主義イデオロギーを背景とする社会政策・教育政策が、そうした『社会』の解体を推し進めるものであった…」(豊泉・鈴木・伊藤・出口 2014 : 107)。

吉崎祥司も、『『助けて』と言える場、仲間の『居場所』をいたる所に作りだす努力が求められている』としつつ、そうした『『場』をつくる運動の展開と同時に、しかるべき社会的な制度・文化の形成という重要な課題があります。『自己責任から社会的責任へ』という場合、その『社会的責任』の具体化の中核部分は社会保障制度であり、その法・権利的根拠が『社会権』です』と主張している(吉崎 2014 : 60 - 62)。そして、社会権が保障されているとはとうてい言えない日本社会の現実を指摘しつつ、新自由主義の台頭によって社会権がますます脅かされていると言う。たとえば、「居場所」の問題とも密接に関係する「居住」に関して、ヨーロッパ諸国と違って日本では、「居住の自由」は保障されていても「居住の権利」は社会権として認められておらず、そのため住宅問題が社会保障の対象とされていないことを問題視している(同上書 : 102)。

重要な指摘だと思う。「社会権」は、「どんな人も

無条件に社会で生きる権利がある」という思想を基盤としている。「居場所」論がこのような思想に裏打ちされているのでなければ、空気が読めるとか、「人間力」があるとか、仕事ができるという条件を満たす者だけに「居場所」は与えられることになり、「自己責任」の問題に転落してしまうだろう。

## 参考文献

- 阿部彩 (2011) 『弱者の居場所がない社会』講談社 現代新書
- 阿部真大 (2011) 『居場所の社会学』日本経済新聞 出版社
- 田中治彦・萩原健次郎編 (2012) 『若者の居場所と参加』東洋館出版社
- 豊泉周治・鈴木宗徳・伊藤賢一・出口剛司 (2014) 『〈私〉をひらく社会学』大月書店
- 細谷実 (2011) 『よく考えるための哲学』はるか書房
- 吉崎祥司 (2014) 『「自己責任論」をのりこえる』学習の友社

藤谷 秀 (山梨県立大学／倫理学)

## 障がい児者を巡る受容と排除

### —生存権理解と関わって—

#### Inclusion/Exclusion of Young People with Disabilities:

#### Towards Understanding the Right to Life

竹内 章郎

TAKEUCHI, Akiro

#### 1. 受容と排除の現実

障がい児者とされる人々<sup>①</sup>の真の受容（真の居場所）を許容しない現実がある。例えば 1979 年の養護学校の義務制度化は、憲法 26 条と旧教育基本法制の存在下にも拘らず就学免除・猶予の名の下に義務教育から排除されていた障がい児に権利としての学籍を保障した。が同時に障がい児を隔離し易くし、彼らの普通学校・学級からの排除も正当化した。また厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政事業報告」も示すように、施設経営を行う社会福祉法人数が 1990 年の 10071 から 2012 年の 16981 へと増えて障がい者の働く場での受容は進んだ。が同時に障害者自立支援法下の就労継続支援 A 型事業では、国庫給付金を得た企業が利潤追求のために劣悪な就労条件——10 畳の作業場への障がい者 23 名の押込め等々（斉藤 2014 : 6 - 7）——を障がい者に押付け、彼らを真の労働・生活から排除している。

また誕生以降の障がい児者には、無拋出の特別児童扶養手当や障害者年金（社会福祉）等々により、不十分ながらも一定の生存保障がなされ彼らの受容が図られてはいる。が他方で例えば 1970 年代からの出生前診断が、技術的進化と簡便さにより近年爆発的に普及し、染色体異常の胎児を中心に障がい者

の存在を出生以前に排除する傾向は顕著になっている。因みに出生前診断による中絶は単に障がい胎児の排除に留まらず、同じ障がいを持つ現に生存・生活する障がい者にも事実上、障がい故の排除を迫っている<sup>②</sup>。これらの背景には、近現代社会における健康・健常と疾病・障がい全般に関わる受容かつ排除の問題もある。

つまり「病気・『障害』の治療・軽減や能力形成といったヒューマニズムに満ちた営みそれ自体を徹底してゆけば、『障害』の排除志向の内に介在しかねない『障害者』排除の志向を通じて、優生思想の『普及』に寄与する反ヒューマニズムが跳梁しかねない…。他方で、優生思想に反対して『障害者』の差別・抑圧に繋がる一切に反対するヒューマニズムに満ちた営みを徹底してゆくことによって、『障害者』排除への反対に介在しかねない『障害』の排除への反対を通じて、病気・『障害』の治療・軽減一般（…能力形成一般）を軽視ないし無視する反ヒューマニズムが台頭しかねない…。二つの営みの各々の徹底は、自己の肯定が自己否定ともなりうるという二律背反・矛盾」（竹内 2005a : 31 - 32）の内にある。

これら受容しながらの排除は権力問題でもあり、近現代社会では以前の「死なせるか生きるままにし



ておく古い権利 {権力?} に代わって、生きさせるか死の中へ廃棄するという権力が現れた」(フーコー1986: 175, {} 内は竹内, 以下同じ) ことのしからしむところである。30年近く前に指摘したが、「生物学的身体や生命をも掌握する資本蓄積=政治=権力が、自らにとって有用な<sup>(3)</sup>生命を歴史社会の中に取り込み、保護・育成/増殖・生存させると同時に、有用でない生命については、これを歴史社会の外に放逐し『合法的』に抹殺しさえする、そうした最も広い意味での能力主義的な現実」(竹内 1987: 83) が今も続いている。

それどころかアガンベンの言う「殺害可能かつ犠牲化不可能な生」たるホモ・サケル (聖なる人) が、重度障がい者や終末期患者に当てはめられ、治療放棄による生⇒死の決定が特定の社会・文化やイデオロギーを超越しうるかの如くの普遍的議論として正当化される現状もある (竹内 2012a: 191 以下)。だから終末期の耐え難い苦痛と自己決定が要件の尊厳死・自殺幇助論が余りにも易々と大衆化し——「苦痛除去がほとんどなかった時期にオランダは自殺幇助と安楽死を認めるよう合法化を始め」た (ヘンディン 2000: 14) 陰惨な先駆例を考えよ——、また障がい者や認知症者にも拡大して彼らを排除する現実を正当化しつつある<sup>(4)</sup>。

それ故障がい者——植物状態の人は勿論、脳死患者も (中村 2009) ——の真に豊かなライフ (生命・生活・人生)、つまり真の受容には、プラトン以来の優生学 (竹内 1998: 143 - 145) の克服を初め現代の社会・文化全般の革命にも等しい変革の課題があることになる。現在の新自由主義——但し自由主義との区別と同一性、また資本主義全般との連関を捉えた新自由主義 (竹内 2011) ——の跋扈を踏まえた場合のそうした課題の思想的要諦だけでも、既述

の権力廃棄に向けての、個人の自己責任論と一体の自己決定・自立論の克服 (吉崎 2014)、平等の機会平等論への縮減の克服 (竹内 2007: 124 - 176)、自由全般の市場秩序下への還元とこれと一体の私的所有論の克服 (竹内 2014b) <sup>(5)</sup>等々、人文社会科学の大半に跨って莫大になる。以下では一つの課題に留まるが、或る種の自明視によりさほど深刻な議論にはならないながら、内実に立入れば実は不分明さが付き纏っている生存権問題を取上げたい。

## 2. 市民権的生存権

さて生命倫理学黎明期から一定程度は議論されながらも、近年はパーソン論 (村松 2012) の事実上の「勝利」で決着済みであるかのように見なされ、殆ど論じられない問題に SOL (生命の尊厳 Sanctity of Life) 論と QOL (生命の質 Quality of Life) 論との対立がある。因みに田中智彦が的確に指摘しているように、この対立構図自体がそもそも、生存権擁護の最右翼であるはずの SOL 論には「分が悪い」ものだった。つまり 17 世紀来の自然法・自然権論による「無辜の生命を奪うべからず」という SOL 論は、自律的主体の自然権によるものとされたから、権利主体にはこの自立のための「意思と活動が必要とされ」、SOL 論が擁護する尊重されるべき生命の生存権も、パーソン論の主張のように一定の QOL (意思や活動) がないとみなされた存在の生存権保障には至り得ず、SOL 論は元々 QOL 論に負けるべき運命下にあった (田中 2012: 128 - 129)。

もし生存権の基底が、上記の運命下の SOL 論によってしか担保されないなら、重度障がい者を初め終末期患者の生存権軽視・無視に至りかねないのは明らかだ。だが一般に生存権保障として一括りにされがちな、SOL 論を内在させた同じ生存権論も実は二

通りあり、それは市民権（≡自由権）と社会権との一般的区分・対抗<sup>6)</sup>と同じく、市民権的生存権と社会権的生存権とに区分されて理解されるべきものだが、これまではこの生存権の区分の理解が極めて曖昧だった。因みに一方の市民権的生存権の代表が、周知の米国独立宣言が「ゆずりわたすことのできない権利」とし、またこれを侵害する政府の「変更ないし廃止」を謳った「自由および幸福の追求」の権利と並ぶ「生命〔の安全〕」の権利としての生存権である<sup>7)</sup>。

この市民権的生存権は、権利侵害を「暴虐と強奪」や「危害と強奪」とこれを担保する「絶対的圧制〔専制的権力〕」——英国王による植民地に対するものが主眼——によるとしている点からして明白だが（芝田 1976 : 87 - 88）、かの暴虐や強奪や危害が、従ってまた専制的権力がなければ擁護され得る生存権に留まる。これは現代風に言えば、他者危害禁止原則（ハームプリンスプル）が遵守されれば、いわば自動的に擁護されると想定された生存権であり、根底には私的所有〔物〕——財産等々のみならず労働能力や生存に必要な能力の私的所有も含む——の所有者がその私的所有を他者の妨害なく使用・消費することによって全うされ得る生存権である。それは、古典近代の成立期の「市民的権利 {市民権} は、各人は自らを防衛する {生存維持の} 手段を与えられている {私的所有している} という理由で、彼らに対する社会的 {社会権的} 保護の必要性を否定することを可能にした」（マーシャル 1993 : 43）という事情の枠内で理解される生存権である。古典近代の権利主体全般については直裁に、「或る存在が、A, B, C に対する権利を持つという確信の背後には、その存在が尊厳に値する能力を示すという直観がある」（Taylor 1992 : 342）と言われもした

が、一定の能力の私的所有者の生存権しか擁護しないことになるのが市民権的生存権なのである。だから生存権擁護がこの次元に留まれば、生存に必要な能力を私的所有としては所持していないとみなされがちな存在の生存は擁護されないことになる。何故なら繰返すが、市民権的生存権論やこれを担保する SOL 論は、私的所有範疇下にある「意思や活動」の所有主体の権利しか擁護しないからである。

### 3、社会権的生存権

以上の市民権的生存権自体は、憲法 25 条等々が擁護していると解釈すべき生存権、従って障がい者等々を死の中に廃棄しかねない排除を完全に否定しうる社会権的生存権——この生存権が真には未確立なのが現状である——には至らない。もっともかの排除の真の否定に通じる社会権的生存権は、現在に至るまで真には確立されてないにせよ、19 世紀後半の福祉国家の端緒的成立以降これまでも或る程度は強力に主張されてきた。だが既存の生存権理解の多くは、例えば生活保護受給の権利に代表されるような狭い意味での社会保障・社会福祉の範囲や労働基本権による生存・生活保障——これさえ真には未実現だが——の範囲に留まることが多く、そこでは重度障がい者や終末期患者の生存擁護自体に直結する形での明確な社会権的生存権の主張は脆弱であった。確かに全般的に、「社会的権利 {社会権} の内容は、それを要求する個人の経済的価値によって決まるのではない」（マーシャル 1993 : 55 - 56）、と主張されはした。だが社会権的生存権の真の確立には、経済的価値やこれを担保する経済的能力や労働能力にかかわらず、といった言説では不十分なのである。何故なら、かの自然権論の言う「意思や活動」が意味する私的所有としての能力全般への依拠無し

でも主張され得る生存権でなくては、社会権的生存権とは言えないからである。

但しフーコーの弟子のエヴァルドは、「社会権的秩序という枠組みでは、主体は唯一、生命体であるという事実に基づいてのみ権利主体になる」(Ewald 1993 : 29), と社会権的生存権自体と言い得る内容を明確にした。彼は更に「理性や意思の力〔能力〕を所持する権利主体のみならず、生きている人全て、生命体としての可能性が脅かされている人全て、という程の権利主体の多様化」(a. a. O. : 30) すら言明し、重度障がい者や終末期患者の生存擁護に直結する内容も示唆した。だが文字通り全ての人の生存擁護のように見えるこの生存権論も、〈生きている〉という生きる能力に関する内容を含む以上、能力にかかわらない生存擁護という抽象性と能力に関わる具体的な生存擁護との齟齬の問題を残している。

また近代個人主義的にも正当化され易い市民権的生存権は、能力の私的所有とこれと結びつきもする市場（社会構造的実体）に具体的に基礎付けられるため、言説化の有無にかかわらず現実的なものとして直観され易い。対するに上記のエヴァルド的生存権論では、社会権的生存権には市民権的生存権ほどの具体性が伴わないため、社会権的生存権は言説上の理念に留まって、安易な抽象的ヒューマニズム（竹内 1993 : 173 - 182）による感傷に陥りがちになる。だから例えば〈同じ人間としての重度障がい者の平等な生存権擁護を！〉などの言説は建前に留まって、彼らのライフからの排除の自明視が本音となり、彼らの豊かなライフに必要な具体的なケアなどへの真の取組みが<sup>⑧</sup>、軽視・無視されもしてきた。生存権論として纏めれば、生死の帰趨が問われる決定的場面を嚆矢として、市民権的生存権と社会

権的生存権との混同が、より正確には相当な程度での市民権的生存権への社会権的生存権の還元が、重度障がい者や終末期患者の排除の正当化にも繋がってきたと言える。

#### 4. 能力概念⇒「能力の共同性」論からの生存権擁護

確かに能力に関わる私的所有の観念が強ければ、生存権擁護は生存能力を含む一切の能力に無関与に擁護されるべきだ、という了解が必要である。だがそこに介在してくる抽象的ヒューマニズムを排して真に社会権的生存権を確立するには、生存能力自体への他者性の媒介という実態に即した社会権的生存権論が必須である。因みに重症心身障がい者や脳死患者を念頭におけば、〈生きている〉という生存能力自体への生命維持装置からケアする人等々にまで至る他者性の媒介は容易に看取される。この点を十分踏まえれば、能力に無関与な抽象的言説ではなく、具体的な能力概念に基づく社会権的生存権論が可能になる。

17世紀以来の市民権的生存権が個人の「活動と意思」等々の能力の私的所有に基づくが故に、社会権的生存権には至らないなら、社会権的生存権を確立するには個人の私的所有としての能力概念を止揚せねばならない。この点で、未完の私論「反私的所有論」(竹内 2005b) や「能力の共同性」論——能力の根源を〈当該諸個人の「自然性」と諸環境や他者との相互関係自体〉とする(竹内 2005a : 194)——にも一定の役割がある。真の生存権は、市民権的生存権と社会権的生存権とが統一されてこそ可能になるものなのだが、新自由主義の跋扈もあり古典近代以来の市民権への社会権の還元が横行する現在(竹内 2011 : 101)、障がい者との日常生活(竹内・藤谷

2013) をも含む社会権的生存権確立営みを重視すべきである。そしてこの新自由主義克服にも通じる営みがまた、全ての人の真の受容（真の居場所）にも繋がるはずである。

## 注

(1) 本稿では個人属性という障がいの一般的観念に従うが、正しくは属性としての障がいは損傷 impairment に留まり、これと社会・文化との関係たる能力不全 disability 及び不利≡差別 handicap としての障がいを把握して（竹内 2005 : 146 - 156）、障がいの社会モデル（⇔医学モデル）を捉え、所謂障がい＝個性論などの現実性も考えるべきだろう（竹内 1995）。

(2) 本格的研究はまだのようだが出生前診断には、極一部にせよ障がいや疾病をもつ胎児の出生後の生存保障に資するキュア・ケアの準備として位置付けられる面がなくはない。また「中絶させられる客観的状况の中で、己れの主体をもって中絶を選択する時、あたしは殺人者としての己れを、己れ自身に意識させたい」（田中 1972 : 127 - 128）、という中絶権とも関わる苦痛に満ちまた激しくも誠実な発言が示す受容と排除の問題も捉えるべきである。

(3) 有用でないとされがちな障がい者にマッチした社会・文化の創造が、多数の健常者に該当する認知症者に有用となるように、有用性は基準次第で変わる（竹内 1988 : 130 - 155）。

(4) 患者にとっての無益な治療の議論が医療コストの社会的無益論に変質し、それ故治療の手控えが病態も障がい像も拡大して普及している現実にも留意すべきである（児玉 2013）。

(5) これと密接に関わる所有的個人主義（マクファースン）の克服も、『統治論』のロックの Every

man has a property in his own person 以来の問題に遡及して勘案せねばならない。

(6) これまでのその基礎付けの不十分さを踏まえた市民権と社会権との関係、現代における社会権の市民権への還元の批判、社会権の再興等々につき、竹内 2012b, 2014a を参照。

(7) 引用文の [] 内は「ジェファソン草稿にあったが、他の起草委員や大陸会議によって削除された文章」（芝田 1976 : 84）。この市民権的生存権論は、宣言によるネイティブアメリカンの生存無視の「無慈悲なインディアンの野蛮人」（同上論文 : 88）発言とも深く関わる。

(8) 社会権的生存権を真に実現しうるケア等の諸営為とこれらを可能にする社会・文化の在り様を私は、既存の「社会・文化の垂直的発展をまげ戻して」可能になる「社会・文化の水平的展開」（竹内 2005 a : 42 - 45）と名付けた。

## 参考文献

- 児玉真美（2013）『死の自己決定権のゆくえ：尊厳死、「無益な治療」論，臓器移植』大月書店
- 斉藤懸三（2014）「増大する悪しき A 型問題」『すべての人の社会』No. 412
- 芝田進午（1976）「アメリカ独立宣言（訳）」『科学と思想』20 号，新日本出版社
- 竹内章郎（1987）「ビオスの中のソキエタス」唯物論研究協会編『思想と現代』9 号，白石書店
- 竹内章郎（1988）「能力の『共同性』と『有用性』」共著『競争の教育から共同の教育へ』青木書店
- 竹内章郎（1993）『「弱者」の哲学（科学全書 49）』大月書店
- 竹内章郎（1995）「個性の問題化のために」森田尚人他編『個性という幻想』世織書房

- 竹内章郎（1998）「定められた生活の課程に従って生きていくことができない者は…治療を施してやる必要はない」フォーラム哲学編『言葉がひらく哲学の扉』青木書店
- 竹内章郎（2005a）『いのちの平等論：現代の優生思想に抗して』岩波書店
- 竹内章郎（2005b）「『反私的所有（権）論』序説」共著『平等主義が福祉をすくう』青木書店
- 竹内章郎（2007）「『機会の平等』とは何か」共著『格差社会とたたかう』青木書店
- 竹内章郎（2011）『新自由主義の嘘』（2007年初版）岩波書店
- 竹内章郎（2012a）「第12章 正義：ホモ・サケル論と正義の探求」香川知晶・樫則章編『シリーズ生命倫理学 第二巻 生命倫理の基本概念』丸善出版
- 竹内章郎（2012b）「社会権[法]の新たな基礎付けのために：市民権[法]の基礎付けの不備との関連を中心に」名古屋哲学研究会編『哲学と現代』27号
- 竹内章郎・藤谷秀（2013）『哲学する〈父〉たちの語らい：ダウン症児・自閉症の〈娘〉との暮らし』生活思想社
- 竹内章郎（2014a）「社会権[法]的領域の意義」高橋弦・竹内章郎編著『なぜ、市場化に違和感をいだくのか？：市場の「内」と「外」とのせめぎ合い』晃洋書房
- 竹内章郎（2014b）「ハイエク市場秩序＝自生的秩序論の批判から：新自由主義を真に批判するために」東京唯物論研究会編『唯物論』88号
- 田中智彦（2012）「第8章 人間の尊厳と人権」香川・樫編，前掲書
- 田中美津（1972）『いのちの女たちへ』田畑書店
- 中村暁美（2009）『長期脳死：娘，有里と生きた一年九ヶ月』岩波書店
- M. フーコー（1986）『性の歴史Ⅰ 知への意志』（渡辺守章訳）新潮社
- H. ヘンディン（2000）『操られる死：〈安楽死〉がもたらすもの』（大沼安史・小笠原信之訳）時事通信社
- T. H. マーシャル（1993）『シティズンシップと社会階級』（岩崎信彦・中村健吾訳）法律文化社
- 村松聡（2012）「第9章 パーソン」香川・樫編，前掲書
- 吉崎祥司（2014）『「自己責任論」をのりこえる』学習の友社
- F. Ewald（1993）*Der Vorsorgestaat, aus Französischen ins Deutsche von W. Bayer und H. Kochba*, Suhrkamp Verlag (Titel der Originalausgabe, L'Etat providence, Bernard Grasset, 1986)
- C. Taylor（1992）“Atomism”, *Justice in Political Philosophy, vol. 2*, W. Kymlicka, ed., Edward Elgar Publishing Limited

竹内 章郎（岐阜大学／哲学）

### Ⅲ 脱成長による持続可能な社会へ Towards a Sustainable Society based on De-growth

#### 政治的エコロジーと「もうひとつのグローバリゼーション」 —脱成長と〈居場所〉の創出のために—

#### Political Ecology and Alter-globalization: Towards the Creation of a De-growth Society and “A Place where One Belongs”

北見 秀司

KITAMI, Shuji

経済成長が人類を「貧困」から救い出し「豊か」にする、という考えが、近代社会を長らく支配してきた。それは資本主義が前提した考えであったが、ソ連型共産主義すなわちマルクス・レーニン主義もこの考えを共有し、更には資本主義体制内で活動してきた既成左翼政党もまた、この信念に関しては、概ね一致して肯定的な態度をとってきた。このような観念の盲信を廃し、根本的に問い直し、脱成長社会の建設を最初に提案したのはエコロジスト達である。そこで本論文では、まず、「政治的エコロジー」の古典と見なされているアンドレ・ゴルツの『エコロジーと政治』（1978年）を取り上げたい。

#### 1. 政治的エコロジー：ゴルツの思想

ゴルツは主張する、経済成長を第一優先することは資源の浪費を生み環境破壊に貢献する、その意味で生産第一主義は破壊第一主義でもある、と。それゆえ経済成長に絶対的信頼を置く考えそれ自体を問い直さなければならない。と同時に、ゼロ成長やマ

イナス成長を単に否定的に考えることを止め、「より少なく」かつ「より豊かに、よりよく生きる」可能性を模索し実行しなければならない。

ところで、ゼロ成長における豊かさの追求は、資本主義体制内では実現できない、とゴルツは考える。その理由は以下の通りだ。

まず、資本主義社会とは単に搾取がある社会ではない。それだけなら、今までに存在した他の社会と同じだろう。資本家が奴隷所有者や封建領主と決定的に異なるのは、資本家が飽くなき交換価値の増大すなわち利潤追求を行う点にある。資本主義とは利潤の最大化を目指す体制である（Gorz=Bosquet 1978: 91; 邦訳: 113）。

ところでこの体制においては「利潤率の傾向的低下の法則」が働いている。すなわち、個々の資本にとって、利潤は商品の市場価格と生産費用との差から生まれるが、利潤を大きくするために、個々の資本はより生産性の高い機械を導入するなどして生産費用を低く抑えようとする。ところでこの機械を他

の資本も導入し生産費用を低くする結果、当該商品の市場価格が安くなると、個々の資本の利潤は減少する。このような傾向を避けるため、個々の資本は設備投資などを続けなければならないが、それは利潤に対する資本の割合が増大していく傾向を生む。これが「利潤率の傾向的低下の法則」と呼ばれるものであるが、利潤追求を旨とする資本にとっては、利潤のこのような絶えざる減少、場合によっては赤字・倒産をもたらす脅威ともなる傾向に対して、つねに利潤を増大させる措置をとっていくことが余儀なくされる。

例えば、たえず商品を消費させる。そのため、絶えざるモデル・チェンジや流行を生み出し、さらには故意に製品が長持ちできないようにさせ、人々が頻繁に買い替えざるを得ないようにまでする。その結果、例えば、修理不可能なものが登場し、レンジや冷蔵庫の耐用年数が低下し、鉄道輸送が自動車輸送に置き換えられた（自動車はエネルギーを6-7倍消費し、しかもずっと消耗が早いにもかかわらず）、とゴルツは主張する。まさしくこのような消費に由来する膨大な無駄が環境資源の浪費につながるのだが（Ibid. : 31 ; 同書 : 35）、資本主義はこのような大量消費を必要としており、成長しなければ体制の危機に陥る。こうした資本主義の本性はエコロジーの求める、「より少なく、より豊かに」生きる志向と根本的に対立する、とゴルツは強調する。

また、利潤追求のための生産費用の削減努力は、自然から可能な限り収奪し、汚染物質を出そうともし、それを抑える費用はできることなら回避するといった傾向を生み出してきた。こうして都市の空気は汚れ、海や川は汚染し、大地は自然の肥沃さを失ってきた（Ibid. : 18 ; 同書 : 19）。しかも、この際のコスト計算は往々にして近視眼的でしかない、こ

のことを、ゴルツはフランスにおける原子力発電の開発を例にとりつつ、指摘する（Ibid. : 118 sq. ; 同書 : 151 以下）。すなわち、1973年10月いわゆる石油危機によって原油価格は以前の4倍にまで高騰するが、その結果、核エネルギーは石油の半分しか費用がかからないと推進派は主張し、政府に受け入れられることになった。しかし、この計算には廃棄物処理にかかるコストは含まれていない、しかも、この処理には700年かかる、とゴルツは計算している<sup>(1)</sup>。つまり、原子力発電は経済的だという時のコスト計算にはこれだけの費用が無視されているのである。そもそも、市場は日々刻々と変化するのに、何百年にわたってかかるコストの計算などできるのだろうか。つまるところ資本主義には生産費用を抑えようとして再生不可能な資源を濫費し、再生可能な資源の再生可能性を超えるところまで濫費する傾向がある。資本主義は環境の点から見て持続可能な社会ではない。

では、資本主義ではもはやない、どのような社会が脱成長社会を可能にするのだろうか。成長を余儀なくさせる「利潤率の傾向的低下の法則」が競争市場に由来するのであれば、このような市場を「自由な人々の連合体」に置き換える、そしてこの連合体が市場をコントロールできるようにし、人々が市場の奴隷になることをやめさせる、さらにこの諸個人の連合体においては競争でなく協力と分かち合いが絆となる、つまり当時の言葉で言う自主管理型社会主義こそが脱成長を実現できる社会であるとゴルツは考えていた。すなわち、大企業を社会的所有とし、企業においては働く者みなが発行者となり、企業は労働者によって自主管理される、このようにして企業は民主化されるが、さらに企業と一般社会とのコミュニケーションをも深めることで、企業経営

に社会の要求を反映させる。また自主管理は大規模な企業にはなじまないの、生産単位を中規模化する (Ibid. : 50 sq., 56 sq., 67 sq., 102 sq. ; 同書 : 56 以下, 63 以下, 81, 127 以下)。このようにゴルツが考える社会は極めて地方分権的な社会であり、自由な諸個人がなすコミュニティ・地域の決定権が最も重要になる社会だった。それは中央集権的なソ連型共産主義 (ゴルツはこれを「権威主義的社会主義」と呼んでいた (Ibid. : 26 ; 同書 : 28)) に鋭く対立するが、マルクスが考えたようなコミュニズムとは極めて近いものだった (Ibid. : 21 ; 同書 : 23)。

しかし、大企業の社会化も、それが単に所有権の変更だけにとどまり、例えば原子力発電を保持するなら意味はない。それゆえ、このような社会関係の変革を土台として、さらに環境を考慮した労働の内容・テクノロジーの変革を行うことが求められる

(Ibid. : 26 sq. ; 同書 : 29)。産業資本主義においては大資本が中心となり、エネルギー生産も大規模化した、これとは反対に、風力発電・地熱発電や太陽エネルギーを借りるソフト・テクノロジーは、小さな市町村での制御や利用が可能であり、分権的自主管理型社会主義にふさわしい (Ibid. : 68, 127 sq. ; 同書 : 81, 163)。

のみならず、生活様式全般の変革、とりわけ経済成長信仰・大量消費文化からの脱却、使い捨てでない耐久性のある商品の尊重など「豊かさ」に対する考え方を変革することが重要だと、ゴルツは主張している (Ibid. : 41, 103 ; 同書 : 46, 127 以下)。

ところでこのような脱成長の政策で失業は解消するだろうか？「成長なくして雇用なし」ではなかろうか？このような意見に対してゴルツは否定的である。彼は今日の先進国における貧困の解消策を、よ

り平等な分配に求める。

まず失業については、今日の先進国における失業は「豊かさ」の中で制度的に生み出された「貧困」である、と主張する。それは生産性の低さではなく、反対に生産性の高さ、すなわち生産性の向上による、社会的に必要な労働時間の減少に由来する。この減少分を、現状のように、一部の人間に押しつけると失業がおこる、が、これを皆に平等に分配すれば、皆がより少ない労働時間で働くことができるようになるだろう。つまり労働時間短縮によるワークシェアリングに失業の解消策を求めるのである。ゴルツは、これが実現すれば、週二〇時間労働で十分であると主張した (Ibid. : 15, 52 ; 同書 : 13, 59)。

しかも生活レベルは落ちない。大量消費はなくなろうとも、生活の快適さはさして変わらない。「工業生産が六分の一に減少しても、われわれに今と同じ量の使用価値を与えてくれるためには、設備や用具を平均して六倍長持ちさせれば十分であろう。物質的な財の分配も、その財がほとんどの場合、一世代以上もつものだから、ほぼ平等主義的であるといえよう。より少なく働き、より少なく買い、しかも何にも不足する必要がないであろう。実際、もし『新製品』なるものが市場に売り出されないならば、いったい誰が『新製品』が不足していると感じるだろうか」 (Ibid. : 90 ; 同書 : 111)。しかも、このような生活にすでに多くのフランス人は同意していると、ゴルツは統計を引用する。「フランス人の 68% は、一シーズンで擦り切れてしまう衣類よりも、もっとクラシックで長持ちのする衣類のほうを選ぶであろう。75% は使い捨ての包装やその他の大型びんをおろかな消費と考えている。」 (Ibid. : 37 ; 同書 : 41)



このようにして脱成長社会はより平等な社会となるが、しかしこの平等化は画一化を招かない。その反対である。自由時間が増え、各人がそれを自由に使うことができるため、人々はより個性的に生きることができ、社会がより多様になる可能性が開かれる（Ibid. : 53 ; 同書 : 59 以下）。

以上が、ゴルツが構想した、もはや成長に頼らない、かつ持続可能な社会である。それは市場を完全になくすものではないが、協力・共生の社会関係を築き上げていくことで、競争の非人間性（社会の疎外と物象化）を弱めていく、また、経済成長ではなく格差を縮小することで失業や不安定雇用の解消を目論むものだった。市場や中央集権的国家に命令されて動くのではなく、自由な諸個人が集まり、話し合いによって決めていく自律社会、互いに自由を承認し合い、誰もが〈居場所〉のある、コミュニティに根ざした民主主義。このような社会をゴルツは失業と環境汚染の解決に求めたのだった。

さて、ここで、ゴルツが『エコロジーと政治』を出版した時期に注目しよう。この時期は、今日から見ると、先進国の高度成長が決定的に終わり、低成長の段階に入った時期にあたる。この段階で、もはや成長に頼らずに、どのようにすれば失業や環境破壊のない安定した社会を作っていけるのか、ゴルツをはじめエコロジスト達は問うていたのだが、これとは反対に、新自由主義は、なおも経済成長を求め、そのためと称して様々な規制緩和を行い、市場競争原理の適応範囲を拡張していった。そこで次に、1980年代初頭に始まり今日なお継続している新自由主義について検討したい。

## 2. 新自由主義と成長・競争社会そして〈居場所〉の剥奪

### 2 - 1 新自由主義

先に挙げた、先進国の1970年代における利潤率の低下の原因を、新自由主義者は、国家による経済への過剰な介入・干渉と考えた。このような国家の過剰な干渉のため、民間の活力が阻害され、自由競争の市場経済のもつ効率性・合理性が発揮されず、経済成長が妨げられている。それゆえ、国家の経済的役割を縮小して「小さな政府」を実現し、競争的市場原理に至る所に導入すれば、民間企業の活力は回復し、経済成長が再びおこるだろう。このような考えに基づき、先進国政府は、80年代以降、様々な分野で規制緩和を進めていった。公営企業を、市場原理に従わない非効率的な、税金の無駄遣いとして民営化し、労働組合を、労働市場を規制するものとして弱体化し、企業に対しては国際競争力を高めるためと称して法人税を引き下げていったのである。

ところで、このような新自由主義的政策は、先進国全般を襲った利潤率の低下という資本主義にとっての危機に対する資本主義の延命策、新たな利潤追求のあり方である、と考えられる。

新自由主義は、大別すれば二つのやり方で、利潤追求を行った。ひとつは、①規制緩和による雇用者報酬の割合の減少化・資本の側の収入の増大化。もうひとつは、②投機による利潤追求である。

①まず、労働規制を緩和し、労働のフレキシブル化を進める。その結果、不安定雇用が大幅に増加し、先進諸国全体で見ると1983年より企業の利潤率は増加し、雇用者報酬のGDPの中で占める割合は減少していく<sup>②</sup>。こうして20世紀前半は減少し続けた収入格差が1980年代より増大するようになる（ATTAC 2009 : 53）。

また、それまでは資本の国境を越えた移動には様々な規制がかけられていたが、この規制が緩和され、資本移動が自由化されたことも、経済格差を助長した。これにより、労賃の安い地域への資本移転が可能になったからである。このような利潤本位のグローバリゼーションが、世界中の労働者を競争に駆り立て、労賃と労働条件を下方修正させた。その結果、多国籍企業は記録的な利潤をあげながらも、被雇用者の少なからぬ部分が貧しくなる、という事態を招いた。

さらに、資本の自由な移動は、国家間に法人税引き下げ競争を引き起こした。この競争を享受する多国籍企業は、収益をあげながらも法人税の低い国あるいは無税の国や地域（タックスヘイヴン・租税回避地）で税を払うことが可能になった。これが、税を用いた、国家による所得再配分や社会保障の充実、これによる格差の是正を困難にした（Ibid. : 47）。

加えて、新自由主義の「小さな政府」路線は歳出削減政策をとり、社会保障制度を破壊していく。例えば、近年、日本では、緊急患者のたらい回しが社会問題化しているが、これも医療関係の支出削減による医療崩壊が目に見える形で現れたものである。このような社会保障の崩壊は、さらに、人々をして病气や老後に備えての貯蓄に仕向け、国内消費の低迷を導いた（金子 2008 : 113）。

以上のような政策の結果、新自由主義は人々の購買力を低下させ、その推進者が主張したような実質的な経済成長、すなわち失業をなくすほどの経済成長はおこらなかった。

②新自由主義にはもうひとつ利潤追求のやり方があった。すなわち、金融や資本移動の自由化が可能にした投機である（同書 : 19 - 20, 北村 2010 : 100

以下）。

例えば、金融の自由化という名目で、証券業務と銀行業務の垣根が取り払われ、銀行は投機的行動ができるようになった。アメリカの場合、1999 年、遂に、30 年代の大恐慌の教訓から銀行業と証券業の分離を図った「グラス＝スティーガル法」が廃止され、銀行の子会社に、証券業務へ参入することが認可される。日本でもまた、1981 年さらには 1993 年に銀行法が変更され、銀行・証券・信託銀行の間で、業際規制がなくなっていく。

また外国為替取引に関する規制の撤廃も 80 年代に進み、国際的な投機的活動を容易にする仕組みが作られた。例えばイギリスでは、1979 年には外国為替取引が完全自由化される。日本では、1980 年外為法（外国為替および外国貿易管理法）が改変、外国為替取引が原則自由化され、更に 1984 年には、実需原則<sup>③</sup>が撤廃（これにより為替先物取引が原則自由化される）、円転換規制（外貨建て短期資金の円への交換は為替変動を激しくするという理由でそれまで規制されていた）も撤廃された。

以上のような経緯をへて、80 年代、金融は自由化・国際化され、それとともに投機的活動をする余地は大幅に広がっていく。その結果、金融活動は実体経済から離れ、カジノ化・ヴァーチャル化し、第二次大戦後 1970 年代まではおこらなかったような規模のバブルとその崩壊が 1980 年代以降頻繁におこるようになる（金子 2008 : 16, 44, 49, ATTAC 2009 : 65 sq.）。そして金融危機は、銀行がそのリスクに関与している割合が大きいほど、実体経済に深刻な影響を与えた（ATTAC 2009 : 69）。その最たるものが、1990 年代初頭に日本で起こったバブル崩壊であり、サブプライム危機に端を発する 2008 年世界経済危機であり、欧州債務危機である<sup>④</sup>。

## 2 - 2 〈居場所〉の剥奪

このような新自由主義的政策による失業や不安定雇用の増加は、これらを被る人々の〈居場所〉を奪うことになる。以下、この問題を、主にアジット・S・バラ／フレデリック・ラペール著『グローバル化と社会的排除』を参照しつつ、考えてみたい。

ヨーロッパにおいて、非正規雇用が奪っているのは単に安定した賃金にはとどまらない。非正規雇用に従事する人たちのかなりの部分が失業手当や疾病手当といった抛出制の国民保険の枠組みから排除されているだろう、と彼らは指摘する（バラ／ラペール 2005：118）。さらに住宅・医療などの民営化が追い打ちをかけ、彼らにとってますます「普通の」生活や住宅に住むことさえ困難になり、〈居場所〉が縮減されていく（同書：36，146）。

加えて、貧困は単に経済的問題にとどまらない。というのも、雇用は人に、所得のみならず、社会的認知をも往々にして与えている、それゆえ、仕事がないということは、自分が社会において生産的役割を負っていない、いわば社会の余計者だ、という思いを引き起こすからである（同書：24）。つまり、長期失業と不安定雇用は物質的便益のみならず社会の一員としての承認をも個々人から剥奪する。失敗者の烙印を押し、自信を喪失させ、恥じることなく公衆の面前に現れるということをできにくくし、社会関係を剥奪していく。このような傾向はヨーロッパにおいては特に北の国々において顕著であることを、バラとラペールは指摘している（同書：16，96 - 97）。さらに、EU15 カ国を調査した結果、現実はどうであれ、社会的に孤立していると感じている人は、すべての国で、貧困者に、より多く見いだされるという欧州委員会の報告を、紹介している（同

書：125）。

かくして長期失業者や労働市場に一度も参入することのできなかった若者が社会の中で周縁化されていく。しかも彼らの声は既成の政治的枠組みの中で反映されにくい。その結果、バラとラペールによれば、彼らの中で政治全般への不信感が高まり、それは時には、既成政党に対する嫌悪・挑発から極右に投票するといった形で、あるいは郊外における散発的な暴力事件という形で現れる（同書：236 - 237）。この暴力事件に関しては、例えば2005年10月27日から3週間ほど続いたパリ郊外での若者の暴動はこのような文脈で捉えることが可能であろう。新聞『ル・モンド』に、このことに関して、興味深い記事が載っている（Amellal 2005）。この暴動では多くの車が燃やされたのだが、この点について、この記事の作者は「なぜ若者は車を盗むのではなく、焼いたのか」と問うている。単に自分が貧しくて買えないものが欲しいというだけであれば、車を盗むであろう。しかし、車を盗むのではなく燃やしてしまうことで一体何が得られるのだろうか。彼らは、車を燃やすという挑発的な行為を行うことで、ずっと無視され続けてきた自分たちの存在をアピールしたかった、自分たちがフランス社会で存在していることを示したかったのではないかと解釈している。

〈居場所〉がない、社会的に存在していない、だから存在していることを示すために暴力に訴える、このような事件は、フランスにおけるように集団的ではなく、より個人的な形で、我が国でもおこっている。例えば秋葉原事件。中島岳志は、この事件の当事者の生い立ちと心の動きを丁寧に追いながら、派遣労働で各地を転々としていたことが彼にとって〈居場所〉を見いだせない、すなわち自分の存在を承認してもらえない社会的絆が作れない大きな原因の

ひとつになっていた、と指摘している（中島 2011 : 231）。また、彼が幼少よりコミュニケーション下手で、暴力に訴えることで自分の主張や存在をアピールする傾向があったが、この事件もまたそのような傾向の帰結だったと解釈している（同書 : 197 以下）。

### 3. 脱成長と「もうひとつのグローバリゼーション」：フランス緑の党とアタック

かくして、1970 年代における先進国での高度経済成長の鈍化の後、それでもなお新自由主義は成長路線を掲げて、グローバルな競争を激化させ、その結果、先進国に経済成長は大してもたらさず、代わりに希望のない失業と不安定雇用をもたらし、多くの人の〈居場所〉を奪っていった。このような 30 年間の歩みを概観した後、以前にもまして重要に思われるのは、かつてゴルツが提案したような、競争でなく協力を主とする、地域に根ざした民主主義ではなかろうか。雇用はもはや経済成長に頼るのでなく、経済格差を縮小し、労働時間を短縮、ワークシェアリングを行うことで創出する、このような脱成長を是とする非資本主義的民主主義が、未来の人々を含む万人の生命と自由を守る、のみならず環境を守る持続可能な社会を構築するために、今まで以上に切実に求められているのではなかろうか。

ゴルツに代表されるような思想を今日継承している政治団体として、ここでは、フランス緑の党（正確には、2010 年 11 月 13 日以降の正式名称は「ヨーロッパエコロジー・緑 Europe Écologie-Les Verts (EEFV)」である）とアタックを挙げておく。なお、アタック ATTAC とは、その正式名称を Association pour la Taxation des Transactions financières et pour l' Action Citoyenne（金融

取引税と市民活動のための団体）と言い、その頭文字をとった略称であるが、これはアジア通貨危機の後、1998 年にフランスで生まれた国際 NGO、政策提案団体である<sup>6)</sup>。

彼らの思想の底には、参加民主主義、地域に根ざした民主主義、分権化への志向が流れている。しかしながら、もうひとつ新たな志向がこれに加わっている。すなわち、上記のようなミクロなレベルでの民主主義を支える、よりマクロなレベルでの社会のあり方、地域民主主義を支える国家や国際社会はどのようなものなのか、を問う志向である。例えば、人権や環境に配慮した企業は経費がかかる分、今日の国際競争においては不利になるが、このような事態を是正するには、いかなるグローバリゼーションが必要か、このような観点から「もうひとつのグローバリゼーション」を提案している。また、経済危機の原因となった投機を防ぐための国際的な市場の規制、そして貧富の差を是正するための税制などを提案している。

より具体的には、例えば次のような提案を行っている。

まず、国レベルでの政策から。

1. 利潤を挙げている企業の解雇や海外移転の禁止。後者は社会的ダンピングを防ぐための措置である。また経営が安定しているにもかかわらず不安定雇用を増やす企業に対し罰則を設ける（Les Verts 2007a : 43）。
2. 貧しい地域における公共事業の発注先に関しては、その地域出身の人々を雇う企業やその地域に根づいている企業を優先する（Ibid. : 35）。
3. 大企業の法人税増税。また、法人税率は企業が人権や環境を尊重した経営を行っているかどうかで、変化をつける。例えば、再生可能エネルギーの

開発やエネルギー節約を実現する為に企業が行った投資に関しては、法人税がかからないようにする

(Ibid. : 25)。

4. 人権・エコロジーの観点からの消費税。人権・環境に配慮した製品には消費税を低くし、環境に悪い商品には高くする。現在、人権・環境に配慮して生産されたものの方がそうでないものより価格が高くなる傾向があるが、この悪しき傾向を是正するため、前者が消費者により買いやすいものになるよう、消費税を調節し、前者が後者より安くなるようにする (Les Verts 2007b)。

5. 生産主義的農業への補助金を減らし、有機農業の為に基金を作る (Les Verts 2007a : 12 sq.)。有機農業は水資源の保護、土地や生物多様性の維持に役立ち、また一ヘクタールあたりに要する人手は他の農業の二倍になり、雇用創出にも役立つと、緑の党は主張している。

6. 二酸化炭素排出量削減の為に、道路輸送の費用が高くなるよう、あらゆる化石燃料に課税する。これは地産地消の推進としても役立つし、また資本の国外流出に対しても有効だろう (Ibid. : 25, 70)。

7. 「専門家」「科学者」と大臣の密談による決定を防ぐため、広く市民が異なる立場から参加する開かれた議論の場を作る。さらに、異なる立場の「専門家」の意見を聞き、あらゆる可能性を評価する。政府・企業側の主張と異なる「専門家」を招くことが市民に出来るような予算措置もとる (Les Verts 1999 : 221 ; 邦訳 : 170 以下, 233, 240, 283)。

8. 公的機関による銀行の運営の監視。加えて、銀行の融資は二種類の金利を設定して行う。すなわち、雇用や真の富を生み出す投資に対しては低金利で融資し、投機的目的のものに対してはそれを抑制する目的から高金利にする。

次に、国際レベルでの政策では以下のような提案をしている。

まず金融関連改革から (ATTAC 2009a : 119 sq. ; 2009b : 24)。

1. タックスヘイブン (租税回避地) の廃止並びに銀行秘密の廃止 : これにより脱税を阻止する<sup>6)</sup>。

2. ヘッジファンドの禁止。

3. 石油などの原料や穀物など一次産品の先物市場の漸進的廃止。これらへの投機によってこれらの価格が高騰したこと、その結果、第三世界では飢饉がおこるに至ったことは、まだ人々の記憶に新しいが、このことをなくすための措置である。

4. 法人税の国際的最低基準の設置ならびに国家間による調整。多国籍企業の利益にかけられる税の税率を世界中で同一にする。これにより国家間の社会的ダンピング競争を阻止するとともに、資本の海外逃避を阻止する。

5. 資本移動の自由の制限。

6. グローバルな税の創設。国際的規模での金融取引の公的規制の一環として、為替取引や株、債券、デリバティブなど、あらゆる国際金融取引に課税する (ATTAC 2009b : 29 sq. ; Les Verts 2007a : 74)。

例えば為替取引に課税する。この税は、これを提案した経済学者の名前にちなんでトービン税と呼ばれているが、この税の創設は、アタックが設立当初から掲げていた重要な政策である。今日の世界における為替取引は驚くべき規模に達しており、例えば、2007年には、財とサービスの実物取引の80倍に及んでいる。つまり国際的取引の98.76%以上が投機的性格の強い為替取引によって占められているのである。これに0.05%という低い税率で税をかけても年間5000億ドルの税収が見込める、とアタ

ックは計算している。

アタックは、この課税による投機の減少を目指している。また、新自由主義的政策により減少した公的機関の財源を豊かにし、これによる富の再分配、格差の是正を考えている。

ちなみに、この数字がどの程度の規模か実感できるように、例を挙げてみよう。例えば「世界食糧計画」の年間予算は30億ドルで、2008年、更に7億ドル必要だと言われたが、7億ドルとはトービン税年収の0.14%にすぎない。

金融関連以外では、さらに次のような提案も行っている。

7. 自由貿易至上主義ではなく、各国の多様性・差異を踏まえたうえでの、話し合いによるパートナーシップに基づく国際秩序の形成。

この枠組みの中で、食糧安全保障を考える。関税による保護も認める。また第三世界の人々が食糧主権を確保し地元の農産物を享受できるよう、先進国の農産物にかけられている輸出補助金を撤廃する。農産物貿易において重要なのは、自由化でなく、組織化であることを、緑の党は強調している (Les Verts 1999: 225 sq. ; 邦訳: 282 以下; 2007a: 75)。

8. IMF と世界銀行を国連総会がコントロールできるようにする (ATTAC 2002: 7 sq. 53 sq. ; Les Verts 1999: 76 ; 邦訳: 91)。IMF と世界銀行における投票権は各国の拠出額に応じて決められてきた (加重投票制)。これによりアメリカをはじめ「北」に有利な経済政策が採択され、これらの機関を通じて、世界規模での新自由主義的政策が進められた。したがってこれを是正し、IMF と世界銀行が、一国一票が原則の国連総会によりコントロールできるようにし、さらに社会権などを盛り込んだ「世界人権

宣言」の精神に従わせることで、政策決定過程が、より民主的、より多国間主義的になり、より「南」の意見が反映されるようにする。

以上が、アタック・フランスとフランス緑の党の代替案の概要である。無論、具体的提案はこれに尽きるものではなく、割愛せざるを得なかったものも少なくない。興味を持たれた方は、ぜひ彼らの著作やサイトに赴いてほしい。

### まとめに代えて

今日の資本主義社会は矛盾を深めている。少なくとも先進国において、それはもはや格差しかもたらさず圧倒的多数の人々にとって不利なものとなり、また原発事故や地球温暖化など、環境面でも多大な負荷を及ぼしている。かくして資本主義はその本質的矛盾をいよいよ顕在化しつつある。

しかし誰にとって顕在化しつつあるのか。今日の社会を資本主義と見る人々にとってのみである。

そのような見方をしない人々にとっては、今日の社会が人々に課す貧困や生きにくさは別様に映るだろう。

今日のグローバルな競争が、政治によって作られたものでなくあたかも自然に存在するかのように捉えられるなら、したがって生存競争のような変えようのない運命のように受け止められるなら、この競争には出口はない。貧しさから逃れ、より生きやすい生活を手に入れるには、競争に勝つしかない。事実、不況等を企業間競争や国家間競争に由来すると人々に思わせることで、資本主義は度々危機に遭遇したにもかかわらず、今日に至るまで体制を温存してきた。その結果、資本主義の矛盾と危機は、資本主義の乗り越えに人々を誘うどころか、より深刻化

するように人々を導いてきた。そして、ますます多くの人々が〈居場所〉を奪われ、生きにくくなっていった。

この悪循環を断ち切るには、したがって、今日の競争社会が自然なものではなく人為的に作られた歴史的なものであること、かつ、これとは異なる、より人間的な社会を創ることが可能であること、このことを多くの人が深く自覚する必要があるだろう。この自覚こそが新たな社会を創り出す力の源となろうし、反対に、このような自覚なしには新たな社会の創造は極めて困難であるように思われる。

そしてこのような自覚のためには、新たな知性を作り出し、それが多くの人に共有されなくてはならない。加えて、その新しい知性は総合的なものである必要がある。資本主義は単に経済の問題であるのみならず、政治・社会・文化・生き方の問題でもあるからだ。

その総合的知性の先端に、誰もが〈居場所〉を見いだせる社会という夢がある。

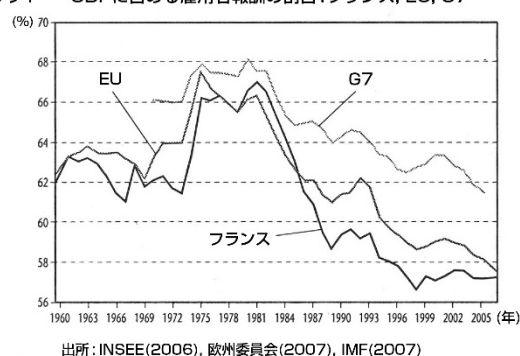
総合人間学はこの夢を正夢となす野心を抱いている、こう断言していいように思われる。

## 注

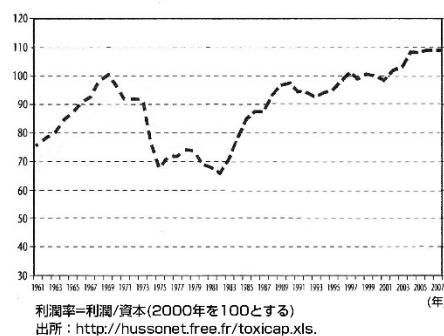
(1) この数字は今日から見るとむしろ少なめに見積もっているように思われる。フランス緑の党は、廃棄物処理には、およそ数十万年、最も長くかかるものは1700万年かかる主張している（Les Verts 1999：221；邦訳：246）。

(2) 以下のATTAC（2009a：32，34）にあるグラフ1，2を参照されたい。

グラフ1 GDPに占める雇用者報酬の割合：フランス，EU，G7



グラフ2 利潤率：アメリカ合衆国+EU+日本



(3) 金融機関以外の企業が為替の先物予約を締結するときは「輸出入や貿易外取引などの実需取引が背後にあるときに限られる」という大蔵省令による規制のこと。実質的な経済取引を伴わない為替取引は投機につながり、為替相場の安定が損なわれる恐れがあるという考え方から、経済取引の裏づけがある外国為替取引を原則とする規制がしかれていた。

(4) 1990年代初頭に日本で起こったバブル崩壊、サブプライム危機に端を発する 2008 年世界経済危機については、北見（2011：478 - 486）を参照されたい。欧州債務危機については、Chesnais（2011）や ATTAC（2011）が参考になる。

(5) 彼らの政策のより詳しい紹介については、北見（2011：487 - 512, 2014：159 - 189）を参照されたい。

(6) ガブリエル・ズックマンによれば、世界中のタックス・ヘイブンには少なくとも五兆八千億ユーロが集まっているそうである（Zucman 2013：44）。これにより 2013 年に行われた脱税は全世界で 1300 億ユーロに達し（Ibid.：54）、内フランスでの脱税は 170 億ユーロ、GDP のほぼ 1%に相当する（Ibid.：57）、と計算している。

#### 参考文献

- 金子勝（2008）『閉塞経済-金融資本主義のゆくえ』ちくま新書
- 北見秀司（2011）『サルトルとマルクス II』春風社
- （2014）「アタック・フランスとフランス緑の党の政策提案-非資本主義的民主主義の創造に向けて」長砂實・荒木武司・聴濤弘・岩田昌征・大西広・北見秀司『ポスト資本主義を構想する』本の泉社
- 北村洋基（2010）『改訂新版：岐路に立つ日本経済』大月書店
- 中島岳志（2011）『秋葉原事件—加藤智大の軌跡』朝日新聞出版
- バラ, アジット・S・／ラペール, フレデリック（2005）『グローバル化と社会的排除』福原宏幸・中村健吾訳, 昭和堂
- Amellal, Karim（2005）《Une Défiance

colossale 》, *Le Monde*, le 11.11.2005.

ATTAC（2002）*Que faire du FMI et de la Banque mondiale ?* Mille et une nuits.

——（2009a）*Sortir de la crise globale*, La Découverte.

——（2009b）*De la Fin des paradis fiscaux aux taxes globales : rapport préparé par Jacques Cossart, Gérard Gourguechon, Jean-Marie Harribey et Aurélie Trouvé*, <http://www.france.attac.org/spip.php?article9738>, accès le 17. 08. 2010.

——（2011）*Le Piège de la dette publique : comment s'en sortir*, Les Liens qui libèrent.

Chesnais, François（2011）*Les Dettes illégitimes*, Raison d'agir.

Gorz, André = Bosquet, Michel（1978）*Écologie et Politique*, Seuil, Coll. Points（1re éd., Galilée, 1975）；アンドレ・ゴルツ（1980）『エコロジスト宣言』高橋武智訳, 緑風出版。

Verts, Les（1999）*Le Nouveau livre des Verts*, Éditions du Félin；フランス緑の党（2001）『緑の政策事典』真下俊樹訳, 緑風出版。

——（2007a）*Le Projet Vert 2007 : le monde change, avec les Verts changeons le monde*, [http://lesverts.fr/article.php3?Id\\_article=3124](http://lesverts.fr/article.php3?Id_article=3124), accès le 30.08. 2010.

——（2007b）*Les 13 mesures des Verts pour le Grenelle de l'environnement*, <http://www.lesverts.fr/spip.php?article3422>, le 26 septembre 2007, accès le 08.11. 2014.

Zucman, Gabriel（2013）*La richesse cachée des nations : enquête sur les paradis fiscaux*,



---

Seuil.

北見 秀司（津田塾大学／哲学・社会思想史）

ノーマリズム（正常化志向）と成長の危機，  
そしてサステナビリティ（持続可能性）の二重の意味について

Normalism, the Danger of Growth,  
and the Dual-meaning of “Sustainability”

ユルゲン・リンク

JÜRGEN, Link

眞鍋 正紀 訳

MANABE, Masanori

「日本もまた、正常化をめざしている」このような見出しのもと、ドイツ有力紙の一つである「フランクフルター・アルゲマイネ」紙（FAZ）は2014年7月14日付の社説のなかで、安倍晋三内閣が「憲法の新解釈に基づき」、さらに踏み込んだかたちで「国際社会のなかで〔日本が〕担うべき責任」を果たしていく意思を表明した、と報道している。ここで示されている安倍内閣の「意思」をより具体的に説明するなら、それは「将来的には、自国が直接に攻撃された場合でなくとも、集団的自衛権の枠組みにおいて積極的に軍事活動に従事することができるようにしていく」ということだ。同記事は日本政府の「軍事的な貢献に踏み出したいという」こういった責任感の表明にはっきりと好感を示しており、〔戦後の〕ドイツが〔再軍備・NATO加盟を通じて敗戦国の状態から〕「正常化」してきた道筋とこの日本の動きを同一視しているが、その文面には「正常な」normal, 「正常性」Normalität, 「正常化」Normalisierungといった概念が繰り返し登場する。だが、安倍首相自身はこの〔正常化という〕概念の使用を避けている、とも報じられている。同記事がこの〔「正常」という〕概念を喧伝しているこ

とは明らかだが、それはドイツにおいては〔敗戦国として軍備を失っていた状況から、再軍備によってもとの「正常」な状態に戻ったという経緯を踏まえ〕外交政策の策定にあたって、軍事力を戦略の主軸に〔再び〕据えるという意味でこの物言いが有効だったからだろう。いまや「正常なもの」という言葉の意味の地平には、まったく性質を異にするさまざまな領域に由来し、ドイツでは軍事と戦争に関連してあまりにも頻繁に使用された結果、完全にもとの意味から逸脱し、正反対の内容へと反転してしまっていて複雑に絡み合った含意のかたまりが存在しているのだ。なぜなら、そもそも戦争状態とは例外〔的な〕状態であり、例外状態とは正常な状態の中断を意味するという定義に遡って考えれば、「正常〔な事態と見なされうるよう〕な戦争〔状態〕」など存在しないはずだからである。

上述の具体例が示すように、正常性という概念は複雑でほんとうに厄介だが、一こんにち欧米圏でなされる議論において、この概念の示す意味領域が今よりも重要と見なされてますます人口に膾炙し、なくてはならないものとなればなるほどこの厄介さは

度合いを増してくる。日常会話から専門領域（たとえば医学、心理学、セクシャリティー、人口統計論、経済学、社会学）をめぐる会話にいたるまで、つねになにかが「正常である」とか「異常である」とか、ここには「正常性」あるいは「異常性」が存在する、あるいは「正常に戻していく」試みに関してや、「正常化〔への志向〕」が組上に載せられて議論されている。この「正常」を言い表す語彙は、欧米の各言語にそれぞれ存在しているが、それらの意味と形は言語ごとに多少の違いを見せている。たとえばアメリカ英語にはこの「正常」概念を示す二つの語形があって、それは（個別の事例に対し、医学的・心理学的に用いられる）「ノーマリティ（健全性・健康）」normality と、（集団に対して社会的・政治的な意味で用いられる）「ノーマルシー（正常性・常態）」normalcy である。フランス語の「ノルマリザシオン」normalisation は、おもに「規格の統一（化）」を意味する（が、他方でドイツ語の「ノルマリザツィオーン」Normalisation が意味するのは「正常な状態にすること」であり、フランス語の「ノルマリザシオン」には一般的にそのような意味は存在しない）。ミシェル・フーコーはこの「規格の統一（化）」という意味での「ノルマリザシオン」について論じたため、そこには翻訳の問題が生じることとなった。欧米圏に端を発する議論にはほぼかならずこの「正常」という概念が登場するが、と同時にこの「正常」という概念には多様な意味が複雑に絡み合って並存しているのである。そのため（エミール・デュルケムに代表される）19世紀の偉大な思想家たちの著作以降で、この「正常」という概念を取り扱って体系的に理論化した試みはほとんど存在していない。ゆえに筆者は、「ノーマリズム」（正常化を目指す志向）に関す

る体系的かつ歴史的な理論の構築に取り組もうと考えるようになった<sup>(1)</sup>。

こうして得られた成果のうち、いくつか抜き出して簡明に紹介することが本論の目的である。最初に述べる重要な結論の一つは、正常性 Normalität と規範性 Normativität を厳密に区別せねばならない、ということだ。この「正常性」と「規範性」という二つの語はしばしば取り違えられ混同されるのだが、それは両語がラテン語の「ノルマ」norma に由来しているからだ。もともとこの「ノルマ」とは、「〔鉛直を示して角度の測定と計算の規準となる〕直角」rechter Winkel を意味していたが、比喩的に「規準・手本」、さらに「〔従わねばならない〕規則」Regel を意味するようになっていった。ニュアンスの違いとはいえ、この「正常性」と「規範性」のあいだの意味の「違いこそが、根本において重要な意味をもつのだ。法規範や規定（手本）は、あらゆる人間社会にもともと存在していたものである。それらは社会的な承認を背景にして、人々の行動を律する規則として働くものだ。ゆえに規範性 Normativität〔すなわち個々の掟〕とは、とりわけ宗教的なもの、あるいは同時に〔当初は宗教が法機能をも担っていたため〕法的な機制であり、明示的あるいは暗黙知的な命令と禁止から成り立っている。それに対し正常性 Normalität は、18世紀の近代ヨーロッパに突如として生まれ、広まった概念だ。それ〔18世紀〕以前のヨーロッパには存在していなかった、こんにちにおいてもなお、世界中のあらゆる場所に普遍的に存在しているわけではない、じつに新しい何ものか、それが正常性〔という概念〕なのだ。正常性という概念が生まれるにはデータ化された社会が先立って成立していなければ

ばならない。それはとりもなおさず、〔観察と計測によって数量化されることで、数値として把握することを目指す〕全域的かつ定期的な統計調査によって、みずからの可視化に成功した社会の出現を意味していた。ゆえに正常性〔という概念〕は、大量のデータを抽出する技術と、それを統計数学と蓋然性計算に基づいて加工する技術の発生がなければ生まれてこなかったものだ。宗教的あるいは法的な根拠に基づいて堕胎を禁止することは、〔宗教的・法的な規範に基づくという意味で〕規範的な〔normative〕態度と言えるが、一他方で、なにかを正常〔「普通」normal〕だ、と判断するとき、それは〔ある時代の特定の社会で〕統計的に見て高い頻度を示す〔たとえば堕胎という〕行為があった場合に、そういった行為が起こったとしてもそれはよくあることだ、と認めるその「許容度」のことを指している。大量データの統計的抽出が実現されてはじめて、大規模な分母集団の分布計算の構築も可能となった、—そのもっともよく知られた例はガウス曲線の正規分布であり、英語では「ノーマル・ディストリビューション」normal distribution〔正常な分布状況〕、あるいは「ベル・カーブ」bell curve〔鐘形曲線〕と呼ばれる。そういった大量分母集団の分布計算が可能となったことで、さらに〔観察結果の〕「調整」の可能性が生まれることとなった。たとえば国民全体の生活水準〔の分布〕をメインストーリーミング〔インテグレーション：異なる階層や属性の子弟を合同教育すること〕によって「正常化」normalisieren〔観察値を正規分布になるように調整〕する、言い換えれば、分布曲線上の両端で小さな山を形成する、二つの「極端な性質の層」（極端な富裕層と貧困層）へとカーブは減少しながら連続するが、そのあいだに大きく分厚い「中間領域」（「中流

層」middle class）を生み出すという目標を達成するため、国家あるいは民間の組織の介入によって〔各種の観察結果の〕分布状況の操作・変更が行われるようになったのだ。これこそ「社会福祉国家」のあり方を示す考え方であり、こういった〔社会福祉的〕国家は「社会福祉〔的な観点から見て〕正常〔な〕国家」と呼べるかもしれない。

だが、「正常社会」という概念がないのと同じように「正常国家」という概念もまた存在しないのはなぜだろうか。「正常国家」などという言い回しが存在しないことはじつに当然と思われるし、もしかしたらこういった物言いがおかしいと感じる点に、問題の本質の一端が現れているのかもしれない。なぜなら旧共産圏の東側諸国が崩壊し、中国が資本主義へと移行して以降の時代の社会を形容するための概念はいくらでもあるからだ。「繁栄社会」や「消費社会」、「奢侈社会」に「能力主義社会」、「サービス社会」、「情報社会」、「教養社会」、「メディア社会」、「グーグル社会」など、枚挙にいとまがない。ドイツの哲学者ペーター・スローターダイクは「甘やかし社会」といった言葉まで提案し、他の哲学者たちも「体験社会」や「享楽社会」などの造語を行っている。これらの諸概念のいくつかは、「資本主義」をいくぶん肯定的に評価する代替概念と見なせらるだろう。〔ミシェル・〕フーコーにおいても「正常化社会」Normalisierungsgesellschaft（原語では「規格統一社会」société de normalisation）という概念が登場するが、これは〔すでに述べたようにドイツ語とフランス語におけるNormalisation／normalisationのニュアンスの違いから〕むしろ「〔規格が統一されていく〕標準化社会」を意味しており、じっさいは「規律〔化〕社会」ないし、

「管理社会」(ジル・ドゥルーズ)に近い意味のものであった。こういった概念はほとんどの場合、「産業主義」(ジョン・スチュワート・ミル)、「資本主義」(マルクス)、「大衆民主主義」(アレクシス・ドゥ・トクヴィル)、「科学主義／技術主義」(オーギュスト・コント)、「官僚主義」(マックス・ウェーバー)、あるいはもっとも一般化された擬装概念である「西洋近代」といった古典的な概念群をたんにもう一度記憶に呼び起こして再考させるものにすぎない。データ化された社会、そしてノーマリスティックな(正常化志向の)社会といった概念が、[そういった汚名を着せられず]多少見逃されているのは、正常化という手続きが、これらすべての現象に随伴して現れるにもかかわらず、だがしかしそのさい一個の概念装置として、あるいはそれらの概念装置群のネットワークであるとは見なされずにきたからであるかもしれない。じじつ、ノーマリズム(正常化志向)という概念には、その独自の实体というものが存在しない。この概念[正常化志向]が大量の事物、とりわけ大量の商品を自ら生産することはなく、大量の身体や精神、あるいは技術、そしてメディアを生み出すことももちろんなのだ。そういった大量に現れる対象がいかに分布しているかを統計的に把握し、その分布状況を調整しながら操作するにとどまるのである。ノーマリズム(正常化志向[という概念の方向性])はこうして[实体をもたないことによって]、さまざまな行為と言説を連結して作動させるもっとも重要な装置の一つ、あるいは近代に存在するさまざまなサブシステム同士の[異質なシステムを他システムと構造的に連結させることによって連動させて動かす]カップリングの装置として働いている。正常か異常かは、物理的あるいは心理的な状態でありえ、経済的

および社会的、あるいは政治的な事態を指し示す指標でもありえるからだ。たとえばドイツの政治機構もまた、じつにノーマリズム(正常化志向)を基にして作動していると言える。ドイツ憲法[基本法]には記載されていないにもかかわらず、「[その政治的方向性が許容される]正常[範囲内にある]」政党(つまり「極右」政党も「極左」政党も「正常[範囲の政治方針をもたないため、有効]でない」のだ)のみが与党形成にさいして連立の一翼となりえ、(右派であろうが左派であろうが)「中道」の政党のみが与党政党たる資格をもつといったことが法規定と見なされているのであるから。「政治的方向性のスペクトル(多様性の一覧図)」がまるで正規曲線分布であるかのように受け取られており、そこで「異常」と見なされる政党が、まるで医学的あるいは性的な「異常性／倒錯」を起こしているかのように考えられていることは明らかだ。

[より適切な]ノーマリズム(正常化志向)の定義を提案すべき時機がやってきたと言えよう。ノーマリズム(正常化志向)とは、言説上における、あるいは現実介入するあらゆる手続き・行動方式、[概念]装置、意思決定機関、そして制度化された組織を総合したそれらの総体だと理解すべきだ。それらが近代社会において「正常な状態」を生み出し、さらにその「正常な状態」を再生産して[逸脱を正して、特定の「正常な」状態を維持して]いく。そのさい特に重要な役割を果たすのは、大量の対象をデータ化する数々の装置、すなわち広義における統計[処理]機関である。アンケート手法を含むデータ化を通して事態を把握する水準においても、統計数学的分布理論を含んだ状況分析の水準においても、そしてあらゆる社会福祉的な[富の再分

配を含む〕配分調整装置を含んだ現実への介入の水準にも、それら〔統計機関〕は存在している。そのさい生産され、そして〔調整を受けて〕再生産される個々の正常な状態には、共時的に見るとその本質においてみな、（分布の中間部に大きく分厚い「正常な帯域」を設定し、それを挟んで対称をなすように「異常な」両端の存在が薄く存在するという）

「中央集中〔を目指す〕」の配分思想を備えるという特徴があるが、理想的なのはそれが「象徴的にガウス分布」あるいは「正規分布近似」に漸近する場合である。通時的に見て理想的な〔状態の成長〕類型とは、「無限に成長曲線を描く〔ヘビの形に類似した〕曲線」（右肩上がりの数理曲線パターン、つまり S 型カーブが波線状に延長された線）の形をとる「標準成長（正常発展）」である。定期的、体系的かつ全域的なデータ化を可能にする数々の装置こそ、こういった〔無限成長という〕考え方にに基づき、それらの装置が誕生する 18 世紀以降によりやうく成立したノーマリズム（正常化志向）の、その歴史的所与〔ノーマリズムが歴史に登場するための前提条件〕をなしているのだ。このノーマリズム（正常化志向）の理論を基にして見た正常な状態というのはゆえに、近代のデータ化が進んだ社会を前提にしてできており、歴史を通じて普遍的に存在してきたであるとか、人類に通底する性質であるとか、はたまた生物学的な根拠をもつなどと言えるものではない。

欧米の近代社会は既存の規範的な規則・掟に加え、さらにこのノーマリズム（正常化志向）という概念を基にして、社会的な統合や排斥を行うための新たな方法を手に入れ、発展させてきたのである。この〔全否定でも全肯定でもなく、その中間の状態

としての正常を目指すという〕統合と排斥のあいだに存在する新しいかたちの選択肢は、〔それまで存在しなかった〕まったく新しい境界の認識、すなわち「正常領域境界〔線〕」に基づいている。正規分布と標準成長（正常発展）が示すノーマリスティック（正常性志向）な曲線は、数学的に〔その上昇や下降の性質が〕恒常的であるため、数学的に算出可能な中断点（解・成長方向が反転する限界点）をもたない。だが、にもかかわらず正常化を志向する人間の心情は、誰に教わることなく本能的に、こういった「正常領域」がどうしたって無限に広がっているわけではなく、どこかで終わるはずだと考えてしまう。ということは、どこかに正常領域境界〔線〕が存在し、その向こうには異常な領域が広がっているはずだ、と感じるということだ。そういった正常領域境界〔線〕は〔心情の問題であるが〕ゆえに、象徴的に標（しるし）づけられねばならない〔ということは〕、—それら〔の境界線〕は原則として移動可能であり、その周辺では社会的な議論や歴史的な変遷が生起する。たとえば欧米では、同性愛が 20 世紀中盤まで「異常」と見なされており、同性愛者たちを排斥してきた歴史があったが、—20 世紀中盤以降は「正常化（正常なものと見な）」されたため、同性愛者も以降は「正常領域」にある存在として分類されることとなった。この場合〔同性愛者が認知されていく正常化の過程〕においては、正常を示す範囲の感覚が情動として拡大していき、と同時に統計上でも、その範囲の感覚が拡大した事実が認知され、その帰結としてじっさいに社会が〔公式に同性愛者を〕「許容」というふうには物事が進行していった（ドイツにおいてはドイツ刑法典（StGB）第 175 条項の改正がこの事態に該当する）。同様のことが「ジェンダー・メインストリー

ミング〔ジェンダー格差の解消を視野に入れた運動や政策〕や身障者の社会への統合の過程においても言える。およそ第二次世界大戦終結後の欧米では、この「正常領域」を拡大させようとする傾向が継続しており、ゆえに正常領域を示す境界は、この正規曲線カーブの両端の領域へと移動してきている。この20世紀中盤から現在まで作動している、正常と異常の境界判定体制を「柔軟なノーマリズム（正常性判定機構）」と呼ぶことができよう。この「柔軟なノーマリズム」は、〔正常領域から〕最大限〔あらゆる要素を〕排斥〔すること〕から、〔正常領域へ〕最大限〔あらゆる要素を〕包含〔すること〕へと、その方針を切り替えた点に最大の特徴をもっている。ミシェル・フーコーが提唱した概念としての「ノルマリザシオン」は、規格統一化と同時に「規律化」を意味していた。つまり、〔規律からはみ出る〕「異常なもの」を厳格に切り分けて排除することを意味するこのフーコーの概念は、19世紀および20世紀初頭の初期ノーマリズム（正常化志向）におもに当てはまるものであった。

さらに、ノーマリズム（正常化志向）が依拠する上述の両基本カーブ、すなわち共時性における〔時間を断片化してみた場合の〕正規分布曲線と、通時性における〔時間を連続的に観察する場合の〕標準成長曲線の二つは、密接に結びついている。つまり、成長が時間軸上のどの局面、どの過程にあっても、それを共時的に〔時間的な断面として〕切り取って見た場合には、ほぼ正規分布曲線を示すのが理想的だとされる。生活水準〔分布〕ないし社会〔の階層〕構造を例として見てみよう。ある国で〔所得領域として〕「幅広い中間層」が、二つの小さな山を形成している極端なグループ（超富裕層と超貧困

層）のあいだに、左右対称の釣り鐘型曲線の形で存在している。その時点1から見て、次の時点2までにこの国が〔経済的に社会全体として〕10パーセントの成長を見せたとしても、時点2に観察される左右対称の釣り鐘型曲線を描く中間層と、それを挟む少数の2グループの配分は、時点1におけるそれと同じ、つまり所得層分布は「〔幅広い中流層が表の中心に存在して両脇に富裕層と貧困層が左右対称に存在する形で〕中央に集中」しており、正規分布に近似せねばならない。「成長」（英語では「グロース」growth）という概念は正常性と同じく、近代欧米社会を形成する根本概念の一つである。正常性と同様に〔成長とは〕、さまざまな実践的手段や言説に関連づけられた領域横断的な概念だ。産業主義は事物・商品の生産が大量に増大して成長していく事態を生み出し、資本主義は資本と利潤の増大・成長を促し、現代のセラピー〔治療による癒しの〕文化は「個人の成長」personal growth、つまりは内的な領域〔個人の心理的領域〕の成長を促進している〔ことになっている〕。〔スイスのヴィンタートゥールに本拠地を置く民間のシンクタンク〕ローマ・クラブが1972年に発表した画期的な報告『成長の限界—「人類の危機」レポート』を待つまでもなく、近代の〔原動力とも言え、その基礎となっている〕成長という概念がさまざまなリスクをとまなうことは知られている。データ化とノーマリズム（正常化志向）という観点から、それらのリスクは単純な概念に分解して説明することができよう。すなわち、危険なのは成長曲線のなかの「指数関数的に」〔急激に〕変化する部分（たとえば「爆発的人口増加」および株価の「バブル的高騰」など）であるが、そのさいプラス方向だけでなく（いわゆる「クラッシュ（墜落）」と呼ばれる人口や株価などの急

激な下降といった）マイナス方向の変化もまた危険なのだ。この「バブル」と「クラッシュ」の両者は、密接に結びついている。成長の「爆発」はすぐさま「クラッシュ（墜落・急激な下降）」に反転することは、（ショウジョウバエを用いた古典的な繁殖実験などから）よく知られている。この文脈においてみれば、標準成長（正常発展）という概念は、近代を牽引する力学的回路が作動しつづけるための重要な安全装置だということがわかる。厳格な通貨主義においてと同様、レーニン主義的社会主義計画経済においてもまた、安定した継続的成長といったものの実現が不可能だと判明した以上、成長率を変化させずに安定成長していくといった筋書きは、はっきり言って現実には存在しない。標準成長（正常発展）という概念はその本質において、「〔選択肢としてありうる、可能で〕標準的な発展の進行路（シナリオ）」のなかで、中間的な位置を走っている「成長路線」よりも、あるときは低調な路線を、あるときは好調な路線をとって、循環的に上下に方針を転換していくことを意味している。

そういった標準〔正常〕成長路線の理想的な数学モデルは、〔1838年にピエール＝フランソワ・フェルフルスト（ベルハルストとも）が、人口増加を説明するモデルとして考案したロジスティック関数をグラフ化した〕ロジスティック曲線である。標準成長を示すこの曲線は、二つの考え方が組み合わされてできている。一つ目の考え方では、標準成長曲線は大きな上昇線の一つしかもたないロジスティック曲線であり、たとえば人口成長の理想モデルにおいてみられる〔指数関数曲線のような〕ものである。だが〔こういった急激な上昇を見せる曲線がその成長に〕ブレーキをかけずに指数関数的な人口増大が

起きれば、後戻り不能な危機的状況が不可避にやってくる、ということは本能的にわかる〔これが二つ目の考え方だ〕。18世紀以降、初期近代を迎えたどの国においても段階を踏んでやってきた指数関数的な人口の爆発的増加は、ゆえにゼロ成長にいたるまで正常化され〔ることでブレーキをかけ、大規模な危機状況を回避せ〕ねばならない。国連の出した統計学的な〔ということはノーマリスティックな（正常化志向に基づいた）〕見通しによれば、発展段階に違いはあれ、どの国においてもこういった急速に成長しても、その後ゼロ成長へ漸近していくロジスティック曲線が現れると予想されている。その思想の中心に正常性という概念をもつ、実証主義の父、オーギュスト・コントは、あらゆる近代の成長曲線は、自然とそういったロジスティック曲線の形になると考えていた。だが、とりわけ技術的、そして経済的な成長曲線は比較的短いスパンで低調と好調の路線を周期的に交替させるため、他の領域のものよりも短いロジスティック曲線の形を絶え間なく連続させるような動きを見せる（そのため、無限に伸び続けて昇降を繰り返すヘビ状の曲線を描き出すことになるのだ）。

つまり、こういった標準成長曲線は、急激な成長を見せたり、その指数関数的な変化を屈曲させて反転し〔て急下降し〕たり、ゼロ成長率、あるいは軽微なマイナス成長を見せることでフラットなラインを見せたりする、ヘビのようにクネクネと周期的に昇降運動を見せる無限周期のラインであると理解してよい。そして、この成長曲線〔の形〕がひとりでに生じることはまれである。とすれば、ここで述べているノーマリズム（正常化志向）とは、急激な成長を停止させるための必要不可欠な緊急停止手段で



あると同時に、近代の成長が見せる、上昇・下降の両方向の指数関数的な展開を回避する〔ことによって、かえって安定的かつ効率的な社会の作動を保証する〕ためのチョーク（弁）と見なすこともできるだろう。急激な指数関数的上昇傾向を正常化するためには、活動を減退させる調整が必要となり、指数関数的下降傾向を正常化するには、活動を促進する調整が必要となる。そのさい、ノーマリズム（正常化志向）とキャピタリズム（資本主義）とのあいだに致命的な連動問題が現れることになる〔というのもこの二つは必ずしも連動しないからだ〕。たしかに資本の成長曲線ないし資本主義経済が下降線をたどるとき、国家による「調整」（つまり上昇へ向かうように、傾向を正常化すること）によって、ある特定の水準までは補正が可能かもしれないが（1990年のバブル経済終焉による経済危機以降、日本で繰り返し政府による財政出動が行われてきたように）、逆に資本成長の指数関数的な上昇はほとんど「減速させる（ブレーキをかける）」ことができない。というのも最大利潤をめぐる競争という根本的な景気の原因力が、まさにそういった〔国家主導の調整の〕「ブレーキ」によって「スイッチをオフ」にされ〔経済の動き全体が停止して破滅的な結果を招い〕てしまうからだ。ゆえに株価の「バブル経済」のかたちをとった爆発的成長は、これまで一度もタイミングを外さずに調整されたことがなく、また〔バブル崩壊という〕「クラッシュ（経済破綻）」が回避されたこともない。問題は、このようなノーマリズムとキャピタリズムのあいだの対立構図にとどまらない。さらにもう一つの対立構図は、データの透明化に関する問題だ。ノーマリズム（正常化志向）にはデータの透明性が不可欠である一方で、利益獲得に必要な経済活動上のデータが透明化されて

共有されてしまうと、上述の事態〔ノーマリズム（減速調整）がキャピタリズム（経済活動）に及ぼす負の影響〕と同様に、競争原理に抵触して〔経済活動が失速して〕しまう。

資本主義とノーマリズム（正常化志向）のあいだの連動不可能性の問題については、2007年〔リーマンショック〕以降の最新の経済危機がたくさんの事例を提供している。政府機関は、〔銀行をはじめとする各種の経済活動主体の〕財政状態の不透明性こそ、〔不良債権を隠しもち、経営破綻の事実を決済の粉飾で隠蔽していた〕「ゾンビ銀行」が〔実体のない投資を繰り返すことで〕「バブル」経済を引き起こし、その帰結として経済破綻を導き、たくさんの国々で成長の停滞・低迷を招いた最大の原因だと捉えている。だが〔金融機関の実態を調査する目的の〕あらゆる「ストレス・テスト」を行ったにせよ、たとえば銀行部門でデータの透明性を確保することは不可能であることも露呈した。さらに根本的な問題として、〔2014年終盤の〕こんにちにいたるまで、そもそも2007年以降に立て続けに起こった危機状態が、すでに正常化されているのか、あるいはそもそも新たに通常の成長循環の流れが始まっているのか、それさえも把握できてはいないのである。〔経済の成長率を示すはずの〕主要通貨発行銀行の公定歩合がまだゼロ近似的の値をとっていることを考えれば、正常な状態に復帰したなどと言うことは本来できない。とすると問題は、ローマ・クラブが予測したように、〔世界の経済的〕成長〔というプロセス〕が非正常化された（成長と衰退を周期的に繰り返す正常性を喪失した）状態が長期間にわたって継続しており、この状況は当面のところ経済的な「成長の限界」と連結しているのかどうか、判

断せねばならないということだ（福島における原発事故はこの傾向を示す警告であるかに思える）。現行の「われわれが今後まさに取り組みねばならない事態の收拾と正常化という意味の」ノーマリズム（正常化志向）において決定的な問題となるのは、ゆえに「持続可能性」の議論なのだ。

「持続可能な成長」を求める運動、つまり「急激な成長によって自滅することなく、調整された成長率を保って社会全体が長期的に成長を維持できるように自ら」「持続可能な存在たれ」という原則にしたがって成長路線を調整しようとする運動は、1972年にローマ・クラブが発表した、著名な「成長の限界」宣言以降、国連のみならず世界中のおもだった文化的潮流、政治の方針、そして主要マスメディアにおいて、広く浸透してきている。こうした現状が、ここに挙げた文脈においては以下のような疑問を突きつけてくる。「持続可能な成長」は、標準成長（正常成長）と矛盾しないのか、ということ。そして、そもそもこの二つの成長路線は両立するのか、ということだ。というのも持続可能性と成長という二つの概念は、その本来のあり方からして両立可能なかどうかさえ不明なのであるから。概念史のおよび文化史的に見れば、「持続可能性」という考え方が最初に現れたのは18世紀の啓蒙主義時代であり、それも国有林管理に関してであった<sup>(2)</sup>（ウルリヒ・グローバー）。つまり、一本の樹木を伐採したら、その代わりに一本の苗木を植樹するという発想である。森林管理における、減少傾向の成長曲線を安定したゼロ成長曲線に保っていこうとする姿勢が、ノーマリズム（正常化志向）の考え方と対応している。

そうは言っても市場、需要そして利潤を存在しないものとして扱うことはできない、せいぜいできるのは、それらの増加を減速させることだけだ。〔それらを減速させるために〕「最良〔の量の、採りすぎないという形〕の収穫」という原則が、森林管理の構造にはとりわけ影響を与えていた。植林する樹木の種類を選別して調整する、そして森林に対して独自の適切な管理を行って手当てすることが、その具体的な手法として挙げられる。それゆえ19世紀に現れた「正常森林」Normalwaldという概念は、〔持続可能性と成長という概念の違いに由来する〕アンビヴァレントさ〔両価的な、相反する二つの価値を両方同時に指し示す性質〕が現れたことを示す兆候であった。この場合の「正常な」というのは、規格〔の統一〕化、つまり木材製造のさいに原材料が一定の基準を満たしているという意味での正常化を意味していた。だが、と同時に正常化という概念が惹起するイメージには、森林にまつわるあらゆる「〔管理不能な〕野生」的なもの、「藪」やジャングルを思い出させるあらゆる「原生林」的なものを片付け、整え、取り除いて純化するという意味が含まれてもいたのである。あらゆる「病的なもの」の駆逐、木々にじっさいに危害を与えるか、あるいはたんにそう思われているだけであっても「害をなすもの（異常なもの）」を取り除くこと、そしてとりわけあらゆる「（害獣・害虫・病気などの）有害生物」の「根絶」という意味もまた、この正常化という語彙には含まれている。ザラ・ヤンゼン<sup>(3)</sup>は当該分野の基本文献と見なされているその著書<sup>(3)</sup>で、（あらゆる「異常〔な存在〕」をその語義に内包する根本概念・異常の権化としての）「害虫」の絶滅という、徹底したノーマリスティックさを求める〔過激な正常化志向の〕幻想が、いかなる歴史的起源をも

っているかを考古学的に示しており、森林管理の理論から出発して、それが「動物園」のもじりとしての、人間を管理する社会を隠喩的に表現し、人間の遺伝子までも管理したいという欲望に突き動かされている「人間園」(ペーター・スローターダイク)にまで発展を見せていると説明している。ツィクロンB〔ナチス・ドイツの強制収容所で収容者の殺害にも用いられたシアン化合物系殺虫剤の商標〕が初めて使用されたのも、もとは森林の有害生物〔害獣・害虫〕に対してだった(1930年代後半のスターリン指導下のソヴィエト連邦における「大粛清〔大消毒〕」もまた、「害虫」に対して〔という名目で〕実行されたのだった)。

現在、消滅の危機にある熱帯雨林の問題がはっきりと示しているのは、(木工)製材業とて例外ではなく、ほぼ指数関数的な成長傾向をもつ〔木材〕生産量の増減の問題や金融緩和〔といった経済的外部要因〕から、どうしても大きな影響を受けて左右されてしまう〔ため、物価の安い経済圏に存在する熱帯雨林の木材が非常に安価に入手できることにより、無制限に伐採が進んで取り返しのつかない危機的状況が生まれている〕ということだ。こうして、「持続可能性」(英語では「サステナビリティ」sustainability)〔を保った成長〕を推進しようという、もちろん肯定的な意図で国連が発した宣言は、深刻なアンビヴァレントさ〔両義性・矛盾〕を孕むこととなった。「持続可能性」という概念は経済界においては空疎なスローガンと化していて、すでにヘッジファンドは「持続可能な利回り〔利率〕」をうたい文句にして金融商品を販売しており、—「持続可能な成長」という概念は、財界で主流のものの見方に照らせばたんなる「標準成長」の

言い換えにすぎず、「標準成長」とはいまだに、少なくとも「正常な」金融〔市場の〕成長、あるいは場合によってはさらに大きな〔健全な〕成長のことを意味している。トウモロコシからエタノールを製造しようとする事業構想は、この文脈におけるもっとも過激な一例だろう。

こうしてローマ・クラブが『『成長の限界—「人類の危機」レポート』で〕提示した方向性は、矛盾を抱えることとなった。石油燃料埋蔵量の減少にともない、ローマ・クラブが鳴らした非正常化〔非常事態への移行〕への警鐘は、なにも成長曲線が下降しているからといって、それを新たな別の上昇曲線に置き換えることで、〔たえず成長を続ける点では変わらない〕「更新された正常」new normal を目指せというメッセージではなかった。むしろそれは、これまでとはまったく別の選択肢について徹底的に考える必要がある、と訴えるものだったはずだ。

「持続可能性」という概念はゆえに、まったく異なる二つの方向性をもつ。第一の方向性は〔すでに紹介したように〕「更新された正常」new normal を目指す方針である。これは、もっと詳しく言うなら〔化石燃料系を含むあらゆる〕自然界の使用可能なエネルギー原料が減少していくという条件下にあっても標準成長路線を継続し、そのさいとりわけ〔社会全体の経済成長の指針としての〕公定歩合(一般利潤率)を標準成長路線で推移させる方法を新たに生み出していくということである。それは社会全体が「上昇下降を繰り返しながらも持続的に右肩上がりの(へび型の)成長曲線」を維持していくことを意味する。たとえば石油や天然ガスなどのエネルギー原料調達の個別の事例においては、たしかにどう

してもその生産量が下降線をたどる。だが、失われつつある従来のエネルギー原料に代わって、（再生可能な原料を用いることで持続的な成長が可能になる）代替エネルギー原料の生産量が上がることに伴い、下降を示していたこれまでの成長曲線に、機能的には等価な新しい成長曲線が接ぎ木されることになるはずだ。この「更新された正常〔成長〕」という概念が求める理想的な技術は核融合ということになる。危機的な状況がこの方向性を大幅に後押しした。これまででもっとも劇的なこの傾向の推進例は、2011年の福島原発の大規模事故災害をきっかけとして、ドイツ政府が原子力発電事業からの完全撤退を決断し、実行期限を設定したことである。この決断は、明らかに二種類の動機によってなされたものだった。ドイツ国民は「原子力発電所大規模災害という」リスクの回避を望んだだけでなく、さらに、エネルギー政策において「更新された正常〔成長〕」概念に基づいて考えた結果、こう決断することによって「エネルギー市場において他国よりも経済的な」競争力を得られると考えたのだ。昨今、再生可能エネルギー産業の低利潤率が批判され、〔保守系二大政党の一つ、キリスト教民主連合／民主同盟（CDU／CSU）党首アンゲラ・〕メルケル＝〔革新系二大政党の一つ、ドイツ社会民主党（SPD）党首ジグマール・〕ガブリエル大連立政権は2014年に、再生可能原料を用いて発電する発電事業者への助成金を削減したため、とりわけ太陽電池製造部門の企業が複数倒産してしまった。これこそ標準成長の同義語としての「持続可能性」を示す典型的な例である。

「持続可能性」という概念に備わった第二の方向性が原則として目指すのは、社会全体の成長曲線の

形を、ロジスティック曲線の後半部がとる、ゼロ近似成長〔ゼロ成長直線へ漸近する〕曲線に、言い換えれば「〔最終カーブを曲がってもはやフラットな直線と化した〕ホームストレッチ」の形状にすることだ。この方針は、すでにオーギュスト・コントが強く求め提唱していたあの「正常性」の追求であり、それは近代における成長の動きを、無限に再生産可能な「再更新され続ける・正常な状態としての、ゼロ近似成長という」最終段階に保つことを意味していた。ゆえにこう考えるならば、コントがすでに掲げていた目標とは「持続可能性」のことだったと言えよう。コントがそう考えていたように、標準成長を、昇降運動を繰り返す無限に右肩上がりの（ヘビ型の）曲線としてではなく、堅実なゼロ成長直線へと漸近していくロジスティック曲線として把握するとすると、そこで実現されるべき持続可能性とは、本来のノーマリズム（正常化志向）とは別物と化してしまった概念ということになる。その意味でそれは、〔調整を通じて、短期的にはマイナス成長とプラス成長を繰り返しつつ、長期的には標準成長を目指す従来の正常さからは変質した、次世代型の正常さとしての〕「トランスノーマル」transnormal と呼べるだろう。だが、こういったトランスノーマルな状態を求める解決法は、「空想上の」産物〔机上の空論〕だと考えられている。そういった批判こそ、実利追求しか頭がない、資本主義的な考え方からなされたもの〔偏狭な考えの産物〕だ。むしろ、現代の〔人口論的、あるいは経済的などの〕成長の運動が、完全に固定されてしまうということは考えにくいのも事実ではあるけれど。

これまでいくつもの社会主義理論が構想されて、それらを実践することによって金融資本主義的な成

長方針（競争原理と利潤の最大化）を放棄することができないか、と実験が行われてきたが、それらがすべて失敗してきたことを考慮せねばならない。そうすると、このトランスノーマルな状態を維持してこうとする基本路線をとりながら、利潤追求のくびきから自らを「解放し」、それによって真に持続的な社会を実現できる新たなモデルを希求する必要があるが、だとしても、それが商標登録済みの処方箋（解決法）のようにすぐに手に入るわけがないことは明かだ。トランスノーマリズム〔と呼ばれうる、さまざまな社会的な調整を通じてトランスノーマルな状態を維持しようとする方針〕を、〔あらゆる調整の放棄という意味の〕ノーマリズム（正常化志向）の否定と捉えてはならない。むしろ逆に、持続可能な経済と文化とは、現実の状況を数値データ化してそこから統計的情報を引き出すことを可能にする装置の存在抜きにしてはありえず、デジタル・データ革命（「ビッグデータ」の活用）が実現することで、各種の社会的調整は明らかに洗練されていくはずだ。〔指数関数的成長とデータの不透明性を原因とする〕ノーマリズム（正常化志向）と資本主義のあいだの矛盾、相反する特徴を整理したことでわかったように、トランスノーマルな状態の維持を目指す成長モデルを構築しようとするれば、まさにこの矛盾を出発点にせねばならないだろう。ゼロ成長あるいはゼロ成長に至るマイナス成長を継続して実現できれば、それは明らかに（人口統計学上の成長曲線を除けば）特に環境に配慮した、エコロジカルな成長曲線を描くことになるはずだ。こう考えるならば、（日本における）原子力発電と（アメリカ合衆国の）フラッキング〔シェール・ガス利用発電〕は、依然として上下に成長路線を切り替えながら無限に右肩上がりの発展を続ける（ヘビ型）標準成長

曲線を継続しようとする試みだということがわかる。そういった方針とは別の思想に基づいて、（世界のエネルギー市場でそういった再生可能エネルギー源が求められ、需要の高まりによって高い競争力をもつことで、短期的に大きな利潤をもたらすかどうかとも無関係に）再生可能エネルギーへと社会を駆動する動力源を切り替えていく道こそが、トランスノーマルな状態を目指す、質的な変化をとげたノーマリズム（正常化志向）にのっとった、つまりは真に持続可能な社会を目指す試みであると言える。

## 注

(1) さらに詳しくは拙著を参照、ユルゲン・リンク『ノーマリズム（正常化志向）に関する試論 いかんに正常性は作られるか』改訂第五版、ゲッティンゲン（ファンデンフック・ウント・ループレヒト社）2013年（初版は1996年出版）。〈邦訳なし〉内容を凝縮し、現行の危機について述べた著作としては、ユルゲン・リンク『正常な危機？ノーマリズム（正常化志向）と現代の危機（ティロ・サラツィンを視野に入れて）』コンスタンツ（コンスタンツ大学出版）2013年を参照。〈邦訳なし〉拙論の英語翻訳多数、たとえば以下を参照。学術誌 *Cultural Critique* 57 (Spring 2004 Minneapolis) 内の論文「正常化」》Normalization《。さらに、W. Uricchio / S. Kinnebrock 編によるアンソロジー『Media Cultures』ハイデルベルク（ヴィンター社）、2006年、125 - 142 頁の「危機に瀕するドイツのマスメディア 正常化にいたる限界点」を参照。〈邦訳なし〉（J・リンク執筆の、ないし J・リンク以外の著者によるドイツ語関連論文も多数。）

(2) ウルリヒ・グローバー『持続性の発見 その概

念文化史』ミュンヘン（クンストマン社）、2010 年  
出版。〈邦訳なし〉〈英訳あり。Translated by Ray  
Cunningham, *Sustainability: A Cultural  
History*, Cambridge (Green Books) 2012.〉

Ulrich Grober, *Die Entdeckung der  
Nachhaltigkeit. Kulturgeschichte eines  
Begriffs*, München (Kunstmann) 2010.

(3) ザラ・ヤンゼン『害虫 学問的かつ非難によっ  
て形成されたある概念の歴史』フランクフルト・ア  
ム・マイン／ニューヨーク、カンパス社、2001  
年。〈邦訳なし〉

Sarah Jansen, „Schädlinge “. *Geschichte eines  
wissenschaftlichen und polemischen Konstrukts*,  
Frankfurt/Main u. New York 2001.

Jürgen Link（元ドルトムント大学教授  
／ドイツ文学者、文化科学者）  
訳者 真鍋 正紀（東海大学専任講師  
／ドイツ文学・メディア論）

## 第二部

## 総合人間学の課題と方法 —ヒトの中のサルとサルの中のヒト—

### Problems and Methods in the Synthetic Anthropology: Biological and Evolutionary Approaches to Our Human Lives

木村 光伸

KIMURA, Koshin

#### はじめに

科学的な思考の対象として人間を描くにあたって、それがいかなる意味において人間であるのかという定義めいた前提を最初に考えることが基本的に重要な要件であるにも関わらず、あまり顧慮されてこなかったことで、人間論に少なからぬ混乱をもたらしてきた。こういう問題意識は、実際には人間を対象とする諸科学の基本的な方法論的問題として極めて深刻な課題を提出するのであるが、自らが当事者としての人間である研究者としては自明のごとく、にもかかわらずなにも自覚していないということでもあったのだろう。私は、自然環境の中で自然の法則の一部として進化の道をたどってきた動物群のひとつの現実的なありようとしての人間を、ヒト *Homo sapiens* として理解し、それゆえに自然の中でその類縁たるさまざまな霊長類の生態を観察してきた。それがこの小論を書くにあたって主題として与えられた総合人間学とどのように結びつくのか。やや心もとない論考の積み重ねで責を果たしたいと考えるのである。

ここで、すでに指摘した（木村，2010）ことを繰り返すのだが、霊長類の社会的行動は人類のもつ行動特性の生物学的背景を理解するうえで重要な知見を与えてきた。とりわけ近年、比較認知科学の飛躍

的な発展は霊長類の行動が内包している認知、類推、洞察といったもともと人間の存在様式の哲学的な表現のために活用されてきた用語を、生物一般の本性 nature に根差した概念として再構築した。もちろん、そのような試みの大半はチンパンジー *Pan troglodytes* などの高度に知的な環境把握力と行動様式をもつ動物における研究が基礎を形成してきたのであって、それはあたかも、かつてリンネが人間を *Homo sapiens* と呼ぶと同時にチンパンジーなどをその同類として配列した（Linné, 1735）こととも関係して、類人猿と人類を相同的關係者として先験的に位置づけるところに遡及して考察されねばならないのであろう。このことは霊長類研究全体の流れを擬人主義的あるいは擬人類学主義的な方向へ逸らせてしまうという意味で学的体系の中で大きな問題点であったのだが、あまり顧みられることもなかった。私はことあるごとにそのような風潮に警鐘を鳴らしてきた（たとえば、木村，1983 など）が、擬人主義的述語の耳触りの良さが霊長類社会論の一般社会への普及に貢献したこと、あるいは人間評価の理性中心主義的傾向もあって、いまひとつ厳密な学としての霊長類学を構築することができなかったのである。本稿ではそのようなあいまいさを残したままに体系化されたかのようにみえる霊長類の社会



構造論を行動の系統性の視点で再考察し、現生種のそれぞれが持つ行動上の特性と社会構造の系統的相互関係から垣間見えたことを基礎にして、私なりの総合人間学への道を提起したいと考えるのである。そのことはまた、われわれが現生人類へ至った道を確認する作業でもあり、人間の本性を探る行程でもある。ついでながら、私の総合人間学の立場から言えば、ヒトの中に内包され、かつ、ヒトをヒト足らしめているに不可欠な生物性としてのサル性を、個人の全生活、つまり加齢の全過程で確認するための作業として、脳と行動と人間らしい生活との関係性への考察としての社会活動の紹介を、本校の後半で展開しておきたい。

### 社会的であるということ

生物はすべて社会的な存在であるという原則からいえば、取り立てて霊長類だけを特別視しなければならない理由はない。しかしその中に人類を含むという系統上の位置づけから見ても、われわれの存在の意味を論じる論拠のいくつかのうちのひとつとして、霊長類の社会的な行動に注目する価値は十分に大きいと思われる。霊長類の社会的な行動を考えるにあたって、最初に注意しなければならないことは、現生霊長類を取り上げただけでも多様な社会的形態すなわち個体間関係のさまざまな展開の総体としての社会的諸関係をそこに見出すということである。やや厳密さを欠く表現ではあるが、霊長類の諸種はその生活史上の違いによって、しばしば単独生活者、ペア生活者、群れ生活者の3パターンに分類される。最後の群れ生活者はさらに単雄群と複雄群に分けられるが、それぞれ規模の大小やオス・メスの社会的性比などの特徴によってさらに細分化されることもある。それらの群れ構造が重層化して巨大

な集団を構築するゲラダヒヒ *Theropithecus gelada* のようなものさえ存在する。このような社会集団のあり方を考察した伊谷純一郎はそれらを取りまとめた著作『霊長類の社会構造』で、それぞれの集団の最小基本単位を単位集団 BSU と呼び、その相違が当該種の社会進化における位置を示すものであると考えたのである（伊谷、1972）。そして、そのような単位集団のあり方があたかも霊長類を進化史的に区分する系統として再現できるように判断し、系統論を描いたのであった。もっとも伊谷が主張したような社会形態の比較による系統論は、その前提として個別の種の社会構造とそれを支える社会的な諸行動が具体的かつ生態学的に明らかになっていなければならない。しかし、ひとつひとつの種の社会構造を捉えることはそれほど容易なことではない。ダリオ・マエストリピエリは『マキャベリアンのサル』を著して、サルの本性の中に見える人間行動の遺伝子的背景を考察した（Maestripieri, 2007：木村訳、2010）。これは一種の行動論であるのだが、そこでかれはアカゲザル *Macaca mulatta* の社会的交渉のプロセスに横たわるオスとメスの基本的な生存戦略の相違を簡潔に描写している。そこでかれが言っていることは、霊長類の種はそれぞれに環境との関係においてその生活のあり方を選択しているのであるが、そこでの「生き易さ」の指標として顕現しているのが、個体間の関係とりわけ同性間の親密さや同所性（共存性）であり、さらにはオス・メスの性的な結合性を通して観察されうる諸関係なのであるということだ。これは、BSU に認められる構造を延長したところに人類社会の構造を解くカギがあるのかどうかにかかわる問題として非常に重要な指摘である。そのあたりを生物学的な問題として考えることの意味を次節で考えてみよう。

## サルからヒトを考えるということ

人間とは何かという人類史における究極の命題は、哲学・人間論的分野からのアプローチによる精神あるいは心身問題についての考察と、生物学的分野からのいわば還元論的技術革新をベースにした生命の物質的解明という二つの車輪を推進力として、着々と解明されてきたかのように見える。とりわけ20世紀は人間理解のための新しい時代であったといえる。そのような人間理解に関する科学革命の中にあっても、「人間はいかに動物であるのか」、あるいは「人間はいかに（サル）的な存在から独立した（人間らしさ）を獲得したのか」などということを考える方途については、実りある議論がたくさんなされてきたとはいえない。

とくに人類学の一分野として独自の方法論をもって「サルからヒトへ」のプロセスを解析してきたと自負する霊長類学は、高等動物におけるヒトを含む系統群としての生物の一群を対象として、およそ1億年にもおよぶ霊長類の進化の過程（系統と分化）を化石資料に求め、その歴史的な結果としての現生種の多様性を生化学的な分析手法と生態学的な観察手法によって明らかにしてきたと主張するであろう。しかしながら、そこにはいくつかの論理を超越した関係性が前置されてきた、ということについては、ほとんど注意が払われてはこなかった。とりわけ現生種の生態学的知見から「サルからヒトへ」というプロセスを洞察する際には、そのような慎重な認識が不可欠であったはずだ。その代表格が「サルの行動にはヒトの行動の萌芽が存在する」（これを一般的に拡張するとサルはヒトの前駆的生物）という考え方であろう。サル類の観察から得られる結果は「観察したサルが〇〇の行動をした」という事実

にすぎない。この事実は当該のサルが観察者の眼前で示した動作、表情、音声その他を通して、観察者が（人間としての）感覚で得ることのできる具体的な（記述可能な）事実と複数のサルがそれらを相互に相手に向けて（あるいは相手を避けて）発することから推察できる彼らの社会的な意味における関係として限定的であるべきだろう。

## ヒトの特徴としての脳

ここで霊長類の行動を支える生理的な背景の一つとして脳の問題を取り上げよう。人間はいろいろな意味において「脳を感じる」動物であるが、そもそも科学的な問題設定として「脳を感覚する」などということはあり得るのだろうか。「脳が感覚する」あるいは「脳で感じる」ということは言語的表現としては成立するのだろうか。しかし、「感覚する」すなわち感覚器によって受容された外部刺激を受け止め、統合し、判断し、かつ操作的に指令を発する器官であるべき「脳」それ自体を、われわれが感覚するということは不可能である。これは哲学的な問答としてではなくて、生物学的な課題としてそうなのであるから、いわば人間学的「公理」であるといつてよいだろう。

それではわれわれの「感覚」「知覚」「認知」はどのように定義されるものであろうか。行動学的生物研究におけるもっとも基本的なこれらの概念は、身体感覚受容器が外部環境から受け取るあらゆるレベルの刺激を電気生理学的もしくは生化学的メカニズムとして内部化することと、そのように内部化された生理的な記号を、われわれが脳と総称する身体の部分において統合的に解析し、蓄積すること、およびそれらの蓄積と現在の時点で生起している同様の記号をマッチングさせることで、その記号を意味

化することから構成される身体の総合的対応のことなのである。心理学者の藤田和生（2007）は、そもそも認知科学というものが「感情は、良きにつけ悪しきにつけ、人の行動を支配する最大の要因」と位置づけ、さらに「人は環境からとりいれた入力进行处理し、環境に対して出力する情報処理装置」であるとする考え方に対して、「人の行動には理性では理解できないものがきわめて多い」と考えている。脳と行動の関係学としての総合人間学を構築するうえで示唆に富んだものであろう。

動物の行動はそうに受容される刺激が記号化される——すなわち身体にとって意味のある信号として身体の変化を促すように機能する——ことによって、身体の一部もしくは全体に反応を引き起こす。その反応は特定の刺激に対する一対一対応的なリアクションのこともあれば、ひとつの刺激が多くの選択的反応をもたらす、あるいはその選択にかかるもうひとつの刺激を必要とするような、複雑なプロセスとして現出することもある。コンラット・ローレンツたちによって提唱された鍵刺激とそれによって発せられた行動という関係性（たとえば Lorenz, 1965 他）は、まさにこのような身体内の刺激＝反応系として存在する。そこでは行動学者たちは唯一の論理的プロセスとして刺激＝反応系を提唱したものの、その系がどのような物質的根拠を持ち、どのような機能的あるいは構造的メカニズムとして身体に存在するのかという点を明確にすることができなかった。つまり、この時点では、まだ脳はブラックボックスであったのである。

私がニホンザルの研究を始めた 1970 年代初頭には、当時としては先端的な研究が京都大学霊長類研究所などで進行し始めていた。当時同研究所の助教授であった室伏靖子らは、大脳を左右に 2 分割（い

わゆる split brain）した条件下で、アカゲサルの認知機能における言語野と運動野の反応速度の左右差をもとに、大脳の構造および視交叉を通しての連合の仕組みを研究していた（これらの成果は当時の文部省科学研究費補助金の成果報告書でのみ見ることができる）が、そこでも脳という器官の内的微細構造やその機能のもつ意味にまでは肉薄できてはいなかった。それ以降の脳科学の驚異的な進歩は、理論的な部分においても評価されなければならないが、むしろ脳そのものを直視することを可能にする機器的進歩の貢献によるものではないのだろうか。それらは、脳が持つ電気生理学的な仕組みを細胞の活動電位の問題としてのみならず、神経細胞群のネットワークやグループの活性化として認識できる研究方法を開発し、脳機能の局在論を大いに推し進めたのである。この間の、とりわけ最近の動向は廣川信隆らによるレビュー（廣川他, 2014）などで詳しく取りまとめられている。

ここで、私が議論の対象にしたいのは、じつはそのような脳機能の神経細胞生物学的研究や脳における人間的機能の局在論そのものではなく、そのような脳を持つ人間が、具体的な生活場面において脳機能をどのように維持し、生活行動として発現しているのかという問題なのである。このような視点で脳を考えることで、人間学としては大きくふたつの方向性の研究課題が浮かび上がってくると思われる。

ひとつは個人の生活史と脳機能という問題である。これは、とくに高齢者における自立的な生活と脳機能の維持という点で問題意識に支えられた重要な研究になりうる。もうひとつの課題は、生物学あるいは人類学としては根源的な問いかけであって、すなわちヒトの進化における脳の発達の問題なのである。このふたつはそもそも次元を異にする問題設定

であり、現在の狭隘な学問分野間の分断からいえば、前者は脳生理学と心理学（最近は認知科学などと総称される）（Matsuzawa et al., 2006 など）からのアプローチによる医学・福祉領域の問題であり、そういう意味からは喫緊の課題でもある。ただし後者の方とはいえば、人間の知的関心事としては重要なものではあるけれど、それがすぐに人間福祉に直結するようなものではなく、しかし、それゆえに人間存在の意味論という点からは避けて通ることのできない問題なのである。

### サルからヒトへの系譜—総合人間学の立場と脳研究

ここでは、前節で論じたふたつの人間学的脳研究の必要性の中で後者の立場であった進化にかかわる問題を検討してみたい。脳の問題は個体レベルの問題のように理解されることが少なくないが、実際には生物種の「種としての存在」の問題なのではないのかと私は考えるのである。もし、そういうことであるなら、霊長類のいわゆる単位集団 BSU がどのような社会的な関係を取り結んでいるのかということ、すなわちサルたちはなぜ群れているのか、それも種ごとに一見異なった社会構造あるいは統合原理をもつのかという素朴な疑問をもとに、種の進化を論じつつ、ここでは人間性と脳との進化学的相関関係を考察する必要が生じてくる。前述のように、BSU という概念は伊谷純一郎が『霊長類の社会構造』などで主張し、その社会形態的な比較をもとに霊長類の大きな分類群を系統的に位置づけた（伊谷, 1972）。かれの論考は本来なら構造的というべきところではあるが、伊谷の記述を読む限りそれが構造論的な議論だとは認めにくいものである。そこで述べられていることの本質は、かれが考えていた

霊長類の系統進化とは繁殖形式の問題に矮小化されていた、ということに尽きる。このような伊谷の態度を指して、今西錦司は「伊谷は生物学主義に後退した」と評したことがあった。そもそも進化とは生物種の全面的な変化を意味するものであるから、当該の生物種がもつ一部分の性質を取り上げて、その変化を並べ立てても、種の進化とは必ずしも整合するものであるとはいえない。そのことは人類の進化、すなわち *Homo sapiens* へ至る道程で、ヒトの脳がどのように獲得されてきたのかという問題設定として置き換えることも出来る。

現代人 *Homo sapiens* はおよそ 20 万年前にアフリカで誕生したと考えられ、それは 10 万年よりも近年のいずれかの時期にユーラシア大陸へと進出し、新大陸を含めた世界各地へ展開していったということが、ミトコンドリア DNA の詳細な研究などから明らかになりつつある。もっともその過程で、たとえばネアンデルタール人 *Homo neandertahlensis*（あるいは *Homo sapiens neandertahlensis*）との混血化をもたらしたのではないかと、インドネシアの小さな島嶼において現代人とは異なる小型の人類 *Homo floresiensis* を生み出した証拠が化石として残存するといった、少々複雑で人類進化を複線型あるいは網状にする議論も少なからず生じている（たとえば、Walter, 2013 などを参照されたい）。さらに最近になって台湾から新たな化石種が報告され、これまで知られていない *Homo* 属の新種であるという推測がなされている（*Archeological Reports*, Jan. 28, 2015 など）という具合で、現生人類への進化の道筋は一筋縄では明らかにならないといった事情もある。また人類進化には霊長類の中におけるヒト化という問題と、ヒトがヒトらしくなる人間化という過程とのふたつの問いが混在している。脳の

進化という観点からいえば、前者は脳の大型化および新機能の付加という視点で論じられるべきものであり、後者は大脳皮質の発達と認知機能の進化（形成・発達）として議論されるべきものである。

さて、そのように複雑で模糊とした人類進化の諸段階の中で、直立性の獲得（すなわち足の形成と手および脳の開放）という面から見た現代人およびそれに先立つ化石種の比較は非常に重要な視点であるが、すでにアフール猿人 *Australopithecus afarensis* (National Geographic, 2007) やラミダス猿人 *Ardipithecus ramidas* (Science, 2009) などと現代人との形態学的比較によって、その進化の跡づけが行われている。ここで大切なことは、これまで言われてきたように、「人類は足から進化した」という事実である。およそ440万年前に生存していたと考えられるラミダス猿人や350万年前の化石種であるアフール猿人はその脳容積がせいぜい400cc. 足らずのものであったということが化石の測定から明らかになっている (Johanson, 1981 ; Science, 2009 など)。それでもかれらが集団生活を営み、比較的高度な社会性を有していたことはおそらく間違いなく、直立二足歩行という形態上の特徴と合わせて、すでに人類らしさを形成していたのだと考えられている。もしそうだとしたら、人間という定義において脳が果たす役割とはいかなるものなのだろうか。

最近の長寿科学研究の中では「足は第二の脳である」といった表現がしばしば登場する。もちろん足で考えるわけではなく、認知という人間にとって不可欠な機能が足に局在しているはずもない。それでも「足」の持つ生活維持上の重要性は「脳」に劣るものではなさそうである。もっともそれは歩行行為の充実が脳機能の衰退を防止するという経験上の理

解である。経験上の理解ではあるけれど、そのような経験知が実際の臨床的行為に及ぼす影響はけっして小さなものではない。それゆえに、われわれは身体健康と脳の健全さの維持という臨床的問題と人類進化の問題とを同時に考察する必要に迫られる。まさに総合人間学が必要とされる所以である。

### 人間の自己家畜化と自己人為淘汰

人間は文化の所産である。同時に文化を生み出すものでもある。これは人間が「環境の創造物であると同時に環境の形成者である」というストックホルム宣言 (1972) の基本精神を踏まえた「人間」の定義である。ここで私が言いたいことは、すでに2013年の論文で触れておいた。そこでは私は人間のあり方を以下のように定義して論じている (木村, 2013)。少々長い引用をお許し願いたい。

人間の「文化なるもの」は地域の自然環境との間に交わされた相互交渉の集大成として存在しているということである。もちろんそこには他地域の人間との関係や歴史的なしがらみが大いに関係してくるだろうし、何よりも当事者自身がそのような関係を自覚しているわけではない。この自覚せざる環境との関係性こそが人間のたどった道における人間らしさの源泉となっている。それを自己家畜化という言葉で表現するのであろう。自己家畜化などという言葉を知ると、何やら人間が自らを意図的に「飼いならして」きた歴史を指すような錯覚に陥る。しかしわれわれは自らを「飼いならした」のではない。あたかも自然の存在としての生物種がその生活の場との関係で結果として選択圧を受容してきたのと同様に、人間は自然環境との交わりの中で「飼いならされて」きたので

あり、その後は「飼いならされ」続けることによって生じる次なる環境（それは徐々に人間臭い二次的環境と化す）による「飼いならされ」の過程が進行してきたのだといえる。そういう視点で見ると、自己家畜化とは人工環境への人類の適応の結果であり、その過程で働くのが自己人為淘汰の法則なのである。

自己人為淘汰という耳慣れない述語はいくつかの前提を包含している。ひとつは人為淘汰であるにもかかわらず、そこに自己の意志が存在しないということであろう。意志なき自己選択にはたしかに意志は存在しない。しかしそのような誘導が生じる動因はある。それが欲望という心的過程なのである。動物はあらゆる意味において欲求を持つ存在だ。人間もその分に漏れない。しかし根本的に違うのは欲求が充足を持って終わる過程であるのにたいして、欲望は終わらない。そういう意味で欲求は動物行動一般が持つある種の鍵刺激と行動そして終息という一連の生物的過程であるのに対して、欲望は次なる欲望を生み出す前提となる社会的な連鎖過程なのである。

自己人為淘汰のもうひとつの前提は「社会化された自然」とその象徴たる「食料などの自己生産システム」として理解されている。それらは人間の従属栄養生物としての生存と人口拡大による生物圏制覇戦略のための装置となったが、その方向性を定めることはなかった。すなわち自己人為淘汰には「実用的目的」も「進むべき方向性」も存在しない。そこにあるのは欲望の限りなき連鎖だけである。それにもかかわらず、人間がいま見るようにある種の繁栄を遂げてきたのは、まさに畢竟の妙だと思わねばなるまい。

われわれの繁栄にもふたつの側面がある。人間

としての歴史の前半の時代をわれわれは自然にたいてい身体的な克服の時代として経験してきた。そこでも二次的環境への適応があるにはあったのだが、それは相対的にはきわめて小さく、欲望もまた自己完結できるくらいに卑小なものであっただろう。過酷な環境で生き延び、生活域を拡大させることが自己人為淘汰を推し進めたのだ。しかしそれは徐々にそして加速度的に消費生活を拡大させる方向へ変化した。そこからわれわれは生物としてのコントロールを失った自己人為淘汰による欲望の連鎖へと突き進んでしまったのだ。（木村，2013）

このような私の認識に合致する理解は人文学の視点からも提出されている。たとえば、教育哲学者の堀尾輝久は地球時代を生きる者たちへのメッセージとして「平和を願う文化は多様」（堀尾，2011）だと述べているが、これは人間の「脳」が文化を担う可能性の広大さを示すものである。「脳」は現実の生活を支えているのだ。だとすれば、ここで問題にしなければならないのは、そのような人間のあり方と「脳」の関係性なのである。

## 脳を捉える—社会的場面における総合人間学の実践

人間学で大切なことは、それがいかに高度な理論的研究であっても、それを実践的な場面においても社会的行為として検証する場をもつことであろう。私が比較的長期にわたって地域の力を引き出すという社会運動に携わってきた経験から、事例を提供してみたい。私は愛知県瀬戸市における「地域力」を創造する地域活動に関わり続けているのであるが、そのスタンスは少しずつ変化している。もともと自

然と人間の相互関係の実践的理解ということから、私は瀬戸市における多くの時間を里山研究や里山活動における市民運動と関係して過ごしてきた。愛知万博や生物多様性条約第10回締約国会議の開催などとの関係もあり、それはそれで興味深く、私自身の学問的関心とも合致するものであった。しかし愛知万博以降の10年間、瀬戸市における地域的課題は徐々に環境の問題を離れて、高齢化し沈滞する地域活動そのものを再検討することにシフトしつつある。その結果、地域から突き付けられたテーマが

「高齢化に対応する生活の維持方法」であった。もちろん少子化の方も大きな問題であり、これはこれで人間学のテーマとして重要なものであり、われわれも微力ながら地域先導的役割を果たしてきたのであるが、より喫緊のものとして高齢者の健康という問題に集中することとなりつつある。高齢者の出会いの場は地域活性化、地域包括支援、公民館活動など、条件も状況もさまざまではあるものの、瀬戸市の高齢者が一定時間集まるということでは同様であり、その場を「脳と行動」の問題を人間学的課題として実践的に考える私自身にとっての研究室として活用させていただくこととしている。

高齢者の認知に関わる問題への参与は、すでに独立行政法人国立長寿医療研究センターや鳥取大学医学部などで積極的に試みられており、多くの成果が蓄積されつつある。それ以前にも東北大学未来科学技術共同研究センター川島隆太教授が長年にわたって認知トレーニング法を研究され、かれが監修し、商品開発されたいわゆる「脳トレ」が高齢者のみならず、広く活用されていることは周知のとおりである。しかし、今回、私が試行している方法は、認知行動のバランスを簡便に整理するという点に特化しており、いわゆる療法ではなく、また訓練法でもな

い。むしろ日常的な生活の中で脳機能と運動機能とうまく出合わせるという点に着目して展開されている。私はよく「あたまをびっくりさせる」という表現で、この作業を説明する。また、これは療法でも実験研究でもなく、ひとつの地域活動に過ぎないので、私の所属する大学が規定する医学研究倫理規程などにも抵触するものではない。地域活動としての健康維持活動はそのように地域市民の自主的営為でなければならないし、それゆえに総合人間学の重要な実践的課題であると確信するのである。そしてそれはヒトの中に内在する動物性を再確認することでもあるだろう。

2012年からこれまでに、私が出合った高齢者（65歳～89歳）は延100名を超えているが、かれらはけっして被験者ではなく、あくまでも共同のゲーム参加者として認識されている。この点が、通常の高齢者を対象とした臨床実験や福祉施策とは一線を画くところであり、地域活動の中で自ら健康を維持しようとする意識を向上させ、実践に繋げていく上では、かなり重要なポイントなのではないかと思われる。そういう意味においてこれ自体は研究ではない。何よりも、この活動は認知症の予防教室ではなく、ましてや治療などとはまったく異なるものである。このような活動で留意しなければならないことは、これらの活動を、科学を装った健康講座と混同させてはならないということである。それは私自身が有する科学的な背景と指向性をはっきりと意識し、なお疑似医療に陥らないという決意に基づいている。それゆえに総合人間学のテーマとなり得るのである。この背景には平均寿命と健康寿命の間に大きな乖離が存在し、なおこの間差が徐々に拡大しつつあるという現状がある。ひとりひとりの住民が健康に、かつ自立的に生きることが、地域を支える力

なのであって、自立者が非自立者を支えるような消極的な福祉社会を目指しているわけではないということ、目標の中にはっきりと位置付けておかねばならないのである。健康に生きるのは何よりも自己のためである。そのために出来ることは何かということ、地域活動の中で模索することが健康に生きるための出発点である。これは生物学から出発した私自身の総合人間学的立ち位置として必要な姿勢であろう。

生活の中で健康を自覚するという内容の住民はどのように理解しているのだろうか。健康とは病気にならないことであるけれど、それだけではない。毎日の生活を充実感を持って生きるということなのであるから、そのためには俗にいうところの「生きがい」が必要だ。ところが日常生活においては、この「生きがい」という認識が明確ではない。それは「生きがい」の前提となるべき「社会生活」における自己のあり方が不明確であるからだ。

いわゆる健康寿命を考えるにあたって、「記憶」「動作」「身体バランス維持」「創造的作業力」などの要件を吟味してみる必要がある。それらがうまく相互的にあるいは合目的的に機能してはじめて、「社会生活」すなわち対人関係の正常かつ適切な維持が可能となる。このようなプロセスを考慮すると、日常生活維持の最基底部に「記憶」の維持が必要であることがよくわかるのである。健康寿命の向上のために必要な認知要件としての「記憶」「注意力」「言語力」「推論力」「視空間認知」などの能力は、生物としての人間が、進化の過程で獲得してきたものであって、それだけに取り立てて学習したり訓練したりするような性質ものではなかった。人は成長の過程で、成熟の過程で、そして老化の過程で、すなわちエイジングの全過程において、これら

を獲得し、駆使し、研ぎ澄ませてきたのである。平均寿命が現在よりも短かった時代には、おそらくこれらの機能は大きく衰退することなく、生を終えることができたのであり、人生はおおむね平穏であったのであろう。もちろん脳卒中などの突発的な病因が生を短くしたり、健康状態を大きく損ねたりすることも少なくはなかったに違いない。栄養的な意味での生の時間的延長が健康と死を隔ててしまった。人は死にくくなった代償として自立的に生きられない状態を長く持つこととなったのである。これははたして不幸なこと、あるいはだれもが免れることのできない生理的状況なのであろうか。

私は健康に生きるという意味を地域力との関連において確かめるために、いくつかの作業仮説を立てた。認知機能と運動機能の連合はどのように生活上あらわれてくるのか。それを制御するための日常生活上の動作や思考のあり方を統合的に捉えることは可能か。地域における集団活動がそのような脳の活性化に有用であるか。そうだとすればどのような活動形態が望ましいのか。それらを社会的実践の中で確かめようとしたのが、われわれの試行である。

言語・認知・脳機能の面から加齢を研究してきた辰巳格は、高齢者の言葉の諸問題に注目してきた研究者であるが、かれはそれらの研究の基礎に、やはり「記憶」を据えている（辰巳，2012）。かれは「記憶」を「忘れる記憶」と「忘れない記憶」と表現して、高齢者の記憶のあり方を分析して見せた（辰巳，2012）。

辰巳（2012）は忘れる記憶として、意味記憶、エピソード記憶とともに、ワーキングメモリーをあげている。ワーキングメモリーとは生活上必要な一時的記憶（たとえば電話番号を仮に覚えるなど）や平行して遂行されるふたつの行為における注意配分



（たとえばスマホを見ながら歩くというような際の注意のあり方など）を含む情報処理過程である。したがってワーキングメモリーは本来的に処理とともに忘れるべき記憶であるといってもよいのではあるが、作業に支障が生じるようでは生活上の不具合となりかねない。「もの」や「こと」の名称を記憶することが意味記憶の中心である。これは経験の積み重ねで生じる記憶の引き出しであり、エピソード記憶はそれらとともに経験の蓄積として脳機能のいずこかに溜め込まれていく。そのような記憶が失われていくことが認知症の現象として発現する。ところが手続き記憶と呼ばれるものは経験上の積み重ねで形成されているという点ではエピソード記憶と同様であるにもかかわらず、失われにくい記憶なのである。水泳の習得や自転車に乗るなどという行為が手続き記憶にあたる。

かつて、1970年代の半ばに、私は三重県にあった当時としては最先端の特別養護老人ホームで認知症の利用者を観察させていただいたことがある。当時は痴呆症と呼ばれ、どのように手厚い介護があったとしても、一般社会から隔離された空間としてしか認識されていなかったのであるが、その中にもたくさんさんの生活があった。ある利用者さんはすでに70代後半であったが、夜になると消灯後に廊下の見回りをするというおかしな習慣があった。困ったことに、かれはその巡回の途中に必ず数カ所で小用を足すのである。この理由をかれの生活歴に求めた介護者は、かれがかつて手押しポンプの業者であったことに行き当たり、かれが毎晩見回りをして「注し水」をしているのではないかという推測をしていた。それが正解かどうかはわからずじまいではあったが、生育過程と生活歴に立ち返って記憶を再考するということは重要な指摘であったと思う。まだ認

知行動療法などという概念もなく、痴呆は単に理性の崩壊であるかのように考えられていた時代に、その施設では利用者の行動を正面からとらえて、行動原理を探り、そのことから、かれらの行動の意味を探ろうとしていたのである。いまにして思えば、「脳と生活」に基礎づけられた総合人間学という概念がそこにはあったのだ。

### 自立のために一科学的実践としての総合人間学

人間は脳の動物である。それは同時に目の動物であり、手の動物であることをも意味する。そして表現者としての人間を考えれば口の動物（言語的操作のできる動物）でもある。それらを総体として支えているのが脳であり、そのような身体を形成した大元にあるのが直立二足歩行なのだ。そういう視点で見れば、脳を人間らしく鍛え、維持することこそ、現代の人間の存在価値を個人のレベルで支えるために必要なことであろう。自然科学的バックグラウンドに依拠する総合人間学のあり方からは、そのような貢献の道もありそうだ。

漢字学習や数的処理を中心とした「脳トレ」は作業訓練としては優れた側面を持っていると考えられる。しかしそれらは習慣的行為として脳活動に定着してしまうと、その威力が低下傾向を示すのではないかと、私は考えている。無意識的行為の繰り返しは運動機能の保持のためには有効ではあっても、脳と行動を有機的に連携させるという点では、その効果はやや希薄である。もちろん私自身が脳活動を定量的に測定しているわけではないから、あまり踏み込んだ意見を言うことは非科学的行為であり、差し控えなければなるまい。しかし、地域で高齢者と対話しながら、いろいろな作業をしていると、小さな行為でもよいから非日常的な場面を作り出すことの

必要性を実感する。それが「あたまをびっくりさせる」ということであり、より正確には「脳を活性化させる」ということなのである。日常生活においては「脳」を実感することは不可能である。それでも「あたま」を感覚することはできる。

地域活動の現場で実際に展開している事例をひとつだけ紹介して本稿を閉じよう。ここで紹介する簡単な手遊びは、多くの福祉施設などでも利用されているもののひとつであり、特段に意味があるとは言えない。したがって単なる一例にすぎないし、このような簡便な運動は生活の中に無数にあるといってもよいだろう。しかし、そこがミソであるともいえる。何気ない作業、誰でもできる作業にこそ、日常生活と脳の作用を結びつけるチャンネルがあるのである。

最初に示す事例「かたつむり」は単に右手と左手を交互に開いて、開いた手の甲に反対の手を結んでおく（それがカタツムリに見えるかどうかはともかくとして）という極めて簡単な動作である。それでも歌に合わせて繰り返すと途中でリズムが崩れたり、右手と左手の異なった動作が混同したりしてくる。そのような簡単な動作の繰り返しですら、脳の判断を狂わせる刺激としては有効であるということを示している。脳はじつにサボリやすい臓器である。そのことを理解すれば、「あたまをびっくりさせてやる」ことで、脳と行動の連鎖は結びなおされるということが、高齢者の記憶という問題にとって意味のあることだということを実感することができるだろう。もうひとつの事例「後追い指数え」はさらに少々難しい課題である。右手と左手で同時に指を折りながら1から10までを数えていくという簡単な動作に、右手と左手の指をひとつだけずらせるという新たな問題を加えると、この作業は急に困難

な課題となる。「あたまは大いに困っている」のであろう。

われわれは地域活動という人間学的実践の場において、このような身体運動と脳機能を接続させる行動を通して脳に刺激を送り込み、活性化とはいいかなくとも、多少の維持に役立つであろう経験を繰り返しているのであるが、同時に、文字と文章を用いる回想法的作業も行っている。現在の身近な生活において繰り返し使用される言葉（単語）をもとに、さまざまな文章を作成してもらうというのがその基本である。文章課題は時には過去を振り返るものであり、あるいは現在の心境を表現するものである。分量も形式もまったく自由に書く。それは書くというよりも描くといったほうが適切かもしれない。もちろん採点はしないし、回収もしない。したがって客観的な調査データとしては蓄積していないが、心理学的分析という手法があれば、科学的に検証することも可能だろう。これらは次の段階の問題として、医療福祉と地域活動の視点から見た総合人間学として考え直してみたい。

高齢社会の到来は待ったなしの問題であり、すべての人が当事者である（Gazzaniga, 2008 など）。そこには研究者も被験者も対等に関与することを余儀なくされる。ならば、ともに参加するという視点が必要なのではないか。そこに総合人間学が科学的背景をもつ実践の学として存在意義を主張できそうである。サルに始まったわれわれはすべて動物として生きてきた者たちの子孫なのだからということも忘れるわけにはいかない。誰にでもできる動作課題を地域の自主的活動の中に組み入れることで、「生活の中で脳を感覚すること」を学ぶという、新たな地域自立型活動を総合人間学の学的体系の外縁に位置づけていきたいと考えるものである。そこからヒトの

中のサルとサルの中のヒトの関係が鮮やかに見えてくるのではないだろうか。

## 参考文献

- 伊谷純一郎, 1972. 『霊長類の社会構造』生態学講座 20, 共立出版.
- 木村光伸, 1983. ニホンザル研究における諸問題. 名古屋学院大学論集 (人文・自然科学篇), 19 (2): 33-50.
- 木村光伸, 2010. ヒトが人間であるための現代的課題. 『戦争を総合人間学から考える』学文社.
- 木村光伸, 2013. 人間らしさの生態的基礎. 『3・11を総合人間学から考える』学文社.
- 辰巳 格, 2012. 『ことばのエイジング—ことばと脳の老化の科学』大修館書店.
- 藤田和生 (編), 2007. 『感情科学』京都大学学術出版会.
- 廣川信隆 (編), 2014. 『ブレインサイエンス・レビュー』クバプロ.
- 堀尾輝久, 2011. 『未来を生きる君たちへ—“地球時代”をどう生きるか』清流出版.
- Archeological Reports, 2015. *Archaic jawbone could represent new hominin species.*, Jan. 28, 2015.
- Gazzaniga, M., 2008. *Human: The science behind what makes us unique.* 柴田裕之訳『人間らしさとは何か?』インターシフト, 2010.
- Johanson, Donald; Edey, Maitland, 1981. *Lucy, the Beginnings of Humankind*, St Albans: Granada. 『ルーシー—謎の女性と人類の進化』渡辺毅訳, どうぶつ社, 1986.
- Linne, C., 1735-58. *Sistema Naturae*,
- Lorenz, A. K., 1965. *Evolution and Modification of Behavior*. The University of Chicago Press.
- Maestripieri, D., 2007. *Macchiavellian: Intelligence*. The University of Chicago Press. (木村光伸訳『マキャベリアンのサル』青灯社, 2010)
- Matsuzawa, T., Tomonaga, M. & Tanaka, M. (Eds.), 2006. *Cognitive development in chimpanzees*. Springer.
- Science(ed.), 2009. *Special edition: Ardipithecus*. *Science*, 326(5949), 2 October 2009.
- Walter, C., 2013. *Last Ape Standing - The seven-million-year story of how and why we survived-*. 長野敬, 赤松眞紀共訳『人類進化700万年の物語』青土社.
- 木村 光伸 (名古屋学院大学／霊長類学)

## 地球環境問題と人工知能、そして宗教

### Environmental and Climate Issues, Artificial Intelligence, and Religion

木村 武史

KIMURA, Takeshi

総合人間学会の電子ジャーナルに相応しいような既成の知の枠組みを切り崩し、新たな知の可能性を模索するテーマは一体何であろうかと自省したが、難問であるのであまり目新しいことは書けないことが分かり、ここ数年の私の研究動向から何を考えているのかを書いてみることにした。なお以下の文章は宗教学研究者のそれとしてではなく、実験的思考を行っている立場からのものとして読んでいただければと思う。

ここ数年、筆者はそれぞれに消化不良を起こしながら、幾つかの無関係なテーマに手を出して来てしまっている。一方ではサステナビリティをテーマとして地球環境問題を、他方ではロボエシックスをテーマとして次世代ロボットと人間社会の関係を、それぞれ取り上げながら幾つかの小論を発表してきた。（他にも余分なことにも手を出しているが。）普通の研究者の視点からすれば、前者は環境学部で取り上げるテーマであり、後者は工学部で取り上げるテーマであると思われる。実際、前者のテーマを取り上げていた時は環境学の研究者と、後者のテーマを取り上げていた時はロボット工学の研究者と、それぞれ交流を持ちながら勉強させてもらっていた。特に、ロボットスーツの HAL を開発した山海氏やエデュテイメント・ロボットの研究をしている田中氏からは幾つかの重要な問題を教えてもらった。このような一見無節操とも思えるサステナビリティとロボットの研究は、しかしながら、筆者の中ではあ

る観点からは関係のある問題であると考えている。

#### 1 自然農法とロボット

本題に入る前に、上記の点について筆者の研究から少し知り得たところを記してみたい。まず、「自然」に関してであるが、いわゆる環境学の研究者は自然を研究の対象にしているが、様々な機械や機器を用いて研究をしている。それゆえ、それらの人間の技術を用いないで自然に直接関わろうとする立場に対しては拒否感を持っていることが分かった。自然を対象としていても自然科学に領域において仕事をしている以上、機械や機器を用いないで調査や研究ができない。また、技術を用いて自然を「改良」、「改変」しようとするのが社会のためになると考えている以上、自然そのものの力などは人間の介入を否定するものとして受け止められたのではないかなと思う。

ある時、自然農法の福岡正信について環境学の人たちに紹介をした時、人間による自然に対する介入を極力避けようとする福岡の立場については反対の声が大きかった。福岡は若い頃は自然科学者として仕事をしていたが、後に自然に対する科学的アプローチを否定し、自然そのものが持つ力を引き出す自然農法に到達した。筆者が自然農法に興味を持ったのは、オックスフォード大学にいた故ピーター・クラーク氏と熱海の世界救世教の本部や後にブラジル、サンパウロの世界救世教の聖地グアラピングへの訪

問を通してであった。岡田茂吉が自然農法の一つの系統の創始者であるとしたら、福岡正信はそれとは別に独自で自然農法を確立した人であった。ところで福岡の著作を読んでみると、福岡自身宗教的な経験を出発点として自然農法の道を確立していったことが分かった。福岡自身にとって自然農法は人間と「神」とをつなぐ架け橋、宗教であると考えていたことも明らかになった。

さて、自然と宗教の結びつきは何となく理解できると思う。では、ロボットはどうであろうか。おそらくほとんどの人はロボットと宗教とは関係がないと思っていると思う。筆者の立場は、取りあえず、置いておいて、ここではロボット工学者である森政弘のことを紹介したい。

森政弘の名前を聞いたことはなくても、時折 NHK で放送されるロボコンのことは聞いたことがある人は多いのではないと思う。そのロボコンを発案し始めたのが森である。森はまた、「不気味の谷」という考えを 40 年ほど前に提示した先見的な持ち主である。最近、筆者は、森は仏教を学び、禅を実践したロボット工学者であるということを知った。そして、その著作を読んで驚愕してしまった。森はロボットを通して犬に仏性があることが分かった、更にはロボットにも仏性があると書いている。仏教については、禅を実践している森の方が筆者より深い知識と理會（森は理解ではなく、理會と書く）があると思う。その在家の仏教者でありロボット工学者がロボットにも仏性がある、ロボットは既に悟っていると書くのは、一般の人には理解し難いかもしれない。

福岡といい、森といい、どちらも日本という文化社会の中で其々の道で深みに達したひとかどの人物であると思われる。一見すると全く関係がなく、正

反対の極に位置するように思える自然農法とロボットには、このように其々の道で極みに達した人を通してみると、実は共通性を見出すことができるのである。だが、このように述べたからと言って、全てのロボット工学者が森と同じように考えているとは言えないし、自然農法に従事している人々が福岡と同じように思っているとも言えない。ただ、一見すると無関係であると思われるような領域にも、見方によっては、共通性が見出される、そして、偶然かもしれないが、福岡にも森にも宗教という共通性が見られるのである。

## 2 自然と脳の覚醒

さて、少し本題に入りたいと思う。

いわゆる人文系の学問が過去の出来事や著作を取り上げ、それらを事実であるとして研究を進めるのとは異なり、現在進行形の現代的課題を取り上げるのは、もはや人文学とはいえないかもしれない。しかしながら、人文学が人間とは何かを問う学問であるとするならば、不可思議で危機的な状況を生み出している現在の人間とは何かを問うことは新しい人文学と呼んでもよいであろう。そして、重要な点は過去を知らずして現在も分からず、現在を知らずして過去も分からず、ということである。過去を学ぶことを軽視する社会は現在何が起きているかも分からないだろう。だが、現在何が起きているのかに関心を向けずに過去だけ取り上げるのは、厳密な意味での歴史研究であるとしても、不十分であろう。特に、昨今起きているグローバルな変化は、個々の学問領域の制約とは無関係な影響を及ぼすと考えられるからである。

今日世界的規模で起きている複数の変化は、人間のあり方を根本的に変えてしまう不可思議で危険性

を孕むものであると考えるのは、筆者が古い時代の世界の人間であるからかもしれない。しかしながら、なぜ、一見すると無関係で相反することが同時に進行していながら、相互に無関係なのにやがては相互に影響を与えるような状況が生起し、人間がそこに巻き込まれていくような状況が生まれてくることになるのか。そして、問題は、個別に考察を加えるならば、従来の分野別の研究と同じレベルに留まるのであり、それらの制約を越えた思考の流れをどのように説得的な形で創出することができるのか、ということであろう。そのような考察はもはや学問的とは言えないし、筆者がこのような課題に取り組む資格があるとは思えないが、総合人間学会の電子ジャーナルならば許されるであろう。

無関係といえは無関係であるが、ここではまず先に挙げた二つの流れをいかに総合的に考えることができるのか考えてみたい。(実際は、二つの流れだけではなく、その他の要因が様々な渦を生み出している。)多くの人からすれば、無関係なことを恣意的に結び付けているだけと思うかもしれないが……。

昨年は過去最高の平均気温であったというニュースが最近あったばかりだが、気候危機が進行し、地球上の生態系が劣化し、生物多様性が減少していく時に、次世代ソーシャルロボットと人工知能の開発が加速度的に進行している。気候危機の分野では、気候変動のティッピング・エレメント(とティッピング・ポイント)について語られており、人工知能の領域ではレイ・カーツワイルがいう人工知能の特異点(Singularity)に近いうちに達するという。どちらも今世紀半ばから後半にかけて、異なる種類ではあるが、それぞれの境界点を超えるとされている。前者は地球環境の破壊に至る悲劇的なものになる可能性があるが、後者は新しい現実の地平が開か

れる喜劇的なものになる可能性がある。

前者に関しては、地球環境問題は、海洋酸化、絶滅危惧種の増加、砂漠化の拡大等々様々な問題がある。絶滅する生物の種類は今迄にない数にのぼり、生物が絶滅する速度も今までにないスピードであるとされる。我々は生物が存在しない場所にでも生存し続けていけると思っているかのように、メディア上の話題にもならないし、深刻な問題とも思われていない。食糧に関しても世界人口の増加数と環境の劣化・悪化により、蛋白源として昆虫を食べることが必要視されている。

後者に関しては、人間の身体性をロボット技術で拡張機能する、仮想現実との境界が消滅、人工知能の加速度的な開発など多分野に及んでいる。ロボット技術には身体機能を拡張ないしは補助をするものもある。先に挙げた HAL は身体機能を補助するロボットスーツである。人工知能には学習能力を持ち、ある意味での社会性・人格性を持つと思われるようなものも開発され始めている。更には人間の知能を超えるスーパーコンピューターが既に計算していることは良く知られている。

最近公開された映画に『ルーシー』というのがある。ある女性がマフィアの闇取引に巻き込まれて、体内に埋め込まれた新種の麻薬が漏れ出し、脳の能力が覚醒され、脳の能力が 100%で覚醒されてしまう、という映画である。興味深いのは、脳が 100%覚醒した時、脳とコンピューターが融合し、世界(自然を含む)と一つになるとともに、時空を越えて人類最初の猿人と出会う。そして、その女性は偏在する存在として世界と融合する。映画としては色々な批評があるようだが、人間の脳の最大限の能力はコンピューター・人工知能と同じであるという現代における一つの見解を良く示していると思われ

る。100%覚醒した脳とコンピューターが融合する時、この女性は椅子に座ったままである。身体は機能していない。

### 3 人類史の終焉と技術の進歩

さて、ここまで思いつくままに書いてきてしまったが、このような歴史的状況を前にして人文学が行えることは何であろうか。人文学の傾向としては、歴史的に形成され、「事実化」した資料をいずれかの研究領域の文法に従って読解することによって何かしらの知見を見出そうとする。しかし、現在起きている歴史的状況の中で形成されようとしている「人間」が歴史的に創出するであろう「事実」は、地球環境学の分野でも技術の分野でももはや「自然」と「人間」、「自然」と「人工物」とを区別して考察することは不可能であろうということを示唆しているのではないだろうか。気候危機の問題は21世紀の深刻な哲学的な課題となるであろうし、人間社会を「支配」するかも知れないスーパー人工知能は、昨年スティーブン・ホーキングが「人工知能は人類を滅ぼす」と警告したり、オックスフォード大学の研究者が人間の仕事を奪うという予測をしたり、否定的な評価もなされている。もしそうであるとするならば、気候変動と人工知能という二つの異なる脅威にも対抗しなくてはならない状況が到来するという予測も不可能ではない。さらに、人間社会がたとえスーパー人工知能を制御するとしても、人間の知的能力を超えるというその能力にも関わらず気候危機には対処できる対策は提示できないかもしれない。そのような歴史的状況が到来した時、最終的にはやはりいかなる人間的な思想が可能となるかが課題となってくると思われる。

ここで問題となってくるのは、新たな歴史状況を

語るのに相応しい言葉がまだ生まれてきていないということであろう。このような観点で言えば、人文学「研究」に携わる者は不利である。というのも、何かしらの資料や「事実」がなければ研究・論考を行うことができないからである。未だ言語化できない歴史的な社会文化状況を表象できるのは、既成の言語によって構造化されている社会の枠外で創造的営みを行っている若者であったり、芸術家であったりするのかもしれない。若者の鋭い感覚で世界の動きと社会のあり方に不整合があると感じれば、そこに何らかの不備を感じ取って、それを非言語的・身体的に表象したり、あるいは新たな言語世界の実験にも挑んでいたりするかもしれない。そのような意味で、既に構造と組織の中に沈潜しているある年齢に達してしまっている我々が学ぶべきは、そのような何かの新しい想像力・創造力かもしれない。

### 4 地球環境問題・人工知能・宗教

さて、最後になるが、少し宗教学との関連を書いておきたい。冒頭で宗教学研究者としての文章としては読まないでいただきたいと書いておいて最後に宗教学との関連について書くのも首尾一貫していないという誹りを免れないが、仏教、キリスト教、イスラームなどの世界宗教が成立して以降の宗教史の様相は、それ以前とは大きく変わったといえるが、地球環境が大きく変化（劣化）し、技術革新が進展するこれからのグローバル社会で生まれてくる新しい精神性は、従来の宗教性の土台の上に立脚しているとしても、どこかで今までとは違う何か新しいものが生まれてくるのかもしれない。宗教学者は未来について話すことはないと言われてきたが、今日、グローバル社会が取り組まなくてはならない課題を考えたとき、伝統的な宗教や思想が政治と経済を突

き動かして問題解決に向けてなかなか十分には力を発揮できない状況では、危機的状況が深刻化するまでは社会の方向性はそれほど変わり得ないのかもしれない。しかしながら、事態が政治や経済ではどうしようもない危機的状況に陥ってしまった時を想定して備えをしておくことが、おそらく諸宗教に期待されていることと言えるのではないだろうか。言い換えるならば、宗教の基盤の上に立った地球環境問題や人工知能についての専門家を養成していくことも今後は必要とされてくるのではないだろうか。

### 参考文献

- R・カーツワイル 〈2007〉『ポスト・ヒューマン誕生—コンピューターが人類の知性を超えるとき』NHK 出版
- 福岡正信 〈2004〉『「自然農法」わら一本の革命』春秋社
- 〈1985〉『無[Ⅰ]神の革命』春秋社
- 〈1985〉『無[Ⅱ]無の哲学』春秋社
- 〈1985〉『無[Ⅲ]自然農法』春秋社
- 森政弘 〈2003〉『森政弘の仏教入門』佼成出版社
- 〈2011〉『退歩を学べ—ロボット博士の仏教的省察』佼成出版社
- 〈2013〉『仏教新論』佼成出版社
- 〈2014〉『ロボット考学と人間—未来のためのロボット工学』オーム社

木村 武史（筑波大学）



## 脳科学の進展は、どのようにわれわれの言語観を変えたか？

### —言語生得説から脳の外部記号説へ—

## How has the Development of Brain Science Changed our View of Language?

### From the Innate Theory to the Theory of External Signs of the Brain

武田 一博

TADEDA, Kazuhiro

#### 1

われわれは日頃、ことば（言語）は頭の中ないし心の中にあると思っている。しかし、実際にはことばは、口から音声として発せられた空気の振動として、ないし手によって紙や画面の上に書かれ、表示されたものとして、あるいは身振りによる身体表現として存在する。だが、にもかかわらず、脳の中に思い浮かべられた言語も身体外に存在する言語も皆、同じもの（の異なる姿）とわれわれは信じている。いや、信じて疑わないだろう。哲学者や言語学者だって、これまでそう説いてきたからである。

しかし、今ここに来て、そうした言語観は大きく変わりつつある。すなわち、われわれの心や脳——両者は同じ存在である。すなわち、心的状態は脳の内部状態としてのみ成立する——の中には、言語は存在しない！ われわれが頭の中にあるように感じているものは、言語そのものではなく、言語を想像し表象する、および、言語を外的世界に手や口を介して生み出す、脳内の物理的過程——ニューラル・ネットワークの活性化パターン（状態空間）——でしかない<sup>1)</sup>。言語は、身体を介して外的世界においてのみ存在する。

脳内の、言語に関連した過程が言語そのものでないことは、CDやDVDの中にプリントされたものが、そこから流れ出る音楽や映像そのものではないのと

同様である（CDやDVDの中に見出すことができるのは、アルミ分子による一連の凹凸か、異なる電子スピンの向きの流れといった、物理的状态のみである）。現実の言語も音声も映像も、それらの内部状態が幾重にも物理的に変換されて、現実世界に生み出されて生じた結果に他ならない。

本稿では、こうした新しい言語観がどのような議論を経て成立してきたか、また、この新しい言語観はわれわれにどのような新しい見方や考え方をもたらすかを、略述していきたい。

#### 2

言語がわれわれの頭や心の中に（それも生まれながらに）存在するという考え方は、長い歴史をもっている。古代・中世はもちろん<sup>2)</sup>、近代の初頭（17世紀初め）でも、たとえばデカルトの「われ考える、ゆえに、われ存在す」の「考える」は、言語的思考＝明晰判明知であるが、その言語は生得的なものともみなされていた。18世紀のカントでも、言語自体は土地により時代によって違いや変化はあるが、言語の基になるもの（カントはカテゴリー＝純粋悟性概念と呼んだ）は、人間にとって先天的に、かつ普遍的に（つまり人類に同じ仕方）備わっている、と主張した。そして、こうした先天的で普遍的な概念が存在し、それによって言語が可能となっている

からこそ、人類は言語を通じて客観的で真なる認識を持つことができるし、お互いの意思疎通もできるのだと見なしたのである。

このような伝統を現代に受け継いだのが、チョムスキーである。彼は自らの説を「デカルト派言語学」と呼ぶように (Chomsky 1966)、チョムスキーの言語観は、徹底して生得主義および普遍説（人類に共通の言語能力が生得的に備わっている）をとる。ただし、人間に生得的かつ普遍的に備わっているのは、具体的な言語そのものではなく、「普遍文法」と呼ばれるものであり、それが言語へと変形・生成すると考えられている。このチョムスキーの言語論は、フォーダー、ビッカートン、ピンカーらによって受け継がれ、20 世紀の後半にかけて一大流派をなすまでになった（武田 2008b 参照）。

### 3

現代においてチョムスキー派の言語論が一世を風靡してきたのは、彼らがデカルト・カントなどの伝統的言語理解（生得説）に立っていただけでなく、脳科学や生物学（進化論を含む）を大いに援用し、そうした科学と接合する形で言語論を新たに展開したからである<sup>(3)</sup>。しかし、言語生得説と現代の生物学や脳科学は、大きな矛盾を孕まざるをえないものであった（同前）。

まず生物学であるが、チョムスキーは人間の生得的言語能力を、生物種としての人間に特有の能力として、生物学的基礎をもつものと考えた (Chomsky 1975)。ただし彼は、それを進化論的文脈の中で展開することを意図的に避けているのだが（鈴木 1989 参照）、そのことは結局、言語の生得性の獲得過程を生物学的・進化論的に説明することを放棄したのも同然である（実際、チョムスキーは人間言語

と「動物言語」の連続性・類似性を全面否定している [Chomsky 1975])。それで、後続のビッカートンやピンカーらは、進化論の中で人間言語の形成過程を説明しようとしたが、その場合でも、たとえばビッカートンのように、「単一の [言語] 遺伝子の突然変異という出来事」 (Bickerton 1990: 196) で乗り切れると見なしたり、それが困難と見ると、「ルビコン河を人類は『魔法の瞬間』に渡った」 (Calvin & Bickerton 2000: 210) と言うほかなかったのである。ビッカートンと同じく、人間言語を進化論の中で考えようとするピンカーは、最近では、チョムスキーやフォーダーらの「極端な生得主義」を放棄・批判し、「言語を思考や感情そのものと混同することがあってはならない」 (Pinker 2008: 24) と言って、一見、言語道具説へと傾き始めているようであるが、そのことは、従来の彼の見解（心的状態を日常言語によって表現されたものと同一視する立場）と著しく矛盾せざるをえなくなっている。

### 4

こうしたことは、脳科学との関係の中でも起きている。チョムスキーは、人間の生得的言語能力は「一つの認知システム」であり、「究極的には脳の中にある、規則と表示からなる計算システム」と見なした (チョムスキー 2004: 39) が、それが具体的にどのように脳中に存在するかは言及しなかった。フォーダーは、そうしたチョムスキーの不備を、「モジュール説」で説明しようとした (Fodor 1983)。この説では、脳は無数のモジュール（ある特定の情報処理をするニューロンの集まり）から構成され、各モジュールごとに異なる機能を分担している<sup>(4)</sup>。そして、言語を理解するのも発するのも、特定のモジュールが担っていると考えられた。すで

に19世紀に発見されていた、左脳の言語野（ヴェルニッケ野とブローカ野<sup>6)</sup>）こそ、言語モジュールだというわけである。しかも、言語の根幹をなすのはシンタックス（文法規則）であると、チョムスキー的に考えられているため（Fodor 1975）、左脳の言語野で行なわれていることは、普遍文法に基づく言語処理機能（コンピュータと同じ<sup>デジタル</sup>離散的記号の逐次処理）と主張する。そして、脳のこの言語野およびその活動こそ、心の中心部位<sup>6)</sup>だとされたのである（Fodor 1983）。

しかし、このような見解は、その後の脳科学の進展によって、ほとんど退けられることになる。確かに大脳における約1000億のニューロンは、モジュールやコラム（モジュールを構成するより小さなニューロン集団）を構成し、それぞれ独自の機能（情報処理）を担っている。しかし、それらはフォーダーが考えたような完結したものではなく、それぞれ他の膨大なニューロン群とネットワークを形成し、お互いに情報をやりとりし合って、さまざまな認知活動を成立させているのである<sup>7)</sup>。これをテクニカルに言えば、脳のアーキテクチュア（機構・結構）は並列分散処理過程（parallel distributed processing, PDP）をなしているということである（その理論を、PDP理論ないしコネクショニズム、最近はニューラル・ネットワーク理論と呼ぶ）。1980年代後半に成立したこの見方からすれば<sup>8)</sup>、言語は脳の特定の部位（言語野）だけで生み出されるのではなくて、他のさまざまな部位との協同によって可能となるのである。そのことは、言語活動を行っている際、左脳の言語野だけでなく、右脳のいくつかの部位もまた盛んに活性化しているし、それらの右脳の部位に障害が見られる場合、左脳の言語野は正常でも、さまざまな言語障害が生じることで、

確認されている。また、発語機能を担うとされているブローカ野に障害がある場合、ある特定の領域の単語（たとえば人の名前）だけが発語できないだけで、それ以外の領域の語には何の支障もなく発語できる人もいるし、自己の発することばは文法的な規則を逸脱した仕方ではしか発語できなくても、他人の言葉が文法に適っているかどうかを適切に判断できる場合もあるという（Pulvermüller 2002, Dehaene 2009, 武田 2013 など参照）。

ともかくこうして、脳科学が進展する中で、言語機能（あるいは心の働き）が脳の特定の部位にのみ依存しているという局在説からネットワーク理論へと大きくシフトすることによって、チョムスキー派の言語理論はしだいに優勢さを失っていくことになる。

## 5

こうした現代脳科学の新しい動きに、いち早く共鳴した哲学者たちがいる。その代表が、チャーチランド夫妻である。彼らは、言語活動を含む人間のあらゆる心的活動を、脳活動によって生み出されたものとして説明するという立場を「ニューロ・フィロソフィー」と名づけ、積極的に議論を展開した（Churchland 1995, Churchland 2002 など）。彼らはその中で、言語が脳中に（生得的に）存在し、かつ、その心的状態を言語によって表現されたものと同一視する見方（たとえば「私の心的状態は、私が～したいと（言語的に）思っていることである」と見なすこと）を、「フォーク・サイコロジー」主義として批判した（武田 1999 参照）。そして、現代脳科学に立脚した新しい心の哲学＝心の唯物論（materialism of mind）は、そうしたフォーク・サイコロジーを消去し、脳科学のもたらす科学的知

見に基づいて、物理主義的還元主義によって再構成されなければならないと主張した（武田 1997, 2008a 参照）。そのことは同時に、言語に関する新しい見方を提出するものでもあった。すなわち、言語そのものは脳中には存在せず、脳の中に存在するのは、言語を生み出す物理的過程でしかない。言語はあくまで身体を介して、身体の外に客観的に存在する、脳の生み出した外部記号だとされたのである。言い換えれば、言語そのものは単なる記号でしかなく、それが表示する意味は脳においてどのような活性化パターン（状態空間によって表現される）を引き起こすかによって決まるということである。他者の話した／書いた etc. ことばが理解され、伝達されるか否かは、発語者の脳内活性化パターンとほぼ同一のパターンを聞き手がそれらの語から脳内に生み出すかどうかによるのである<sup>9)</sup>（Donald 2001, Dehaene 2009 も参照）。

## 6

言語が記号の一つに他ならないという考え方、および記号は確定した意味を客観的・普遍的にもつのではなく、恣意性が記号や言語の本質であるという言語観は、20 世紀の早い時点ですでに打ち出されていたが（パース 1932-58, ド・ソシュール 1949 など）、その場合でも、言語はあくまで心（脳）の中にも——外的記号と同一の仕方でも——存在すると考えられていた<sup>10)</sup>。そうした考え方を退けるのが、上でもふれた現代脳科学およびそれに立脚した心の唯物論であるが、脳の内部で起こっていることと外部記号として成立していることの間には隔たりや差異があるという見解は、他の分野からもいくつも提出されている。ここでは、数論と心理学から見ておきたい。

まず数についての議論であるが、ブライアン・バターワースが言うように（Butterworth 1999）、われわれの頭の中における数の観念と、記号として外部世界に存在する数との間には、大きな違いがある。たとえば、2〜3 歳の幼児や未開社会の人々は、4 ないし 5 以上の数の観念ないし概念をもたないと言われるが、それでも彼らは 1〜3 の数なら——といっても、それは数字として示されたものでなく、物が 1 個 2 個あるというイメージによってであるが——識別できる。それは、数字がデジタル記号であるのに対し、脳中の数的なものがアナログ量として成立していることを覗かせる。そのことは、別の仕方でも確認されている。たとえば、普通の大人でも、画面上に映し出された点の数が 1〜4 個であれば、瞬時にその個数を言い当てることができるが、それ以上の点が映し出される時には、その数が多くなればなるほど、その個数を（脳内イメージとして持てないため）言い当てるのが困難になる（ibid. : 275）。また、これも成人を被験者にした実験だが、数字の 3 と 6 の差と、9 と 8 の差、2 と 7 の差のそれぞれの大きさを聞いた時、差が大きくなるほど答えるのに要する時間は短くなった。これは、心的イメージの中で数がアナログ量（それは、たとえば数直線上の距離で表現される）で捉えられていると解釈できる。さらに、同様のことは、5〜6 歳の幼児が、二列のコインを並べたものが同数であることを確認した後でも、列の長い方が数が多いと平気で答えるという点にも見て取れる（ibid. : 114）。あるいはその逆に、脳に障害があるために数的表象の形成に問題がある（失計算症 *dyscalculia* と呼ばれる）人でも、指や計算機を使えば計算できるケースが報告されている（ibid. : 239f.）。これらはいずれも、数の心的表象と外的記号としての（デジタル）数と

が、異なる存在であることを示すものである。

以上のことは、動物を使った実験でも試みられている。たとえばスタニスラス・ドアンヌは、ラットが2秒間続く音と8秒間の音の長さを区別できたし、4秒間の間に2つの音が聞こえる場合と8つの音が聞こえる場合も区別できたと報告している (Dehaene 2011: 10)。区別できていると分かるのは、餌の出方が違うボタンをラットがそれぞれ適切に選択しているからであるが、このことからラットでもアナログ量は識別できるということができる。しかし、それをデジタル記号の数字で示されると、ラットはもはやその意味の違いを識別することはできなくなったのである (ibid.)。もっとも、チンパンジーとなると、 $4+3$  と  $5+1$  のどちらが大きいかを数字で聞いても正確に答えることができたし (もちろん訓練の結果であるが)、もっと複雑な  $1/2+1/4=3/4$  の計算さえできたと言う (ibid.: 14f.)。しかし、そのことは、チンパンジーがデジタル記号を脳中に持っているということを示すものではない。というのも、そうした実験は数字を使って行なわれたのではなく、具体的な物 (チョコレートやリンゴ) の絵や画像を通じてであった (ibid.)。つまりこの場合も、チンパンジーは先の計算をアナログ量として行なっていたのである (たとえば、リンゴ半個とその半分を足せば、リンゴ  $3/4$  個分の大きさに相当するという風に)。なぜなら、そうした量的側面を一切剥奪したデジタル的一般記号だけを用いると、チンパンジーといえども先のような計算はまったく困難になるからである (ibid.)。

## 7

われわれ人間が数字を発明したのは、まさにわれわれの脳中にはアナログ量しか存在せず、一定以上

の大きさを正確に心的イメージとしてもつことができないからに他ならない (Gelman 2003)。たとえば134と324の大きさ、およびその違いを、数字を見ないで心的にイメージできる人がいるだろうか<sup>(11)</sup>。古代の人たちが木や骨に刻みを付けながら物の数を数えたのが、数字の発明の始まりだとされるが (Butterworth 1999)、そうした刻み目を直接見ることなしには、人は大きな数を数えたり取り扱うことはできなかったのである。そのことは今もそうで、子どもは、いや大人でさえも、一定以上の数を数える時には、しばしば指を折りながら、あるいは紙に書き付けながら、数える。数字以外のことばも同様である。現代の心理学者たちは、さまざまな実験を通じて、そのことを明らかにしつつある。

スーザン・ゲルマンは、人間の存在や性質には、種に共通の本質があると考える本質主義者であるが、彼女はしかし、人間の認識にとって言語的思考は必ずしも本質的なものではないと主張する (Gelman 2003: 181)。というのも、言語を獲得する前の幼児でも、未知のものを推測する能力を示すが、それは非言語的カテゴリーを直感的に用いてそれを行なうからである。たとえば4歳児が見せられたさまざまな物の絵を分類する時、見かけ上の類似性で分類する子 (19%) よりも、見えない性質で分類する子 (81%) の方が圧倒的に多かった、という (ibid.: 41)。また、9-12歳児に幼虫の蝶や蛾の絵と成虫のそれらとを見せた実験では、35人中の17人が「変態」すなわち見かけ上の違いを超えた「種の同一性」を理解し、「種の変化」と受け止めた子はわずか3人だったという (ibid.: 66)。彼女はこれらのことから、人間には直観的に本質を認識する能力が (生得的に) 備わっていると理解するのだが——本質主義をとる理由もここにある——、そうした直観的カ

テゴリー化は明らかに言語とは別のもの、というわけである。とはいえゲルマンは、言語の強力な作用を否定するわけでは決してない。たとえば7歳の子どもにとって、ことば（名前、ラベル）は単なる物の恣意的な約束事（arbitrary conventions）ではなく、物の同一性を表す現実そのものである（ibid.：183）<sup>(12)</sup>。しかし、同時にその言語的現実、物の本質を言い表すとは限らない。「ホームランを打った打者」が必ずしも「ホームラン・ヒッター」ではなく、「人種差別発言をした人」が「人種差別主義者」とは限らない（ibid.：188）。つまり、言語は単なる外的な手掛かり（cue）に過ぎないのであって、たとえば物事の同一性の認識や推論の原因とはならない（ibid.：193）。同一性の認識は、言語とは別のところ（われわれの立場では脳）で行なわれる、一般化しカテゴリー化する能力に基づくのである。言語は、文化的・社会的にそれを跡づけたり、更新ないし修正する中で成立したものである、と（ibid.：226-7）。

発達心理学者のジーン・マンドラーもまた、同様の議論を行なっている（Mandler 2004）。彼女は、言語が思考に及ぼす影響はもちろん認めるが、しかし、人間の思考のもっとも基本的な部分ややり方は、言語によっては変化しない、と主張する。たとえば幼児は、物が容器の中に「だいたい入っている（loose containment）」ということと、「しっかり入っている（tight containment）」ということの間に区別をはっきりつけることは、韓国語圏でも英語圏でも差はなく、どちらも抽象的なレベルでその区別がカテゴリー化されている、という（ibid.：272-73）。そうした事態の概念的区別は、言語的ではなく、もっと抽象的な認知レベルで行なわれるし、かつ、そうしたメカニズムが人間（の脳）には普遍

的に備わっている、というわけである。「人間の幼児は、知覚された情報から、ある特定の仕方（specified）分析するメカニズムを生まれつき持っているのであり、[そのメカニズムは]世界についてのさまざまな[非言語的]考え（concepts）を導き出すのに十分な、生得的バイアス[とでも呼べるもの]である」（ibid.：300）。そうした生得的メカニズムの内には、連想学習メカニズムといったもののや、領域普遍的な（domain-general）知覚的意味分析といったもの、目の前の物や人の動きの最初と最後に特に注意するといったバイアスをもった認知メカニズム、行為者の目的に注意を向けるというメカニズム、包含関係に特に注意を払うバイアスを持ったメカニズム、支える／支えられるの関係を認知するメカニズム、メタファー関係のバイアスを持ったメカニズム、などなどが含まれる。こうした認知メカニズムはいずれも、生得的で、かつ、非言語的である。言語は、こうした認知メカニズムを基礎にしながら、しかし、別のルート＝他者から外的に習得するという手段を通じて、獲得したものに他ならない（ibid.：302）。これらのことを逆に言語の側から言うと、言語規則たとえば文法のようなものは、「もっぱら言語にのみ属しているものであって、事物（events）に属しているものではない。それ[文法]は、[言語の]産出と理解を直列的に（linear）連続した伝達手段（medium）の中でコミュニケーションしようという欲求のためにあるものである」（ibid.：274）と言うのである。

## 8

それでは、実際にはどのようなプロセスによって、言語形成はなされるのであろうか。次にそれを考えることにしたい。たとえば「鳥」や「bird」という

ことばをとってみよう。そのことばが音声言語にせよ文字にせよ、ある意味を持って発せられるためには、まず脳中に一定のまとまったイメージが成立していなければならない。その脳内イメージ（脳内表象）は、形、色、大きさ、表面の性質、臭い、音（声）、行動パターンなどから成るが、それらは別々の脳内部位（コラムやモジュール）で処理されたものの総和として形成される（この一般的イメージが成立していない場合、たとえ「鳥」とか「bird」と発声したところで、それは無意味な機械的発声でしかない）。こうした、いわばアナログ的イメージを、音声ないし文字といったデジタル記号に変換するプロセスが、発語ということである<sup>(13)</sup>。音声言語の場合、[to-ri]や[ba:r-d]という発声を正確に行なえるようになるためには、他者の発音を真似る作業を何十回となく繰り返して、脳が自動的に行なえるようにならなければならないが、そのためには唇、舌、口腔、鼻腔、咽頭、軟口蓋、声門、舌骨、喉頭、気管、肺、横隔膜、肋骨などに付着する筋肉や腱などを、脳の運動野でそれぞれに対応する部位が協働しながら、微妙な調節でもって動かすことができない（Lieberman 2006）。その調節の微細なことは驚くほどで、たとえば日本語でも英語でも、同じ[t]の音でも、[te]と[to]では音の出し方（身体器官の動かし方）は微妙に違うのである。また、[pa]と[ba]は唇の形は同じでも、最初の子音から次に続く[a]が発声される時間が、前者は60ms（ミリ秒）なのに対し、後者はわずか10msという仕方で行なわれている（ibid.：95, 178）。こうしたわずか50ms（200分の1秒）の音の出し方の違いを、われわれの脳は実に精密に身体を操作することによって作り出し、音声言語は成立しているのである。

もちろん、言語はこうした音素や単語だけから成るのではなく——人類の初期段階はそれでも十分だっただろうが——、一連の単語のつながり（文）によっても成り立っており、そうした構文を可能にしている規則（文法）や論理および意味（の違い）もまた、脳は理解し、身体を介して外的世界へ紡ぎ出しているが、それはどのようにしてなのか。ここでもフィリップ・リーバーマンの説明を借りて、簡単に言えば、この場合も、脳の各部位の協働を通じて行なわれている。たとえば、脳幹のダメージによって引き起こされるパーキンソン病患者が、運動性疾患だけでなく、ある種の失語症（たとえばシンタックスの取り違え）を併発するように（Lieberman 2000：94f.）、言語の高度で複雑なレベルにもまた、脳幹という脳の古い部位は大きな関係を持っている。そうした脳幹の神経節基部と皮質との協働によって、情動・注意・社会的行動が統御されており、その中で、高度で複雑な言語活動が成立させられている、ということが分かっている（Lieberman 2006：174）<sup>(14)</sup>。たとえば、ある対象に注意を集中させることによって、その対象が言語表現の主語ないし目的語として立てられることを可能にするし、対象と自己との関係がある情動を喚起することによって、「私は犬が怖い」という表現が作り出される、などとして。

言語ないし記号による論理的表現に関しても、同様のことが言える。ホセ・ベルミュデによると（Bermudez 2003）、A&Bと～A、Aの否定とからBを論理的に導出することは、言語獲得前の乳児でも（あるいは、ある種の動物でも）できるそうだが、そのことは、そうした論理的思考を遂行する神経基盤（脳内メカニズム）が、非言語（記号）的な仕方でも備わっていることを示している。またフリーデマ

ン・プルヴァミューラーも、肯定、否定、選言、連言などの基本的論理操作を脳内メカニズムが生み出す仕組みを、具体的な神経過程として説得的に描き出している（Pulvermüller 2002: 98ff.）。ただ、念のために付言すると、これらの論理操作は、記号ないし言語に基づいて行なわれているのではなく、あくまで神経過程において実現されている、ということである。

## 9

さて、このようにして、脳によって身体を介して外的世界に言語が発せられるのであるが、脳はそうした発語を生得的・自律的・自発的に行なうのではなくてない。言語はあくまで他者を通じて獲得・模倣・習得されなければならない（Tomasello 2003, Corballis 2011 など参照）。このことは、何を意味するか。それは、言語は、音楽や算盤、ダンス、将棋などとともに、徹頭徹尾、文化的・社会的な存在だということである。今日では、少なくとも言語学者が（従来のチョムスキー的言語観と異なる）こうした立場を表明している。たとえば、現代の優れた言語学者の一人、マイケル・トマセロは、言語は、他の文化同様、心的世界と区別される独自の形式を持つ存在、と主張している（Tomasello 1999）。すなわち、ヒトの種に特有の認知スキルのほとんどが、文化を通して形成され、習得されるように、言語もまた、人間に生得的に完成された形で備わっているのでは決してなく、他者とのコミュニケーションを通じて、社会的・文化的な制度＝記号システムとして獲得されたものだ、と（ibid.: 94）。

こうした言語は、（チョムスキーが約 5 万年前としたのとは異なり）今から 25~20 万年前ころ、人類がホモ・サピエンスに分岐する以前から、形成され始

めたと考えられている（Tomasello 1991, Lieberman 2006 など参照）。そして、言語の原初的形態は音声言語であったか、身振り言語であったか、意見は分かれてはいるが（武田 2013 参照）、そのいずれであるにせよ、人類は言語を発明し、発達・進化させていく中で、他の種族（たとえばネアンデルタール人）よりも他者と協同して労働し戦闘することによって、より大きな環境適応能力を獲得したことだろう。そして、より大きな適応を獲得したがゆえに、言語は現在のような形に進化・発展していったと考えられる（Donald 1991, Deacon 1998 など参照）。

ところで、このように言語が人間にとって大きな生存手段＝道具となったことは間違いないが、言語は他の文化的存在と比べて、特権的地位にあるものなのだろうか。確かにこれまで、近代の観念論的な合理主義哲学者やチョムスキー派やフォーク・サイコロジストたちはそのように考えてきた（その延長線上に、現代哲学の「言語論的転回」がある）。しかし、言語がどのように人間にとって重要な役割をもつていようと——そのこと自体は、否定できない——、言語だけが、あらゆる文化形式の中で、特権的地位をもつと考えることは、もはやできない。というのも、われわれが脳でもって考える時（脳以外に、われわれの考える器官があるだろうか？[武田 2003 参照]）、脳は決して言語的に考えていないことは、これまで詳述してきたところである。他方、たしかに知識や学問、その他、人間にとって重要なことは、言語によって書き残されてきたし、それらの膨大な文書によって、人間社会の発展はなされてきただろう。しかし、にもかかわらず、言語は文化形式の一つに過ぎない。それは、実際に多くの人間が、言語をそのようにしか取り扱っていないことから見て取れる。「近頃は、若者が本を読まない！」



だが、それは今に始まったことだろうか？ 近年まで多くの人は、文字を読むことさえできなかった。若者はいつの時代でも、書物に向かうより、ダンスやスポーツ、祭りや映画、レクリエーションといったものの方が、はるかに好きだ。そして、それらもそれぞれまた、重要な文化の一形式だ。

われわれがお互いにコミュニケーションをとる際でも、同じことが言える。コミュニケーションは言語のみによって行なわれているのでは決してなくて、表情、身振り・動作、態度、声の大小・抑揚などによっても、行なわれる。いや、単なることば以上に、それらのもつ役割は大きいとさえ言える。そのことは、それらを削ぎ落とした、たとえばメールの文面が、しばしば意思疎通を妨げたり、ぶち壊したりすることで、確認できる（こうした点から、言語の起源は身振りにあるという見解が、有力な仮説として提出されることにもなる[Corballis 2011]）。

## 10

最後に、しかしながら、それでも言語を学ぶこと、とりわけ文字（書き言葉）を学び、読み、それでもって考えることの重要性は、たしかに存在する。それは、高度の論理性は、書きことばの中にのみ、存在するからである。すでに前述したように、脳の中には、シンプルな論理的推論を行なうメカニズムは存在する。しかし、高度で複雑な論理性は、脳内には残念ながら含まれていない。考えながら話す時、しばしば話が（日頃訓練しているはずの知識人でさえも）没論理的なものになるのは、そのことによる。逆に言えば、論理的に書かれた文章を読み、書くことによって初めて、われわれは論理的に考えることができるのである。しかし、そのことは、努力を要することである（それがゆえに、多くの人間はその

ことを厭い、やりたがらない）。文法的に正しく記述され、論理的に整合した文章に数多く、かつ、長年にわたって接し、自らも生み出すことによって、ファジーでアナログ的で没論理的・非構文的な脳の回路に一定の変化が生み出されることになる。文章を読み、考えることの重要性はこの点にある（Wolf 2007 参照）<sup>(15)</sup>。

しかし、文字を読むことによって、脳が影響を受けるといっても、そのことによって、マーリン・ドナルドが言うように（Donald 2001）、脳の中に言語が入り込むことになるわけではない。そうではなく、あくまで外的言語によって脳の回路が整序されるというだけである（武田 2010a 参照）。言語はあくまで空気の振動として、ないし、紙や画面上の文字として存在するのみであって、それをどのように理解し、意味を汲み取るかは、脳は自らの（言語とは異なる）方式に従って行なうのである<sup>(16)</sup>。

## 注

(1) そうした物理状態を、言語とは普通呼ばないだろう。言語とは、一定の音声（すなわち空気の振動パターン）ないし紙の上のインクのパターンなどなどである。これをテクニカルに言えば、言語とは、一定の意味をもつものとして発せられた、規則に支配されたデジタル記号列をさすのである。それに対し、脳内の電気信号（インパルス）は、連続的なアナログ記号であり（頻度分布で取り出される）、それを支配する明確な規則（統語規則のような）は存在しない。

(2) 古代でも中世でも、言語の起源はほとんど問題にされないできた。新約聖書（ヨハネによる福音書）では、「始めにことばありき」と言われ、言語は神によって創造され、人間に（生まれながらに）与え

られた、とされている。そうした神話は、現代なお生きているようである。

(3) チョムスキー派のこうした科学的装いは、わが国のマルクス主義者にも大きな影響を与え、言語生得説が唯物論哲学と接合されることによって、新しい合理主義が可能という議論を引き起こしたことがある（鈴木 1989）。

(4) このことは、現代脳科学でも認められている。ただし、後述するとおり、現代脳科学はフォードの理解と違って、モジュールはお互いネットワークを構成し合い、全体として機能しているとされる。言語処理も自己意識も、このネットワークを通して可能になるというのが、今日的理解である。それに対してフォードは、モジュールの特徴を、情報のカプセル化 (informational encapsulation) と処理領域の細分化 (domain specificity) に見て、モジュール間の相互作用を基本的に受け入れていない（Fodor 1983）。

(5) ヴェルニッケ野は、他人の発した語の意味を理解する言語野で、ブローカ野は自己の発語行為を身体を介して指令する部位、とされる。いずれも普通、左脳に局在化するが、人間の脳の大きな可塑性により、幼少期に左脳に何らかの異変やダメージがある場合、言語野が右脳に形成される場合もある。これでも分かるように、人間の脳の仕組みや機能は、決して生まれながらに決定されているのではなく、大きな可変性・可塑性をもっているのである。そして、このことが人間の優れた知的能力を支えてもいる、とされる。さらに、最近分かってきたことは、ヴェルニッケ野とブローカ野は、ことばの単なる機械的・形式的・規則的な諸性質——たとえば、ある音声と言語であるか否かの識別とか、ある一連の音声の連続からひとまとまりの音節ないし単語を聞き分

ける、あるいは、一連の単語の連続が規則に適った配列であるかどうかの認知など——を処理するのに関係した部位であるが、しかし、それだけでは言語の意味を理解したり、複雑な文を発語することはとうていできず、それらのためには他の部位と協働して脳が機能しなければならないということである（de Vega et al. eds. 2008, 武田 2010b 参照）。

(6) このことをコンピュータになぞらえて言えば、言語野は中央演算装置 (CPU) と見なされているということである。しかし、現代脳科学の見地から言えば、脳中にはいかなる CPU も存在しない。いかなる心的状態も、脳のニューラル・ネットワーク全体の働きの中で生み出されるのである。

(7) こうした見地が確立する以前には、たとえば「おばあさん」の認知は、「おばあさんニューロン」の活性化のみによって成立すると考えられたが、ニューラル・ネットワーク理論が確立して以降は、そのような考え方は退けられ、ネットワークの全体的協同によって「おばあさん」の認知は可能になるとされている。

(8) この理論の確立に貢献した中心人物は、ディヴィッド・ラムヘルトやジェイムズ・マクレランドらである（McClelland and Rumelhart et al. 1986 や McLeod et al. 1998 など参照）。

(9) こうした言語意味の捉え方は、すでに 1960 年代からクワインによって提唱されていた（Quine 1960）。そこでは、言語の意味や指示対象は、観察文の集合によって規定されるほかないが（これを「刺激意味」とか「意味の自然化」と呼んだ）、しかしそのことは、指示対象の領域（外延）や意味が厳密には決定できない（不可測性や不確定性をもつ）こと、話者の間で厳密に同一の意味を共有することもできないし、異なる言語間で厳密な翻訳も不可能

であること、などを帰結した。チャーチランド夫妻は、こうしたクワインの議論に刺激され、それを脳科学と連結する形で、新たな議論を展開したのである。

(10) ソシュールの場合、言語はシニフィアン（記号表現）とシニフィエ（記号内容・意味）の結合したものと考えられ、前者は物理的な存在（空気の振動、インクの染み etc.）であるのに対し、後者は心的概念ないし観念とされ、両者は理論的には区別されている。そのことだけを見れば、われわれの立場と近いように思える。ただし、シニフィアンとシニフィエは実際には分かちがたく結びついていて、単独では成立しないものと捉えられている。この点から言えば、ソシュールにとって言語は、けっして心の外的記号ではなく、心的な存在でもあることになる。パースの場合は、記号は i) 物理的存在, ii) 指示（表示）対象ないし意味, iii) 解釈（者）の3項関係から成る、と考えられている。この場合、主観的なものは最後の解釈（者）のみで、物理的存在としての記号も、それが指示・表示する対象も、客観的存在と見なされており、その点ではわれわれの立場に近い。もっとも、それは記号がアイコン（プロマイド写真がある俳優を直接写し出すような）、およびインデックス（風向計が風の来る方向を因果的に表示するような）などの段階にある場合、記号は客観的存在と理解されるのであるが、それがシンボル記号となると、少し事情は異なってくる。すなわち、シンボル記号は記号と対象指示とが一般的・抽象的・普遍的、ないし文脈依存的な形で解釈される時、成立するもので、言語がその典型とされるが、その一般性・普遍性・抽象性は人間の主観的解釈の中だけで可能となると考えられることによって、シンボル記号すなわち言語は解釈者（人間）の内部に

回収されてしまうことになる。

(11) 算盤の高段者なら可能だという人がいるだろうが、後述するように、そうした人が自由に心の中で（暗算で）数を比較したり計算できるのは、生まれながらにデジタル数を持っているからではなく、訓練によって獲得した結果に他ならない。すなわち、外的な記号としての数字を実際に算盤の珠をはじいて計算する時に生じる脳の活性化パターンを、それらの操作なしに、脳の中で同じ状態をたやすく生み出すことが（訓練の結果）できるようになったということである（Dehaene 2009 も参照）。

(12) ゲルマンは、中でも一番強力なのが名詞表現であり、それは「本質（的なもの）」を表現する、と見なしている。それに続き、「is+形容詞」による表現は名詞表現より一歩劣り、「has+形容詞」の表現は単に一時的性質を表すのみ、としている（Gelman 2003: 185-6）。興味深いのは、外山滋比古がすでにこれと似た議論を行なっていたことである（外山 1987）。外山は、ヨーロッパの言語は名詞中心に文章が構成されるのに対し、日本語は動詞構文が柱である。このことが、西洋語が論理的であるのに対し、日本語が非論理的（感覚的・情緒的）となることをもたらしている、と。

(13) もちろん、羽毛で覆われた嘴と2本の足のある動物を、「鳥」と呼ぶのも「bird」と発声するのも、必然性はない。ド・ソシュールが主張したように、両者の間をつなぐものは恣意性だけである。とはいえ、いったん結びつきが成立すると、その関係は単なる偶然的な約束事とは言えない、強制力を（社会的にも）もってくる。だが、それでも両者の結合関係は可変的で、時代の変化とともに別の音声や文字に置き換えられる可能性は、常に孕んでいる。言語はこの点からも、生得的存在では決してなくて、社会

的・文化的存在なのである。

(14) ラマチャンドランは最近、言語活動を支える脳内基盤の中で、中心的な役割を果たしているのがミラーニューロン・システムである、という説を主張している (Ramachandran 2011)。ミラーニューロン・システムとは、前頭部 - 頭頂部 - 側頭部のそれぞれ特定の部所をつなぐネットワーク回路をなす神経システムであり、それによって目の前の他者（特に人間）の動作・行動・意図をあたかも自分のそれであるように認識・理解したり、模倣したりすることが可能となる。言語を他者から模倣を通じて獲得し、かつ、そこにどのような他者の意図が込められているか（「心の理論」といわれる）をわれわれが認知できるのも、そうしたミラーニューロン・システムのおかげだと言うのである（武田 2007 も参照）。

(15) もちろん、文章を読むことによって得られることは、新しい知識を知ること、自分で経験できないことを疑似体験する、などもある。

(16) いわゆる外言が内言化する場合でも（ヴィゴツキー 1964 参照）、ヴィゴツキーが考えたような、外言がそのままの形で内言化するのではない。内言とはあくまで、外言を発する時に、ないし、聞いたり読んだりする時に活性化すると類似の脳内パターンが、内言を考える際に成立する（そのことによって、あたかも脳中に言語が存在するように思える）、というだけの話である。

## 参考文献

- ヴィゴツキー, L. S., 1964, 『思考と言語』（上下）柴田義松訳, 明治図書。
- 鈴木茂, 1989, 『鈴木茂論文集 1 理性と人間』, 文理閣。
- 武田一博, 1997, 「心の唯物論と現代科学—ニュー

ロ・コンピュータ理論による心=脳 モデル」, 梅林・河野編『心と認識—実在論的パースペクティブ』, 昭和堂, pp. 165-218。

武田一博, 1999, 「フォーク・サイコロジーは心の唯物論に何をもち来すか—アンディ・クラークの所説の批判的検討」, 『唯物論研究年誌』第 4 号, 青木書店, pp. 242-70。

武田一博, 2003, 「現代唯物論の認識論的枠組み—構成説に立つ投射説（志向説）について」, 『唯物論研究年誌』第 8 号, 青木書店, pp. 290-312。

武田一博, 2007, 「ミラー・ニューロンによる人間の社会性の新しい考え方」, 『唯物論研究年誌』第 12 号, 青木書店, pp. 281-304。

武田一博, 2008a, 「ニューロフィロソフィーとしての心の唯物論—フォーク・サイコロジー消去主義と物理主義的還元主義の哲学」, 日本哲学会編『哲學』No. 59, 知泉書館, pp. 77-95。

武田一博, 2008b, 「動物言語と人間言語の断絶と連続性—チョムスキー派言語学と P・リーバーマンの所説によせて」, 『環境思想・教育研究』第 2 号, 東京農工大学大学院環境共生哲学研究室, pp. 61-68。

武田一博, 2010a, 「心はことばの中にあるか—心の唯物論による『拡張された心』批判」, 『総合学術研究紀要』第 14 巻第 1 号, 沖縄国際大学, pp. 33-70。

武田一博, 2010b, 「脳はどのように記号（言語）の意味を理解するか—『シンボルと身体化』（2008）を読む」, 『総合学術研究紀要』第 14 巻第 1 号, 沖縄国際大学, pp. 99-120。

武田一博, 2013, 「ことばは脳の外部記号である—心の唯物論による言語道具説の擁護」, 『総合学術研究紀要』第 17 巻第 1 号, 沖縄国際大学, pp. 1-

- 
- 40。
- チョムスキー, N., 2004, 『言語と認知—心的実在としての言語』加藤泰彦ほか訳, 秀英書房。
- ド・ソシュール, F., 1949/1972, 『一般言語学講義(改版)』小林秀夫訳, 岩波書店。
- 外山滋比古, 1987, 『日本語の論理』, 中公文庫。
- パース, C. S., 1932-58/1986, 『パース著作集2 記号学』内田種臣編訳, 勁草書房。
- Bermudez, J. L., 2003, *Thinking without Words*, Oxford University Press.
- Bickerton, D., 1990, *Language and Species*, The University of Chicago Press.
- Butterworth, B., 1999, *What Counts: How Every Brain is Hardwired for Math*, The Free Press.
- Calvin, W. and Bickerton, D., 2000, *Lingua ex Machina: Reconciling Darwin and Chomsky with the Human Brain*, MIT Press.
- Chomsky, N., 1966, *Cartesian Linguistics: A Chapter in the History of Rationalist Thought*, Harper & Row.
- Chomsky, N., 1975, *Reflections on Language*, Pantheon Books.
- Churchland, P. M., 1995, *The Engine of Reason, the Seat of the Soul: A Philosophical Journey into the Brain*, W.W.Norton & Co.
- Churchland, P. S., 2002, *Brain-Wise: Studies in Neurophilosophy*, MIT Press.
- Corballis, M. C., 2011, *The Recursive Mind: The Origins of Human Language, Thought, and Civilization*, Princeton University Press.
- Deacon, T. W., 1998, *The Symbolic Species: The Co-evolution of Language and the Brain*, W.W. Norton & Co.
- Dehaene, S., 2009, *Reading in the Brain: The New Science of How We Read*, Penguin Books.
- Dehaene, S., 2011, *The Number Sense: How the Mind Creates Mathematics* (revised & expanded ed.) Oxford University Press.
- de Vega, M. et al. (eds.), 2008, *Symbols and Embodiment: Debates on Meaning and Cognition*, Oxford University Press.
- Donald, M., 1991, *Origins of the Modern Mind: Three Stages in the Evolution of Culture and Cognition*, Harvard University Press.
- Donald, M., 2001, *A Mind So Rare: The Evolution of Human Consciousness*, W.W.Norton & Co.
- Fodor, J., 1975, *The Language of Thought*, Harvard University Press.
- Fodor, J., 1983, *The Modularity of Mind: An Essay on Faculty Psychology*, MIT Press.
- Gelman, S. A., 2003, *The Essential Child: Origins of Essentialism in Everyday Thought*, Oxford University Press.
- Kant, I., 1781-87/1976, *Kritik der reinen Vernunft*, Felix Merner Verlag.
- Lieberman, P., 2000, *Human Language and Our Reptilian Brain: The Subcortical Bases of Speech, Syntax, and Thought*, Harvard University Press.
- Lieberman, P., 2006, *Toward an Evolutionary Biology of Language*, Harvard University Press.
- Mandler, J. M., 2004, *The Foundations of Mind: Origins of Conceptual Thought*, Oxford University Press.
- McClelland, J. L. and Rumelhart, D. E. and The PDP Research Group, 1986, *Parallel*
-

*Distributed Processing: Explorations in the Microstructure of Cognition*, Vol.1 & 2, MIT Press.

McLeod, P., Plunkett, K., and Rolls, E. T., 1998, *Introduction to Connectionist Modelling of Cognitive Processes*, Oxford University Press.

Pinker, S., 2008, *The Stuff of Thought: Language as a Window into Human Nature*, Penguin Books.

Pulvermüller, F., 2002, *The Neuroscience of Language: On Brain Circuits of Words and Serial Order*, Cambridge University Press.

Quine, W.V.O., 1960, *Word and Object*, MIT Press.

Ramachandran, V. S., 2011, *The Tell-Tale Brain: A Neuroscientist's Quest for What Makes Us Human*, W.W. Norton & Co.

Tomasello, M., 1999, *The Cultural Origins of Human Cognition*, Harvard University Press.

Tomasello, M., 2003, *Constructing a Language: A Usage-Based Theory of Language Acquisition*, Harvard University Press.

Wolf, Maryanne, 2007, *Proust and the Squid: The Story and Science of the Reading Brain*, Harper Collins Publishers.

武田 一博（沖縄国際大学法学部教授）

付記）本稿は、沖縄国際大学特別研究費による成果の一部である。

## E・F・シューマッハーの現代経済学批判と「超経済学」の構想

E. F. Schumacher's Critique of Modern Economics  
and His Idea of Meta-economics

三浦 永光

MIURA, Nagamitsu

E・F・シューマッハー（1911-1977）の『スモール・イズ・ビューティフル』（1973年）が出版されてからすでに40年以上の年が経った。この間に世界の政治的・経済的状況は大きい変化を遂げた。ソ連の崩壊と市場経済のグローバル化、米国同時多発テロとアフガニスタン戦争ならびにイラク戦争、米国のリーマン・ショックが引き起こした世界的金融危機、新興国（BRICS）の台頭、温室効果ガス削減交渉の停滞と異常気象による自然災害の世界的頻発、チェルノブイリと福島原発事故などを見れば、時代の変化の大きさとそこに含まれる問題の深刻さは明白である。本論文はシューマッハーが1970年代に提起した諸問題と彼の示した克服の方向を概観し、それが現在の時代状況から見てどのように評価できるかを検討することを目的とする。シューマッハーの思想の特徴は、現代資本主義と現代経済学を批判的に考察するさいに、純粋に経済学的な枠組みと範疇の範囲にとどまらずにそれを超えた人間学的、哲学的、さらには形而上学的な視野の中で論じていることにある。本論文ではこのことに特別に注意を払いつつ考察したいと思う。

## 1 現代資本主義と現代経済学

シューマッハーは現代資本主義および現代主流経済学を次のように見ている。彼は、資本主義は生産手段の私有制の下で、各人が市場を通して自己利益

を追求するシステムであるという。そして現代の市場はすべての物事（需要、財、サービス）の質的相違を解消して商品化し、価格という数量に一元化して扱う。シューマッハーによれば、その結果として、自然界の生物ばかりか、人々の労働と身体までもが商品化され、人々の生命の尊厳と自然の生態系の価値が下落する。彼はいう。「市場では、現実的な理由から、個人と社会全体にとってきわめて重要な質的区別というものが全く認められない。区別が表面に現れることは許されない。したがって量が市場を支配し、君臨する。一切のモノが同等と見なされる。ということは、値段がつけられ、相互に交換できるようになるという意味である。経済学の考え方というものがこの市場にもとづく限り、生命の中から神聖さが失われてしまう。値段のつくものには神聖さはありませんからである」（Schumacher 1973:41, 邦訳 59-60）。たしかに、市場は人間の価値を認めるが、しかしそれは人間の価値をその生産性によって、また人間の幸福を物質的消費の量によって測る人間観にもとづいている。彼はいう。「断片的な人間像の一例が今日の経済学信仰による人間像である。そこでは、人間を第一に、そして本質的に消費機械と見る。人間の価値を測る尺度はいわゆる生活水準であり、その意味するところは一年間に人が消費できるモノの価格である。そして集団として見ると、人間の消費は生産に依存しているのだから、

人間は同時に生産機械として眺められる。その価値を測る尺度はその生産、生産性である」

(Schumacher 2004:89, 邦訳 123-4)。このように現代の資本主義と経済学は人間の幸福、したがって人間の目的が物質的富の獲得と消費にあると見ている。それゆえ人間の価値は富の生産への貢献度によって測られる。この見方を社会全体に広げれば、社会全体の価値尺度は国民総生産 GNP（または国内総生産 GDP）とその年間成長率である。したがって国の経済政策の目標は生産の極大化と消費の極大化（GDP の際限なき成長）である。現代の主流経済学（新古典派経済学）もたえざる成長が望ましいという前提に立っている。

これに対してシューマッハーは生産・消費のたえざる増大がもたらす深刻な結果として化石燃料の枯渇、自然資本の食い潰し、人間性の浸食の三点を挙げる。まず化石燃料の枯渇については、彼は英国石炭公社の経済顧問としての経験にもとづいてすでに 1954 年に（1972 年のローマクラブの『成長の限界』より 18 年も早く）化石燃料の枯渇の見通しを発表した（Kirk 1983 : 31-38, 58; Wood 2011 : 187-188 邦訳 247-248）。第一次石油ショックと同年に出版された『スモール・イズ・ビューティフル』では、彼は「資本の大部分は自然からもらうのであって、人間が造り出すものではない。ところが、人はそれを資本と認めようとさえしない。そしてこの自然という資本が今日驚くべき勢いで使い捨てられている」とのべ、自然資本の第一の例として「化石燃料」という再生不可能資源を挙げている。第二は、生物資源の急速な減少である。人間が毎年消費する動物資源と植物資源の量と排出する廃棄物量は自然が毎年再生産する生物資源量と廃棄物吸収能力の範囲内に収まらなければ、人間は安定的に生活することはできない。もし人間がその範囲を超えて消費・

廃棄を増大すれば、いわば元本としての自然資本を食い潰し、やがて人間は生存の危機に瀕することになる。第三点は人間性の浸食である。シューマッハーは「今日の生産方法が工業社会に住む人間の人間性を蝕んでいることは明白ではあるまいか。…人間性は国民総生産では測れない。測れるのは、それが失われたときに現れる徴候だけであろう」とのべ、

「犯罪、麻薬、暴力行為、精神障害、反抗など」の徴候を挙げている（Schumacher 1973:17, 邦訳 26-7）。これらの徴候は激しい競争の中で敗れた人々が自己の居場所と自尊心を失った状態の表現であろう。

しかしシューマッハーは他方で、経済成長という社会の目標が、競争の敗者を尻目に、食欲と競争心を助長し、その結果として非物質的価値を軽視する風潮を広めている事態を指摘する。彼はいう。「経済成長を国の最高目標とすると、不可避免的に食欲、焦慮、粗暴と嫉妬を増長させ、どんな社会でも満足な運営に欠かせない基本的な美德をこわしてしまう」

(Schumacher 2004:92, 邦訳 129)。経済成長を国の目標とし、営利追求、競争を各人の目標とするならば、「正義、調和、美、健康などを含む非物質的価値」は不要なもの、少なくとも第二義的なものにすぎないとされる。ここでいう「正義、調和」とは、社会の中の貧富の格差が限度を超えないこと、また国際間にも富と力の著しい不均衡がないことを意味している。「美、健康」とは、自然の景観の美、都市と農村の生活環境の清楚な秩序、および人間が環境の汚染や破壊から守られ、健康な生活を享受することを指している。成長と競争を偏重する経済・政治はそれらを危機にさらすことになるというのである。シューマッハーがここで指摘する成長至上主義社会の弊害、すなわち「人間性」の浸食や「正義、調和、美、健康」の損失は、主流の経済学においては、損失として取り上げられることはなく、無視さ



れていることに注意したい。彼は既存の経済学の枠組みを超えた視野に立って、現代経済学を「物質主義の哲学」、あるいは「物質的所有と消費といわゆる生活水準を偶像崇拜する」ところの「経済学という宗教」と特徴づけている。

以上のことと関連して、シューマッハーは規模の巨大化の傾向の問題を指摘する。市場における競争と効率の追求はたえず企業組織の大規模化、技術の巨大化を促進する。また国家の行政機関も固有の権力拡大志向と効率性のために巨大化を志向する。企業は市場の拡大を求めて、合併や買収によって組織を大規模化する。しかしシューマッハーによれば、組織が大規模になればなるほど、諸個人はますます多くの複雑な規則によって判断能力と行動の自由を制限され、仕事への意欲を失い、組織の中の人間関係が形式化する。また組織は自己の保全と拡大を自己目的とするようになり、社会の利益に反する行動をとることも辞さない。彼は言う。「大規模組織はしばしば悪事を行い、反道徳的で、愚劣で人間性に悖る行動に走るが、それは組織内部の人間の性格によるのではなく、ただ組織が巨大さの重みを引きずっているからなのである」(Schumacher 2004:57, 邦訳 84)。

また技術については、企業は大量生産のために省力技術を開発し、「大きさ、速さ、力」を可能な限り高めた「巨大技術」を追求する。しかも技術はいったん高度に発達すると、技術固有の論理にしたがってますます高度化し、抑制することが困難になる。その結果、高度な技術の力は、兵器や原発のように、破壊性と暴力性のリスクを帯びるという。

さきに、成長主義社会が環境破壊による自然の景観美と人間の健康を侵害するというシューマッハーの議論を見たが、彼は現代経済学が成長政策の必要を説く一方、環境悪化の問題を正面から取り上げな

いことを批判する。すなわち経済学は経済活動のコストの中に自然環境を、私有物としての土地・自然資源を例外として、含めていない。彼は「人間が自然界に依存している事実の無視が経済学の方法論に内在した性格である」とのべ、「市場は社会の表面を反映しているにすぎず、その意義はその時々瞬間的な状態に関することだけである。物事の深層の究明やその背後にある自然界や社会の事実の吟味は含まれていない」と批判している (Schumacher 1973:40, 邦訳 58)。

これと関連して、シューマッハーは現代経済学が本質的に短期的繁栄を重視し、長期的な安定を軽視することを指摘する。彼は「経済学の判断は長期より短期をはるかに重く見る」とのべ、「現代の豊かさの蹉跎の原因は…誤った優先順位、すなわち束の間の財の極端な重視と永遠なものの徹底した過小評価にある」という (Schumacher 1973:39, 邦訳 57; Schumacher 2004:81-82, 邦訳 117)。その顕著な例が先に触れた、成長のための生産の極大化と自然資源の乱費である。その結果が再生不可能資源（化石燃料）の枯渇、再生可能資源の急速な減少であり、気候変動の被害と負担を将来世代に転嫁することである。

以上のように、シューマッハーは現代資本主義と現代経済学がはらむ問題点を多角的に分析し、次いでその克服の道を論ずる。

## 2 全体的人間 (The whole man) の思想

シューマッハーはいう。「あらゆる学問分野は、どんなに専門分化していても、一つの中心と結びついている。…中心を形づくっているのは形而上学と倫理学である」(Schumacher 1973:85, 邦訳 120-1)。彼のいう形而上学とは、宇宙（または自然）とその運動と秩序を支配する力をもつ根源的存在に関する

見方、また人間がその宇宙の中で占める位置と自己の本性に関する見方である。倫理学とはその人間本性に適った生き方に関する教説である。したがってシューマッハーによれば、いかなる経済学も一定の自然観と人間観を、暗黙のうちにであれ、もっているという。上に見たシューマッハーの現代経済学の分析においてもすでに、それが前提している特殊な人間観がある程度示された。本章では、シューマッハー自身の形而上学と人間観を概観し、それが現代経済学のそれとどのように異なるのかを明らかにしたい。

シューマッハーによれば、宇宙は鉱物（または物質）、植物、動物、人間という四つの段階ないしレベルから成るという。鉱物と植物の間には生命という断絶ないし飛躍が、また植物と動物の間には意識の有無という断絶がある。そして動物と人間の間には精神の「自覚」という飛躍があるという。このように宇宙は四つの異なった存在のレベルの階層的構造をなしている。人間はこの構造の中で鉱物の要素、生命の要素、意識の要素、自覚の要素のすべてを自己の内にもっており、物質、生命、意識的生命としての動物、精神（spirit）を包含する四重の存在である。人間は身体的存在、また生命的存在として自然界に連続し、これに依存し、これと深い「相応性」をもっている。しかし人間は動物とちがって精神という自覚の能力をもち、世界と社会の中の自己を内省し、宇宙全体と自己の関係を認識する潜在能力をもっている。精神は外界を理性的に認識する能力をもつだけでなく、道徳的・審美的・宗教的認識能力、意志と行動の自由をもつ人格であることを自覚する。シューマッハーによれば、このような形而上学的理解は西洋のアリストテレスやトマスおよびインドのヒンズー教や仏教の思想家によって認識され、以後、継承されていた。しかし近代にいたって、このよう

な存在の次元の質的区別を認めない哲学が現れた。デカルトの数学的・機械論的自然観と科学技術による自然支配の思想。物質的消費と幸福を同一視するベンサム功利主義。人間を利己心にもとづいて経済活動する存在と規定し、市場における商品取引の社会的総量（国民総生産）の増大を社会の最高目標として追求する近代経済学。哲学・道徳・芸術・宗教などの精神的文化をたんに人間の頭脳の意識の産物または物質的利害関係の反映（「上部構造」）と見なす「唯物論的科学主義」。人間を自然選択・適者生存による遺伝的進化の産物にすぎないとして、人間の精神と主体的自由の余地を否定する一部の進化論者など。シューマッハーはこれらの思想が科学技術の暴走、人間の幸福の要素としての物質的消費の偏重、生産と消費の限度なき増大への信仰などの現代の危機的状況をもたらした思想的原因であるとして批判する。そしてこの危機の原因を洞察し、その克服の道を見出すのが「英知」（wisdom）であるという。

英知は近代の主要な思想の価値観の偏向と不均衡を洞察し、人間の精神のもつ道徳的・審美的・宗教的能力を含む「全体的人間」の回復を志向する能力である。英知は第一に科学技術が道徳を排除している事態を指摘し、科学技術を推進する自然支配への欲望、人間の競争心、高慢を抑制することの道徳的可能性を重視する。英知はまた、経済学が人間の幸福をおもに消費による満足に求め、そのために生産を極大化することを個人にも社会にも期待する価値観を一面的な人間観と見なし、現実の人間がしばしば非経済的動機（社会的、道徳的、審美的動機）から行動することを指摘し、食欲や嫉妬心（飽くなき富の追求と競争）への捕われからの脱却を説く。英知は人間の幸福を自然界の中の人間の小ささに応じた節度と簡素な生活（「足るを知る」）、社会的公正

と調和、自然に対する非暴力、健康、自然美の観賞に求めることを教える。

このようにシューマッハーは人間の生が物質的生産と消費という経済活動に尽きるものではなく、心と精神の多面的な能力を具えており、その能力の全面的な開発と活動によって「全体的人間」、つまり真の人間性をそなえた存在になりうることを主張する。彼はこのような人間観に立って、新しい経済思想を構想する。

### 3 超経済学の構想

シューマッハーは「超経済学」(meta-economics)の概念を導入する。この語はアリストテレスが自然学(physics)の背後にあつてその基本前提をなしている自然界の根本原理を究明する学として形而上学(meta-physics)を創始したことに対応して、経済学の基本前提をなす人間と自然の関係の根本原理を明らかにする学の名称として造語されたものである。彼は、すでに見たように、いかなる学問にも、したがっていかなる経済学にもその前提となっている一定の人間観と形而上学(人間と自然と根源的実在の関係)、またそこから導き出される倫理学があると見る。そのような観点から彼は、前章までに見たように、現代経済学が前提している形而上学と人間観を分析し、批判したのであった。本章では、人間と自然の関係に関する彼自身の見解と人間観がどのようなものであるか、またそこから彼の描く超経済学がどのような性格のものであるかを概観してみよう。

#### (1) 目的と手段の関係の転換

シューマッハーは現代資本主義の功利主義が物質的生活という、本来生活の手段であるはずのものを目的化し、本来目的であるべきものを葬り去るとい

う本末転倒の誤りを犯しているという。彼においては、人間生活の目的は人間性の発展と完成にある。すなわち、人間が仕事を通して身体的存在と社会的存在としての自己を展開するだけでなく、精神的存在としての基本的徳性(深慮・知恵、平等的正義への志向、行動への勇気、節度、互助・博愛など)の実行に努めることが生活の意味と目的である。生産と消費、商品の交換・取引はその目的のための重要な手段ではあるが、人生の目的にはなりえない。しかるに現代文明は物質的富の獲得という手段を目的の地位にまで高め、本来の目的である精神的なものを追放し、人間性においては貧しくなった。彼の超経済学は人間生活の目的を再び目的の地位に回復し、経済生活をそれにふさわしい従属的な地位に戻す試みである。彼は、「経済学が環境の中の人間を扱うのと同様に、超経済学の目的は二つの部分から成り、一つは人間を扱い、他方は環境を扱うと期待してよい」という(Schumacher 1973:42, 邦訳 61)。シューマッハーはまず経済活動の中心にある仕事(work 働くこと)を取り上げる。そして、仕事の目的は三つあり、第一に、自己の能力を発揮し、働くことの喜びと誇りをもつこと、第二に他の人々との協力、第三に社会への財とサービスの提供であるという。仕事はたしかに一定の苦勞と苦痛を伴うが、しかしたんなる苦痛やコストに尽きるものではなく、身体と心の潜在的能力を伸ばし、他者と共働し、その成果を広く社会の人々に分かち与えることの喜びと満足と自信は生活にとって重要不可欠のものである。働く場所と手段をもたず、生活できないことは不幸である。しかし多くの財産をもち、働かず消費するだけの生活も決して羨むべきことではなく、個人としても社会的存在としても人間本来の重要な目的を欠いている。誰もが仕事をもつこと、すなわち完全就業が最優先されるべきである。

## (2) 自給経済圏としての地域社会

1 で見たように、現代資本主義は経済成長を求めて企業、国家、技術が大規模化する傾向をもっている。シューマッハーはこの「巨大主義」がむしろ組織の機能と効率を低下させるだけでなく、人間の心を蝕み、自然を破壊する結果を招いていることを指摘した。政治が巨大な国家の権力と行政組織に握られ、経済生活が巨大な企業の資本の力によって動かされている事態の下で進行する権力の不均衡、貧富の格差、都市と地方の格差を克服するために、彼は規模の縮小を提案する。彼はこういう。「人間は小さな、理解の届く集団の中でこそ人間でありうる。そこで、数多くの小規模単位を扱えるような構造を考えなければならない。経済学がこの点をつかめないとすれば、それは無用の長物である」

(Schumacher 1973:68, 邦訳 97)。人々の安定した生活と自然の資源と生態系を守り維持するためには、経済圏の規模を縮小し、地域社会を自給度と独立性の高い経済単位とすることが必要である。シューマッハーのいう地域社会とは、人口 150 万から 300 万程度の規模で、その内に多数のより小さい単位である地区を包含している。各地域社会は相互に緩やかな連合体を形成し、地域社会相互の補完的協力の調整的機関として国の権限が再編成される。必要なのは効率性のための「中央への集権化と規格化」ではなく、都市と農村の不均衡を取り除く「分権化と地方化」である。

地域における主要産業は、都市部は別として、農林水産業である。シューマッハーは農業の現状が工業並みの生産性向上を求めて農薬と化学肥料の多用、機械化省力化・集中化を進め、その結果、農産物の安全性と質の低下、土壌の劣化を招いていることの危険を指摘する。彼は農業と適切な土地利用は人間

と生き物の健康、自然の景観美、人間と自然の持続性の三つを目的としなければならないと訴える。シューマッハーは、農業の基本原理は、工業とちがって、生命ある物質を扱うことであり、自然界の生命の真理は循環の法則（物質循環、昼夜・四季の循環、生き物の生命のサイクル）、（環境と生物種の）多様化、分散化（動植物の分布）の三つであるという。農業はこれらの法則を認識し、これに順応しつつ、耕作と栽培を行わなければならない。彼は農業の目的は三つあるという。すなわち、第一に、脆い存在である人間が生きた自然界との結びつきを保つこと、第二に、人間の生存環境を人間に適したものに換え、これを気高いものにすること、第三に、人間らしい生活を営むのに必要な食糧と原料を産出することである。

人間は農業のほかに工業をも必要とする。しかし工業は、市場価値中心の現代において広く信じられているように、農業以上に重要なものではない。反対に、農業は工業以上に人間の基本的な営みであり、この関係にふさわしい農工間の均衡が必要である。

## (3) 地域社会と結びついた企業

シューマッハーは自然が人間の経済生活の基本前提であるとのべ、とくに地水火風の四大要素についてこういう。「空気、水、土、火の四つは超経済的要素である。人の手になるものではないが、人はこれらの四大要素に依存している。これらを求める価値があるのは、それらがある目的のための手段としてではなく、目的そのものとしてである」

(Schumacher 2004:172, 邦訳 243)。また土地に関してこういう。「もちろん、土地とその上に住む生物は〈生産要素〉、つまり目的のための手段ではあるが、そのことはそれらの二次的な性格であって、一次的性質ではない。土地と生物は何よりもまず目

的そのものであり、超経済的なものである。したがって、土地はある意味では聖なるものと言っても、事実の言明として合理的な正当性をもっている」(Schumacher 1973:97, 邦訳 139)。

空気と水は人間が一瞬たりとも欠かすことのできないものであり、土地は人間の毎日の食べ物を生み出す根源であり、また火はエネルギーまたは熱としてやはり人間に欠かせないものである。これらは人間のためのたんなる手段であるにとどまらず、人間が全面的かつたえず自己の生存を負っているものであるから、目的、または超経済的なものと言われる。したがってこれらの要素はたんなる私有物または商品として扱ってはならないものである。

ではシューマッハーは生産手段の私有制を廃止して共有制にすべきだというのだろうか。彼は私有制と共有制を二者択一的には捉えず、私有制と市場経済を存続させつつ、これに一定の枠組みを設定し、地域社会の中に共有制と計画の可能性を生み出そうとする。その理由として、彼は私有権には二種類あり、両者の区別が重要であるとして、こういう。

「私的財産について第一の最も基本的な事柄は、(a) 創造的な仕事の助けとなる財産と、(b) 創造的な仕事を排除する財産とを区別することである。(a) には自然で健全な要素がある。自営業者の個人財産がそれに当たる。他方、(b) には不自然で不健全な性格がある。みずから働かず他人の労働に寄生する人の個人財産がそれである」(Schumacher 1973:245, 邦訳 343)。(a) と (b) を分けるものは企業の規模の大きさであり、中規模の企業になると、(b) の性格を帯び、私有権による他者の労働の搾取が始まり、大企業はいっそう不合理であるという。企業の所有者だけが利益を取り込むのは公正に反するから、従業員および企業が存在する地域社会が利益に与かるように変えるべきである。

そのためには、まず一定規模以上の企業は株式の半分を企業の所在地である地域の公共機関に無償で与え、代わりに法人税を免除される。公共機関は企業の利益配当の半分を受け取るものとする。

企業の経営上の権利・義務の行使は社会評議会に与える。評議会は地域の労働組合代表、経営者団体の代表、専門職業団体代表、陪審員から構成される。

企業は一方では収益性を追求しつつ、他方では経営に当たって従業員および地域の人々の総合的で幅の広い人間性の発展（地域の健全な環境の保全と住民の健康、文化的豊かさ）に貢献する責任を負う。こうして企業と地域社会が密接に結びつき、その結果、地域社会が自給力を増し、なかば自治的な単位となる。

#### (4) 自然資源と持続性

第一章で見たように、シューマッハーは現代の環境悪化と資源減少の問題が現代資本主義の経済成長追求に起因しているとする。彼は環境・資源問題を根本的に捉えるためには四つの種類の財を区別することが重要だという。すなわち、まず一次財と二次財の区別である。前者は自然界の中に見出される財であり、人間が作ることができないものである。一次財はさらに再生不可能財と再生可能財に分かれる。前者は金属、化石燃料などの鉱物であり、後者は水、空気などの物質、また木材や穀物、魚介類などの生物資源である。二次財とは人工物であり、工業製品とサービス（医療など）に分かれる。これら四種の財は相互に質的に異なっており、代替できないものである。ところが、市場ではこれらの財の質的相違が無視され、貨幣価値に一元化される。シューマッハーはここに環境悪化と資源問題の原因があるという。空気や水は市場価値をもたないため、汚染が放置される。再生不可能財である地中の化石燃料は有

限量であるにもかかわらず、加速度的に大量消費され、再生可能財である生物資源も過度に大量に消費されるならば、生態系の循環が損なわれ、再生能力を失う危険が増大する。それは破局への道である。

多くの経済学者は、環境資源問題は新たな科学技術の開発によって解決できると楽観的に語っているが、シューマッハーは、彼らが上にのべた財の質的区別と代替え不可能性を認識せず、科学技術を過信しているという。彼は空気や水は、たとえ市場価値をもたなくても、すべての生命を支える超経済的存在であり、目的であるから、汚染防止と保護の政策が不可欠であると考え。また化石燃料の減少に対しては、これに代わる再生可能エネルギー資源の開発が急務であるという。生物資源の過剰消費に関しては、資源の年間採取量が資源の年間再生能力を超えてはならない。それによってはじめて人間とすべての生きものと自然の生態系が永続性を保証される。過剰消費の一時的繁栄とそれが引き起こす将来の破局ではなく、安定した永続性こそ、英知が重視するものである。

彼は「人間性の本当の欲求と、われわれの周囲の自然界の健康と、世界の天然資源と両立できるような、新しい生活様式を編み出す」ことの必要を訴える。彼のいう「人間性の本当の欲求」とは、物質消費の増大を幸福の尺度と考える現代功利主義のそれではなく、上にのべた「仕事」を通じて培われる「人間性の純化」である。いいかえれば、「消費は人間が幸福を得る一手段にすぎず、理想は最小限の消費で最大限の幸福を得ることだ」という生活観への転換である。

#### (5) 発展途上国の開発

先進工業国において発展途上国への開発援助の成功の基準とされているのは、普通、被援助国の GNP

の成長である。しかしシューマッハーによれば、これはおもに自然資源（化石燃料などの鉱物資源、農産物、木材など）の開発と輸出による外貨獲得を意味しているが、実際には貿易赤字の増大と先進工業国への依存（債務）をもたらし、大多数の民衆の一層の貧困化を招いている。

彼は、必要なのは財の開発ではなく、人間の開発であるという。自立と自給のための知識である。独立心をもつ人間形成の教育、地域社会の中での組織化と協力である。

途上国の貧困の原因は失業にある。開発の成果は国全体の生産高または所得（GNP, GNI）で測るのではなく、大多数の人々が仕事の機会を得て、最低限の生活の必要を満たせることを目標とすべきである。たとえ国民総生産は一時的に下がっても、完全就業を優先することが将来の自立への力になる。

輸出向けの産物の生産よりも、まず人々自身の生活に基本的に必要なもの（食糧、住宅用建材と薪、衣類、農機具）の生産に重心を移す。そのさい、地域で得られる自然資源を活用する。またその産物は地域内で交換し、循環する。こうして地域社会が農工業の自給的経済構造を作る。

技術は古い土着技術でもなく、先進国の大規模かつ複雑で高価な技術でもなく、両者の中間の新しい技術を開発する（中間技術）。農業および農産物の一次加工に必要な技術。人々の衣食住に必要な生産の技術。雇用を節約する資本集約的な技術ではなく、誰でも利用できる簡単で小規模の安価な技術である（適正技術）。

また地域社会が郷土への愛着と誇りをもてる特色ある文化的まとまりを育成する。

#### 4 21 世紀に受け継がれるシューマッハーの思想

冒頭にのべたように、時代状況はシューマッハー

の死後、環境・資源、開発、平和などのいずれの分野においてもいっそう危機的な状態に陥ったといえる。その中で、40年を経過した現在においても彼の思想のもつ意味は失われていないばかりか、むしろいっそう鋭く現代の窮境のよってきた根本原因を言い当てているといえる。以下、シューマッハーの思想が今もなお保持している意義と可能性を次の四つの点に絞ってのべてみたい。

### (1) 再生可能なエネルギーと自然資本の不可欠性

われわれは現在、近い将来における化石燃料の枯渇と地球温暖化の切迫とに挟み撃ちされている。シューマッハーはこの危機を上記の四種の財の区別によつて的確に解明し、また生産（GDP）の無制限な増大による再生可能な自然資本の喪失と生態系の崩壊の危険を警告し、経済の「永続性」を提起した。この認識は現在、ハーマン・デイリーの定常状態と持続可能な発展の概念によつて一層明確に展開されている（Daly 1996；Daly and Cobb 1989；Daly and Farley 2004）。

### (2) 地域社会の自給力向上への動き

1990年代以来の市場経済のグローバル化と巨大企業の支配力拡大に抗して、ヨーロッパ諸国の多数の地域社会においては、化石燃料と原子力発電から再生可能エネルギーへの転換が急速に進行している。住民と自治体、それに地元企業が一体となって地域の資源を利用して発電、地域暖房、給湯のシステムを作り、エネルギー自給率を高め、雇用をも創出しつつある。このシステムの運営組織の多くは住民の共同出資で設立されている<sup>(1)</sup>。またこれと並行して、欧米や途上国で地産地消型の有機農業と持続可能な地域経済の自立を目指す多様なエコビレッジ（Eco-village）の運動が進行しているが（Dawson 2006）、

これもシューマッハーの「規模の縮小」と「民衆中心」（People matter.）の思想の発展と見ることができる。

### (3) 発展途上国における人間の開発

上に見た地域社会の住民が主体となってエネルギー自給を開拓する運動は、先進国と途上国とを問わず、「必要なのは財の開発ではなく、人間の開発だ」というシューマッハーの思想と一致する。生産高や所得で測る経済開発ではなく、人々が地域の資源を活用して自らの生活の道を切り開く自由こそが大切だという人間開発の思想である。また、アマルティア・センが現代経済学の所得または効用重視の福祉観の限界を指摘し、人間の潜在能力（capability）を発揮する主体的自由こそが福祉の重要な要素だと主張しているのも、シューマッハーの思想を受け継ぐものであろう<sup>(2)</sup>。

### (4) 人間の道徳的資性と市民（住民）の運動

シューマッハーは、現代経済学における倫理学排除の傾向に抗して、人間の精神的能力、とくに道徳的資性への信頼を繰り返し強調していたが、この可能性は現代においてNGO、NPOなどの自発的な市民活動や社会運動によつて行動に移されていると思われる。すでに見たように、シューマッハーはカトリックの古来の教えである「基本徳」が現代において見失われていることが現代文明の混迷の深い原因であると主張した。基本徳とは、英知（深慮）、平等と公正としての正義、節度（自己抑制）、勇気の四つである。英知は、現代文明がひたすら物質的繁栄を追求した結果として環境・資源問題に直面したことを見抜き、人間社会とすべての生命の「永続性」が物質的豊かさより上位の目標であるべきことを認識する。英知はまた、経済成長のための競争が人と

人、人と自然の間の敵対と暴力を生むゆえに、非暴力と平和を成長と競争よりも優先した位置におくべきことを教える。平等と公正としての正義という徳は、社会的および国際的な貧富の格差が深刻化している現代においてはしばしば忘れられているか、または意識的に遠ざけられている事柄である。節度（自己抑制）は、現代資本主義が生産・消費の極大化を追求することを通じて人々の物質的欲望の解放を煽り高めている状態では、冷笑され、あるいは反発を買いかねない生活態度であろう。しかしそれにもかかわらず、社会全体の中で見れば少数とはいえ、これらの徳性を復権させようと活動している人々が存在する。それが NGO, NPO の人々、またさまざまな社会運動に参加している住民や諸個人である。彼らは社会の中で、また国際社会において環境、平和、福祉、開発などの分野で活動している。彼らは先進工業諸国家と大企業が進める市場経済のグローバル化と成長政策が引き起こした環境破壊、国際紛争、社会的及び国際的な貧富の格差拡大などの被害者の救済やこれらの問題の原因克服に取り組んでいる。彼らは国家と資本の力から独立した立場に立って、持続可能でより公正な産業・技術・生活様式を自由な発想で、自発的かつ共同で実践的に創り、拡大しつつある。彼らの活動や運動の中にシューマッハーの言う「徳」——英知、正義、節度、勇気——の現代的な発露を見ることができるであろう。

## 注

(1)飯田哲也（2011）、滝川薫・村上敦・池田憲昭・田代かおる・近江まどか（2012）。日本の地域社会がエネルギー、農業、福祉において再生する実践報告として、藻谷浩介・NHK 広島取材班（2013）。有機農業運動は欧米でも、たとえば「地域社会に支えられた農業」（CSA）運動として広がっている。日本

でも、たとえば生産者と消費者の「提携」による有機農業運動を全国的に展開している日本有機農業研究会などがある。

(2)Amartya Sen（1987, 1992）。なおインドのラダック地域に関するヘレナ・ノーバーク＝ホッジの考察をも参照（Norberg-Hodge 1991）。

## 参考文献

- 飯田哲也（2011）『エネルギー進化論』、ちくま新書  
 滝川薫・村上敦・池田憲昭・田代かおる・近江まどか（2012）『100%再生可能へ！ 欧州のエネルギー自立地域』、学芸出版社  
 藻谷浩介・NHK 広島取材班（2013）『里山資本主義』、KADOKAWA  
 Daly, Herman（1996）: Beyond Growth, Boston. 『持続可能な発展の経済学』みすず書房, 2005.  
 Daly Herman and Cobb, John B. Jr.（1989）: For the Common Good, Boston.  
 Daly, Herman and Farley, Joshua（2004）: Ecological Economics, Washington/Covelo/London.  
 Dawson, Jonathan（2006）: Ecovillages: New Frontiers for Sustainability, Schumacher Briefing 12, Green Books, Cambridge, UK『世界のエコビレッジ』日本経済評論社, 2010  
 Kirk, Geoffrey (ed.)（1983）: Schumacher on Energy, London  
 Norberg-Hodge, Helena（1991）: Ancient Futures: Learning from Ladakh, Sierra Club Books. 『懐かしい未来 ラダックから学ぶ』懐かしい未来の本, 2011.  
 Pearce, Joseph（2001）: Small is Still Beautiful, London  
 Robertson, James（1998）: Transforming Economic Life: A Millennial Challenge,



- 
- Schumacher Briefing 1, Cambridge, UK. 『21世紀の経済システム展望』, 日本経済評論社, 1999
- Schumacher, Diana (2011) : Small is Beautiful in the 21st Century, Totnes, Devon, UK
- Schumacher, Ernst Fritz (1973) : Small is Beautiful: A Study of Economics as if People mattered, London 『スモール イズ ビューティフル 人間中心の経済学』 講談社, 1988
- Ditto (1978) : A Guide for the Perplexed, New York 『混迷の時代を超えて 人間復興の哲学』, 佑学社, 1980
- Ditto (1979) : Good Work, New York & London 『宴のあとの経済学』, 筑摩書房, 2011
- Ditto (2004) : This I believe and other essays, Totnes (Devon) , UK. 『スモール イズ ビューティフル再論』, 講談社, 2000
- Sen, Amartya (1987): On Ethics & Economics, Oxford. 『経済学の再生』 麗澤大学出版会, 2002
- Ditto (1992): Inequality reexamined, Oxford. 『不平等の再検討』 岩波書店, 1999
- Wood, Barbara (2011) : Alias Papa: A Life of Fritz Schumacher, Totnes (Devon, UK) 『わが父シューマッハー その思想と生涯』, 御茶の水書房, 1989

三浦 永光 (津田塾大学名誉教授)

メディアとしての 3D プリンター  
—世俗的造物主か受苦する人間か—  
3D Printer as Media:  
Worldly Gods or Suffering Humans?

吉田 健彦

YOSHIDA, Takehiko

はじめに

人類にとってメディアがなければその歴史を記録することはできなかったという明白な事実からすれば、人類史はそのままメディア史であるということができよう。しかしそれは単に記録に関する技術論的な変遷を意味しているわけではない。ベンヤミン (2007) は人間の知覚の様式が自然的制約だけではなく歴史的制約も受けるものだと考え、それを知覚のメディアと呼んだ。すなわち彼にとって、メディアとは人間がこの世界をどのように捉え、自己を構築するのかという存在論的な次元に関わる問題なのである。

無論、メディアそのものは極めて広義な概念であり、その分析は様々に可能であろう。例えばマクルーハン (1994) であれば、その副題 (“*The Extensions of Man*”) に明示されているように、メディアは人間の能力の拡張として理解される。本論では、特に伝達されるメッセージの形態に注目してメディアを分類する。このときメディアは、第一に、物理的な「モノ」を直接的にやりとりしていた物々交換の時代から、手紙や書籍という「モノ」に記号化された「情報」を載せてやりとりをする時代へ、そして記号化された「情報」を「モノ」を媒介せず直接伝達する腕木通信や電信、さらには現代のインターネットなどの時代へと変遷してきたと考える

ことができる。無論この時代区分は、そのまま現実の歴史的な発展段階に適用できるわけではない。直接対面して音声によって交わされる原初的なメディアである会話は、記号化された「情報」を直接やりとりするメディアの最たるものだろう。また、メディアは多くの場合複層的な構造をもち (例えば物々交換で交わされる「モノ」それ自体が、その年の作物の収穫程度という情報をメタ的に表す場合など)、あるメディアがこの分類の複数領域を横断していることもあり得る。

その上で、ここには二つの重要な特徴が見いだされる。第一に、上記の区分が技術史上の順序を表しているのではないとしても、メディア技術の進歩の方向性は、大局的には「情報」を直接的に伝達する方向へ、すなわち「モノ」の具体的なやりとりよりも抽象度を高める方向へ進むということである。現代情報社会においては、インターネットに代表される電子的メディアによってコミュニケーションが規定され、その結果としてコミュニケーションはあらゆる物事が「情報」そのものとしてネットワークのなかを流れることを意味するようになった。確かに、これによりコミュニケーションは高速化、広域化を実現できた。しかし、人間が人間である以上必然的に (物理的実体を伴った) 他者とのコミュニケーションを求めざるを得ず、かつコミュニケーションか

ら「モノ」の存在が抜け落ちることによって、いわゆる情報技術に基づいたメディアへの偏重は、人間存在そのものの仮想化をもたらすことになった。そして第二に、先述の分類からも明らかなように、かつて「モノ」それ自体を記号化された「情報」として送るようなメディアは存在しなかった。地図や設計図は、一見この分類に該当するように思えるが、しかし例えば設計図であれば、そこで実際に伝達されるのは、あくまで現実の構造物ではなくその建造のための設計情報でしかない。現代情報社会においては電子的な情報の電送が全地球的かつほぼ光速で行えるのに比べ、「モノ」の伝送はいまだ物流システムの持つ大きな制限の下に留まっている。

しかし近年急速に普及し始めている3Dプリンタは、「情報」と「モノ」の境界線を消失させる点において、これまでのメディアとは根本的に異なる事態を社会にもたらす。アンダーソン(2012)は、この技術が従来の工業社会における生産様式を大きく変えるだけでなく、文化にさえ変革をもたらすだろうと述べている。けれども、恐らくそれだけではない。彼自身が指摘している通り、かつてコンピュータは、それ単体では引き起こすことのできなかった(その善悪はともかく)文明史的な大転換を、インターネットと結びつくことによって、すなわちメディアとなることによって成し遂げた。同様に、3Dプリンタもまた、単なる生産技術ではなくメディアとして分析することで、初めてそれがもたらすインパクトを理解することができる。

本論ではまず第1章において3Dプリンタの技術的背景について確認する。その上で第2章では技術的な側面を超えた問題として、ビット(情報)とアトム(モノ)の境界線が揺らいでいる現代情報社会においてメディアとしての3Dプリンタがどのような意味を持つのかを、ボードリヤールのシミュレー

ション論を参照しつつ議論する。次いで第3章では、3Dプリンタの先史としてのバルトの写真論、ベンヤミンの複製技術に関する議論を踏まえつつ、我々が人間の顔を3Dプリントすることの根源にある動因について分析する。最後に、ボードリヤールの世俗的造物主とレヴィナスの顔の議論に触れつつ、この新たなメディアの時代においてなお、我々と他者とのあいだに固有な関係性が可能となるための条件について考察する。

## 1 3Dプリンタの技術的背景

3Dプリンタの技術そのものはそれほど新しいものではなく、プロダクトデザインの現場では既に広く利用されている。一般的にある物が製品化される前段階では数多くのプロトタイプが作成される。しかしこのプロトタイプの作製には、高度な技術や時間、そして製作費が必要となる。3Dプリンタを利用することによって、プロダクトデザインはこれらのコストを大幅に低減し得る。またコストの問題だけではなく、デザイン変更の容易さは、より良い製品を生み出すための試行錯誤において大きな利点をもたらす。ただし、3Dプリンタが持つ可能性は、このようないわゆるラピッド・プロトタイピング(rapid prototyping: RP)だけにおいて現れるわけではない。

ダイレクト・デジタル・マニュファクチュアリング(direct digital manufacturing: DDM)は、高価な金型を作成することなく、3Dプリンタによって直接的に最終製品を作り出すことを意味している。DDMによって、製品の小ロットでの生産に柔軟に対応することが可能となる(そもそも現時点では、3Dプリンタは従来の工業生産品のような大量生産には向いていないとされる)。

3Dプリンタは、技術的には第1に「ノズルから半

液状の素材を噴出して層を積み重ねていく「素材射出成形」、第 2 にレーザー光線などの光を光硬化性樹脂に当て層を積み重ねる「光重合」、第 3 に粉末を固めて層にしていく「粉末固着積層」(バーナット 2013 : 42) の 3 つに区分することができる。一般的なインクジェットプリンタのインクを立体的な層に重ねていくというイメージに近い素材射出成形方式は、一般家庭用の廉価な 3D プリンタに利用されることが多い。近年 3D プリンタが特に注目されている背景には、関連特許の期限が切れることによって安価なモデルが幾つも商品化され始めたこと、個人的なレベルでも 3D モデリングが容易になってきたこと、またネットワークの発展によって 3D データの共有システムが拡大してきたことなど、複数の要因が考えられる。バーナットは、RP, DDM に続いて 3D プリンタがモノの製造に及ぼす第 3 の大きな変革として、パーソナル・ファブリケーション (personal fabrication : 情報技術を用いて個人レベルで行われるモノづくり) が可能になることを挙げている (同書 : 108)。

バーナットによれば、パーソナル・ファブリケーションの拡大には以下のようなメリットがある。第一に、素材射出成形方式の場合、素材としてはアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン (acrylonitrile butadiene styrene : ABS) やポリ乳酸 (polylactic acid : PLA) などが用いられるが、PLA はコーンスターチやサトウキビなどの植物由来の原料から生成されるので、ABS よりも環境負荷が少ない。第二に、3D プリンタによるモノづくりは、部品を切りだして組み立てるためにどうしても破棄される部分が出てしまう従来の (減算的) 製造法とは異なり、可算的製造法 (additive manufacturing : AM), すなわち最終形に必要な分の材料だけを重ねて成形する方式のため、資源の節約になる。そして第三に、

パーソナル・ファブリケーションは、現在ではグローバル化している生産市場を、再びローカルなものにする可能性をもつ。3D プリンタは個人で使用する少数生産に向いているため、地域を越えた商品の移動 (それには大量の石油消費が必要となる) を伴わない消費活動の幅を広げる。生産活動のローカル化は、環境負荷の低減だけではなく、文化的にも大きな変化をもたらすきっかけとなるかもしれないと、バーナットは考えている。

とはいえバーナットの主張はあまりに楽観的に過ぎるように思われる。PLA が環境負荷を本当に低減し得るかどうかについては、原料となる植物の育成から PLA の生成、工業製品の製造・販売から廃棄・分解に至るすべての過程、そしてそれらの工程間における輸送において生じる、すべての環境負荷について定量的に分析しなければ判断できない (life cycle assessment : LCA)。また、もし PLA の供給がローカルに行われるとしても、そのこと自体がその地域の (いうまでもなく重要な文化的側面である) 伝統的な農業形態をどのように変化させてしまうのかは、環境負荷計測の観点からだけでは捉えきれない。

3D プリンタに対しては、さらに直接的な問題を引き起こすことも懸念されている。例えば、現在 3D プリンタは義肢や歯の治療に用いられているが、それがさらに進み、臓器をプリント (バイオブリンティング) できるようになるとしたらどうだろうか。「オルガノヴォはオートデスクと協力して、世界初のバイオブリンティング用 3D デザインソフトを開発中であると 2012 年 12 月に発表した。オルガノヴォ会長のキース・マーフィーは、オートデスクとの提携によって『長期的には人々が自分自身の器官や臓器をデザインして、オルガノヴォで出力するようになる』という」 (同書 : 198)。クラウド上にある

見知らぬ誰かの優れた臓器をプリントアウトし、自分の身体に移植——あるいはコードとして移植——する。そこまで SF 的な想像をしなくとも、やはりここには、生命観の重大な転換を感じずにはいられない。

また、3D プリンタが鍵の複製や銃器の制作に悪用される恐れもある。Defense Distributed (<http://defdist.org/>) は、wiki weapon と呼ばれる、3D プリンタによって出力できる銃の本体の開発をオープンソースで行っている。しかし、これらのできごとを表層的に捉え批判することにはほとんど意味がない。少なくとも現時点では 3D プリンタによって出力された銃器が、その他の手段によって入手／作成され得る凶器よりも危険であるという合理的な根拠はないにもかかわらず、感情的な批判を隠れ蓑にして国家がなし崩し的な制限をかけようとするときには賛成できない（ただし一般的に技術が急激に進み、かつ低コスト化することから考えても、現在の 3D プリンタの機能的限界からのみ判断し、銃器の殺傷能力の低さを論拠にすることにも問題がある）。

その他、3D プリンタに対しては、知的所有権をどのように守っていくべきか、また、それによって製造された製品の安全性をどのように保証するのかなどといった点からも懸念が示されている。

これらがみな重要な論点であることは間違いない。しかしいずれにせよ、3D プリンタがもたらす（かもしれない）希望も危険も、本論の関心の対象ではない。結局のところこれらの議論はいずれも技術論を超えるものではない。3D プリンタの推進者たちが語る希望には幾らでも反論が可能であり、否定派が語る（それもまた技術のひとつである）法的規制などには幾らでも抜け道がある。その次元にとどまる限り、我々の目に映るのは、技術の前で右往左往する哀れな人間の姿でしかないだろう。そうではな

く、これらの技術が本質的に何を意味し、どのような影響を人間存在に及ぼすのかを考えなければならない。

## 2 ビットとアトム

そもそもなぜ 3D プリンタをメディアとして理解する必要があるのか。確かに、単体としての 3D プリンタは単なる印刷機械に過ぎない。しかし、単なる計算機械に過ぎなかったコンピュータがネットワークと結びつくことによって人類の在り方を大きく変えたように<sup>①</sup>、生産に革命的な変化を引き起こすと喧伝されている 3D プリンタが本当にその影響力を人類に対して持ち始めるのもまた、ネットワークと結びつき、そして（現在ではコンピュータとインターネットを殊更別けて考えるひとがいのないと同様）メディアそのものにまでなるときだと思われる。

では、メディアとして考えた場合における 3D プリンタの固有性とは何だろうか。冒頭で述べたとおり、それはモノをデジタルな情報として直接的に伝達できるという点にある。このことは従来とはまったく異なる次元に我々のコミュニケーションを変異させることになる。遠藤（2013）は、コミュニケーションとは「あるメッセージ（情報、コンテンツ）が A 地点から B 地点へと送られること」であり、「この送信を媒介する（あたかも、道路や鉄道が人や物の移動を媒介するように）のが、『メディア』（同書：30）であると定義したうえで、Twitter などの現代情報メディアは、発信元と受信先で情報が同時並存するという点において、モノのコミュニケーションとは決定的に異なるということを指摘している。遠藤の主張は極めて正しいが、しかし 3D プリンタという技術が示しているのは、いまやモノそれ自体さえもが同時並存性をもつようなコミュニケーションの時代が到来しようとしているということ

である。

なぜそのような変化が重要になるのか。それは、端的に、メディアの在り方が（自然的、歴史的制約を受けた）我々人間の在り方そのものと密接に関連しており、そのため、現代社会における人間存在について考えるのであれば、必然的に我々はベンヤミンのいう知覚のメディアについて考察しなければならぬためである。

では、モノそれ自体が同時並存性をもつとはどのような事態を指すのだろうか。現代情報メディアが莫大な量の情報のやりとりを可能にし、それが物理的な（いわゆるリアル<sup>1</sup>の）世界にまで影響を及ぼしているとしても、やはり我々の生活はモノに囲まれ、モノを基盤として成り立っている。我々は情報を食べるわけにはいかないし、情報の上で暖かく丸まって眠ることもできない。アンダーソンはそれを「アトム（＝モノ）」と「ビット（＝情報）」という言葉を用いて説明している。「僕たちが『オンラインの世界に生きている』と言う人もいるが、日常の出費や生活となると、それは誤りだ。僕らはモノに囲まれたリアルワールドに生きていて、食べ物や服、車や家が欠かせない。人間の脳だけが身体から切り離されてタンクの中で生きるような SF 的未来が訪れない限り、それは続く。ビットの世界は刺激的だが、経済のほとんどはアトムでできている」（アンダーソン前掲書：35）。

けれどもそれだけではない。3D プリンタに代表されるようなモノの複製技術が一般的となっていく世界において、アトムとビットの境界線は限りなく曖昧になっていく。「だれとでもコラボレーションでき、オンラインで世界中と共有され、編集され、再発見され、無料で譲られ、もし秘密にしたければ、そうすることもできる。アトムが新たなビットになるのは、要するに、アトムがビットのごとく振る舞

えるように作られるようになったからだ」。そして何よりも重要なのは、ビットのごとく振る舞うアトムに対して、我々が「コピーやシェアと同じくらい簡単に変更を加えられることだ。僕らはリミックス文化の中に生きている」（同書：96）。

遠藤は、モノは、たとえ複製技術によって複製可能であったとしても、それ自身確かな物質的実体をもつ以上、その自由な改変は原理的に不可能であり、一方、Twitter におけるリツイートに特徴的なように、現代情報メディアは「デジタル（データ）化され実態も場所も持たない抽象世界での『情報それ自体』の『再製』を可能に」しており、その点において従来の複製技術よりもはるかに社会に影響力を及ぼし得る「メタ複製技術」（遠藤前掲書：9）なのだという。いうまでもなく、ここで遠藤の分析のベースにあるのはベンヤミンの議論である。「芸術作品は、原理的には、つねに複製可能であった。人間が制作したものは、たえず人間によって模造されえたのである。…（中略）…これにたいして、複製技術による芸術作品の再生産は、ぜんぜん異質のことがらである。これは、歴史のなかで間歇的に、それもない間をおいて、しかし、しだいに強力におこなわれてきている。古代ギリシャ人が知っていた芸術作品の複製技術の方法は、ふたつだけであった。鑄造と刻印である。ギリシャ人によって大量生産された芸術作品は、ブロンズ像、テラコッタ、硬貨だけであった。その他はすべて一回かぎりのもので、技術的に複製することができなかった」（ベンヤミン前掲書：10-11）。

ここでベンヤミンが複製技術として思い描いているのは、木版、印刷、銅板、エッチング、石版、そして写真と映画である。しかしアトムとビットの境界線が失われていく現代において、3D プリンタが持つ潜在力は、明らかに遠藤の分析を超えたところ

にある。我々は、もはやモノそれ自体のリミックス  
さえできてしまう時代に生きているのだといえよう。

ここで注意しなければならないのは、モノそれ自  
体のリミックスが、単にあるオリジナルを少し変え  
たものを意味しているのではないということだ。モ  
ノとモノのあいだで完全な複製可能性があるとは何  
を意味しているのかについて、ボードリヤールは次  
のように鋭く指摘している。「あるモノとまったく  
同じモノが複製可能だという事実だけでも、すでに  
ひとつの革命といってよい。…（中略）…技術の結  
果であるこれら二つの生産物が社会的必要労働とい  
う点で等価であるという事実は、長い目で見れば、  
同じモノが大量生産されるという事実（労働力とし  
ての個人の場合も同様である）ほど本質的ではない」  
（ボードリヤール 2009a : 132）。

このような時代において、モノの在り方は、オリ  
ジナルに対する複製であることにその本質をもつ  
でも、複製技術によって大量生産されることにその  
本質をもつものでもない。そうではなく、もはやオリ  
ジナルが存在しないなかで、最初から複製である  
という認識に基づいて作られた「モデル」の差異の変  
調にすぎなくなるということだ<sup>(2)</sup>。「要するに、こ  
こでは2個あるいはn個の同一のモノが大量生産さ  
れる可能性が問題となる。これらのモノ同士の関係  
は、もはやオリジナルとその模造品の関係でもなけ  
れば、アナロジーや反映の関係でもなく…（中略）  
…互いに相手を規定しようのない無限のシミュラ  
クルとなる」（同書：130）。それは単に生産される  
モノの在り方を変えるだけではなく、現実の在り様  
そのものさえ変容させていく。「現実的なものの規  
定は、それに等しい複製の生産が可能なものとい  
うことだ。…（中略）…この複製過程では、現実  
は、単に複製可能なものではなく、いつでもすでに複製  
されてしまったもの」（同書：175）となるのである。

そうしてそのとき、この生産の主体であったはずの  
人間もまた、シミュラクルとなってしまふ。

ベンヤミンもまた、「複製がひとたび生じると、  
こんどは、あらかじめ複製されることをねらった作  
品がさかんにつくられるようになる。たとえば写真  
の原板からは多数の焼付が可能である。どれがほん  
とうの焼付かを問うことは無意味であろう」（ベン  
ヤミン前掲書：19）と述べている。

では、オリジナルが存在しない世界において、  
我々はいったい、何に基づいて、何を作りだすこと  
ができるのだろうか。

### 3 顔

3D プリンタ（＝ビットをアトムに変換する機械）  
を使用するためには、まず 3D データが必要となる。  
高度なそれを作成するためには、当然、極めて専門  
的な知識と習熟が求められるが、簡単なものであれ  
ば、現実存在するモノのかたちを取りこんでしま  
うのが最も早いだろう。この、アトムをビットに変  
換することを、リアリティ・キャプチャ（reality  
capture）と呼ぶ。興味深いことに、3D スキャナを  
最初に使うとき、「なぜだか、最初は自分の頭を取  
り込む人が多い」（アンダーソン前掲書：128）とい  
う。また、ThatsMyFace.com では、自分の顔を（あ  
るいは他の誰の顔でも）正面と側面から撮影した写  
真を基に 3D モデルを作成し、自分の頭部のフィギ  
ュアを作成することができる。さらに「天使のかた  
ち（<http://www.biotexture.com/mother/>）」という  
サービスでは、胎児を超音波エコーで撮影し、その  
顔を 3D フィギュア化するサービスを提供している。  
ここには直観的に、何かしら不気味さが秘められて  
はいないだろうか。我々はなぜ、我々の顔を 3D プ  
リントしようとするのか。

メディアと顔の関係を考える際に、バルト（2011）

における他者の顔の写真<sup>(4)</sup>についての分析が参考になるだろう。いうまでもなく写真は、他者を複製する技術であるという点において 3D プリンタの前史に位置づけられる。

バルトは写真が持つ特性を「ストゥディウム」と「プンクトゥム」に別けて考える。前者は、写真の撮影技術や、それが文化的なコンテキストのなかで何を意味しているのかといった、いわば語ることができ、共通理解を持ち得るような一般的関心を意味している。それに対して後者は、「ストゥディウムを破壊（または分断）しにやって来るもの」（同書：38）、私を突き刺すもの、文化的な意味づけや共有され得る技法から逸脱したどこかで我々に避けがたく迫ってくる被写体をもつどうしようもない事実性——「手に負えないもの」——を意味している。この、合理性や理性によっては決して語り得ないプンクトゥムに自らを曝すということが、そこに写された被写体との出会い＝関係性の絶対的な固有性を露わにする。このとき、写真に写されたものは、もはや写されただけのものではない。「この陰鬱な砂漠の中で、ある写真が、突然私に到来する。その写真は私を活気付く、私はその写真を活気付ける」（同書：31）。バルトはこれを相互本来的（co-naturel）と呼ぶ。

写真が持つこの相互本来性は何によって根拠づけられるのか。それは、被写体と画像とのあいだにある物理的な連続性によってだとバルトはいう。被写体に反射した光がレンズを透過しフィルム上の感光物質を変化させ、化学処理によってネガが得られる。それが印画紙に転写され、我々はその像からの反射光を網膜上に捉える。この連続性によって、我々は写真に写された被写体を単に眺めるだけでなく、その存在を直接的に経験できるのである。

しかしそこに現れる被写体としての他者は、我々

を慰め、安心させ、支えてくれるような存在ではない。それはまさにメディアを貫通して、時間を超えてなおそこに現前する手に負えないものであり、むしろ狂気をすら引き起こす怖ろしさを秘めている。それ故我々は、その狂気を飼い馴らすために写真を大量に複製し、一般化し、ありふれたものへと無毒化していく。

しかし本当に、写真に写された他者は我々を突き刺し得るのだろうか。ベンヤミンは複製技術によって芸術からアウラ<sup>(4)</sup>が消失していくと考えた。ベンヤミンによれば、写真の発明によって、芸術は礼拝的価値から展示的価値へとという徹底した変化に曝されることになった<sup>(5)</sup>。それでも、アウラがそう簡単に消えるものではないということもまた、彼は十分に理解していた。そのアウラが最後の避難先として選ぶのが、人間の顔である。「初期の写真術の中心に肖像写真がおかれていたのは、けっして偶然ではない。遠く別れてくらしている愛するひとびとや、いまは亡いひとびとへの思い出のなかに、写真の礼拝的価値は最後の避難所を見いだしたのである。古い写真にとらえられている人間の顔のつかのまの表情のなかに、アウラの最後のはたらきがある」（ベンヤミン前掲書：22）。

ただしこれは、あくまで銀塩写真に限った議論ではある。デジタルカメラの誕生は、若くして亡くなったベンヤミンの死後さらに 35 年を待たねばならなかった。そのとき、すなわち複製技術がさらに進化しアナログからデジタルへと変わったとき、デジタル写真における最終的な現実／オリジナリティの消失が訪れたことをボードリヤールは強調する。デジタル技術によって「イメージを合成する操作には、もはや準拠枠は存在せず、現実自体が、ヴァーチャル・リアリティとして直接生産されてしまうので、もはや現実そのものとして出現しなくてすむ…（中



略) …写真という行為、主体と客体が出会った瞬間に消滅する、あの一瞬——カメラのシャッターは…  
(中略) …デジタル処理の過程で消滅する。… (中略) …アナログ写真は、まだ、主体から客体へといった究極の存在感を証言していた。われわれを待っているのは、デジタル化の大波が押しよせて拡張するまでの、最後の猶予期間なのだ」(ボードリヤール 2009b : 29-30)。

「最後の避難所」, 「最後のはたらき」, 「最後の猶予期間」……。しかし相変わらず我々は、互いの顔を撮り続けている。そこには確かに、固有性を一切剥奪された対象の消費という側面がある。すべてがシミュラクルと化した社会において、シミュラクルと化した我々自身の姿をいくら撮ったところで、そこに真の意味でのアウラがあろうはずもない(ベンヤミン自身、アウラの喪失を嘆いているわけではまったくない)。バーチャル・イメージにおけるブントゥムの消滅を断言しているボードリヤールの指摘(同書 : 37) は極めて鋭い。にもかかわらず全面的に同意できないのは、彼のシミュレーション論において語られているのが、あくまで(適切かどうかはともかく日本語では仮想現実と呼ばれる) ヴァーチャル・リアリティについてだからだ。確かに、デジタル技術が進化した結果、我々はオリジナルとコピーの差異を原理的に失い得る時代に生きている。けれども現実的には、我々はデジタル化されたメディアを通していまだなお、そこに現れる他者を他者として扱い、我々の固有の生を生きている。すべてが仮想でしかないのであれば、我々は被災地の片隅で泥に塗れていた写真が発見され、それが持ち主の手に戻ったときの、彼／彼女の喜びや、改めてわき起こる悲しみや痛みを説明することができない。また例えば電話は(しばしば忘れてしまうが) 話している相手の声をそのものとして伝えているのではな

く、それをデジタル信号に変換して電送し、似た音として再現しているに過ぎない。けれども我々はそのような技術的問題を超え、耳元に届く誰か大切なひとの声をそのひとの声として聴く<sup>(6)</sup>。

ボードリヤールの問題点は、そもそも彼がデジタル技術として想定しているのがヴァーチャル・リアリティに限定され過ぎている点にある<sup>(7)</sup>。しかし現代情報社会を特徴づける技術は、彼の生きていた時代にそうであると予想されていたような仮想現実ではなく、むしろ拡張現実 (augmented reality : AR) にこそある。2章で述べたビットとアトムの境界線の消失とは、まさにこのことを指している。ビットがアトムを全面的に覆うのではなくそれらの差異がなくなるということは、例えば google glass によって現実の像に仮想の情報を上書きすることが象徴的に表わしている、「(良い)」という意味は一切含まない) 新しい現実の在り方を意味している。

問わなければならないのは、アウラが(その是非はともかく) 極めて存在しにくい社会においてさえも、我々が、写真のさらに向こうへと踏みこんだ 3D プリンタによってなお、我々の顔をコピーしようとすることに潜む真の動因である。いつでも繰り返し手にすることができるものに対して、「私」は本当の意味で関係を持つ必要を感じない。しかし手にしているのはただの媒体であり、そこに現れている他者ではない。その差異に鋭敏にならないければ、我々は真の意味での他者を——そして自分自身をも——ついに見失うことになるだろう。

終わりに—「あとは選べさえすればよいのだ(だが、いったい誰が選ぶのか?)」<sup>(8)</sup>

『たまゆらの映像を定着しようとするのは』と、

その記事〔ライプツィヒ市報〕には書かれている、『ドイツ人の周到な研究によって証明されているとおり、できない相談であるだけでなく、そのような望みをいだくこと自体が、すでに神にたいする冒瀆である。人間は神の姿に似せてつくられた。神の似姿はいかなる人為の機械によっても捕捉されえない…（中略）…』ここには、きわめて粗雑な私たちで、〈芸術〉についての俗物的観念が顔をのぞかせている」（ベンヤミン前掲書：61-62）

ベンヤミンはこのように述べ、使い古された芸術観を批判している。彼は、芸術作品からアウラが失われたあと、大衆があらゆる事物を自らの近くに引き寄せようと欲望し、複製を生みだして所有しようと欲求することは避けられないという<sup>(9)</sup>。けれども同時に、ベンヤミンほど、我々は（自分自身も含めた）大衆なるものに信頼を寄せられるかといえ、それもまた疑問ではある。

ボードリヤールはシミュラクルが3段階にわたって深化してきたと考えている。その最初の段階は、階級社会によって記号の持つ意味が固定化されていた時代（「拘束された記号の時代」）から、記号が制約から解放され、あらゆる階級によって自由に用いられるようになる時代への変化である。「かつては地位の秩序の特徴であった、記号の同一階級内だけの流通に、競争的民主主義がとってかわる」（ボードリヤール 2009a：120）。けれどもそのとき記号はかつて纏っていた権威の基盤を持たず、それ故、あこがれから自らの準拠点として自然を目指すことになるが、それは結局のところ自然の模造としての「自然らしさ」でしかない。この、自然へのあこがれと模造が、人間を世俗的な造物主にするのである。我々は漆喰やコンクリート、あるいはプラス

ティックを用いて——奇しくもボードリヤールの挙げているこれらの素材は、いま我々が 3D プリンターで使用する素材と一致している——自然を自らの欲望のままに造りだし、自らの手中に収めようとする。「コンクリートは、まるで概念の作用のように諸現象を秩序立て、思いのままの形をとらせることを可能にする、精神的物質なのだ」（同書：125）。

我々はすでに、不器用に（あるいは高々手先の器用さによって）漆喰を塗り固め、植物の模造品を作る必要はない<sup>(10)</sup>。かつてベンヤミンは、複製技術の「究極の効果」（ベンヤミン前掲書：80）をその縮小技術に求め、巨大化しすぎた制作物に対する支配と所有を大衆に対して可能にするものだと書いた。けれども、3D プリンター自体が大規模化し、コンクリートを噴射することで直接建造物を造りだすことさえ現実的になりはじめている現代社会において<sup>(11)</sup>、人間という名の造物主の限界は、いったいどこに見いだせるのだろうか。ビットとアトム境界が曖昧になり、モデルの差異の変調がオリジナルに取って代わり、3D プリンターの素材にはバイオインクさえ使えるようになるとき、我々は確かにある種の造物主になり始めている。しかしそれは、自らが世界を造りだすだけではなく、自らもまたシミュラクルとして造りだされる空虚な造物主でもある。

あらためて本論の問いに立ち戻ろう。3D プリンターがメディアとなると、我々の関係性はどのように変わるのだろうか。それはまた、他者との関係性のなかでのみ形づくられる我々人間存在そのものの変容を問うことでもある。

複製技術は、本物であるということが無意義にした。既に、現実には「現実そのものに、錯覚を起こさせるほどよく似ている」（ボードリヤール 2009a：172）ものでしかなく、人間もまたその渦に捲きこ

まれざるを得ない。情報技術の進化はアトムとビットの境界を消失させ、人間さえデジタルトランスポートの、そしてリミックスの対象になる。レヴィナスにおける他者の顔が我々に無条件の責任を迫るものであるのなら、3Dプリンタによって顔をビット化し、支配し所有しようとする我々の無意識の指向性には、おそらく本質的な問題が潜んでいる。あらゆる起源に先立つ無起源性において現れる他者からの命令の仕方、それ自体を、レヴィナスは顔であるという（レヴィナス 2008：212）。それ故、レヴィナスにとってコミュニケーションとは「自由な主体たる〈自我〉」によっては不可能なものなのだ。それは「支配…（中略）…を誘発する制限にすぎない」（同書：275-276）。

確かに、複製技術はものごとの特権的な独占を終焉に導いた。しかし我々の飽くことなき欲望は、あらゆるものを複製し、自らの支配と所有へと引きずりこもうとする。その欲望は、限定的な意味ではあれ、現在ではたかだか数クリックで、しかも何の苦痛もないままに実現できてしまう。ただしそれは、シミュラクルと化した人間ですらないものによる、人間ですらないものの所有であり支配に過ぎない。あらゆるものを造りだせる造物主になったとき、しかしその造物主たる私とはいったい誰なのだろうか。

けれども、やはり、それだけではない。ふたたび「天使のかたち」について考えてみよう。その不気味さは、ある一線を超えて人間が人間を所有しようとすることへの冒瀆性によるだけではなく、胎児の顔がもつ生々しい迫力が突き刺さることから生まれる恐怖感にも由来する。その生々しさにこそ、技術が捨象しきれない、コミュニケーションが本来的にもつ（合理性では分析しきれない）異質な他者への畏怖が示されている。

ベンヤミンは複製技術によるアウラの喪失を楽観

的に肯定していたわけではなく、つねにどこかでアンビバレンツな態度を残し続けていた。複製技術（メディア）こそが我々人間の知覚の在り方を形づくるのだとすれば、要するにその善悪の断定は、この世界そのものを肯定するか否定するかということであり、そのこと自体が既に現実的ではない。かつてボードリヤールの同僚であったモランは、ボードリヤールの思想を次のように描いた。「そこには、私たちは終末に近づいているのではなくて、終末はすでに訪れてしまったという発想があり、ボードリヤールは冷静な父親のように黙示録のときを生きている」（ボードリヤール 2009b：151）。この諦観こそが他の凡百のバーチャリティ批判からボードリヤールを傑出したものにしているのは確かだが、しかしその黙示録的世界を現実として生きている我々は、やはりその諦観を乗り越え、他者との接続を徹底して探求していかなければならない。ただし強調しておかなければならないのは、そこで我々が出会うであろう他者が、単純な希望などではなくむしろ痛みを、表層的で無意義な自由ではなく責任をこそ、我々に問うてくる他者であるということへの覚悟である。

そのとき我々は、他者を支配し所有できるという世俗的造物主への欲望から決別し、デジタル技術によってすべてを覆われた世界のなかでなお、受苦する人間として生きていく可能性を持ち得るだろう。

## 注

- (1) 「情報インフォメーション・エイジの時代を第三次産業革命だと言う人たちがいる。…（中略）…だが、はじめの二つの産業革命の真の影響を身近に感じられるまでに、数十年をかけて一連の技術がひとつに結びつくことが必要だったように、今回もデジタルコンピューティングの発明だけでは十分とはいえない。初期の商業用

メインフレームは、企業と政府の経理や統計の仕事の一部を肩代わりした。初代の IBM の PC は、秘書の仕事のいくつかをこなした。だからといって、世界は変わらなかった。コンピュータが本当の意味で僕らの文化を変えはじめたのは、それがネットワークにつながったとき、最終的にはすべてのネットワークのネットワークであるインターネットにつながったときだった」(アンダーソン前掲書：55-56)。

(2) ボードリヤール 2009a：133-134。

(3) 単純に肖像写真とは呼べないが、確かに人の顔が写されている写真。そこには「ある肉体、ある人の顔、それもしばしば、われわれの愛する人の肉体や顔」(バルト前掲書：133) が写されている。

(4) アウラとは、「どんなに近くにあっても遠い遙けさを思わせる一回かぎりの現象」(ベンヤミン前掲書：138) であり、「どんなに至近距離にあっても近づくことのできないユニークな現象、ということである」(同書：17)。

(5) 「芸術作品に接するばあい、いろいろなアクセントのおきかたがあるが、そのなかでふたつの対極がきわだっている。ひとつは、重点を芸術作品の礼拝的価値におく態度であり、もうひとつは、重点を作品の展示的価値におく態度である。芸術作品の制作は、礼拝に役だつ物象の制作からはじまった。…

(中略) …石器時代の人間が洞穴の壁に模写したおおしかは、一種の魔法の道具であった。…(中略) …しかし、個々の芸術制作が儀式的のふところから解放されるにつれて、その作品を展示する機会が生まれてくる」(ベンヤミン前掲書：20)。

(6) しかしその電話でさえ、登場した当初においては当時の人びとのコミュニティや関係性を脅かすものとして警戒されていたことは興味深い(マーヴィン 2003 参照)。

(7) 「銀塩写真は世界によって生み出されたイメー

ジであり、フィルムという媒体のおかげで、まだ表象の次元を含んでいた。ところが、デジタルのイメージのほうは、モニター画面から直接出てくるイメージであり、同じやり方で出現する、あらゆる大量のイメージの中に埋没してしまう」(ボードリヤール 2009b：24)。明らかにここでボードリヤールが想定しているのは、ヴァーチャル・リアリティとしてのイメージであって、現実をレイヤーのひとつとしてそこに情報を上書きしていく拡張現実ではない。

(8) ボードリヤール 2009a：138。

(9) ベンヤミン前掲書：17。

(10) ボードリヤール 2009a：124。

(11) バーナット前掲書：133-135。

## 参考文献

- 遠藤薫 (2013) 『廃墟で歌う天使—ベンヤミン『複製技術時代の芸術作品』を読み直す』現代書館
- C. アンダーソン (2012) 『MAKERS—21 世紀の産業革命が始まる』(関美和訳) NHK 出版
- R. バルト (2011) 『明るい部屋—写真についての覚書』(花輪光訳) みすず書房
- C. バーナット (2013) 『3D プリンターが創る未来』(小林啓倫訳) 日経 BP 社
- W. ベンヤミン (2007) 『複製技術時代の芸術』(佐々木基一編) 晶文社
- J. ボードリヤール (2009a) 『象徴交換と死』(今村仁司、塚原史訳) 筑摩書房
- J. ボードリヤール (2009b) 『なぜ、すべてがすでに消滅しなかったのか』(塚原史訳) 筑摩書房
- C. マーヴィン (2003) 『古いメディアが新しかった時—19 世紀末社会と電気テクノロジー』(吉見俊哉、水越伸、伊藤昌亮訳) 新曜社
- M. マクルーハン (1994) 『メディア論—人間の拡張の諸相』(栗原裕、河本仲聖訳) みすず書房

E. レヴィナス (2008) 『存在の彼方へ』 (合田正人訳)  
講談社学芸文庫

吉田 健彦 (東京家政大学非常勤講師)

## 年長少年に対する死刑

### The Death Penalty for Older Juveniles

菅原 由香

SUGAWARA, Yuka

#### 第1章 はじめに

年長少年（18歳及び19歳）には、少年法51条1項（「罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもつて処断すべきときは、無期刑を科する。」）があるため、死刑の適用が可能となっている。

しかし、年長少年であっても、少年法下にある少年であることには変わりがないのであるから、少年法のもつ精神から、死刑を科すことは許されないのではないかと考えられる。また、もし年長少年に死刑を科すことができるとしても、その適用基準は、少年と成人との精神の成熟度の違いなどから、同じであるとすることはできないのではないかと考えられる。

しかし、これに対し、少年といえども年長少年にもなれば、人を殺すことは成人と同様に悪いことだとわかっているのであるから、重大犯罪の量刑については、成人と同様に扱うべきであるとの反論が考えられる。

しかし、18歳未満の者にはいかなる場合であっても死刑を科すことができないのに、18歳になれば成人と同様に死刑を科すことができるとすると、その違いはあまりにも大きく、その年齢の違いにそれほどまでの差を設けることに、合理的な理由が認められるかが非常に疑問である。むしろ、この場合、年長少年も少年であるという面の方こそがむしろ強調されるべきであって、現行法上は年長少年に死刑を科すことは許されるとしても、その適用を考慮す

るにあたっては、少年であることを十分に重視して、少年ならではの事情が考慮された適用基準で行われなければならないものとするべきなのではないだろうか。すなわち、少年法の精神は、年長少年の死刑適用にあたって、十分に考慮すべきではないかと思われるものである。

さて、このように考えることは可能であるものの、判例では、年長少年の死刑適用は行われており、かつ少年に対する死刑判決は必ずしも控えられていると言えるような状況にはなっていない。さらに、国民の間においても、少年に死刑が科せられることに反対するものとはなっていない状況にあるといえる。例えば、すでに裁判員裁判では少年に対して死刑が言い渡されているが、いわゆる「石巻事件」では、裁判を終えた裁判員の一人が、報道陣に対し、「私個人は14歳だろうが、15歳だろうが、人の命を奪ったという重い罪には、大人と同じ刑で判断すべきだと思い、そう心がけた。」と述べたことが報道されている<sup>(1)</sup>。またこの考え方は一般に違和感を覚えるものではないように思われる。この「石巻事件」の死刑判決は、平成26年1月31日に控訴審（仙台高裁）でも維持されている（上告中）。すなわち、プロの裁判官たちによってもこの判決は支持されたということになる。

そこで、本稿では、年長少年の死刑について、まずそれ自体が認められるものであるのか、またその適用基準は成人と同様のものでよいのかについて改

めて考えてみたいと思う。

先に述べたように、判例は少年の死刑を特に控えることなく適用してきている状況にあるといえる。このことから、年長少年に対する死刑の適用は、現在のところ、判例では覆される気運は高まっていないと言ってよい。一方、刑事法学者の間でも、現代は被害者の視点を入れることが無視できない状況にあるため、必ずしも年長少年に対する死刑が全面的に反対されているとも言い切れず、根強い反対論はもちろんあるものの、死刑廃止論の気運が高まっていない状況とも相まって、年長少年の死刑を控えるべきであるとの考えは劣勢にあると見るのが現実的である。

そもそも法律学の世界では、現在の判例がどうなっているのか、また現行法がどうなっているのかということ自体に一定の意義を認めるため、そのことを無視して議論を始めることは認められにくいものになっている。したがって、問題そのものに対し、直接アプローチをし取り組む姿勢を取ることは、他分野の研究に比較して難しいと言える。つまり、問題自体を真実や正義などの物差しで直接図ることが必ずしも自由に認められている状況にはなく、判例や条文がどうなっているかということには常に一定の配慮をしなければならないという暗黙のルールがある。つまり、判例や条文に異を唱える説を主張するのは法律学の分野では難しくなっていると言える。

この問題は法律上の議論であるため、このような事情を持つものではあるが、本稿では、あえて法律学的なアプローチに限定せず、そもそも年長少年に対し死刑を科すことは許されるのか、またその適用基準を成人と同様のものとすることに問題はないのかについて、社会的な視点、哲学的な視点、総合人間学的な視点から考える方法で取り組んでみたい。

すなわち、少年法が年長少年に対する死刑を認めていること、判例もこれを認めていること、世論はこれを支持していることは括弧に入れて、議論を進めていきたいと考える。

さて、次に、本問を考えるにあたり問題になると思われる点として次のものがあるので、指摘しておくこととする。

【量刑論】本稿で問題とする死刑の選択基準は量刑の分野の問題となるが、量刑の問題を扱うにあたっては次のことが問題となる。すなわち、量刑論には量刑基準がどのようなものであるべきかという問題と量刑に影響を与えるべき量刑因子は何であるべきかという問題があるが、それらが何かは不明瞭であるということがある。つまり、裁判所は証拠に基づき事実の認定と量刑をするが、裁判所が不当な量刑をしたとしても、それが不当な量刑であるとして、客観的に証明することは難しい状況にある。

犯罪の成立自体は刑法の適用により厳格に制限しているのに、量刑の段階になると、不当な量刑か否かの基準が非常に不明瞭になるという問題がある。また、量刑が不当であるということは、冤罪と同じ程度の問題があるとする意識が共有されにくいという問題もある。犯人が人違いであるといった冤罪事件については人権問題として大きく取り上げられるのに、不当な量刑には冤罪ほどの人権問題があるとの認識は、刑法学者にあっても必ずしも大きくないと思われる。

【責任論】刑罰を科すためには、それに見合った責任がなければならないことになっている。つまり、刑罰を科すためには、刑事責任を問うだけの非難可能性のあることが要求されるのである。少年の刑事処分が成人と同様の責任を問われることがないのは、このことによる。このように、少年に成人と同様の

刑罰を負わせるだけの責任があるというためには、成人と同様の精神の成熟度が備わっていなければならない。少年であっても年長少年の死刑についてだけは成人と同様の刑事責任が問われるべきであるとするならば、年長少年の精神の成熟度が成人と同様になったとの証明がなければならないものと思われる。

【少年事件の裁判員裁判】少年事件の裁判は成人の事件の場合とは異なり、少年に独自の専門性が要求される。その一つに、後にも触れるが、少年の処遇を決めるためには心理学などの科学を用いなければならないとする「科学主義」と呼ばれるものがある。少年を裁くにあたっては成人にはない証拠を吟味することが必要とされるので、時間的制約などのある裁判員裁判から外すべきではないかという議論がある。先に述べた「石巻事件」の死刑判決は、結局控訴審で破棄されることはなかったが、弁護人により審理不尽が争われており（しかし控訴審はこれを否定）、少年事件に独特の審理がなされていないといった批判があった。

以下では、これらの問題も意識しながら、年長少年に対する死刑求刑事件の判決文・決定文を見ていくことにする。裁判所がどのような論理に従って年長少年に対する死刑を支持しているか、またそれを覆しているかを見ていきたい。

## 第2章 年長少年に対する死刑求刑事件の判決の理由

本章では、年長少年に対する死刑求刑事件の中から、どのような理由づけによって年長少年の死刑が基礎づけられてきたのか、またそれが回避されてきたのかについて、それぞれ見ていくこととする。

### (1) 「永山事件」

本件は、単独犯であり、事件当時の少年の年齢は19歳である。事件の内容は、ピストルを使って4名を殺害したというものである。本件は一審の死刑判決が控訴審で覆され、無期懲役刑となっている。しかし、この無期懲役判決がまた覆され死刑判決が確定し、執行もすでに行われている。まず控訴審の判決文を見てみると、以下のようになっている。

「少年に対して死刑を科さない少年法の精神は、年長少年に対して死刑を科すべきか否かの判断に際しても生かされなければならない。」（東京高判昭56年8月21日）

このいわゆる永山事件控訴審判決の判決文は、本稿で主張しようとする核心部分をまさに表現したものとなっているが、この判決はこの後第一次最高裁判決で覆されており、この控訴審判決は裁判所が採用するものとはなっていない。

この判決の理由を見ると、少年法51条1項を否定して、年長少年に対しては死刑を科さないといっているものでは決してなく、死刑の適用が可能な年長少年に対する死刑の可否の判断にあたっては、そもそも少年法が少年に対する死刑の適用を否定したものであるという精神を生かして判断されなければならないということをいうに留めたものに過ぎない。この基準に従えば、死刑以外の刑罰は考えられないような事件についてのみ死刑の適用が許されるという、かなり厳格な基準が採用されることになる。

しかし、この永山事件第一次控訴審判決は先に述べたように上訴審において覆されており、その理由は以下の通りとなっている。

「被告人の精神的成熟度が18歳未満の少年と同視し得ることなどの証拠上明らかではない事実を前提として本件に少年法51条の精神を及ぼすべきで



あるとする原判決は首肯し難い。」（最判昭 58 年 7 月 8 日）

本稿では深く立ち入ることができないが、死刑の適用は、死刑が現行法上規定されていることを尊重するとしても、死刑が究極の刑罰であることから、他の刑罰の場合とは全く異なるため、死刑以外の刑罰しか考えられない事件に限定して初めて適用が許されるとすべきであって、できる限りその適用は回避されるように運用されなければならないと考える。実現には至らなかったが、改正刑法草案では、その 48 条 3 項に、「死刑の適用は、特に慎重でなければならない。」とあり、このことが規定されたものとなっている。この規定は目の目を見ることはなかったが、この精神は死刑の適用にあたり、当然に考慮すべきものとして扱われるべきと思われる<sup>(2)</sup>。

このように、死刑の選択は他の刑罰の選択の場合と同じように行うことはその刑の性質上認められないのである。その理由は間違いがあったら取り返すことができないということばかりにあるのではなく、やはり、本来死刑制度をもつこと自体を人間が克服しなければならないからなのであり、死刑のない世の中を究極的に目指さなければならないことからくるものと思われる。つまり、死刑制度を廃止できないのであれば、死刑の適用は本当にやむを得ない場合についてのみ許されとしなければならないのは当然なのであって、死刑と懲役刑とは全く質の異なる刑罰であることは、死刑を廃止できない国の国民がもっと自覚しなければならないことである。つまり、懲役刑の重さをどの程度にするかという判断と、死刑を選択するか否かの判断とは全く性質の違うものなのであって、これらを並列的に考えることはできないのである。このことを改正刑法草案第 48 条 3 項は、正当にも、条文化していたのである。現行法

上は死刑の適用を慎重にしなければならないとの規定はないが、先に述べたように、死刑制度を廃止することができないのであれば、死刑の適用は特に慎重にしなければならず、できる限りその適用は回避するとの方向で考慮しなければならないことは当然のこととしなければならないのである。

## (2) 「名古屋アベック殺害事件」

本件は、集団での 2 名殺害の事件であり、死刑が求刑された少年はこのうち 1 名で、犯行当時 19 歳である。本稿で紹介する事件のうち、唯一死刑ではなく無期懲役刑が確定した事件である。本件の特徴は、男女を含む集団事件であり、計画性がなく、比較的短時間の間に、場当たりの、2 名の殺人を犯しているという点にある。結果が非常に重大であるのに、殺害には計画性がないという点にも特徴がある。また、殺害の動機となるようなものは、犯行の発覚を防ぐという程度のものしか見当たらず、私見では、この種の事件にこそ事件の重大性に見合わない少年事件に独特の稚拙さが見られるものと思われる。すなわち、これらの少年事件に独特の事情から、成人の場合のように、結果の重大性により刑罰の軽重を決定することができない事件の特徴を見ることができると思われるのである。結果は重大であるが、その重大性を少年であるため認識できないゆえに、事件をエスカレートさせてしまった事件であるといえる。

本件では、死刑を回避するにあたり、控訴審の裁判所は以下のようにその理由を述べている。

「なんといっても死刑が究極の刑罰であり、最高裁判所が、…（中略）…死刑の適用基準<sup>(3)</sup>を定め、各裁判所においても、これをふまえ、重大事犯につき、死刑の適用をきわめて情状が悪い場合に限定し、

その是非を厳正かつ慎重に検討している現況にかんがみれば、本件の B（引用者注一少年の被告人）に対しては、無期懲役をもって、矯正による罪の償いを長期にわたり続けさせる余地があるものと判断した。」（名古屋高判平 8 年 12 月 16 日）

本件は、全く落ち度のないたまたま事件当時であってしまったアベックに因縁をつけて、短時間の間に、極めて残虐な方法により殺害したというものであり、結果の重大性からは、全く酌量すべき余地がないというべき事件である。すなわち、成人の現在の量刑相場からすれば（これが妥当なものであるかどうかは別論として）、死刑が選択されてもやむを得ないといわなければならない事件であったといえる。もっともこの死刑適用基準といわれるものは、これを適用することにより、等しく死刑か否かを判断できるような基準となっているかは疑問のあるところである<sup>(4)</sup>。少年の集団事件で本件と同様に罪質から見ると非常に重いのに死刑が一人も出なかった事件に、いわゆる「綾瀬女子高生監禁致死事件」がある。本件も結果の重大性、犯罪の罪質から評価すると、死刑が言い渡されたとしてもおかしくないといえるような重大事件である。両判決が死刑とならなかった共通の理由は、事件の罪質を客観的に見るだけではなく、少年事件であるという特徴が十分に評価されたことにあるものと考えられる。このように少年事件においては、何をしたかではなく、どうしてそのような犯罪を犯してしまったのが丁寧に調べられることが必要となるのである。また少年であるがゆえに、更生可能性に期待をして、少年事件であるという事実だけをもって、成人とは異なる判断をしなければならないものと思われる。本件の死刑回避の理由が少年の死刑事件全体に浸透すべきであると考ええる。

### （3）「市川一家 4 人殺害事件」

本件は、単独犯であり、事件当時の年齢は、19 歳である。短時間に 4 名を殺害している。本件の特徴は、一審から死刑判決が出されていることにあり、これが控訴審でも維持され、最高裁で確定している。

本件の一審判決では、次のように量刑の理由が述べられているが、この判決の理由は、先に見た永山事件第一次控訴審判決の理由とは正反対のものとなっているといえる。現在のところ、次の考え方が判例では支持されていると言える。

「人の生命が無二、至尊でかけがえのないものであるが故に、多数の者の生命を故なく奪ったことの責任を自己のかけがえのない生命で償うほかない場合も絶無ではなく、この理は年長少年に関しても基本的に異なるものではない」（千葉地判平成 6 年 8 月 8 日）

ここで一審判決は少年には死刑を科さねばならないとするのであるが、その理由は必ずしも明らかではない。すなわち、死刑の規定は現行法上有効であるので、適用すべきときには適用しなければならないということであろうが、「この理は年長少年に関しても基本的に異なるものではない」とする理由は付されていない。したがって、ここでは法律上は年長少年を死刑にすることができるということ、そして少年を成人と区別しないということしか言っておらず、なぜ年長少年の死刑が成人と同じ基準で行われなければならないかという肝心の理由はここでは示されていないことになる。この点を解釈すれば、少年法には年長少年の死刑の適用は成人と同じ基準で行ってはならないとは書いていないから、年長少年に死刑を適用できるのであれば、成人と同じように適用することができるものと考ええるということに

なるであろうか。

#### (4)「木曾川・長良川リンチ殺人事件」

本件は少年3人による集団事件であり、本件当時の年齢は18歳と19歳である。事件の特徴は、短期間に4名を殺害したという点にある。また、共犯少年3人に同時に死刑判決が出ており、これが全員確定しているところに特徴がある。複数の少年の死刑確定は本件が初めてである。その理由付けは以下のようになっている。

「3 被告の刑事責任は誠に重いというほかなく、各犯行が場当たりのこと、それぞれ遺族らに謝罪の手紙を送るなどしていること、犯行当時いずれも少年だったことなど、酌むべき事情をそれぞれ最大限考慮しても、3 被告に対する2 審判決の死刑の判断は、やむを得ない。」(最判平23年3月10日)

ここでは、要するに、結果の重大性から、少年の刑事責任が重いとして死刑に処さなければならないということが指摘されているだけであり、その他の事情は、重大な犯罪結果の前では、死刑判決を覆すまでのものには至っていないと評価しているだけにすぎないのである。つまり、ここでも少年であるという事情ではなく、事件の重大性が考慮されているだけなのであって、結果の重大性の前では、その他の少年であるなどの事情があったとしても、考慮することができないといっているに等しいこととなる。つまり、重大事件の場合の量刑は、成人の刑事処分を決定する際に考慮する方法と変わらない方法によっていると見ることができるのである。もし死刑判決を導くのにこのような考え方を採用しているとすれば、これは少年法の適用下にある少年に対する量刑を考えるにあたり、考えなければならない要素を欠いて出された誤った判決であるといわざるを得な

いのである。

本事件の報道の中で、非行臨床心理学の専門家は、本事件が少年に独特の特徴を持った事件であることを的確に指摘している<sup>5)</sup>。

#### (5)「光市母子殺害事件」

本件は、単独犯であり、犯行時の少年の年齢は18歳である。2名殺害している。本件の特徴の一つとして、18歳と30日での犯行という点が挙げられる。つまり、約1月犯行日が早ければ、死刑を言い渡されることはなかった事件ということになる。このような場合でも、死刑の適用は成人と同様でよいのか改めて問題とされなければならない事件であったといえる。一審と二審では、無期懲役判決が言い渡されているが、その後は、死刑判決が言い渡されており、この死刑判決がすでに確定している。

本事件は、以下のように結論付けて、死刑判決を言い渡している。

「少年法五一条は、死刑適用の可否につき一八歳未満か以上かという形式的基準を設けるほか、精神的成熟度および可塑性といった要件を求めていることに徴すれば、年長少年について、精神的成熟度が不十分で可塑性が認められる場合に、少年法五一条を準用して、死刑の選択を回避すべきであるなどという弁護人の主張には賛同し難い。」(広島高判平20年4月22日)

つまり、判決は、年長少年の死刑について、それがたとえ1か月の違いであったとしても、全く考慮する必要はないと言い切っているのである。おそらくこの論理からすれば、その差が1日であったとしても、結論に変わりはないのであろう。少年法51条1項には、年長少年には死刑を科すことができると書いてあるのであるから死刑を科すことができる

のであって、また死刑適用の際少年であるという事実特に配慮すべきとも少年法には書いていないのであるから、成人と同様の基準で判断することに問題は無いとするのであろう。

しかしながら、これについては、51条1項の誤った反対解釈であるとの批判が免れないであろう。すなわち、条文を文言通りに読んで、成人と区別すべきとする文言がないのであるから成人と同じ基準で量刑すべきであり、精神的成熟度が不十分で可逆性が認められる場合であっても死刑を回避できないとするのは、少年法の精神に反した誤った解釈であると言わざるを得ない。以下の平成24年の第二次上告審判決の宮川裁判官の反対意見にあるように、精神的成熟度が少なくとも18歳を相当程度下回っていることが証拠上認められるのであれば、51条1項があったとしても、死刑を適用できない場合と見るべきであるのであって、本件については死刑は回避すべきであった事件であると思われる。死刑の選択は積極的に行ってはならず、できるだけ控えるようにすべきであるのは先にも述べたとおりである。

宮川裁判官は、次のように反対意見を述べている。

「精神的成熟度が少なくとも一八歳を相当程度下回っていることが証拠上認められるような場合は、死刑判断を回避するに足る特に酌量すべき事情が存在するとみることが相当である。」（最判平24年2月20日）

この宮川裁判官の反対意見は、少年事件を理解する上で当然のことを述べたにすぎず、上記の多数意見は、事件が少年事件であることを無視した誤った解釈に基づくものであるため、支持することはできないものと言わなくてはならない。

## (6) 「石巻事件」

本件は、2名の殺人、1名の殺人未遂が認定された事件である。この事件の特徴は、裁判員裁判で初めて死刑判決が言い渡された点にある。先にも触れたように、控訴審でもこの死刑判決は支持されている。現在上告中である。

控訴審で第一審の裁判員の死刑判決が支持された理由は次の通りとなっている。

「弁護人は、被告人が本件当時18歳7か月の少年であることを指摘するが、この点は、被告人の刑を決めるにあたって相応の考慮を払うべき事情ではあるが、先に見た本件犯行態様の残虐さや被害結果の重大性に鑑みると死刑を回避すべき決定的な事情とまではいえず、総合考慮する際の一事情にとどまり、ことさらに重視することはできない。」（仙台地判平22年11月25日）

すなわち、被告人が少年であるという事実は、量刑を決めるにあたって相応の考慮を払うべき事情であるので考慮はしたのであるが、本件犯行態様の残虐さや被害結果の重大性から、本件についての被告人が少年であるという事実は、死刑を回避するために重視できるものではないというのである。つまり、重大事件については、少年であるという年齢はあまり意味を持たなくなるというのであろうか。もしくは十分考慮したけれども、死刑を選択せざるを得ないほどに重大な事件であったと評価されたということなのであろうか。つまり、理屈で考えると、死刑の言い渡しを受ける事件の中にも段階があって、(1)死刑にすることがやむを得ないというべきもの（殺人を含むため、死刑が考えられる事件）、(2)死刑にしなければならない事件（死刑がふさわしい事件）、(3)死刑以外の刑罰は考えられない事件（犯情等が重すぎて、誰が見ても、死刑以外の刑罰の選択

が考えられないような事件)、というものがあるということであろうか。そこで、本件については、犯情から、(2)もしくは(3)の段階にあったので死刑にしたのであろうか。もしこれが(1)の程度であれば、少年であるという事実から死刑言渡しを回避されたかもしれないが、あまりにも重過ぎたため、少年であるという事情を加味しては見たものの、死刑を回避できる程度には至らなかったということなのであろうか。その辺りは判決文を見ただけでは、明らかではない。本件は確かに一度に2名を殺害し、1名に対し殺人未遂を犯した重大事件であるが、その経緯等をみると、必ずしも死刑以外には考えられないような重大事件であったと見ることはできないのである。すなわち、成人の場合であったとしても、無期懲役が検討された事件ではなかったかと思われるのである。

以上の判決文等を見てきた結果、裁判所は、年長少年に対する死刑の適用基準を成人と区別するという方針を採用していないことが共通してあることがわかった。

しかし、今まで見てきたように、その理由は必ずしも説得力のあるものとはいえず、犯情が悪いから少年であったとしても死刑の言い渡しを回避できないということを示しただけにすぎないものであったように思われる。つまり、年長少年の死刑選択基準はなぜ成人と同じでよいのかは明らかにされていないように思われる。

### 第3章 少年犯罪について考慮すべき事情

本章では、少年が重大犯罪を犯したとしても、成人と同様に責任を問うことに理由がないことについて見ていくこととする。

まず、少年犯罪は凶悪化しているから、少年であ

っても重罰化しなければならないと言われることがあるが、少年犯罪は増加傾向にはないということは正確に認識されるべきである。一般予防の見地から、少年にも成人と同じように死刑を科さなければならない理由として主張されるであろうものに、少年犯罪が増加しているとか凶悪化しているというものがあるが、これには、實際上理由がない。むしろ、少年による刑法犯の検挙人員は、昭和59年以降平成7年まで減少傾向にあるのである。人口比（人口10万人当たりの人員）で見ても若干の増減を経て、平成16年から毎年少年犯罪は減少傾向にある。そして、平成24年は最も少なくなっている。12歳から19歳の非行少年率（10万人当たりの一般刑法犯検挙（補導）人員）も減少傾向にある（『犯罪白書』平成25年版法務省法務総合研究所）。従って、少年犯罪が凶悪化していることを少年の量刑の引上げの理由の根拠としようとするのであれば、それは漠然とした不安感だけによって少年刑の重罰化を行おうとする誤った解釈に基づくものであるといわざるを得ない。

次に、少年法 の精神について見ていくこととする。少年のいかなる刑事事件についても、少年法1条の「健全育成」は指導理念となる。また、少年法50条では、少年の刑事事件の審理の方針が規定されており、少年法9条の科学主義（「前条の調査（少年事件の調査のこと―引用者注）は、なるべく、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。」）の趣旨に従って行われなければならないと規定している。

最後に、少年法55条には、家庭裁判所への移送についての規定があり、そこでは、「裁判所は、事

実審理の結果、少年の被告人を保護処分にするのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。」と定めてある。すなわち、少年の刑事事件は、保護処分相当であれば、成人と同様の刑事裁判ではなく、家庭裁判所に移送することが認められているのである。このように、少年事件の場合、事案の重大性に関わらず、少年を保護処分にするのが相当であると認められるときには、家庭裁判所へ移送して、刑事罰ではなく保護処分にするのが法律上認められているのである。

この精神は、少年事件全体に流れていなくてはならないものであることが、今こそ再確認されなくてはならないのである。

#### 第4章 結びにかえて

少年と成人は、刑事責任の観点において異なる性質を有することから、少年には少年法が特別法として存在する。従って、少年法では年長少年に死刑を科することが認められているが、成人と少年とは異なるため、死刑の適用にあたっては、成人と同じ基準ではなく、少年独自のものとしなければならず、またその適用はできる限り控えられなければならない。

近年は、子どもの虐待やいじめ問題への関心が高まり、子どもの人権を守る風潮がようやく出てきているところであるが、この風潮とは逆に、少年犯罪に対する寛容の精神はなぜか認められる傾向にはなく、むしろ厳しさを増してきているようにさえ思われる。悪いことをした少年に対する社会の目は一層厳しくなり、それを受けて求刑も高くなる傾向にあると言われ、少年に対する量刑は、成人の厳罰化傾向の影響を直接受けているように思われる。

しかし、刑事責任という観点からは、少年に成人と同様の非難が可能であるといえるためには、少年も成人と同じように精神が成熟してきたと評価できるようになったということが認められなければならない。少年の客観的な行為だけを捉えて、犯行態様が残虐であるから重罰に処すべきとすることには理由がないのである。残虐な犯罪に対応して刑罰を重くしようとするのはストレートな応報刑の考え方を採用するものであり、少年事件については特に認められないといわなくてはならない。可塑性に富み、更生可能性の余地が高いと見られている少年には、応報刑ではなく教育刑の精神が反映されなければならないのである。この考え方からは、重罰化や死刑を科す理由は成り立たない。また少年にはみな更生可能性があることから、少年を死刑にすることは許されないのである。

一方で、少年の厳罰を支持する者たちは、少年の生い立ちや生育歴が犯罪の原因となっていることを軽視し、同じ環境にあっても犯罪をしなかった者のいることを根拠に犯罪少年を非難する。しかし罪を犯さないで済んだ者は罪を犯さないで済むだけの判断力が備わっていたから犯罪を犯さなかったのであって、これをもって犯罪少年を非難する論拠とすることはできないのではないだろうか。

少年犯罪を裁くには、少年犯罪に特有の実態に即して判断しなければならず、少年犯罪には犯罪そのものに対するストレートな怒りや被害感情を刑罰にそのまま反映させることはできないと考えなくてはならないのである。

#### 注

- (1)平成 22 年 11 月 26 日付「朝日新聞」朝刊。
- (2)昭和 49 年 12 月発行の法務省の刑法改正資料（六）

『法制審議会 改正刑法草案 同説明書』によると、「死刑の存廃が刑法だけでなく全法律制度のうちで最も重要な問題の一つであることはいうまでもなく、これまでも洋の東西を問わずあらゆる角度から検討が重ねられてきたのであるが、法制審議会においても、凶悪な犯罪を犯した者の道義的責任、人命尊重の要請、被害者感情への配慮、死刑の有する教育の効果及び犯罪抑止力、現在の犯罪情勢、死刑に対する国民感情、誤判の可能性、諸外国における立法及び運用のすう勢などの諸点があらためて検討され、死刑の全廃を主張する意見も出されたが（第二次案第三二条・第三四条別案、総会修正案6）、凶悪な犯罪がいまなお跡を絶たないだけでなく、昭和四二年六月に総理府が行った全国世論調査によると、国民の大多数（七〇％）がその存置を希望している現段階において、直ちにこれを全面的に廃止することは適当でないとする意見が強く、死刑は存置することに決定された。…（中略）…現在でも死刑の言渡はきわめて慎重に行われているが、その趣旨をいっそう明らかにするため、…（中略）…量刑上の基本原則を新たに規定することになった（第四八条第三項）。」と報告されている。（同、125、126頁）。

(3)「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪質が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない。」（最判昭58・7・8）

(4)このいわゆる永山基準は、考慮要素を列挙しただけで、基準とは言い難いものであるとの指摘があ

る。確かに判決文を見ると、考慮すべき要素を列挙してはいるものの、それらを具体的にどのように死刑選択基準に反映させるべきかについての記述は見当たらない。いわゆる「石巻事件」も永山基準に従ったことが明記されているが、それが本来の永山基準であるかどうかには疑問が呈されている（本条武2014：290）。

(5)加藤幸雄・日本福祉大学長（非行臨床心理学）は次のように述べる。「…（中略）…計画性のないなりゆきまかせの犯行だった。互いに虚勢を張り合い、引くに引けなくなって行動がエスカレートした典型的な少年犯罪である。重大事件を起こす少年の多くは、成育歴や家庭に根深い問題を抱え、同年代と比べて知的にも情緒的にも育つ条件が悪い。社会の中でも支えを得られず、反社会的世界の中にみせかけのぬくもりを見だし、せめて仲間内では馬鹿にされたくない、強がる。3 被告もそれぞれ貧困、虐待などで健やかに育つ基盤が崩れ、回復できる環境にも恵まれなかった。彼らの成育歴をみると、あまりにも環境が苛烈で、発達する権利を奪われている。…（中略）…社会に広まる『わが子中心主義』から脱却しよう。子育ては個別の家庭の課題であると同時に、社会全体の営みだ。少年やその家庭に責任を押しつけて排除するのではなく、どうしたら彼らが社会の中で居場所や役割を持てるか考え続けること。それが、この事件が私たちに問いかけたものではないか。」（2011年3月11日「朝日新聞」朝刊）

## 参考文献

- 岩井信他編（2012）『少年事件と死刑』インパクト出版会  
澤登俊雄（2011）『少年法入門（第5版）』有斐閣  
司法研修所編（2007）『量刑に関する国民と裁判官』

の意識についての研究』法曹会

田宮裕・廣瀬健二編（2001）『注釈少年法（改訂版）』

有斐閣

廣瀬健二編（2011）『裁判例コンメンタール少年法』

立花書房

本庄武（2014）『少年に対する刑事処分』現代人文

社

丸山雅夫（2012）『少年法講義（第2版）』成文堂

菅原 由香（日本文化大学非常勤講師）



**民主主義の発生源としての「政治的徳」**  
**—ダグラス・ラミス『ラディカル・デモクラシー』から見えるもの—**  
**“Political Virtue” as the Resource of Democracy**  
**in Consideration of Douglas Lummis's *Radical Democracy***

高橋 在也

TAKAHASHI, Zaiya

### はじめに

近年の日本社会における政治不信は、もはや、政治への拒絶感という感覚に近づいている。政治に期待されているのは、景気回復、経済活性化だけかと思われる程である<sup>①</sup>。そして、もしも経済が活性化されるとしても、その「経済」が「身の丈の経済学」<sup>②</sup>につながらず、大企業と金持ちだけが潤う

「経済」に留まるならば、政治への期待は、いつか一度宝くじが当たってわれわれの生活も楽になるのではないかという辛い期待か、絶望的なあきらめになるしかない。経済のことをどうにかしてくれるかもしれない、というだけの期待を寄せられている政治状況の裏側で、日本の議会政治は、そもそもの政治の出発点である世論からも熟議からも離れ、独裁的手法がまかり通るようになっている。こうした状況は、議会制民主主義の危機である。しかしより根本的な危機は、もっと以前から生じていたことではある。民主主義の価値そのものが見失われていることである。

逆に、民主主義の価値を再発見するとしたら、どんな経験がきっかけになるだろうか。ふたつの道筋があると考えられる。ひとつは、完全な独裁制や恐怖政治にうちひしがれた後に、そこから解放された時。もうひとつは、なんらかの民主主義的な方法

で、自治的組織（あるいは「組織」と呼ぶよりも不定形なネットワークの時もある）が創られ運営がなされている時だ。このひとつめの経験は、解放を契機とした民主主義への渴望であり、解放の時期が過ぎた後に、民主主義を主体的に希求することが堅持されるのは難しい。ふたつめの経験は、いわゆる直接民主主義の経験と言えようが、問題なのは、具体的な生の経験のなかで、何が直接民主主義を生み出す発生源となっているかである。

近代社会における民主主義の形態は、第一義的には議会制民主主義、いわゆる間接民主主義であった。その機能不全を根本的に批判し、直接民主主義を近代社会に接合させようとする理論的試みとして、「ラディカル・デモクラシー」と呼ばれる思想潮流がある。その理論的端緒は、シェルドン・S・ウォリン編の季刊雑誌『デモクラシー』（1981-84年）の諸論文とされる<sup>③</sup>。その特徴として、中央集権的、官僚制的権力への原理的批判を基礎とし、

「利益誘導型民主主義」でも「集団のあいだの利害調整をする手段としての」（千葉 1996：7）民主主義でもなく、「民衆の発意、生活、かれらの共同権力、かれらの自発的ネットワーク」（千葉 1995：21）に基づく政治が行われることを目指すものとされる。しかし、ラディカル・デモクラシー

が、どのような条件で、具体的にどのような形態で発生し、どのような意味を持ちうるか、という最も肝要な点を、ラディカル・デモクラシーの理論家たちは描写しきれないでいるようにみえる<sup>(4)</sup>。またかれらは、リアル・ポリティクスに対して、直接民主主義のもつ理想の高さを強調しつつも、その非現実性・無力性を欠点として位置づける傾向がある<sup>(5)</sup>。しかし、もしリアル・ポリティクスのいう「リアル」の内実が、利害調整やその管理であるならば、そうではない「政治」というものを生み出しうる「現実」はありうるのか、この探求だけでも十分に意味があるのではないだろうか。政治とは、何なのか。誰がやるのか。仮に、政治とは、利益誘導や管理だけではなく、多様な人びとのあいだの、利害に還元されない「考え」の出し合い・聞き合い・調整、社会の管理だけではなく共同創造の営みであると拡大して考えてみるならば、そうした「政治」に携われる資格を、マイノリティもマジョリティも含めたすべての人たちが持っていると考えられないだろうか。

本稿では、政治学者ダグラス・ラミスの著作『ラディカル・デモクラシー』（原著 1997 年）における、民主主義論を検討し、それによって拓かれる視座について述べる。ラミスは、前述のウォリン編『デモクラシー』にも参加している、ラディカル・デモクラシーの立場に立つ政治理論家であるが、特にこの著作が、他のラディカル・デモクラシーの立場の著作と大きく異なる点がある。それは、近代社会にラディカル・デモクラシーを順応できるように安定した接合を図るという意図を最初から放棄して、独立した直接民主主義の空間が近代社会に生まれてしまうという、ある種の奇跡が起こるための条件を探っている点である。

『ラディカル・デモクラシー』は、整然と系統だって主張が展開される著作ではない。むしろ、思考しながら著作が進むかのようなのである。民主主義の形式的な定義を排し、今までに「民主主義」という言葉が何か他のイデオロギーや事態を正当化するために用いられてきた事例を検証し、そのせいで余計に目にみえなくなっている、ひとびとが集まることで生み出しているある種の「力」を言い表すための「民主主義」の定義を探求している。その結果、他の民主主義論と比べて驚くべき特徴は、ラミス自身の民主主義の定義は、最後まで登場しない。しかし、それを以て、ラミスの著作の欠点とは言えない。不定形の集まりの持つ性格を述べようとして、彼は、逆に、そうした集まりが消えてしまう条件を明示することを通して、民主主義の彼なりの定義を逆照射しているように思われる。

## 1 なぜ民主主義について、考えるのか

なぜ民主主義について、ラミスは考えるのか。もともとラミスは、民主主義についてふたつの出発点をもっていた。第一に、左翼／右翼、マルクス主義／資本主義、といった硬直的な二項対立の枠組みをつくりなおす理論的土台に、民主主義がなりうると考えたことだ<sup>(6)</sup>。第二に、民主主義が真剣に問われ語られた、ピープルパワー革命直後のフィリピンを見たということだ<sup>(7)</sup>。

しかしながら、と、ラミスは問題提起する。第一に、選挙制度としての民主主義を、特に日本においては、だれも信用していない<sup>(8)</sup>。第二に、民主主義という言葉は、ほかの何かを正当化するために濫用されるイデオロギーとなっている。なので、学問的に「民主主義」という言葉を用いても、ほとんど何も言っていないのに等しい状況が現れている<sup>(9)</sup>。そ

れゆえ、第三に、制度ではなく、「人間関係の原理」としての民主主義を問題にしたい<sup>(10)</sup>。そして第四に、「人間関係の原理」としての民主主義を問題にすることをとおして、仮想のユートピアの提案ではなく、現に存在してきて、今も存在する運動を、理論的に支援したい<sup>(11)</sup>。

こうした問題提起の上で、ラミスは改めて「民主主義」という言葉を語源に戻って考える。「民主主義（デモクラシー）」という単語はデモス（demos）つまり民衆（ピープル）とクラチア（kratia）つまり権力が結びついてできた。ここで急いではならない。解釈したり詳しく論じる前に、まず立ち止まってみる必要がある。民主主義とは民衆が権力を持つ政治形態をさす名称だ。しかし、このピープルとは誰のことだろう。権力（パワー）とは何なのだろう。（ラミス 2007：40）このように問いを立てて、ラミスはこう言う。すべての権力は国民が源だとはいわれるが、実態は、源であるかもしれないが、その権力は少数者に奪われている。なおかつ、種々のイデオロギーによってそれは正当化され、この正当化を受け容れることで政体は安定し強力なものとなる。にもかかわらず、たとえその正当化を「恐怖心からにせよ迷わされてのことにせよ信じ込むようになった国民でさえ、権力の真の源は自分たち自身である」と発見しうる、それこそが「ラディカル民主主義」の立つべき「観点」だと言う（ラミス 2007：46）。

興味深いのは、この「ラディカル民主主義」は、ラミスによると「市民社会」とは区別されるべきものだと言う。たしかに、「市民社会」は、国家を乗っ取るのではなく、自分たち自身をエンパワーメントする。小さくて多様な集団や組織の複合体であり、「公の議論の場、公の価値と公の言語の発展、

公の自己（市民）の形成のためのスペースを提供する。」「市民社会は自由を要求しないが、自由を生み出す。」（ラミス 2007：54-55）しかし、「市民社会」はいつでも自由を生み出すわけではなく、むしろ企業同士の競争も、国家が介入しない組織の複合体として「市民社会」と言われる。さらに市民社会といっても、それは「人種主義や女性を支配する男性社会の砦」であることと矛盾しない。（ラミス 2007：58）従って、「市民社会」の形成と、「ラディカル民主主義」の生成は、関連しながらも区別して見るべきであると言う。

「ラディカル民主主義」という考えは、自分たちが源であると感じられるような「パワー」を発見し言語化するものであると捉えられる。ラミスは、フィリピン革命に、こうした「パワー」を見出しているが、それでは、「ラディカル民主主義」は、このような大きな政治運動に帰結したものだけに見出すべきものなのだろうか？<sup>(12)</sup>

## 2 ラミス自身の自由の経験と、その政治的言語化

ラミスは『ラディカル・デモクラシー』の中で、「民主状態」という聞き慣れない言葉を用いている（ラミス 2007：179）。フィリピンを典型例として彼が見聞きした運動のなかで、人々が「パワー」を、「自分たち自身」を「源」として出している、そのような不定形の状態を指すための言葉である。ラミスが探求しているのは、「民主状態」がうまれる条件を、制度的説明ではなく、また、心理学的説明以外に求めるというものだ。たとえば次のような瞬間が、人間の精神に訪れるための条件を求めるということである。

ラミスは、「権力を持たない人の権力」というバツラフ・ハベルのエッセイを引用する。共産主義時

代のチェコ・スロバキアの八百屋には、店の窓から見える玉ねぎとにんじんの間に「世界の労働者よ、団結せよ」という看板が掲げられている。それは「私は従順であり、平和に暮らす権利がある」というメッセージを掲げているという意味だ、とハベルは言う。「ある日、八百屋の中でなにかが吹っ切れて、人におもねるだけのスローガンを掲げるのを止めてしまうと想像してみよう。彼は茶番と分っている選挙へ行くのも止めてしまう。政治集会で自分が本当に考えていることを話し始める。そこで彼は、自分の良心が支持せよと命じる人々への連帯を表明する力が自分にあることさえ発見する。この反逆で、八百屋は偽りの中での暮らしから一步踏み出す。彼の反逆は、真理において生きようとする試みなのである。」(Havel1985 : 93) このようにハベルを引用して、ラミスは述べる。

重要なのはハベルの話で語られる変革が組織的なものではなく精神的なものだという点だ。これはマルクスが「意識をもった」労働者について書いた時に意味したたぐいの変革であり、解放の神学を語る人びとが「意識化」(conscientization) などという表現で語ろうとしていることなのである。この変化は「正しくない」知識から「正しい」知識へと変わることはない。八百屋は必ずしも以前知らなかったことを自覚する必要はない。なにかが「吹っ切れる」のだ。これはこころの動きであり「決断」である。もちろんここでいう「決断」はこうしようと決めることだ。八百屋が看板を出すのを止めた瞬間に下されるのであって、それ以前ではない。八百屋が自分の決断に従って行動し始めた時に、そしてとくに自分の仲間を見つけ始めた時に、新しい組織が出てくるかもしれない。(ラミス 2007 : 59-60, 傍

点が高橋)

この「決断」という現象を生み出すものは何か。こうした観点から、ラミスは、モンテスキューの「政治的徳」という概念に興味をもつ。「モンテスキューに言わせると、民主主義には法律とそれを施行する権力に加えて、「もうひとつの源、すなわち徳」が必要だと言う。つまり、政治的徳があるところに民主主義は可能であって、ないところには不可能なのである。」(ラミス 2007 : 179)「モンテスキューが正しいとすれば、民主状態は制度以前のものである。国民自身が立法者の立場に立つ状態である。その徳は正しい法律をうちたてる能力のある積極的かつ創造的徳であり、ただ単に法律に従うという受け身の徳ではない。」(同 : 180)

モンテスキューは、『法の世界』で、共和政体というものを論じている。共和政体とは、彼の定義にしたがえば、「人々が全員、最高権力 la souverain e puissance をもつ」政体である(モンテスキュー 1989 : 51)。「政治的徳 vertu politique」というのは、共和政体を動かす「心の変容 modification de l'âme」を起こす「バネ le ressort」、ないし「情念 passion」だとモンテスキューは言う。政体の構造的説明とは別に、それを動かす「バネ」という概念を編み出したことをもって、モンテスキューは「新しい概念をもった」と考えた(同 : 31)。モンテスキュー自身は、絶対王政下のフランスで生き、匿名出版で『法の世界』を出版した。彼自身が、「共和政体」で生きていたわけではなかったのだから、余計に「政治的徳」の概念の彼の展開が気になるのだが、『法の世界』のなかでは、そうした「政治的徳」が具体的にどのように人々に生まれるかについては、ほとんど触れられない。人間が「ふ

つきれて」「決断」するときの精神を説明するために、ラミスは、モンテスキューの「政治的徳」という概念を借りた。それこそが人びとに「心の変容」をもたらし、モンテスキュー自身にとってもまだ見ぬものであった「共和政体」なるものを駆動させるバネであるのならば、この「政治的徳」はどのように生まれるのか。ラミスは自身の大学時代の「フリースピーチ」の経験を描写する。

1960年代の運動に参加した人びとの多くが、規模こそ小さいものの〔フィリピン革命と（高橋補足）〕同じようなことを経験している。1964年のフリースピーチ運動のさなか、私はカリフォルニア大学の学生であり、それいらい政治を以前の見方で見ることができなくなった。…（中略）…学生たちが互いに素知らぬ顔で従順に授業から授業へ流れていくかわりに、いたるところに五人から二十人くらいの人垣ができ、情報を交換しあったり、激論をたたかわせていた。誰か知り合いに会うとかならず「それでどうなった」と聞いては、互いに手に入れたニュースを教えあう。私が忘れられないのは、図書館で勉強しようとして出かけると、たいていキャンパスの隅で進行中の議論につかまり、次々と議論が続いて気がついたら夕方の六時ということが再三あった。…（中略）…突如として、教室で学んでいた事柄が重大事となった。同時に、人間関係が以前よりも暖かく、競争的でなくなった。人びとは友だちを作りやすくなったし、進んで他人に手を貸すようになった。これがリベラルな政治学の想像力を悩ませる伝説的実在、つまり政治コミュニティの小さくてもろいサンプルなのだろうか、とわれわれは思いめぐらした。…（中略）…少なくとも運動がもっともうまく行った瞬間には、人びとは希望、共同体、行

動する喜びを経験したのであり、それが競争本位のリベラルな社会が提供する単純な手段と目的の満足（「成功」「人に先んずる」「うまくやったという満足」）とはまったく異なる幸福感を彼らにもたらしたのである。（ラミス 2007：184-185、傍点は高橋）

教室で学んでいた事柄が重大事となることと、友だちを作りやすくなり、競争的でなくなった、ということが同時に起こった経験。そして、「手段と目的の満足とはまったく異なる幸福感」をもたらした経験。しかし、この経験の記述だけであれば、過去の楽しい一過性の思い出として終わってしまうだろう。1997年のラミスは、この記述から先へ進む。それは、過去の自身の経験を、政治学の言語で記述しなおすのである。政治学の言語といっても、近代政治学の主要な関心は、人びとの行動をいかに組織するかという方法論の研究、言ってしまうえば人びとをいかに管理し、統治するかという技術の研究にある。ラミスは、それに真っ向から反対するだけでなく、管理ではないような人びとの「組織」の仕方を描こうとしている。なので、ラミスの記述は、少なくとも現在の主流の政治学とは別の「政治学」だと言えるだろう。

ラディカル民主主義は単に人びとが一致協力して行動するというだけの意味ではない。人びとの足並みをそろえさせる方法ならいくらでもある。罰を与えるぞという脅し、逆に褒美を与えるという約束…（中略）…科学的管理などなど。行動を組織する方法についての研究は政治学の主要な関心事である。しかし、ほかのすべての行動と異なる行動がひとつある。人びとが互いに信頼に結ばれて、自然発生的

に共に行動するときである。その時には思いもよらない大きな力が生み出される。(ラミス 2007 : 186)

ラミスはさらに踏み込んで、その「思いもよらない大きな力」を説明しようとする。

この力は銃や戦車よりも大きな力になることもあれば、そうならないこともある。問題はこれが別種の力であって、他の種類の力にはできないことができるということだ。他の力つまり軍事力とか国家権力、技術力、官僚の力、金の力などなどは、互いに手を結ぼうと単独であろうと、民主主義の力をうち負かせられるという意味では強大かもしれない。しかし、公の自由という新しい世界をつくり出すことはこれらの力にはできない。民主主義の力、民主状態は、そうした世界を「作る」のではなく、そうした世界になることで新しい世界をもたらす。…(中略)…民主主義の力は公の自由の世界を実現できる力である。」(ラミス 2007 : 186, 傍点が高橋)

ラミスは、フリースピーチの経験を「幸福感」や「暖かさ」という心理的経験としてだけではなく、これを伴いながらも、「公の自由という新しい世界」そのものが生まれた経験として描いている。

「民主状態」が、何らかの公的世界を別途生み出すのではなく、「民主状態」そのものが新しい世界の創設であり、それは他のどんな強大な権力にもできないことなのである。ハンナ・アーレントが、アメリカ独立革命をモデルにして、「自由の創設 foundation of freedom」という言葉であらわそうとした事柄<sup>(13)</sup>と、同じことを言い表そうとしていると思われる。逆に、この主張がラミスの独創性だとは言

えない。アーレントと比較してラミスの独創性が現れるのは、「民主状態のもろさ」の条件を析出している点である。

### 3 「公の自由な世界」をつくるための人間の感覚を破壊するものは何か

「にもかかわらず、民主状態もまたもろい。」(ラミス 2007 : 186) なぜもろいのか。ラミスが挙げる理由を、箇条書きに分けながら検討してみよう。

#### (1) 「民主状態」は、生活を維持している経済の領域の外で起こるので、日常生活に戻ると「民主状態」は消える

「ラディカル民主主義が起こるのはわれわれが生活を維持している制度の領域、つまり経済の外側なのだ。そうした制度は忍耐強くわれわれが戻るのを待っている。労働者はほんとうに空腹になれば戻り、学生の活動家は卒業すれば社会体制の一員となり、中途退学者も結局は仕事についたほうが良いという結論に達する。」(ラミス 2007 : 187)

それでは、日常生活が、経済(要するにお金)の領域だけで塗りつぶされず、小規模ではあるが「民主状態」をあちこちの場所で作っていく工夫ができるとしたら、どうだろう? 重要な試みではあるが、それだけでは「民主状態」のもろさは解消しない、そのもろさを経済のせいだけではできない、とラミスは主張しているようなのだ。

#### (2) 「民主状態」と呼ばれる事態が生まれたとき、何が起きているか、また持続させるために何が必要かを理解する言葉が当事者に無い

「自分が故意ではなく民主状態にいるとわかった人びとは、理論的暗闇のなかで手探りをしてい

る。自分がいる状況を把握したり、それを持続させるために何が必要かを理解する言葉がないため、すぐにいわば管理体制に出し抜かれてきたことを知るのである。」(ラミス 2007: 188)

持続させるためには何が必要か? という問いに対しては「政治的徳という強力な磁場しかないというのが古典的な解答だ。そうだとすれば、ラディカル民主主義は今日、非常に不利なところに立たされている。先に述べたように、「政治的徳」なる表現はわれわれの政治の語彙には含まれていないも同然だからである。権利や法、権力、投票、税、利害といった事柄は自信をもって語れるとしても、「政治的徳」などという表現を使おうとすれば戸惑いを覚えるしかない。」(同: 187-188)

たとえば、哲学カフェのような空間を考えてみる。ある時に、集まった人びとで濃い話ができて、以降人間関係も、話し合った事柄への認識も変わってしまう経験があった時、この「経験」を「楽しかった」という言葉では、その「楽しさ」を、それを経験していない人に理解できる形で伝達できない。つまり、社会的意味が生まれない。さらに、そうした経験が持続できるために何が必要かと言うとき、「政治的徳」が必要だと言われても、われわれはどうして良いか困るだけである。

この問題は、民主状態に言葉を与えようとするラミス自身にもあてはまる。つまり、民主状態は「公的で自由な世界の現れ」だといわれても、それが政治的言語であるという価値はもちろんあるのだが、いったい具体的にそれは何なのか、そしてそれはどう生まれるかを明示しているわけではない。

しかしながら、さらにラミスが提起する「現代の民主状態が短命だということを見るもうひとつの見方」(同: 188)が、この問題にさらに踏み込んで言

葉を与えているように思われる。

### (3) 一国民主主義が、現代の民主主義を根本的にもろくさせている

「あまねく民主主義を確立するのはわれわれの力のおよぶことではない世界では、一国ないし数カ国に民主主義を確立しようとして、周りを軍事力と社会的差別の壁で取り囲む。その壁はとりわけ民主主義国の市民が余暇と自由を享受する経済的基盤を提供するための労働力を搾取されている他国の住民との壁である。これはありうる戦略だ。…(中略)…問題は、民主主義帝国、ないし「一国民主主義」は今日実行可能な戦略たりうるか、ということだ。」

(ラミス 2007: 218-219)

ここでラミスが提起する問題は、たとえ軍事的、あるいは経済的に条件があって、自分の国や地域にだけ民主主義を打ち立てることが可能だとして、それは打ち立てる当の民主主義にとってどういう影響があるか、というものだ。ラミスの答えは、なるべく他国ないしは他の地域にも配慮しましょう、というような答えを打ち砕くようなものであり、同時に、彼が言葉にしようとした「公的で自由な世界」の本質を照らしてくれるようなものである。

自分たちを仲間の人間の運命から切り離そうとすれば今でもできるが、切り離すこと自体、われわれの神経系のなかで行われるしかないことも今なら分かっている。切り離すのは他の人びとではなく、われわれ自身の感覚器官のひとつ、われわれが他の人たちの顔を見たり声を聞いたとき、ああ同じ人間なのだと認識する能力を与えてくれる、あの特別の感覚器官なのである。このような自己切断は一般的に賢明でないだけでなく、それ自体ラディカル民主主

義の本質と相容れない。…（中略）…政治的徳を可能にする感覚、言ってみれば「民主主義感覚」を切断することなのだ。ラディカル民主主義の運動はこの感覚を研ぎ澄まし拡大することを求める。（ラミス 2007：220，傍点は高橋）

民主主義のもろさを説明する三つの理由のなかで、経済が原因で浸食されてしまう、それを説明する言葉がない、という外的な理由ではなく、民主主義の内在的性質に関わるこの第三の理由が、最も核心を突く。一国民民主主義は、できれば避けられよい、というものではなく、絶対にダメなのだ。その理由は、他者のことを考えるのはとりあえずやめて、自分たちだけで平等や自由をつくろう、と決めたその時点で、「他の人たちの顔を見たり声を聞いて」「ああ同じ人間なのだと認識する能力」が殺されるからである。ラミスは「神経」や「感覚器官」という言葉を使っている。彼が、モンテスキュー自身は説明しなかった「政治的徳」に与えた意味は、他者の顔を見て、声を聞き、同じ人間だと認識する感覚、他者をみつめ、他者の言葉を自分に引き入れる感覚である。

#### 4 おわりに

最後に、ラミスの民主主義論は、現在のわれわれの営みだけでなく、過去の人びとの営みにも新しい光を照射する射程を持つことを付言したい。ラミスの民主主義論は、近代社会におけるリアル・ポリティクスへの接合を大前提とせず、むしろ草の根に生じる「民主状態」の生成条件（あるいは消失条件）を明らかにしようとしたものゆえに、従来政治とは無関係であるとされてきた社会領域を、政治（あるいは民主主義）と関連させて分析することに道を拓

く。その点、近年の歴史学・郷土史学が、俳諧・茶の湯に代表される日本の文芸史を、まったく新しい見方で捉え返しつつあるのが興味深い。たとえば、俳諧は、江戸時代においては、庶民を中心とした村落を超えた不定形の文芸ネットワークを形成しており、そうしたネットワークが、蘭学や書肆のいわゆる地方における発展を促し、幕末期には、地方は、江戸や京都にとっても無視できない対等な文化的ネットワークを形成していた<sup>(14)</sup>。歴史社会学者の池上英子は、さらにもう一歩分析を進め、文芸のネットワークは「パブリック圏」と池上が呼ぶ空間を創出していたのであり、そこでは、表向き・制度的な人間関係ではなく、文芸を通して全く新しい人間関係が生まれ、交わった人間を通して多様な社会的・文化的資源が「交流・融合」していたと述べる。さらに、こうしたダイナミクスは、革命を経て議会制民主主義を生成したというヨーロッパ中心主義の民主主義観では、分析できないものだと主張する<sup>(15)</sup>。池上の研究は、文芸運動を多様な社会的・文化的資源の交流の場として捉え、かついわばヨーロッパ的ではない民主主義の形態を示唆したという点で、日本の文芸史をまったく新しく政治学に接合させる可能性をもつ。ラミスの『ラディカル・デモクラシー』は、歴史学・郷土史学のこうした進展を補って、文芸運動が兼ね備えて来た一種の「自由」——狭義の芸術表現が可能であるという「自由」ではなく、社会に新しい空間を創ったという「自由」の感覚の起源に迫ることを可能にする。

以上、ダグラス・ラミスのラディカル民主主義論を検討したことで、以下のような視座が得られる。

(1) フリースピーチ運動やフィリピン革命のような大きな政治運動から、文芸運動のような小さくて目立たない文化運動まで、社会に対する影響力は全



く違えども、民主主義の根としての「民主状態」がうまれうる場所として、連結して考えられるようになったこと。

(2) 民主主義の根本は、人びとの精神に根付くものであること。もし議会が、たとえば原発に反対する人びとや、子どもを育てることに不安をもちながらそれでも子どもとともに生きようとする親たちの声とそれにひそむ思いを反映することなく議事が進むのであるならば、そこに精神は無く、民主主義を見出せない。制度上の議会よりも、そうしたひとりひとりの声を聞いて考えて語る場にこそ、根源的に政治的な空間が生まれうる。

(3) しかし、どのような規模であれ、それが「一国民民主主義」状態になった瞬間に、つまり、ある一つの考えだけ、あるいは一つの民族だけ、あるいは“この仲間”だけに限って平等や自由や交流を追求しようとする、そこで切断されるものがある。それは、具体的に切断される他者だけでなく、そうした他者と本来は聞いたり話したりすることができたはずの、感覚そのものである。この感覚が、民主主義の源たる「政治的徳」であり、この感覚の喪失が、民主主義を自壊させる。

こうした感覚のレベルまで民主主義を、われわれの身近なものに落とし込むならば、われわれがその源であるという「パワー」も、いわゆる政治権力や集団の支配力とは全く異なる、新しい「パワー」になりうるだろう。そして、そうした「パワー」をわれわれ自身が実感して言葉を与えることも可能だろう。さらには、日本の文芸史も、この「パワー」の観点から大きな変更が加えられるかもしれない。そのためには、郷土史学や歴史学と、政治学が新しく切結んでいく、新しい研究が求められよう。

## 注

(1) この問題は、そもそも近代における政治が、「ポリティカル・エコノミー」として、つまりは経済利益の調整・配分機能としてもつばら存立してきたという経緯にさかのぼる歴史的問題である。アレント(1994)、特に49-59頁を参照。

(2) 地域コミュニティを基礎とし、自然環境との共存を目ざした持続可能な経済のあり方に対して、E.F. シューマッハーが先駆的に名付けた概念を援用した。シューマッハー(1986)、特に第2部第5章「人間の顔を持った技術」参照。

(3) 千葉(1995)、43-47頁を参照。

(4) ラディカル・デモクラシーの概念を早くから日本に提唱してきた千葉眞も、ラディカル・デモクラシーが「はたしていかなる政治のヴィジョンを具体的に示していくのか」(千葉1996:17)という段になると、それは、地球規模の難題を抱える人類にとっての「生存」の「手段」であり、同時に単なる「手段」に還元されない「固有の価値」を持ち、人びとの「共存共生の営みであり、文化創造の一端を担う営み」でもあると指摘するに留まる(千葉1996:18)。斎藤純一は、ラディカル・デモクラシーが、リベラル民主主義への批判・対抗以上の共通了解を未だ持たず、「概念的に規定されるべき段階にはまだ達していない」(斎藤1996:74)と指摘する。それゆえ早急にラディカル・デモクラシーの定義を下す前に、来るべき民主主義に必要な側面として「意見の政治」「範例の政治」「苦難に応答する政治」「自己の内的政治」という四つの切り込みを提示する(斎藤1996:88-92)。特に「自己の内的政治」の概念は、人間の(いわば内的な)思考の営みと、(いわば外的な)意見を公表し互いに聴き取り合う営みの両者をつなげて双方政治の範疇に置く視

点であり、政治学の枠組みを深化させる力を持つと思われる。しかし斎藤は、来るべき民主主義に必要なラディカルなヴィジョンについては述べるが、ヴィジョンの発生条件にまで踏み込んで議論しているわけではない。

(5) 千葉眞は、シェルドン・ウォリンのデモクラシー論には「完全主義」の傾向があり、「歴史現実」に直面した時にその有意性が欠如しがち」と批判する（千葉 1995：103）。それゆえ彼の議論は、「歴史現実」に接合できるもの、「つまり、自由民主主義の諸制度の枠組みのなかで本来のデモクラシーのさらなる深化と具現化を模索し、それによって自由民主主義の諸制度をデモクラシーの理念に照らして再活性化させる」（千葉 1995：40）という図式をとる。今ある制度の破壊のむこうに真のデモクラシーが立ち上がるとは思えないし、今ある社会の補正のなかでこそ現実的にデモクラシーが姿を現すことということには同意する。しかし、今ある「諸制度の枠組み」の尊重が、「民主主義は、その固有の活力とダイナミズムのゆえに、エートス、法制、手続き、制度、倫理、判断において、つねに規制と善導を受ける必要がある…（中略）…民主主義には民衆の活力の無軌道性というそれ固有の脆弱性（vulnerability）があるからである。こうして民主主義はつねに、制度面と手続き面でも「民衆の情念」の迸りを防ぐ制度的防禦の方途を探索していく必要がある」（千葉 1995：35、傍点は高橋）という主張にまでつながるのであれば、民主主義は、すべてそれを必要としそれを担う人々の目線から、その「弱点」の内奥に光があてられるべきだと応えたい。

(6) ラミスは、アメリカ海兵隊員として日本に来てから、ベ平連の活動に関わり、「自由主義国家や自由主義経済に対するマルクス主義の批判力に依存し

てきた」が、マルクス主義者になれと言われて困り、「居心地の悪い中間的立場」にいたと言う。右翼左翼というフランス革命にさかのぼる空間的比喩がまかり通り、マルクス主義かさもなくば資本主義の奴隷かという「空間的イメージをつくりなおす土台に」民主主義がなるのではないかと考え始めたと言う。（ラミス 2007：19-20）

(7) ラミスは、1987年にフィリピン大学に民主主義理論を学びに行った。「民主主義がすり切れたスローガンではなく活きた思想、本気で問題にされ、人びとが情熱と確信をもって語る原則となっている場所へ、私は行きたかった。」結局「アメリカ寄り」の政治家コラソン・アキノが当選したが、「民主主義をめぐる豊かで執拗な議論は終わりはしなかった。どこが間違っていたのか、あるいは現に間違っているのかという問題」がずっと話し合われていた。（ラミス 2007：21-22）。

(8) 「日本ではここ数年、民主主義に対する関心が非常に高まってきた。これはひとつには冷戦後の世界的動向の反映である。すなわち、旧いやり方への幻滅、批判的かつラディカルな政治思想の新たな土台探しである。しかし、同時に日本における「代表民主主義」という特定のやり方に対する幻滅が拡がりつつあることの反映でもある。とくに1998年の選挙後は、有権者が何をしようと、同じ派閥や官僚が引き続き国家権力を握り、政治はなにも変わらないという気持ちが強まりつつある。そして「多数支配」は少数者を服従させるための技法とみられるようになりつつある。」（ラミス 2007：vi）

(9) 「政治用語の中でも「民主主義」はもっとも酷使された言葉であることは間違いない。この言葉は、革命、反革命、テロリズム、妥協、凡庸を正当化するために使われてきた。代表制度、自由企業経

済、国営経済、レーニン主義の一党統治、国民投票による独裁制などなどにも適用されてきた。世界を民主主義にふさわしい安全な場とするために戦争が行われ、原爆が投下されたのも外国の地に民主主義を確立するためであった。民主主義を守るためにゲリラ勢力を鎮圧する作戦が行われ、そのゲリラも民主主義のためにたたかっていると主張する。」(ラミス 2007 : 27)

(10)「民主主義といえば自由選挙だとか人権を法律で保障することだとか、労働者による管理であるかのように語られる。」しかし、自由選挙の制度や人権保障する法律があるからといって、民主主義は実現しているとは言えないだろう、と述べたうえで、ラミスはこう主張する。「これらが価値を持つかどうかを判断するには、自由選挙や人権保障が実現されている人間関係の原理とは何なのかをできるだけ明確にする必要がある。」(ラミス 2007 : 23)

(11)「あらゆる大陸で、国で、文字通りあらゆる種類の状況下で民主主義運動が見られるし、解決の道も一様ではない。…(中略)…こうした状況やその他の制度を相手に闘っている運動はいずれも、それぞれの方法、目的、希望を持っている。人々が現実の状況下で闘っているものに代わる何かを私は何も持っていない。そうではなく、「実際に存在する」民主主義運動をいくらかでも理論的に支援することで、また民主主義者が自分自身の目的や方法を再検討したり批判したり明確にするための何らかの基準を提供することで、いささかでも貢献できたらというのが私の希望である。」(ラミス 2007 : 24)

(12)本稿では展開できないが、丸山真男に代表される戦後日本の民主主義者たちが持っていた民主主義観には、小さな協同活動を民主主義の根として評価

する理論的検討が欠けていた。最も草の根の運動を高く評価した鶴見俊輔においても、理論的検討は薄い。筆者がラミスを特に取り上げて考えたいのは、彼が、民主主義の本質は、制度や法律ではなく、言葉にしづらい人間の精神にある、とまで踏みこんで、その条件を探っているからである。

(13)アレント (1995)、特に第4章、第5章を参照。

(14)文芸史を、ラミスを含めたラディカルな民主主義のパースペクティブから再考するという試みは、他日に期したい。ひとまず、幕末期地方における蘭学の発展については田崎 (1992)、青木 (1998)、金井 (2001)、書肆の発展については鈴木 (2007) 参照。

(15)池上 (2005)、特に 62-96 頁を参照。

## 参考文献

- 青木歳幸 (1998)『在村蘭学の研究』思文閣出版  
 アレント、ハンナ (1994)『人間の条件』志水速雄訳、ちくま学芸文庫、原著 1958 年  
 —— (1995)『革命について』志水速雄訳、ちくま学芸文庫、原著 1963 年  
 池上英子 (2005)『美と礼節の絆 日本における交際文化の政治的起源』NTT 出版  
 金井幸佐久 (2001)『高野長英門下 吾妻の蘭学者たち』上毛新聞社出版局  
 斎藤純一 (1996)「民主主義と複数性」『思想』1996 年 9 月号、岩波書店  
 シューマッハー、エルンスト・F (1986)『スモールイズ ビューティフル 人間中心の経済学』講談社学術文庫、原著 1973 年  
 鈴木俊幸 (2007)『江戸の読書熱 自学する読者と書籍流通』平凡社

- 田崎哲郎編（1992）『在村蘭学の展開』思文閣出版
- 千葉眞（1995）『ラディカル・デモクラシーの地平  
自由・差異・共通善』新評論
- （1996）「デモクラシーと政治の概念ーラディ  
カル・デモクラシーにむけて」『思想』1996年9  
月号，岩波書店
- モンテスキュー（1989）『法の精神（上）』野田良  
之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博  
之・横田地弘訳，岩波文庫，原著1748年
- ラミス，C. ダグラス（2007）『ラディカル・デモク  
ラシー 可能性の政治学』加地永都子訳，岩波モ  
ダンクラシックス，日本語初版1998年（岩波書  
店），原著1997年
- Havel, Václav(1985) “The Power of the  
Powerless” , in Havel et al., *The Power of  
the Powerless: Citizens Against the State in  
Eastern Europe*, ed. John Keane, introd. By  
Steven Lukes , Armork, New York: M. E.  
Sharpe.

高橋 在也（東京農工大学非常勤講師）

第9回研究大会若手シンポジウム報告：  
現代社会における子どもと環境のあり方  
Children and their environment in contemporary society

越境と再統合

—現代社会における子どもの問題をめぐる四報告からの示唆—

Crossing Borders and Re-integrating:  
Hints from Four Reports on Problems Facing Children in Contemporary  
Society

高橋 在也

TAKAHASHI, Zaiya

シンポジウム「現代社会における子どもと環境のあり方」は、2013年の若手シンポジウム「〈古い〉を考える—近代化・自立・尊厳」に続く、第2回目の若手シンポジウムとして開催された。第1回に引き続き、若手会員が集まり、企画の立案・テーマ決定を行い、大会までに7回もの研究会を重ねて、テーマの議論に必要な視点を練っていった。当初は、昨年の「古い」と対照的なテーマとして子どもをめぐる諸問題を取り上げようという暫定的方針で議論がスタートしたが、各報告者の研究テーマの深度と横断性によって、必然的に単なる「子ども論」「子育て論」を論じる場では留まらないものに変化していった。子どもという存在や子育てという営みについての様々な問題の検討を通してこそ見えてくるような、われわれの社会の持つ問題点と可能性を言葉にしていくことが、目標として共有されていった。

本特集に収められる四論文は、シンポジウム当日の報告をもとに、さらに各報告者によって議論が深

められまとめられたものである。ここでは、当日司会を務めた筆者が、各論文の連関からみた本特集の意義について記してみたい。

菅原論文は、平成25年の最高裁判決、いわゆる婚外子差別違憲判決を主な題材とし、この判決が出るまでの法的議論の推移を追ったものである。この判決の意義を、菅原論文は「最高裁が婚外子の相続分を婚内子と同等にすべきであるとの判断を示したというにとどまらず、いわれのない子どもの差別は今後一切禁止されなくてはならないという司法の判断が社会に示された」と捉える。平成7年の段階では、同じような婚外子相続の事例に対して最高裁は合憲判決を出しているのだが、その際もある裁判官が反対意見を表明していた。そこでは、法律が法的合理性の尊重のもとに、社会の「日陰者」をうみだし、その差別を容認する根拠として「利用されている」とまで踏み込んだ指摘がなされている。筆者は、保守的というイメージがある最高裁判決の裏に、こ

うした多様性をもつ反対意見があったことを知らなかった。平成7年と平成25年、ふたつの最高裁判決が合憲から違憲へと動いたその原因について、菅原論文は社会における「家族のあり方や子どもの権利の考え方の変遷」とみる。同時に平成7年の段階においても反対意見という多様性を司法が抱え込んでいたという事実も、変化してゆく社会の価値観の反映といえるのかもしれない。

「家族の中における弱者に対し理由のない犠牲を強い」る諸制度を問題化し、子どもが「個人」として尊重されるような社会となること、これこそがこの判決をとおしての司法から社会へのメッセージであるというのが菅原論文の結論である。そのうえでさらに菅原論文は、「子どもの成長は家族の単位だけではなく、社会や国家といった単位で支持されるといったものになっていくこと」を、期待されるヴィジョンとして提起している。筆者には、「子育て」という言葉に比べて、「子どもの成長」という言葉づかいに、菅原論文の主眼でもある、子どもが個人として尊重され、主体として変化・成長していくことに対して、家族だけでなく社会や国家はどうサポートすべきか、又はどう変化すべきか、という論点が含まれているように感じられた。続く三論文は、そうした社会の具体像の模索や、国家との関係性の問い直しとして読むこともできるのではないだろうか。

七星論文は、子どもを育てる——あるいはもう少し広い言葉を使えば——子どもと関わる時間の経験の意味をとらえ返すという困難な試みから始められる。喜びや楽しさもあるが大きな労苦でもあること、自分より弱い存在であり手助けを求めている非対称の存在（子ども）との関わりであること、自分を優先するか常に助けを求める存在である相手を優先す

るかの葛藤の経験であること、さらに経済性や合理性を優先する社会の中で経済性からも合理性からも疎外されている営みである子育てをどう積極的に成し遂げていくか悩みが尽きないこと。これらは、子育てにすこしでも関わった人なら、実感してきた問題ではないだろうか。しかし、とりわけ、「子育ての分担にとらわれ過ぎると男性と女性との関係づくりが難しくなったり、子育てを協力して行うことを諦めてしまったりすることもある」という問題提起は、筆者には切実なものとして感じられた。

社会的名誉に関わる輝かしい活動であるならば、たとえひとりでなし遂げても、その人は満ち足りるかもしれないし、またその活動にふさわしい評価も受けられよう。しかし、他者が生きていくために欠かすことのできないような援助をする営みは、ケア労働と呼ばれ、労苦がついてまわるうえ社会的評価も低く、孤立して行い続ければ心身を病む。しかしだからこそ、立派な「活動」以上に、協力やパートナーシップの深い意味が問われるのかもしれない。七星論文は、その内実に切り込んでいく。

まず最初に指摘されるのは、子育ての共同は意識の上では進んでいるが、子育ての実際はまだ女性が担う部分が多く、また子育てのなかで担っている経験がそもそも男女で分断されているという事実である。そこから、子育てに関わる人たちの全員が、「遊び」だけではなく「世話」も含めた、子育てに関わる主たる養育者となる必要性を主張する。その理由は、「遊び」だけでなく「世話」を含んだ子育てという営みは、葛藤の経験の連続であり、その葛藤という経験を子育ての「パートナー」で共有していくことが、パートナー関係の尊重と、同時に個人としての自己決定、双方を可能にしていくことが示唆される。

しかし、子育てに関わる全員が主たる養育者になるということは、全員が同じ役割の遂行者にならなくてはならないということだろうか。おそらく違って、その核心は、七星論文の後半のキーワードとなっている「役割をかわるがわる行うこと」にあると考えられる。つまり、いつも頑張らなくていいし、時には休んで代わってもらい、だれもが子育てに中心に関わりながら、同時に支えられるということである。これが「互いの育てあい」を可能にし、「責任・尊敬の共有」をひきおこし、さらには共感を可能にし、平等を打ち立てる、と七星論文は主張する。これは、共感にもとづく平等がいかに可能かという難問に対する、重要なアンサーとなる可能性をもっている。また、こうした共感にもとづく平等を打ち立てる「場」に、子育てに関わる場がなり得ることも示唆される。ここには希望があるが、まだ道は定かではない。また、こうした平等が「社会の質の変化」へと結びつく道筋も、なお解明を待っている。このような課題を七星論文と共有しつつ、先へと歩みを進めてみよう。

東方論文もまた、子育ての困難さの解明を課題とする。切り込む視点として、「現代社会特有の生活空間という空間の問題」および「その空間が強い社会的規範」という二つの側面から論じる。まず、現代社会とりわけ都市空間の特徴は、空間ごとに機能・役割・管理者がはっきり決められていて、それらが「door to door」でつながっていることだと指摘される。door to doorということは、それらの諸空間の「あいだ」が無い、つまり、機能や役割の決まった空間同士を結ぶあいまいな領域、だからこそ創意工夫が試せる領域が無いということである。管理された空間は、多様性や豊かさを失うだけでなく、「その概念風景にふさわしい振る舞いと身体を

もつように要求され」、「『いつでも・誰でも』という公共的性格が失われる」。子育てを引き受ける養育者の立場に身を置くと、むしろ「いつでも・誰にでも」気をつかわなければならず、「場」にふさわしい振る舞いをせねばならず、かつ、子どもに対してもそれを強制しなければならない。その「ふさわしい振る舞い」のリスト項目に、子どもが創意工夫をして試行錯誤するということは、どの「場」にも全く入っていないということになる。「人の迷惑にならないようにしなければならない」という論理は、現代日本社会の過酷なほどの自己責任論の論理として、社会のすみずみで孤立をともなった息苦しさをつくっていると思われるが、育児をほとんどひとりで担う者（これは、日本社会で生きる多くの「母親」の像といえる。東方論文はそういう存在を念頭において、その苦しみをどう切り拓くのかという視点で書かれている）に、それはあまりに過酷にのしかかっているという事実を、東方論文はまず強調する。

こうした現状をどう打開すればいいのか。そのためのメスとして、「家庭の中に押し込められた再生産活動の「共有化」（オープン化やネットワークの再構築）」を東方論文は主張する。具体的な様相としては、女性の「おしゃべり」が注目される。「共同体内の人間的なネットワークを作っていたのは女性だったのではないか…（中略）…閉鎖的な家の中の事情をオープンにしてきたのは女性のおしゃべりであるともいえよう」。論文末尾におけるこの指摘には、閉鎖環境を打ち破るためには、そこで起こっている困難に言葉を与え合う場所が必要である、という問題提起も含まれているように筆者は考える。

「おしゃべり」は、七星論文が主張していた「葛藤の経験の共有」とも関わり、次の増田論文における「時間」の共有の問題にも関わる。

増田論文は、子育て環境の孤立化と無縁化の問題を、『子どもを育てる』ことが社会に継承されていないという〈生命の循環の持続可能性〉の問題として捉える。ということなのだろうか。

まず、東方論文が描いた「孤立」や「自己責任」の問題を、増田論文は、戦後日本の「近代的個人」の問題としてみる。「戦後日本における価値観は…（中略）…「精神的紐帯」としての「伝統的共同体」からの個人の解放と近代的個人の成熟＝「自立した個人」の自由と平等、尊厳が保障されることを重視したが、それは「時間（歴史）、空間（場所）」に規定されない」「土地や歴史に縛られない「自立した個人」」を前提とする社会でもあったという。増田論文は、これを「現時性の倫理」につらぬかれた社会とする。「倫理」とは、誰かにとって良いこと（価値）を、どのようになすべきか（規範）を「共有するための理、秩序、調和」と定義される。この問題提起を、菅原論文と連関させて考えてみると、現代日本社会は、近代の理想である「個人」の「尊厳」を保障しきれていない社会でありながら、一方で個人の「孤立」を近代の現実として突きつけているという問題がみえてくる。東方論文は、空間的孤立を主に問題とするが、増田論文は、時間のなかでの孤立を問題としている。それが縮言されているのが、「自分が生きる生活の「場」において過去－現在－未来という時間の流れのなかに自己の存在を位置づけること」、これが社会において失われており、これが可能になることで多くの可能性が拓けるという主張である。増田論文は「倫理」という言葉を、上述したように価値規範の共有のための理や調和と定義づけているが、筆者は、増田論文における「倫理」という言葉が示唆しているのは、規範というよりもむしろ生活の流儀、あるいは生活するなかで自

然に吹く風のようなものではないかと受け止めた（倫理 ethics の語源であるギリシア語 ethos は、「習慣」という意味である）。自分が生活する場所で、過去の人たちの生き方、同時代の人たちの生き方、それらの流儀を風のように感じて生きるということである。それは、閉鎖的共同体であれば、村八分にもつながる閉鎖的な空気かもしれないが、受け取れる過去の財産や生活流儀を全く失ってしまった人は、積極的な意味で習慣としての ethics という言葉を使うのが難しいだろう。言い換えれば、受け継ぐべき守るべき存在を見出すのが難しいだろう。

増田論文は、こうした来たるべき「倫理」を「通時性の倫理」と名付けている。「現時性の倫理」は、近代社会においては強制的な「価値規範」として作用してしまっていることを鑑みると、「通時性の倫理」はどのようなものとして、生まれて共有されるのだろうか。七星論文の主張する葛藤の共有と役割の交替、東方論文の主張する「おしゃべり」がもつ閉鎖的コミュニティの越境性が、新しい「習慣」をもたらす具体的な行為になるかもしれない。そして、そうした社会のなかで新しい「習慣」が増えたら、それを反映した立法行為や法解釈の変更も、法律家や司法がなし得る貢献である。しかし、増田論文の提起する問題は、その問題の深度に気づいてゆく営みの過程が、同時に問題の解決となるような事柄かもしれない。

最後に、各報告論文が立ててきた視野を筆者なりに整理してみたい。成熟し多様化する人間の生活領域に法がどう対応するのか（菅原論文）。分断化されて役割を遂行することに追われる人間の関係性の創造的再編成（七星論文）。分断化されて役割化された空間の再編成（東方論文）。そして、人間にとっての時間の再編成（増田論文）。とおしてみると、



---

越境と再統合がひとつのテーマとして浮かび上がってくる。それは、法と人間生活との、男女やパートナーのあいだでの、家庭（うち）と社会（そと）の空間の、そして、かつての生き方と今の生き方の越境と再統合である。このどの領域もが、子どもを育てる（個人が／家族が／ゆるい知り合いのつながりが／社会が）という現場で危機にさらされているという事実認識と同時に、子どもの成長に大人が関わる現場をとおして新しい価値に転換できる、そのような示唆を本報告論文から筆者は汲み取っている。

高橋 在也（東京農工大学非常勤講師）

## 法的視点からみた親子関係の変化

### Changes in the Parent-Child Relationship from a Legal Viewpoint

菅原 由香

SUGAWARA, Yuka

#### 1 はじめに

家族法は、いま大変動期にある。平成25年1月1日には、昭和22年施行の家事審判法が廃止され、新しく家事事件手続法が施行された。そこでは親権喪失制度の見直し、離婚後の面会交流、養育費の分担の明示、「子の利益」を最優先にすると明記等がなされた。そして、何と云っても平成25年9月4日には、本稿で中心的に扱おうとする婚外子（非嫡出子）相続分差別違憲決定が出された。これは後に詳しくみていくように、民法900条4号ただし書前段にある婚外子の相続分を婚内子の2分の1とする規定が違憲（憲法14条1項の法の下での平等違反）であるか否かが争われた事件である。

これらの動きを受けて、法学系の専門雑誌では特集が組まれている（例えば、「[特集] 変わる家族、漂う家族法」法学セミナー平成25年11月号。「[特集] 法的視点からみる家族法のいま」法律のひろば平成25年12月号など）。この中で、本山敦の「家事事件手続法から婚外子相続分差別違憲決定まで」と題する論文では、冒頭において、「2013年は〈家族法の年〉である」とした上で、婚外子相続分差別違憲決定について、「保守的とも評される最高裁ですら、〈家族の変化〉や〈家族に対する意識の変化〉を認めたのである。」<sup>①</sup>と指摘する。筆者もこの決定が出されるまで、最高裁が違憲判断を出すには更に数年を要するものと考えていた。その理由は、

いからとか差別を解消する機運がまだ国家的なレベルにまでは高まっていないからというのではなく、最高裁は本山の指摘通り保守的であるので、差別の撤廃を認めることはまだできないだろうと考えていたというものである。

法律は社会の変化にあわせて変化していくものであり、またそうでなければならないものではあるが、その動きは両者が同時に動くというのではなく、法律の方が遅れながら社会の変化に追随していくというのが現実である。この婚外子の相続分に対する差別規定は明治31年の民法制定時から存在するものであるが、この度の違憲決定を受けようやくその年の12月5日に本規定を削除する民法改正が行われている。これによりようやく我が国には婚外子相続分の差別規定は存在しないこととなった。子どもは、115年を経て平等になったことになる<sup>②</sup>。改正前と改正後の規定は次のとおりである。

**改正前の民法900条4号** 「子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等的なものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。」（下線は引用者）

**改正後の民法900条4号** 「子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等的なものとする。ただし、父母の一方のみを同じ

くする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。」

本稿では、婚外子相続分差別規定がこれまで我が国に存在し続けていたのに、この度違憲決定が出された意義はどこにあるのかを、合憲決定と違憲決定の理由付けを比較することにより、改めて考えてみたい。婚外子相続分差別規定が存在していた意味とは、単にその規定があることにより婚外子の相続分に差別が設けられていたということにとどまらず、「本規定は、婚外子差別のもとになっているものの一つとされる」<sup>(3)</sup>ものとしてとらえるべきであり、このことが住民票の続柄記載（平成16年の改正で改められた）等の法制にまで及んでいた意味は重くとらえるべきである<sup>(4)</sup>。

ここで結論的なことを先にいうと、今回の違憲決定の意義は、最高裁が婚外子の相続分を婚内子と同等にすべきであるとの判断を示したということにとどまらず、いわれのない子どもの差別は今後一切禁止されなくてはならないという司法の判断が社会に示されたという大きな第一歩としてとらえることができることにあるだろう。以下に合憲決定と違憲決定の判断およびその理由付けをみていくが、これにより子どもに対するこれまでのいわれのない差別の変遷と今後の子どものあり方の進むべき方向性をみることができるものとする。本違憲決定は、これまで子どもの権利がどのように考えられてきたのか、そしてこれから子どもの権利はどのようにあるべきかを考える助けとなり得るものと思われる。

なお、決定文では、婚外子について「非嫡出子」との表現が使われているが、本稿では、「婚外子」と表現することとする<sup>(5)</sup>。

## 2 婚外子相続分差別規定に対する最高裁大法廷の合憲決定と違憲決定の比較

ここでは、以上の視点から、2つの異なる判断を示した最高裁大法廷決定を比較する。本件の争点は、先にも触れたように、いずれも婚外子相続分差別規定が法の下での平等を定めた憲法14条1項（「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」）に違反して無効であるか否かである。

これまでの経緯としては、平成7年の合憲決定の原決定（東京高裁平成3年3月29日決定）が初めて合憲判断を示した後、平成25年の違憲決定に至るまでの下級審の判断は分かれていたというものであった。当初は合憲の考え方を判例も学説も支持していたが、徐々に違憲の考え方が支持されるようになり、ついにこの度最高裁が違憲判断に移行したのである。

まず平成7年の合憲決定の理由についてみていき、その理由付けがどのようなものであったのかにつき注目する。2つの異なる最高裁の判断を比較することにより、時代と共に子どもの権利に対する考え方がどのように変遷し、かつての差別はどのようにして正当化されていたのか、そしてそれがどのようにして撤廃され平等になったかということがみえてくるものと思われる。

### （1）婚外子相続分差別合憲決定（最高裁平成7年7月5日大法廷決定）

本件の事実の概要は、相続人が婚外子である代襲相続人と婚内子またはその代襲相続人であったところ、婚外子の代襲相続人のうちの一人が家庭裁判所に遺産分割を申立て、民法900条4号ただし書前段

の規定の違憲無効を主張し、婚内子と婚外子の平等な割合による分割を求めたというものである。

原審の東京高裁平成3年3月29日決定及び原々審の静岡家裁熱海出張所平成2年12月12日審判は、ともに本規定につき合憲の判断を示した。そして、最高裁も10名の多数意見により合憲の結論を示したものである。ただし、この際には5人の反対意見が付されている。多数意見の合憲の理由付けは次の通りである。

「憲法二四条一項は、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する旨を定めるところ、民法七三九条一項は、『婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによって、その効力を生ずる。』と規定し、いわゆる事実婚主義を排して法律婚主義を採用し、また、同法七三二条は、重婚を禁止し、いわゆる一夫一婦制を採用することを明らかにしているが、民法が採用するこれらの制度は憲法の右規定に反するものでないことはいうまでもない。

そして、このように民法が法律婚主義を採用した結果として、婚姻関係から出生した嫡出子と婚姻外の関係から出生した非嫡出子との区別が生じ、親子関係の成立などにつき異なった規定がされ、また、内縁の配偶者には他方の配偶者の相続が認められないなどの差異が生じて、それはやむを得ないところといわなければならない。

本件規定の立法理由は、法律上の配偶者との間に導き出した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の二分の一の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解される。これを言い換えれば、民法が法律婚主義を採用している以上、法定相続分は婚姻関係

にある配偶者とその子を優遇してこれを定めるが、他方、非嫡出子にも一定の法定相続分を認めてその保護を図ったものであると解される。」（下線は引用者）

つまり、この多数意見の考えをまとめると、そもそも婚姻外の妻の相続分は全く認められないところ、婚外子の相続分は婚内子の2分の1は認めるものであるから、婚外子の相続分は両者の中間という意味で、法律婚の尊重と婚外子の保護の調整を図ったことになるというのである。

しかし、この発想自体がそもそも婚外子の相続分を婚内子と平等にするという発想からかけ離れたところにあるものといわなければならない。つまり、ここには婚内子と婚外子の差別を当然のものとする発想が厳然と存在しているのである。親子関係は生物学的な血縁上のつながりにより発生していることが間違いないのであれば、その事実は社会的な価値観等によって左右されるべき事項ではないはずである。従って、子どもの母が父と婚姻関係になかったということから、婚姻内の子とも比較し差別を設けることには理由はないはずである。両親が法的にどのような関係にあるかは子どもが親との関係で差別を受けることを正当化できる理由となるはずがないことはいうまでもないことであるので、これによる差別は不当なものであることは疑いえない。法律婚主義の尊重の結果として、婚姻内の妻と婚姻外の妻との間に差別を設けることには理由があるとしても、自らの出生に何らの責任もない子どもに対し差別を設けることには何らの理由も見出すことはできないものといわなくてはならない。なお、ここで合憲判断が支持されてはいるものの、多数意見にあっても婚外子の差別を当然のものとするものではなく、「立法政策として改正を検討することはともかく、

現時点においては、本件規定（民法 900 条 4 号但書き—引用者注）が、その立法理由との関連において、著しく不合理であるとまでは断定できないというべきである。」というにとどめるものであったことにも注目すべきである。

さて、この多数意見が根底に持っている発想とは、尾崎行信裁判官の追加反対意見の中でうまく表現されているので、以下に引用する。多数意見の考えには婚外子を「日陰の身」であるとする発想があるとの指摘である。

「本件規定（民法 900 条 4 号ただし書前段—引用者注）の定める差別がいかなる結果を招いているかをも考慮すべきである。双方ともある人の子どもである事実には差異がないのに、法律は、一方は他方の半分の権利しかないと明言する。その理由は、法律婚関係にない男女の間に生まれたことだけである。非嫡出子は、古くから劣位者として扱われてきたが、法律婚が制度として採用されると、非嫡出子は一層日陰者とみなされ白眼視されるに至った。現実には就学、就職や結婚などで許し難い差別的取扱いを受けている例がしばしば報じられている。本件規定の本来の立法目的が、かかる不当な結果に向けられたものでないことはもちろんであるけれども、依然我が国においては、非嫡出子を劣位者であるとみなす感情が強い。本件規定は、この風潮に追随しているとも、またその理由付けとして利用されているともみられるのである。

こうした差別的風潮が、非嫡出子の人格形成に多大の影響を与えることは明白である。我々の目指す社会は、人が個人として尊重され、自己決定権に基づき人格の完成に努力し、その持てる才能を最大限に発揮できる社会である。人格形成の途上にある幼年のころから、半人前の人間である、社会の日陰者

であるとして取り扱われていれば、果たして円満な人格が形成されるであろうか。少なくとも、そのための大きな阻害要因となることは疑いを入れない。こうした社会の負の要因を取り除くため常に努力しなければ、よりよい社会の達成は望むべくもない。憲法が個人の尊重を唱え、法の下での平等を定めながら、非嫡出子の精神的成長に悪影響を及ぼす差別的処遇を助長し、その正当化の一因となり得る本件規定を存続させることは、余りにも大きい矛盾である。」

次に、多数意見に反対する意見、すなわち婚外子相続分差別規定を違憲であるとする 5 名の反対意見（中島敏次郎・大野正男・高橋久子・尾崎行信・遠藤光男の各裁判官）の理由付けをみていくこととする。反対意見は次のように述べる。

「本件規定（民法 900 条 4 号但書き前段—引用者注）の合理性について多数意見の述べるところは、民法が法律婚主義を採用している以上、婚姻関係から出生した嫡出子と婚姻外の関係から出生した非嫡出子との区別が生じ、法定相続分につき前者の立場を後者より優遇することに合理的根拠があるとの前提に立つものと解される。

婚姻を尊重するという立法目的については何ら異議はないが、その立法目的からみて嫡出子と非嫡出子とが法定相続分において区別されるのを合理的であるとするのは、非嫡出子が婚姻家族に属していないという属性を重視し、そこに区別の根拠を求めるものであって、…（中略）…憲法二四条二項が相続において個人の尊厳を立法上の原則とすることを規定する趣旨に相容れない。すなわち、出生についての責任を有するのは被相続人であって、非嫡出子には何の責任もなく、その身分は自らの意思や努力によって変えることはできない。出生について何の

責任も負わない非嫡出子をそのことを理由に法律上差別することは、婚姻の尊重・保護という立法目的の枠を超えるものであり、立法目的と手段との実質的関連性は認められず合理的であるということとはできないのである。」（下線は引用者）

この特に下線部分の考え方は、以下の違憲決定に引き継がれていくことになる。このように、平成7年の時点から少数意見ではあるものの、すでに今回の違憲決定の持つ発想は最高裁の中にも存在していたのである。

さて、平成7年決定の多数意見にあっても婚外子の差別をよしとするものではないが、しかしそれでも本件差別規定を違憲とできなかったのは、やはり婚外子の権利を婚内子と平等にすることよりも婚姻制度の保護を重んじることの方が優先された結果ではないかと思われる。本件当時にはまだ個々の子どもの権利の保護よりも婚姻制度の保護の方が重んじられなければならないと考えられていたのであろう。しかし、現在では、様々な事情から、婚姻関係にある夫婦が事実上離婚状態にあったり、事実上婚姻関係にある夫婦が法律上婚姻していなかったりといったケースが見られるようになる等の変化が生じてきているのであり、家族の形態が複雑になってきていることが認められるのである。従ってこれまでの法制度の維持により守ろうとしてきたものを保護する意義は徐々に後退し、反対に、個々の子どもの権利の保護に対する意識は一層向上してきたものとみることができる。

（2）婚外子相続分差別違憲決定（最高裁平成25年9月4日大法院決定）

本件の事実の概要は、婚内子及び代襲相続人らが婚外子らに対し、遺産分割の審判を申し立てたとい

うものである。法定相続分を前提に被相続人の遺産の分割をすべきと求めている。これに対し、まず最高裁は、次のように論じている。

「相続制度は、被相続人の財産を誰に、どのように承継させるかを定めるものであるが、相続制度を定めるに当たっては、それぞれの国の伝統、社会事情、国民感情なども考慮されなければならない。さらに、現在の相続制度は、家族というものをどのように考えるかということと密接に関係しているのであって、その国における婚姻ないし親子関係に対する規律、国民の意識等を離れてこれを定めることはできない。」

そして、これまでの合憲判断の理由について触れた上、昭和22年改正以降の家族の変遷等について次のように述べている。

『家』制度を支えてきた家督相続は廃止されたものの、相続財産は嫡出の子孫に承継させたいとする気風や、法律婚を正当な婚姻とし、これを尊重し、保護する反面、法律婚以外の男女関係、あるいはその中で生まれた子に対する差別的な国民の意識が作用していたことがうかがわれる。また、この改正法案の国会審議においては、本件規定（民法900条4号但書き―引用者注）の憲法14条1項適合性の根拠として、嫡出でない子には相続分を認めないなど嫡出子と嫡出でない子の相続分に差異を設けていた当時の諸外国の立法例の存在が繰り返し挙げられており、現行民法に本件規定を設けるに当たり、上記諸外国の立法例が影響を与えていたことが認められる。

しかし、昭和22年民法改正以降、我が国においては、社会、経済状況の変動に伴い、婚姻や家族の実態が変化し、その在り方に対する国民の意識の変化も指摘されている。すなわち、地域や職業の種類

によって差異のあるところであるが、要約すれば、戦後の経済の急速な発展の中で、職業生活を支える最小単位として、夫婦と一定年齢までの子どもを中心とする形態の家族が増加するとともに、高齢化の進展に伴って生存配偶者の生活の保障の必要性が高まり、子孫の生活手段としての意義が大きかった相続財産の持つ意味にも大きな変化が生じた。…（中略）…さらに、昭和50年代前半頃までは減少傾向にあった嫡出でない子の出生数は、その後現在に至るまで増加傾向が続いているほか、平成期に入った後においては、いわゆる晩婚化、非婚化、少子化が進み、これに伴って中高年の未婚の子どもがその親と同居する世帯や単独世帯が増加しているとともに、離婚件数、特に未成年の子を持つ夫婦の離婚件数及び再婚件数も増加するなどしている。これらのことから、婚姻、家族の形態が著しく多様化しており、これに伴い、婚姻、家族の在り方に対する国民の意識の多様化が大きく進んでいることが指摘されている。」（下線は引用者）

そして、次の理由から、婚外子の相続分に差別を設けることはもはや認められなくなったと結論付けている。

「…昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変

化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものということができる。」（下線は引用者）

以上のように述べて最高裁はこの度判例変更をしたものである。ここでその理由として特に強調されているのは、「個人の尊重」と「子どもの権利」の擁護というものである。この2つの視点は、平成7年合憲決定時には平成25年違憲決定時よりも弱かったものと思われる。

なお、子どもの権利に対する諸外国の動向については、次のように指摘されている。

「諸外国、特に欧米諸国においては、かつては、宗教上の理由から嫡出でない子に対する差別の意識が強く、昭和22年民法改正当時は、多くの国が嫡出でない子の相続分を制限する傾向にあり、そのことが本件規定の立法に影響を与えたところである。しかし、1960年代後半（昭和40年代前半）以降、これらの国の多くで、子の権利の保護の観点から嫡出子と嫡出でない子との平等化が進み、相続に関する差別を廃止する立法がされ、平成7年大法廷決定時点でこの差別が残されていた主要国のうち、ドイツにおいては1998年（平成10年）の『非嫡出子の相続法上の平等化に関する法律』により、フランスにおいては2001年（平成13年）の『生存配偶者及び姦生子の権利並びに相続法の諸規定の現代化に関する法律』により、嫡出子と嫡出でない子の相続分に関する差別がそれぞれ撤廃されるに至っている。現在、我が国以外で嫡出子と嫡出でない子の相続分に差異を設けている国は、欧米諸国にはなく、世界的にも限られた状況にある。」

このように、諸外国と比較すると、我が国の子どもの権利に対する意識は非常に遅れていたということになる。

なお、子どもの権利条約2条2項（差別の禁止）の規定は、次の通りとなっている。

「締約国は、子どもが、親、法定保護者または家族構成員の地位、活動、表明した意見または信条を根拠とするあらゆる形態の差別または処罰からも保護されることを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。」

この規定は、まさに婚外子の相続分差別規定を認めないものとなっている。本規定は、子ども本人を理由とする差別を禁止するだけでは子どもに対する保護が不十分であるので、親の地位による差別をも禁止しなければならないとして、子どもの権利について確認し規定したものである。両親が婚姻関係にないという地位から、子どもが法定相続分において婚内子と比較し差別を受けていることは、この子どもの権利条約からも許されないものであることは間違いないのである。

### 3 結びにかえて

以上にみてきたように、法の世界の親子関係は、我が国における社会の変遷や諸外国の動向や条約の影響を受けること等により、徐々に変化してきていることが認められる。とりわけ、子どもが子どもであることを理由として当然に持つべき当たり前の権利が我が国でも諸外国に比較し遅れながらもようやく認められてきており、今後も確実にこの動向は強まっていくものと思われる。

以上に2つの大法廷決定を比較し、平成7年に認められなかった子どもの権利が平成25年に認められた経緯をみてきたが、この度長い年月をかけて婚

外子と婚内子の親子関係が平等になった理由は、やはり家族のあり方や子どもの権利の考え方の変遷にあったといえるだろう。先にも触れたように、本決定の意義は子どもの相続分が平等になったということにとどまらず、すべての子どもがいわれのない差別を受けることから解放されなくてはならないという司法からのメッセージが発せられたものと受け取ってよいだろう。この動きを確実なものとして我々は更に発展させていかねばならないだろう。このことが違憲決定の出された意義であるとしてとらえたい。子どもは家族の単位だけでなく、社会や国家といった単位でも保護され等しく扱われるものになっていかなければならないのである。平成25年違憲決定の意義は、最高裁が初めてこのような方向性を示したものとしてとらえたい。

婚内子と婚外子の相続分の差別規定は、法律婚の尊重という美名の保護のために維持されてきたといえようが、これにより家族の中における弱者に対し長い間理由のない犠牲を強いてきたこともまた事実であったのである。家族や婚姻制度を守るという一見もっともらしい価値の保護のために、最も大事であるはずの子どもを個人として尊重することをおろそかにすることは決して許されるものであるはずはない。

私たちは平等な親子関係の中に法的な差別を設けてきた婚外子相続分差別規定のような理由のない差別を認める社会には二度と戻らないように意識を高めていかなければならない。

### 注

(1) 本山敦「家事事件手続法から婚外子相続分差別違憲決定まで」〔特集〕変わる家族、漂う家族法」法学セミナー（2013年・日本評論社）2頁。



(2) 二宮周平「最高裁大法廷相続分差別違憲決定の意義と民法改正」自由と正義 65 巻 3 号 (2014 年・日弁連) 8, 9 頁。

(3) 吉田仁美「婚外子の相続分差別と裁判所」『人権保障の現在』(2013 年・ナカニシヤ出版) 76 頁。

(4) 吉田仁美, 同, 76 頁。

(5) 二宮修平は, 「嫡出」には「正統」という含意があるため, 「婚内子」の語を用いるとするので, 本稿もこれに従うこととする。二宮修平, 前掲注 (2), 9 頁。

## 参考文献

伊藤正晴「時の判例」ジュリスト 1460 号 (2013 年・有斐閣)

喜多明人他編『逐条解説 子どもの権利条約』(2009 年・日本評論社)

齊藤笑美子「婚外子相続分区分と憲民関係」法律時報 85 巻 8 号 (2013 年・日本評論社)

棚村政行「嫡出子と非嫡出子の平等化」ジュリスト 336 号 (2007 年・有斐閣)

日本弁護士連合会編『今こそ変えよう! 家族法—婚外子差別・選択的夫婦別姓を考える』(2011 年・日本弁護士連合会)

菅原 由香 (日本文化大学非常勤講師)

## 子育てをめぐる生活空間の諸問題を考える —空間が強いる社会的規範という角度から—

### Considering Problems of Living Space in the Context of Child Rearing: From the Perspective of Space as a Forced Social Norm

浦田（東方） 沙由理

URATA (TOHO), Sayuri

#### はじめに

近代化、都市化の進行とともに、生活空間から「危ない、うるさい、汚い、臭い、遅い」といった側面が排除されてきた。これらは安全で衛生的で便利で平穏な暮らしを人びとにもたらした一方で、そのことによって自由を制限される者やその場に居合わせることが嫌がられる者を生み出した。それは乳幼児・子ども・血気盛んな若者・障がい者・病人・老人あるいはホームレスなどである。本報告は、自身が子育て中に直面した困惑や辛さの原因は何かを追求したいという思いが動機となっている。

いつの時代も子育ては手がかかっただろう。しかし子どもの泣き声やいたずらに気を遣い、遊び場・遊び方に縛られ、子どもの自由な活動がこんなにも嫌がられる時代はなかったのではないだろうか<sup>(1)</sup>。機能的に分化が進んだ現代社会特有の生活空間において、その場に適した振る舞いを子どもに要求することは親にとっても子どもにとってもストレスに感じられる。子どもによって行動を制限させられること、子どもを大人の社会の論理に従わせることが難しいこと、大人は社会的規範に縛られていることなどが、子どもを育て辛い・可愛くないと思わせる一因になってはいないだろうか。悪いことに、子どもを大人の意図に従わせようとするならば、そこで待

っているのは支配・管理・服従である。それは子ども期の剥奪を意味している。

本論では都市における子育ての困難さを現代社会特有の生活空間という空間の問題と、その空間が強いる社会的規範という二つの側面から論じることで、現代に特有の子育ての問題を考えてみようとするものである。空間からアプローチする理由は、人間の行動様式は環境によって規定される一面があると考えられるからであり、それがストレスを誘発させる客観的土台となっているのではないかという視点によるものである。また本論では、ある行動様式を強いる環境がその空間特有の社会規範を醸成するだけでなく、孤立を助長しているのではないかという点も指摘したい。具体的にはそれは「人の迷惑にならないようにしなければならない」という行動原理・行動心理である。これは一見すると当然のように思われるかもしれないが、実は「人と関わらないようにする」行動原理・行動心理でもある。それゆえ自立という名の下に孤立を助長する一因となっていないだろうか<sup>(2)</sup>。

このような行動原理・行動心理を環境の側、特に空間が強いていることを明らかにすること、それが現代に特有の子育ての困難さや辛さを生み出していることを明らかにすることが本論の目的である。

第1節では現代の都市空間の機能的な特徴をあげ、第2節ではその都市空間の特徴が家事と育児の分断や子どもの身体的接触の排除をもたらしていることを指摘し、第3節ではそれらが人びとの孤立に波及していることを指摘する。

## 第1節 都市空間の特徴

まず都市空間とはどのような場所なのだろうか。それは空間（部屋・施設・広場）ごとに機能や役割や管理者がはっきりと決められていることと、それらが door to door でつながれていることの二点であると本論では定義する。そもそも近代都市は中央機能（官僚機構）と経済（生産・流通・貿易）を柱とし、そのための機能性・効率性・利便性を追求した分業化が押し進められ、またそれらに従事する大量の労働者を受け入れる中で発展してきた。現在はその延長にありつつも、都市再生の名の下に都市の内部が開発の対象となっており、新たな様相を呈している<sup>(3)</sup>。

土木事業を含めて空間の設計・再編がなされる際、それらはあるコンセプトにのっとって設計される。桑子敏雄はそういったコンセプトによって設計された空間をコンセプト化された空間と呼び、そのような空間——価値が一元化された空間——では本来空間のもっていた多様性や豊かさは排除されるだけでなく、その概念風景にふさわしい振る舞いと身体をもつように要求されると指摘している<sup>(4)</sup>。その結果、コンセプト化された空間の中では——それが概念による空間の囲い込みであるがゆえに——「いつでも・誰でも」という公共的性格が失われてしまうという。このことが空間利用者に対してある種の制約や空間からの排除を生み出していると考えられる<sup>(5)</sup>。

一方、都市の変遷に関する文献をめぐってみると、

近代都市の発達には鉄道をはじめとする交通網の開発・整備と一体をなしていることがわかる<sup>(6)</sup>。大都市圏の誕生である。その特徴は職住分離の生活形態ということができ、特に居住地の郊外化は過密化・肥大化する人口の受け皿の役割を果たし、家族持ちのいわゆるサラリーマン世帯がその多くを占めている。

都市に関わって生活する人びとの行動に注目した場合、それらの人の空間利用の特徴が door to door である。これは本来流通の合理化を示す言葉であったと思われるが、今や出発地（主に家）から目的地（主に仕事場）に要する移動時間を指す際にも使われている。そこでの行動原理・行動心理はいかに早く楽に目的地に着けるかであり、人の流れ・交通機関の流れを妨げないことが社会的規範となっている。加えるならば、そのような人びとの行動様式に合わせて店舗の配置などが設計される。つまり、都市へと通勤する労働者（あるいは企業活動）にとって非常に合理的な設計となっている。そのような空間が、仕事に従事していない非生産者にとってどのような空間に映るのだろうか。

非生産者にとっても都市空間の利用の際の行動の特徴は door to door である。子育て中の母親に限定してみれば、家から door to door で向かう先は、スーパー・デパート・コンビニ・薬局・市役所・病院・保健センター・図書館・児童館・保育園・公園・動物園・水族館・レジャー施設などがあげられる。しかし、これらの場所に到着するまでに大変な苦労と緊張を強いられる。人の往来を妨げないようにし、自動化されたドアや乗物の乗り降りに注意を払い、公共交通機関の利用の際は人の迷惑を気にする。そもそもこれらの施設は隣接されていない——分断されている——。また目的地に着いたからとい

って、それらの場所でも子どもを放任させて遊ばせることはできない。なぜならそれらの場所は特定のコンセプトをもっており、それゆえその場に適した振る舞いをしなければならないからだ。交通費と移動時間、また移動の労力を考えるとあまり遠いところにも行けず、日々同じような場所を転々とする。そのため今日はどこに子どもを連れて行こうか、というのが子育て中の悩みの種となる。中にはわざわざ外に行かずに家に引きこもりがちになる親子もいるだろう。

これらの分断化された生活空間が、都市における子育てを困難にしたのではないだろうか。それを家事と育児の分断という言葉で整理し、次にこの点を見ていきたい。

## 第2節

家事と育児の分断と身体的接触の排除なぜ都市空間は子どもを育て辛いと感じる空間なのだろうか。それを第1節ではコンセプト化された空間と door to door の行動様式という都市空間の特徴からみてきた。そしてそれが子育て世代にとっては家事と育児の分断をもたらししているのではないかということを描いたが、ここではその具体的な内容についてみていきたい。

まず仕事と家事の分断とそれに伴う女性の抑圧を痛切に——近代家族のイデオロギーとして——糾弾してきた戦後の日本のフェミニストたちを参考にする。その中でも、フェミニスト地理学という分野から発せられた「ジェンダー化された空間」という提起は、空間の分離が家庭の役割を固定化させる働きをしていると指摘しており、本論との関係において非常に興味深い。

影山穂波は、従来のフェミニストたちが指摘して

きた生産労働と再生産労働という活動の分離に加え、都市の郊外化による職（仕事）と住（家事）という空間の分離に注目して論じている。そして分離された再生産空間こそが性別役割分業や家父長的規範を規定・温存してきたとみる。

「日々の糧を得るために働き、その疲れを癒すという日常生活、すなわち生産労働の行われる空間と再生産労働が行われる空間が分離され、またジェンダー化されて、都市は成立していった。都市は、都市生活者を一定の型にはめる役割を果たしてきたのである。」（影山 2004：26）

この都市生活者を一定の型にはめさせる空間構造が問題なのであり、そのような空間構造自体が人びとの振る舞い（ジェンダー意識）を再生産させてきたともいえるだろう。残念ながら、影山には育児への言及はなく、そういった空間が子育てや子どもに与える影響については書かれていない。そこでここでは再生産活動を家事と育児の二つにわけ、都市空間はその二つを分断していることに言及したい。

家事と育児というこの二つは、その多くが重なる領域であると思われるかもしれない。確かに温かい食事を用意し清潔な居住環境を整えることは、帰宅した夫や同居する家族だけではなく子どもにとっても重要な事柄である。しかし子どもにとってみれば、それと同じかそれ以上に遊びが生活の中心を占める。室内遊びだけでは感覚・感性や運動能力、想像力などを育てるには十分でないし、何より家族以外との接点や人間関係に乏しくなる。したがって子育てにおいて十分な外遊び（場）を確保することは重要な問題である。

先にあげた母子の行き先の羅列を参考にするならば、遊び場として考えられるのは児童館・保育園・公園・動物園・水族館・レジャー施設あるいは図書

館である。しかし先にみた通り、これらの場所で自由に好き勝手遊ばせることはできない上、子どもの遊びにとって不十分と思われる部分がある。それは、子どもの遊びが身体的接触に基づいた体験型破壊活動（試行錯誤）であることに関係がある。

桑子は、コンセプト化された空間が生み出された結果失われたのは、体験の多様性や創造性の源泉としてあった身体空間であるという<sup>(7)</sup>。なぜなら概念化とはしばしば視覚にもとづいてなされており、感性に起源をもつものではないからであるという<sup>(8)</sup>。つまり概念化された空間の中では、子どもの遊びの特色である身体的接触に基づいた体験型破壊活動は規制・制限され、管理者や第三者からは不適切な行為としてみなされるのである。これでは子どもは自由に遊べないし、親も遊ばせられないだろう。

一方で子どもを外や子どもの遊び場として指定されている場所に連れて行くと今度は家の中で行う家事ができない。あるいは家事をまかなうために行かなければならない場所もある。スーパーやデパートなどの食品売り場や衣料品売り場、ホームセンター・ドラッグストアなどの日用品売り場である。店舗内は子どもの遊び場ではない上に、商品を遊び道具にしてしまうと弁償のリスクを負う。しかし家事労働が商品に依存している以上、買い物に行かない訳にはいかない。このような状況をみれば、家事と育児は空間的に分断されているといえるだろう。

さらに door to door の行動様式も子どもの身体的接触を分断するのに一役買っている。子どもの側からすれば、日々の行動は家を拠点としたいいつもの道を中心に、成長とともに外に広がっていくと考えられるが、その子どもの行動の特徴は道草と呼ばれるような探索活動である<sup>(9)</sup>。door to door という行動様式はこのような子ども特有の探索活動の機会を

削いでいる。このような行動様式は核家族化の進行や庭・空地の不在だけでなく、自動車の往来などで家の周りや道端で安心して安全に子どもを遊ばせることができなくなったこととも関係しており、これらが複合的に絡み合って、都市における子育ての困難の一つとなっているのではないだろうか<sup>(10)</sup>。

さらに言及せねばならないのは、生活スタイル・行動様式の個人主義化についてである。なぜならこれが便利で自由な生活を象徴している反面、孤立化・無縁化・自己責任という現代特有の問題を招いているとも思われるからだ。それが「人の迷惑にならないようにしなければならない」という行動原理・行動心理である。次にこの点についてみていきたい。

### 第3節 自立と孤立について

私たちは都市空間において、「人の迷惑にならないようにしなければならない」という行動原理・行動心理を有している。これは一見すると公共空間における正当な社会的規範のようにみえるが、同時に極めて個人主義的側面をもっている。すなわち、「人の迷惑にならないければ何をやってもよい」「迷惑をかけないから干渉するな」という側面である。他人に迷惑をかけずに自分一人の力で生きることができるのが立派な大人であり、またそれが個人の自立（独立）としてみなされてきた。その結果蔓延しているのが自己責任論である<sup>(11)</sup>。この自己責任論の帰結が、最近注目された「助けを求めない」人の増加である。

NHK のクローズアップ現代で放映され、文庫化もされた『助けてと言えない 孤立する三十代』では、「何が悪いって、自分が悪い」（第三章のタイトル）という自己責任の強さと、一方でホームレスに見ら

れたくないという自尊心の強さが特徴として見い出される。それゆえ誰かの助けが必要な境遇に陥っているのに、そのような支援の申し出を断るのである。申し出を断るだけでなく、自分から声を出そうとしない。つまり、人との関わりや積極的介入を避けるような行動をとるのである。これは他人の不干渉に基づいた自由の確保といえるかもしれないが、このことが問題を個人の内部で抱え込ませ、問題をみえにくくさせている<sup>(12)</sup>。実はそこにも都市空間特有の状況が作用していると考えられる。

近代都市は物だけではなく人の交通も激化させた。菱山宏輔は「社会自体がボーダレス化することによって、犯罪の大小を問わず、いつ何時でも、あらゆるもの・こと・場所が機会となって、どんな人でも犯罪にかかわる／巻き込まれるかもしれないという不安」(菱山 2013: 49)が生じていると指摘する。それゆえ自己を守るために私的空間という領域の確保(プライバシーや個人情報の保護)や犯罪を防止するための監視が常態化するという。この見知らぬ不特定多数の人びとが行き交う空間——都市空間——でトラブルに巻き込まれないためには、極力他人と関わらないようにする行動心理が生まれても不思議はない。すなわち自己防衛としての個人主義(孤立)を選択しているのである<sup>(13)</sup>。

また先に指摘した都市生活者を一定の型にはめる空間構造は、それ自体が公の場で声を出すことを奪っているともいえるだろう。子育てに関していえば、子育てに関する悩みや相談は、保健センター、育児・児童相談所、関係する福祉施設・行政機関で、というのがそれである。子育ての際に気になることは病気以外では些細なことも多いため、わざわざ専門家(と呼ばれるような人)の所に出向いて相談する必要を感じにくく、相談相手に指導という意識が

強く感じられると小さな悩みは口に出しづらい<sup>(14)</sup>。身近で気軽にプライベートを吐露できる人間関係の希薄さも根底にはあるだろうが、プライベートな発言を抑制する空間構造にも視点を当てるべきだろう。

では何からこの個人主義的孤立という問題にメスをいれればよいのだろうか。

これまでの経緯から、現代社会の生活空間では援助を必要としていると思われる人でも、他者からの干渉——支援・被支援という関係——は拒否することが予想される。同時に相手の自尊心を傷つけないよう配慮が必要だ。阿部彩はホームレスの人たちと接する中で、人にとって「つながり」「役割」「居場所」というものが、いかに人間の尊厳を保つうえで不可欠なものであるのかということを教えられたという(阿部 2011)が、この「つながり」「役割」「居場所」という三点に着目してみると、空間が提供するものはまず「居場所」ではないかと思われる。しかし都市空間において本当に重要なのは「役割」から解放されていられる「居場所」ではないだろうか。なぜなら都市空間においては「役割」がないことは自己の存在を「不要」とみなしかねない一方で、「役割」がある場合、その「役割」に過剰に縛られてしまうからだ。

桑子は次のようにいう。

「わたしの考えでは、境界空間こそ人間が自己の存在の意味をみずから探り、また自己自身に与える空間である。そこでひとは概念区間の緊張から解放されることで、自己の存在のあいまいさを取り戻すのである。人間があいまいな存在であるということは、人間が公共的な空間と私的な空間を往来する存在だということである。そのあいまいさが存在するからこそ、自己への探究が可能なのであり、そのような区間でのひとときが与えられ、強制された意味

から自己をゆるめることができる。この『ゆるめ』こそ『くつろぎ』であろう。」(桑子 2005 : 63)

この「ゆるめ」や「くつろぎ」ができる場所としての「役割」を担わされたのが「家庭」であった。しかしそれが今度は女性の「ゆるめ」や「くつろぎ」の機会を奪ってしまった。その結果、家事・育児・介護に従事する女性が様々な心理的トラブルを抱え込んでしまうとノイローゼやうつ病になってしまい、ネグレクト（育児放棄）や虐待・暴力を引き起こし、頑張っている自分に対し過度の自己肯定感や個人主義的価値観を前面に出すとモンスターマザーと呼ばれるようになるのではないだろうか<sup>(15)</sup>。これらは推測にすぎないが、大いに考えるべき事柄であるように思われる。付け加えるならば、育児・介護など身内の世話に携わっている人が外と関わりをもたずひきこもっている状態、またそれを助長するような社会状況が、問題を悪化させている一因ではないかと指摘したい。

家事・育児に限らず、人間の再生産活動は人間が生きていくために必要不可欠なものである。というよりはむしろ、再生産活動を維持することが本来は生活の中心にあったといえよう。しかし近代以降その再生産活動が生活（仕事）から切り離され、プライベートな空間（家庭）の女性が担う固有の役割へとおいやられ、またその意義も賃労働の下に置かれてしまったことはフェミニズムが明らかにしてきた事である。この問題の解決方法として私は、再生産労働という「役割からの解放」（外部化）を目指すというあり方ではなく、家庭の中に押し込められた再生産活動の「共有化」（オープン化やネットワークの再構築）が重要ではないかと指摘したい。そのためには女性の行っていた——無価値・不必要だと思われていた——活動にもっと焦点があてて研究が

なされ、それらがコミュニティの形成といかに関連していたのかを明らかにする必要があるだろう<sup>(16)</sup>。

## おわりに

子育てに限らず、現代の都市空間を居づらい、あるいは生きにくいと感じている人は多いのではないだろうか。都市の発展・近代化は、一見安全で衛生的で便利で平穏な暮らしを実現したかにみえて、実は心理的には社会的規範や場に適した役割を強固に強いるものとなっている。また個人の自己決定に基づく自由な暮らしは一方でプライバシーや防犯意識を含んだ自己責任を暗黙の了解としている。このような結果、問題として表面化したのが現代社会に特有の無縁社会という状況ではないだろうか。その対応策としてのコミュニティの必要性や地域の再建が指摘されるが、しかし今や、子ども時代から人と交わる基礎経験を育む場が喪失・排除されている。このことが問題を深刻化させる土壌となっているのではないかと本論では指摘したい<sup>(17)</sup>。

コミュニティの再建について主観的な主張を述べることを許されるのであれば、コミュニティの基盤、もつといえば共同体内の人間的なネットワークや情報網を提供していたのは女性だったのではないかということである。世間話、噂話、井戸端会議、悩み相談などで、時には口を滑らせて、閉鎖的な家の中の事情をオープンにしてきたのは女性のおしゃべりではなかろうか。家の中の事情を外に曝されるのは男性にとって面白くないかもしれないが、おしゃべりによる生活の知恵や情報の交換・共有あるいは精神的交流などが相互扶助・共助の精神を深める一因ではなかったとは誰も言えないだろう。「勝手知ったる他人の家」とまではいかなくても、女性型のコミュニティ論が出てきてもいいように思われる。

快適で便利で自由な暮らしは魅力的ではあるが、生きにくい、生きたくないと思ってしまう社会に生きなければならないということは辛いことである。少しでも子どもの未来を考え育む社会となつてほしい。

## 注

(1)最近は子どもの公園での遊び声や遊ぶ音が騒音認定され、住宅街にある学校や幼稚園・保育園には苦情が寄せられるというような事態が起きている。

(2)この「人の迷惑にならないようにしなければならぬ」という行動原理・行動心理は、子育てをしていて一番身に染みて感じるものである。しかしこの行動原理・行動心理は、子連れである自ら（子どもを含め）を社会的に迷惑な存在だとみなすことへとつながっている。妊娠・出産を経て子育てにいそしんでいる中、社会的に引け目を感じなければいけないという状況は、子どもを育てる身として非常に悲しいものである。

(3)平山洋介は次のようにいう。「伝統的な前線は都市の外側に向かって水平方向に広がっていた。農地の宅地転換が進み、道路基盤が延び、郊外住宅地が拡大した。しかし、市街地の膨張は終了した。開発の新しい力は都市の内側とその空中を新たなフロンティアとみなした。市街地は再び前線化し、その改造と垂直方向への開発が始まった。超高層のオフィスビルが林立し、大規模なコンプレックスが増加した。新しい建築の多くはメタルとガラスを多用し、光線を反射し輝いている。タワーマンションは上方に向かって伸び、住む場所を上空に押し上げた。ベイエリアでは開発事業が続き、オフィス、消費施設、集合住宅、アミューズメント施設など、多彩な建築物が建った。」（平山 2006：11）そしてこのような

開発地区を“ホットスポット”と呼び、“ホットスポット”の住宅地は都市の変動に対して自らを閉ざし、セキュリティ、デザイン、価格などの極端さともなった防御姿勢の「飛び地」を形成した（同上：148）と指摘する。一方で橋本健二は新中間層の流入にともなう富裕地域化とそれに対応した再開発を「ジェントリフィケーション」と呼んでいる（橋本 2011）。両者において興味深いのが、これらが空間の再編だけでなく経済的な差や身分的な差による地元住民との分断を反映しているという点である。

(4)桑子の言葉でいえばそれは「風景の概念化は空間に対応した身体概念化も強要する」（桑子 2005：58）ということだが、そこには空間と人間の行為が全く無関係のものとして存在しているのではなく、深い連関・応答関係が存在するという桑子の思想がある。

(5)その具体的な事例として、親水護岸や子どもの遊ばない公園などが挙げられている。親水護岸は「水辺に下りる」「水辺を歩く」というコンセプトに基づいて設計されるとそれ以外の行為——川に入る、虫や魚を獲る、水を堰き止めるなど——をする可能性は排除され、子どもの遊び場として設定された公園は、それが大人の考えた健全で安全な子どもの遊びを前提として設計されているがゆえに、それ以外の遊び——創造性や多様性をはらんだ遊び——は生まれにくい。そもそも「子どもの」という言葉が冠されている時点で、それ以外の人の利用は慎まなければならないように感じられる。

(6)水内俊雄・加藤政洋・大城直樹（2008）参考。

(7)桑子は感性によって把握される身体空間を重視しており、それによって形成される自己の履歴と、人びとの営みや多様な歴史が刻印された空間の履歴



の必要性を説く。なぜならそれらが人生の豊かさや心の豊かさを生み出していたと考えるからだ。

(8)解剖学者の養老孟司は現代社会における人間の身体観が「自然の身体」とは別に脳（概念）によってつくりだされた「人工の身体」への二分化の傾向があることを指摘し、現代の脳（概念）に基づいた社会を脳化社会と呼んでいる（養老 2004 など）。これは感覚よりも概念の優位によって物事が語られているので、桑子の指摘と類似性をもつように思われる。

(9)子どもは歩きはじめると、変なものを見つけてはいじったりふんだりし、路地や狭い場所に入ってみたり物陰に隠れてみたり高いところに登ってみたりし、犬や猫や鳥にちょっかいを出したり虫を捕まえたりし、水や砂の流れを飽きずに見つめていたり、草花や土の匂いを嗅いでみたりする。仙田満は子どもの遊び空間の原空間として、自然スペース、オープンスペース、道スペース、アナーキースペース、アジトスペース、遊具スペースの6つを挙げているが、人間の行動は歩行が中心であることを考えると、道というものの経験は遊び空間以外で意味をもっているようにも思われる。

(10)逆にいえば、家事と育児が同時にできる空間とはどこだったのだろうか。その原空間は水場だったのではないだろうか。炊事するにも洗濯するにも風呂をわかつのにも水が必要である。特に洗濯には時間がかかるため、子どもと一緒に連れて来たり子どもに手伝ってもらったりしたと思われる。人が集まれば子どもも集まり、中には面倒見のいい子もいるだろう。何より大事なことは井戸端会議という言葉にみられるように、そこで女同士の交流があったことだ。何気ない会話の中で生活の知恵や近隣の情報交換ができ、ちょっとした悩みなどはここで解消でき

る。そういった意味で共同の水場の喪失は女性のインボランタリーな交流（コミュニティ）の機会の喪失とも言えるだろう。

(11)ここでいう自己責任論とは、社会の不備・負担を個人に転嫁するような社会構造の問題ではなく、自己責任を内面化し当然視している個人の心理のことである。

(12)児童虐待の問題が指摘されているにも関わらず、この声を出さないという事が問題を危機的状況に陥るまで悪化させている要因にはなっていないだろうか。実際、児童虐待による死亡事件や子どもの餓死といった問題の表面化後、行政やNPOなどによる支援が強化されてきたが、それとは裏腹にそういった支援や制度を頼る人は少ないという。川崎二三彦は児童虐待を生じさせている4つの要因（子ども時代の愛情不足、生活ストレス、社会的孤立、意に沿わない子）に加えて、「…むしろ、最も強く援助を必要とする人が、最も強く援助を拒絶するということも、決して珍しいことではないのである」（川崎 2006：90）と指摘している。

(13)石川結貴はプライバシー意識の高まりや個人情報に気を配るあまり、母親同士の人間関係はますます希薄になっていることや「横並び意識」が我先にと自分だけ特別という「競争意識」に変わったこと、そして人や社会を信じられない現実、一層の自己中心主義を招くことなどを指摘している（石川 2008：5, 212, 216）。モンスターマザーはその思考の極端さ・過激さ・他者への攻撃性を特徴としているがそれらは個人主義という言葉だけでは説明できない。しかし、自己愛やプライドなどといったやっかいなものを含めた上での自己防衛という形ならば納得がいく。

(14)しかしその些細なことは気にかかってしまうこ

とは事実なので、その簡単な解決方法（相談方法）としてインターネットによる育児相談や関連の掲示板が利用される。そこで求められているのは専門的・医学的に正確な回答よりもむしろそれが「みんな感じている」ことであり「大丈夫である」ということの確認である。一方でインターネットに意見を求めることが結果として身近な人間関係の希薄化を助長しているとも考えられる。

(15)これらはノンフィクション作家の石川結貴や杉山春などの書籍を読んだ後の私の見解である（石川 2007；2011；2014，杉山 2007，朝日新聞大阪本社編集局 2012）。

(16)これに関しては(10)で指摘したように水場のような場所やそこで行われていた井戸端会議のような女性のおしゃべりの特徴を明らかにする必要がある。素案を示しておけばそれは、女性のおしゃべりは面と向かって何か意味や目的をもって話すのではなく、作業の片手間にぼつぼつと意識にのぼった話題を口に出すことが多い。作業をしながら、という点が実は重要である。若手シンポジウムの準備会でも草むしりや共同調理の合間に交わされる会話が心理的な面で何らかのポジティブな作用をもたらしているのではないかという意見の交換的一幕があった。

(17)実際、相対的貧困率やホームレス・ワーキングプア・派遣労働者などの人びとが直面している社会的排除が取り沙汰されるとともに、それらが次の世代に及ぼす負の連鎖として子どもの貧困や子どもの無縁社会が語られるようになってきた（阿部 2008；石川 2011）。これらは今後の社会にとって非常に重要な問題だろう。

## 参考文献

朝日新聞大阪本社編集局（2012）『ルポ 児童虐待』

朝日新聞出版

阿部彩（2008）『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波新書

阿部彩（2011）『弱者の居場所がない社会—貧困・格差と社会的包摂』講談社現代新書

石川結貴（2007）『モンスターマザー 世界は「わたし」でまわっている』光文社

石川結貴（2011）『ルポ 子どもの無縁社会』中央公論新社

石川結貴（2014）『ルポ 妻が心を病みました』ポプラ社

NHK スペシャル取材班（2012）『無縁社会』文藝春秋

NHK クローズアップ現代取材班（2013）『助けてと言えない 孤立する三十代』文藝春秋

影山穂波（2004）『都市空間とジェンダー』古今書院

川崎二三彦（2006）『児童虐待』岩波新書

桑子敏雄（1999）『環境の哲学』講談社学芸文庫

桑子敏雄（2001）『感性の哲学』日本放送出版協会

桑子敏雄（2005）『風景の中の環境哲学』東京大学出版会

沢山美果子・岩上真珠・立山徳子・赤川学・岩本通弥（2007）『「家族」はどこへいく』青弓社

杉山春（2007）『ネグレクト—育児放棄 真奈ちゃん はなぜ死んだか』小学館

仙田満（1992）『子どもと遊び』岩波新書

橋本健二（2011）『階級都市—格差が街を侵食する』ちくま新書

平山洋介（2006）『東京の果てに』NTT出版

堀切直人（2009）『原っぱが消えた—遊ぶ子供たちの戦後史』晶文社

水内俊雄・加藤政洋・大城直樹（2008）『モダン都

---

市の系譜—地図から読み解く社会と空間』ナカニ  
シヤ出版

菱山宏輔（2013）「第3章 不安の深層から一見えない  
犯罪の裏側を探る」吉原直樹・近森高明編集  
『都市のリアル』有斐閣

養老孟司（2004）『日本人の身体観』日本経済新聞  
社

浦田（東方） 沙由理  
（立教女学院短期大学非常勤講師）

## 子育ての経験を共有する意義に関する一考察

### A Study of the Significance of Sharing Experiences of Parenting

七星 純子

NANAHOSHI, Junko

#### はじめに

子どもを育てるという営みは、私たちにどのような経験をもたらすものなのだろう。子育てには、喜びや楽しさをもたらすが、大きな労苦もある。そもそも子育てには、どんなに支援があったとしても、自分より弱い存在ではあるが自分の手助けを必要としている非対称性の関係性があり、非対称であるがゆえに、その対応の中には相手をどこまで優先すればよいのか、自分をどこまで優先すればよいのかということが常に起こる可能性がある。また、経済性や合理性の価値が高い社会で、非合理で経済性のない営みである子育ての分担をどのようにするのかという調整も大変である。このように、子育ての分担にとらわれ過ぎると男性と女性との関係づくりが難しくなったり、子育てを協力して行うことを諦めてしまったりすることもある。

そこで、本論文では、子育ての経験を共有する意義について考えたい。それは、男女間での子育ての分担の実際ではない。また、親を経験しないとわからないと言いたいわけでもなく、シングルで育てている人や、男女間以外の形で育てていることを考えていないわけではない。しかし、今回は、一人では担いきれず、またこれまで女性がその多くを担ってきた子育てを、とりわけ男性と女性の間でその経験を共有していくことにどのような意義があるのかということに注目をしたい。そのことを考えるにあたって、子育てが現在どのように行われていて（第1

節）、どのような経験をする営みなのか（第2節）を聞きたい。そのことを通じて子育ての経験を共有する意義について考察してみたい（第3節）。

#### 1. 意識の上での共同化は進んでいるが、女性が多くを担っている子育て

まず、実際にどのように男女間で子育てをしているのかについてみていきたい。厚生労働省の『平成25年版 労働経済の分析』によると「総実労働時間の動きをみると、2011年には所定内労働時間の減少を受け若干減少したものの、2012年には0.5%増と再び増加」（厚生労働省 2013：44）しており、「夫婦と子供の世帯」のうち、末子が6歳未満の夫（父）と妻（母）の「育児」時間をみると、夫は42分、妻は3時間2分となって」（総務省 2012：6）おり、依然として女性が子育ての多くを担っている。

このような男女差がある中で、子育てにおける男性と女性が子育ての何を、どのように行っているかについての報告をみていく。父親と母親の子育ての共同化について調査をした工藤らによると「育児に対する意識については共同化が進んでいる」（工藤ら 2013：23）が、①父親への育児参加意欲はあっても、父親の育児時間に変化がないこと、②それにもかかわらず父母ともに育児協力ができていると感じていると報告しており、共同化は意識の上であり、実際には女性がその多くを担っている。

このような実際の子育てに関わる時間に差がある

中で、男性と女性の間に子育てにおける経験の差がどのようなところにあるのだろうか。子育てを専門で行う乳幼児の母親については、孤独感や虚しさ、社会からの孤立感やそれに伴う焦燥感が報告されており、それらの解消をするためにも、子育て支援センターなどの支援は重要である。しかし、そこで出会う人たちは目的的であり、なかなか母親個人としては出会えなかったり、また家の中の「母子カプセル」を抜け出すことができて、向かう先は「女・子どもカプセル」であったり、ときに同質的で、閉塞的であるとも言われている（大日向 2005, 山根 2008）。

また、たとえ男性が子育てに参加したとしても、夫は「乳幼児と遊ぶ」が24分と最も長く、妻は「乳幼児の身体の世話と監督」が1時間26分と最も長く（総務省 2012 : 6）、実際に子育ての何に関わるかについての差がある。この傾向は、夫がどのように子育てに関わっているかについての妻へのインタビュー調査（4～6歳の子の親）の中にも見られる。夫の子育ての特質には「楽しみ・趣味としての育児」「受動的育児」があり、さらにもともと子育て参加を求めないという「妻たちの自制」の意識が働いていることが指摘されている（平山 2008 : 175 - 178）。夫に子育て関与を積極的に求めない背景には、「仕事」の大変さ・忙しさがある（と妻たちによって認識されている）ので依頼を躊躇するほか、「育児協力を求めて夫婦げんかになった経験、夫に嫌な顔をされた経験、求めても状況が改善されなかった経験などを通じて、妻たちは夫に期待し求めることをあきらめてしまっている様相がうかがえた」（平山 2008 : 177）という。父親へのインタビュー調査でも、特に片働きの父親は、「子どものため」の意識は充分あるものの、休日の「遊び」に特化せざるを得ず「実際の育児はレジャー中心であり、

父親にとって育児が目的化」していて「父親にとっては癒しの部分」になっているという（斧出 2007 : 29-30）。他の研究では、母親が父親に期待する子育ての内容（子育て : 「世話」「しつけ・教育」「遊び」）についても報告されている。それによると家庭への「収入貢献度が〈低い〉母親は、父親に「遊び」をより強く期待し、一方、収入貢献度が〈高い〉母親はどちらかといえば「世話」を期待」（大和 2008 : 132）する傾向があるという。

このように、男性は①長時間労働により子育てに関わりたくても関われない、②子どもに関わったとしても、「世話」に関わることが少ないという傾向がある。また、夫への配慮や夫への子育て参加への期待をしなくなる妻もあり、夫が子育て参加を求められなかったりしている。

これらのことより、女性は「世話や監督」を引きうけるために出産後のライフスタイルが大きく変わりがねないが、日本の男性は「世話」に積極的には関わらない（関わりたくても、関われない）傾向がある。男性のライフスタイルは大きくは変わらずに仕事優先的であり、子育てで実際に担っていることは、主に母親が「世話」をし、父親は「遊び」がメインという形で分担されており、男性と女性の間で子育ての経験に差があると考えられる。これらの調査は、子育ての分担にどのような男女差が生じているのか、就労形態等の個人では解決しきれない問題にどのような制度の整備や支援を行っていくのかということに生かすことのできる側面があり、重要な調査である。しかし、子育ての形式的な分担にのみ注目をする、男性批判になったり子育ての負担に注目しがちになったりしてしまう。また、協力して子育てを行うことの難しさがある中、その分担を公平にすること（たとえば子育てに関わる時間の平均化など）を目指し、例えばただ単に外部化するなど

して対応することが、子育てを共に行うことなのかという疑問もわいてくる。そもそも子どもを育てることとは、どのような経験をするものなのだろうか。そのことについて次の節で考えていきたい。

## 2. 子どもを育てることはどのような経験をするものなのか

ここまで、子育ての共同は意識の上では進んでいるが、子育ての実際はまだ女性が担う部分が多いことや、子育ての中で実際に担っていることに男女差があることを見てきた。このように、日本では意識と実際のズレがある男女間での子育てであるが、そもそも子どもを育てる営みを通して、私たちはどのような経験をするのだろうか。

子育てをすることは人にどのような変化をもたらすと言われているのか。「1990年代に入り、子育てを人間の発達課題として捉える発達心理学的視点が登場した」（藤後 2012：3）と言われているが、「子育てによる親・おとなの発達とは、一言でいえば、自らの変化・成長」（柏木 2011：52）であり、その変化・成長には「柔軟性」、「自己抑制」、「視野の広がり」、「運命と信仰の受容」、「生きがい」、「自己の強さ」（柏木・若松 1994：74）があるという。また、幼い存在への応答性や、感受性、養護性などは「女性・男性の違いをこえて、むしろ、生命をつないでいくために求められる大人としての人間関係能力」（大日向 1996：30）として検討されるよう提唱されてきている。

このように、子どもを育てることが、大人の成長発達や人間関係能力として検討されることにつながることは、子どもとの具体的な関わりが関係しているだろう。柏木は次のように言っている。

「子育ては、弱い者に向き合うケア行為です。

自分本位の思い、態度は子どもには通用しませんし、相手の立場、感情を考えながら行動しなければなりません。その意味で、子どもというのは、まったくの「異質の他者」です。この「異質の他者」に向き合う行為を通して、弱いものへの思いやりの気持ちや姿勢、行動なども身につくことができます。いま、日本は少子化を迎え、一人ひとりが子どもと向き合う機会が減っています。子どもという「異質な他者」と向き合う機会が減少することで、社会全体が弱者への思いやりや、他人への寛容さなどが減ってしまうとしたら、それはとても残念なことです。そうした意味でも、「父親をする」こと（もちろん「母親をする」ことでもあるが：引用者注）は、本人の成長・発達を促すと同時に、社会にとっても大きな意義を持っています。」（柏木 2011：69）

逆に、子どもを自分の分身だと感じることは「育児・家事参加の低い父親でこれが高く」（柏木・若松 1994：80）、そのような父親は、柏木のいう「異質な他者」としての子どもと関わる機会が少ないと考えられる。

これらのことから、子育てという営みは、自分よりも弱く、自分の手助けを必要とする「異質な他者」と出会う経験なのだとと言える。その「異質な他者」に具体的に接し、必要なものを提供し、「異質な他者」との関係性を育むことが、大人側の成長・発達につながる。そして、その経験が、子どもを含む弱者とともに生きていくことを支える能力の発達につながり、多様な他者とともに生きていく人間関係能力となると考えられている。

ここまで、子育てに含まれる「異質な他者」と出会い、具体的にに関わり、支える営みが、大人個人の成長・発達を促すことについてみてきた。では、子

育てを通して、この「異質な他者」に出会う経験を男性と女性で共有することは何をもたらすのであろうか。

ここでは、生活世界の非暴力な関係を基礎にした平和な文化の創造について提唱している平和学者エリーゼ・ボールディングの考えを参考にしてみたい。ボールディングによると、「私たちが今日経験していることは、男性優位文化から男女間のパートナーシップと平等の文化へ」の変わり目の時代で、「このようなパートナーシップは平和的な文化の概念の中核をなす」(Boulding2000:124)とし、この男女間の関係性を変えていくために、子育ての経験の共有をあげている。

「母親であることと、子ども（の要求：引用者注）に対して全面的に満たすことと、時には応じないことのつながりを崩して、基本的な満たす／応じないという経験を配偶者同士で共有すること、一人で世話をする人にとっては友人とその経験を共有することで、男の子たちと女の子たちを自律の方向に育てることが可能になる。なぜならば、子どもたちが、満たすことと時に応じないこと、与えたり与えなかったりすること（子どもへの日々の対応：引用者注）を女性特有の役割として結びつけずに、この地球上の人間の経験の本質の一部分だと認識するからである。」(Boulding2000:131-132)

「男性と女性の間で、育むことと世話をすることの役割 (nurturance and service roles) を共有することでもたらされる成熟さが、より充実していくことで、個人の中にある生物学的な可能性は何でも、ますます開花するのである。」(Boulding2000:133)

これらのことから、ボールディングは、多様な大人が子どもの要求に応じるか、応じないかという対応をすることで、子ども自身がそのような営みは誰もがするものだとして認識することの重要性と、それにより性別役割の再編につながることを述べている。また、実際に子どもを育み、日常の中の世話をすることで、それらの技術も身に付き、仕事や大人と接する能力以外の能力の開花を言っている。

ボールディングの意見をまとめると子育ての経験の中の①子どもの要求に対して満たすこと、ときには応じないことという経験、②育むことと世話をすることの役割 (nurturance and service roles)、この二つの共有が親のみならず子どもに与える影響を指摘していると言える。

ボールディングや柏木らの意見を合わせて考えてみると、「異質な他者」に出会うことと、出会うだけでなく実際に「世話」をすることを共有することが重要だと言えるだろう。「異質な他者」である子どもの要求に応じるか、応じないかということには、その子どもの成長具合や状態などの観察、さらに対応する側の状況の調節や社会通念との関係などがあり、迷いやその選択でよかったのかなど、少なからず葛藤する経験があると考えられる。大人にとっては子どもへの対応を通して、経済活動で有効とされるような合理的対応が時に意味をなさないような、子どもという大人とは異なった視点を持った「異質な他者」との関係性における葛藤の経験を共有することにつながるのではないかと考える。

たとえば、子育てのパートナーが配偶者でよかったことについて調査をした青木は「喜びや楽しさだけでなく、苦労や難しさも含めて育児にまつわる出来事を共有する経験を積み重ねることは、配偶者を育児のパートナーとして欠かせない存在として認識

することにつながる」（青木 2011：107）と言っている。そのため、子育ての実際を共有することもすることながら、それ以上に、目の前の子どもと関わりながら楽しさと苦しさを主たる養育者として味わう。この子育てにまつわる葛藤を通して、子どもやパートナーや身近な人、仕事や社会などの関係性を大事にしながら、他者も自分も尊重する中で、どのように自己決定していくのかという経験を男性と女性で共有することも重要なのではないだろうか。

そのため、子どもを育てる営みには、「異質な他者」との出会いがあり、その他者と関わり、応じなければならない状況から生まれる葛藤の経験、それを通して関係性の中で自己決定をしていく経験を共有することが子育てをともにやっていくなかに含まれていると考えられる。

しかし、前述したように現在の男女間の子育ては、意識と実際にずれがあり、子育ての実際は女性がその多くを担っていた。子育ての何を担っているのかにも男女差があり、特に男性は「世話」に関わらない傾向があった。「世話」という日常的な営みに関わることは、「遊び」より「異質な他者」としての子どもに出会う可能性が高いと考えられる。子育てに関わる分量や内容が異なることで、上記のような「異質な他者」を含めた関係性の中で自己決定していくような経験が、男女間で共有されていなかったり、場合によっては分断されたりしていると考えられる。

### 3 子育ての経験を共有することで起こりうる変化／結節点としての子育て

ここまで、子育てには、大人側に成長・発達が促されること、また、「異質な他者」としての子どもへの対応における迷いや葛藤があり、この経験を通して、弱い立場の人も含めた関係性の中で物事を決

定していく経験が子育てには含まれていることを見てきた。現在の男女間での子育ては、意識と実際にずれがあり、上記のような子育ての経験が共有されていなかったり、場合によっては、分断されたりしていると考えられるが、このような子育ての経験を共有することにはどのような意義があるのだろうか。

ボールディングは、前述したように、今日を「男性優位文化から男女間のパートナーシップと平等の文化へ」の変わり目の時代と捉え、このことを家父長社会からパートナーシップ社会<sup>(1)</sup>（Boulding2000：87）への変化としている。また「家父長制の重い手が、子どもたちにいまだに重圧を与えている。子どもたちは、法律上未成年であり、私たちの習慣によって声なきものにされている」（Boulding2000：139）。そのため、パートナーシップ社会への変化には、男性と女性だけでなく子どもと大人の関係の再編成が必要だとしている。

ボールディングは男性優位社会での母親のみの子育ての弊害について次のように述べている。ボールディングによると、家庭の中で男性が長だという文化的な象徴が至るところにあり、それが親業を母親に任せることにもつながり、母親だけに育てられた子どもを再生産し「大人の男性と女性の特性において、永遠に子どもっぽさを残したままにしてしまう」（Boulding2000：130）という。このような問題を解消するために、子どものいる家庭では「子どもが生まれてから共同で子育てをすることやパートナー間で家にいる役割を交互にすること」「子どものいない家庭では、幼児、子どもに対する大人の仲間の計画的な関わり」（Boulding2000：131）が重要だという。男性的なものが優位な社会での母親のみの子育ての弊害を乗り越えるために、子どもと多様な大人の関わりをとりあげている。

次にボールディングによるパートナーシップにつ



いてみていく。「パートナーシップの概念には、責任と問題解決の能力を双方で共有することが大事な前提で、かつお互いに共感することも含まれている」

(Boulding2000:146)。「パートナーづくりとは、それが大人同士であろうと、大人と子どもの間であろうとも、責任の共有と尊敬の共有の基礎の上であり、それは、導くものについていくもの、教えるものと学ぶものの役割がかわるがわる起こることを保証する平等な関係にある。よいパートナーシップの関係は、夫婦間であろうが、親子間、職場関係、市民関係であろうとも、互いの育て合い (mutual nurturance) が含まれている」(Boulding2000:147)。今世紀の子どもと大人の関係は「大部分で、相互関係を念頭においた共同ではなく、一方通行のケアと保護の方向性の中にあつた」(Boulding2000:148)が、ボールディングは「子どもの新しくて、活動者としての役割」(Boulding2000:161)に注目している。しかし、子どもと大人のパートナーづくりを現実にしていくときには大きな障害があるという。

「なぜなら、子どもと若者がどれほど多くのことを知っていて、社会的問題解決の点からどのくらい貢献しなければならないかということについて、社会全体の意識がほとんどないからである。また、とても幼い子どもたちですら実際に彼らの周りにいる大人をどんなに〈育てている〉のかという社会全体の意識においても、同じようなギャップがある」(Boulding2000:146-147)と言っている。子どもと大人の関係についても一方方向でないパートナーシップを提唱している。

これらのことから、ボールディングのいうパートナーシップの関係に含まれているものは①責任と問題解決の能力と尊敬を共有していること②一方的な働きかけではなく相互関係③役割が固定されないこと④互いの育て合い、である。

それでは、ボールディングのいう家父長制社会下と、上記のようなパートナーシップの関係を基礎にしたパートナーシップ社会では、子育てという営みがどのように変化するのかをボールディングの考えを参考にして整理してみたい。

家父長制下では、性別分業により役割の固定が起こる。そのため、それぞれの役割における喜びや労苦の経験が分断されたままとなり、共有されない。さらに、どんなに価値のある労働であっても、同じことの繰り返しにより、孤独となったり、最悪な労働となったりしかねない。

では、パートナーシップ社会の場合はどうであろう。役割をかわるがわる行うために、役割から離れられる、いろいろな役割に携われることにより個人の能力の開花がある。また、同じ役割を他の人とかわるがわる行うことで、経験を共有しやすく共同性が増すと考えられる。役割が固定されないことで、同じことをやり続けるという苦痛の労働になりにくなる。そのため、子育てという営みの負担の側面に注目するばかりでなく、より共同していく側面を捉えていける可能性がある。

ボールディングの考えから見えてくることは、パートナーシップの中の役割が固定されずに「役割をかわるがわる行うこと」が起こることが、互いの育てあいを可能にし、役割をかわるがわる行えるからこそ、責任・尊敬の共有、共感が可能になるということである。さらに、「役割をかわるがわる行うこと」が、平等に結びつくということである。これらのことから、「役割をかわるがわる行うこと」が平等や責任・尊敬の共有、共感を可能にする要素の一つになると言えるのではないだろうか。

ボールディングによると、男性と女性は異なった社会経験をしているため軍事の問題や原発事故などの深刻な問題が起きたときには異なった反応を示す

ことがあり、互いの経験を共有し分かち合い、互いの最も創造的な特性を引き出し、互いの判断を聞きあうことや対話をする、今がそのはじまりのときだと言っている（Boulding2000：136 - 137）。「私たちが必要とするのは、領域の交換ではなく、お互いによる共有である。そのような男性と女性の世界の共有から引き出される社会的方針は、個々の人間の出来ることを新たに発達させることができるだろうし、その方針は維持しやすいものであろう」（Boulding2000：138）。また「同時代に生まれたそれぞれの年齢の人たちは、社会のある側面に理解を広げ、一方で、ある側面には理解が乏しい。それゆえ、子どもたち、十代の子どもたち、大人たちは、文字通り異なった世界を経験している。このように異なって経験した世界を、世代を超えて共有することが、全体的な問題を解決していくことに不可欠なのである」（Boulding2000：147）。

ボールディングが男性と女性の子育ての経験の共有を扱っていることからみえることは、子育てそのものの問題ではないだろう。一つ目は、男性と女性、大人と子どもの関係の問題が両方おこる場をかえることで、両方の関係性が変わる可能性がある、その結節点として子育てを位置付けていること。二つ目は、その関係性を変化させ「役割をかわるがわる行うこと」が起きることで、それぞれの経験世界を共有し、対話の素地をつくることで、問題を社会化したり、対応したりすることと考えられるのではないだろうか。

「役割をかわるがわる行うこと」で、子育てに含まれる経験や子育てをしながら働く経験の共有につながり、それによる平等や、責任や尊敬の共有、また、それぞれの営みにまつわる苦楽の共感につながる。その平等や責任、尊敬を基礎にし、共感性をもちながら、それまで領域や経験が分断されていた人

の視点を含め、またその視点を軽視することなく、その営みに共に取り組める。「役割をかわるがわる行う」経験の共有が、関係性の結節点である子育ての場に起こることで、男性と女性、大人と子どもの関係の再編につながり、それが社会の質の変化への可能性につながるのではないだろうか。

現代は、個人化がすすみ、地域づくりや具体的な人とのつながりをつくることが求められているが、それを創っていくには、共同する経験が大事になる。たとえばコミュニティが破綻したとしても、子育てのような個人では担いきれない営みは、家庭に収まりきれず、育てる側と育てられる側の負担を軽減するには共同せざるをえない性質がある。さらに、その子育ての場は、現代では男性と女性、大人と子どもの関係の結節点としても考えられ、それにより、それぞれの人が経験した世界を性別、世代、領域を超えて、共有できる場ともいえる。これらのことから、「役割をかわるがわる行うこと」の経験の共有ができ、それに伴い性別、世代、領域を超えたそれぞれの人の経験の共有が起きる最小で普遍的な場が子育てにはある。その場のあり方を変えていくことで社会の質に影響をもたらすことが、男性と女性での子育ての経験を共有する意義といえるのではないだろうか。

## おわりに

ここまで、子育ての分担量と内容の男女差の実際、子育てに含まれる「異質な他者」と出会う経験と実際に「世話」をする経験、その経験の共有ができるように「役割をかわるがわる行う」ことの意義についてみてきた。

経済活動が優先される社会では、子育てそのものの意義は見えづらく、ここまでみてきたことは、男女間の子育ての実際の意識と現実のずれへの対応策

にはつながらないかもしれない。子育ての経験の共有の意義を強調することは、家庭回帰や子どもを産まない、産めないなどの女性の抑圧へとつながりかねない。子育ての分担にとらわれ過ぎると男性と女性との関係づくりが難しくなったり、男性批判になったりしやすい。だからといって、両性の経済活動を優先し、子育てを主に外部化し、それに子どもを合わせていくことをどこまでしていいのかという疑問もわく。このようなジレンマが多くあるからこそ、子育ての経験の共有を考えることが、そのジレンマの乗り越えることにつながるのかもしれない。今回は、男性と女性の子育ての経験の共有を主に扱ったが、いろいろなタイプの組み合わせについては取り扱えなかった。平等ということについても考察できていない。また、親子関係に代表されるような濃密な非対称の関係のあり方の再考や家庭外の人も含めてどのように多様な人が関わられるのかなどの検討については今後の課題としたい。

## 注

(1) ボールディングは、パートナーシップ社会について、「a postpatriarchal, partnership society」(Boulding2000: 87) としており、脱家父長性としてパートナーシップ社会を位置付けている。

## 参考文献

青木聡子, 2011, 「乳幼児をもつ夫や妻にとって配偶者が育児のパートナーでよかったこと: 自由記述への回答から」『学校教育学研究論集 24』東京学芸大学: 101-110.

大日向雅美, 1996, 「母性をめぐる現状と課題」武谷雄二・前原澄子編『助産学講座 3 基礎助産学 3 母性の心理・社会学』医学書院, 1-33.

大日向雅美, 2005, 『「子育て支援が親をダメにする」

なんて言わせない』岩波書店.

斧出節子, 2007, 「父親の育児に関する意識の諸相—なぜ育児をするのか?」『華頂短期大学研究紀要』(52), 華頂短期大学: 15-32.

柏木恵子, 2011, 『父親になる, 父親をする—家族心理学の視点から』岩波ブックレット No. 811, 岩波書店.

柏木恵子・若松素子, 1994, 「「親となる」ことによる人格発達: 生涯発達の視点から親を研究する試み」『発達心理学研究』第5巻第1号, 一般社団法人日本発達心理学会: 72-83.

工藤英美・山本理絵・望月彰, 2013, 「父親と母親の育児の共同化の実態と課題—全国調査(保育・子育ての3万人調査)の経年比較より」『人間発達学研究 第4号』愛知県立大学大学院人間発達学研究科: 9-24.

藤後悦子, 2012, 『中学生のナチュランスを形成する発達教育プログラム』風間書房.

平山順子, 2008, 「妻からみた「夫の子育て」—趣味としての育児」柏木恵子・高橋恵子編『日本の男性の心理学—もう一つのジェンダー問題』有斐閣: 174-178.

大和礼子, 2008, 「母親は父親にどのような「育児」を期待しているか?」大和礼子・斧出節子・木脇奈智子『男の育児・女の育児—家族社会学からのアプローチ』昭和堂: 115-135.

山根真理, 2008, 「「次世代育成支援」時代の母親意識—母たちの意識は変わったか?」大和礼子・斧出節子・木脇奈智子編『男の育児・女の育児—家族社会学からのアプローチ』昭和堂: 69-89.

Elise, Boulding; with a foreword by Federico Mayor, 2000, *Cultures of peace: the hidden side of history*, New York: Syracuse University Press.

厚生労働省, 2013, 『平成 25 年版 労働経済の分析  
—構造変化の中での雇用・人材と働き方』  
(<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/13/13-1.html>).

総務省, 2012, 『平成 23 年社会生活基本調査 詳細  
行動分類による生活時間に関する結果 結果の概  
要』(<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2011/pdf/houdou3.pdf>).

七星 純子 (千葉大学大学院  
人文社会科学研究科博士後期課程)

# 「子どもを育てる」ことに関する〈通時性の倫理〉の現代的意義

## —環境倫理学における「世代間倫理」の一考察として—

### The Contemporary Significance of “Traditional Ethics” with Regard to Bringing up a Child: Considering “Intergenerational Ethics” in the Field of Environmental Ethics

増田 敬祐

MASUDA, Keisuke

#### はじめに

日本社会では今後、単身者世帯数比率と生涯未婚率が上昇していくと予測されている（石田 2011）。単身者世帯数比率は全国推計で 1980 年に 19.8%であったものが、2030 年には 37.4%になると推測され、これは人口の 4 割弱が一人暮らしになることを意味する<sup>(1)</sup>。この場合の単身者世帯は、①配偶者との死別等による単身者と②生涯未婚の単身者の 2 つに分けられ、問題となるのは生涯未婚単身者の増加予測についてである。男女別生涯未婚率は 1985 年に 女性 4.3%、男性 3.9%であったものが 2030 年には女性 22.6%、男性 29.5%になると推測され、女性の 4 人に一人、男性の 3 人に一人が生涯未婚という時代が来ると言われている<sup>(2)</sup>。

生涯未婚単身者の増加が現実のものとなるのかは現時点では推測の域を出ないが、単身者世帯の増加は 2 つの「世代」と符合する。上記①については第 1 次ベビーブーム（1947～49 年前後生まれ）世代、②については第 2 次ベビーブーム（1973～74 年前後生まれ）世代と重なる。「世代」という括りで人間存在を論じることには注意を要するが、「子どもを育てる」ことに関して上記 2 つの「世代」を検討す

ることには意義がある。なぜなら、第 1 次ベビーブーム世代の影響力は戦後日本の社会的な価値観を形成し（大量消費社会、戦後民主主義、都市化）、その子ども世代である第 2 次ベビーブーム世代がその価値を「教育」されながら現在、子育て世代となっているからである。「2025 年問題<sup>(3)</sup>」という単年で終わらない問題群が存在する。その核心は超高齢社会と少子化、生涯未婚単身者の増加により、人間が人間を支え合うという“いのち”の基盤が根幹で揺らぐ時代に突入することである。

以上のことを踏まえ、本稿では戦後日本において「子どもを育てる」とはどういうことであったのか、その背景となる価値観・世界観について倫理的な観点から考察する。第 1 章では、現代日本における「子どもを育てる」ことの問題とは何かを整理する。第 2 章では、戦後日本の目指した「子育て」観、倫理観を〈現時性の倫理〉として検討し、現在、その影響がどのような形で表出しているのかをみる。第 3 章では、「子どもを育てる」ことに関して新たに〈通時性の倫理〉を提起し、それは生命的基盤として地域社会（local community）の再生に求められる共同性とも連関していることを示す。最後にこの

〈通時性の倫理〉の現代的意義とは何かを述べる。

## 1 人間存在が〈孤立無縁〉に陥りやすい現代日本

本章では日本における「子どもを育てる」ことに関する2つの問題を上げる。1つは、「子どもを育てる」ことが社会に継承されていかないという〈生命の循環の持続可能性〉についてである。生涯未婚単身者の増加と『家族』難民<sup>(4)</sup>（2014 山田）の推測は少子高齢化によって「子どもを育てる」ことの持続可能性がもはや自明でなくなっていることを現す<sup>(4)</sup>。言い換えれば、これまでのように生命が循環し、継承されていくことを前提とした社会を論じることが難しくなっている。2つに、「子育て環境」の孤立化と無縁化の問題である。孤立化は、地域社会という「親密圏」「中間集団」の崩壊によって「子育て」の互助機能（セーフティーネット）が衰退し、個々の「子育て」がばらばらに孤立している状態のことである。無縁化は、「子育て」における財とサービスへの依存が増大するにつれ、自然・人間、人間・人間関係が希薄化し、“無縁”の状態が生命的基盤（サブシステムの世界）にまで浸潤することである。これらは「経済格差」や「社会的排除」と連動し<sup>(5)</sup>、いつ自分（と子ども）が〈孤立無縁〉に陥るか分からない不安や、「子育て」が行き詰まったとき「助けて」と言えない状況を生み出している。このような「子育て環境」の不安定化はネグレクトを含めた幼児虐待、DV（Domestic Violence）の増加、家族の崩壊を引き起こす大きな要因となっている<sup>(6)</sup>。

より深刻なのは、その影響を直に受けて育つ子どもたちである<sup>(7)</sup>。幼少期の家庭環境が成人後の人生に影響を及ぼすことは医療の現場から報告され、不安定な家庭環境で育った子どもは自分が親になり、

「子育て」を行う際に上述のネグレクトやDVを引き起こしやすいと言われる<sup>(8)</sup>。これは「子育て」における負の連鎖として〈通時〉的な問題となる<sup>(9)</sup>。このことについて、禅僧の仙崖義梵（1750–1837）の賛をみてみたい。仙崖は「子孫繁盛図」賛で「ちゃんちゃんの子がちゃんとなるからに ちゃんと其子もちゃんちゃちゃんちゃん」と記している。ちゃんとは父親のことである。ここには〈親の子は子の親になる〉という「子育て」観、倫理観がみてとれる。つまり、「子どもを育てること」は一世代だけで完結するものではなく、〈生命の循環〉のなかに継承されていくものと捉えられ、“ちゃん”とした人間を育てるには世代を通じて「手渡し」されていく倫理観が必要なことを教える<sup>(10)</sup>。これは「子どもを育てる」ことが未来（社会）に対する人間存在の責任の倫理の原型を成すという環境倫理学におけるハンス・ヨナスの「乳飲み子」の倫理や「世代間倫理」とも通底する考え方である<sup>(11)</sup>。

以上を踏まえ本稿は「子どもを育てる」ために求められる倫理観とは何かを検討する。その内実は、1つに、「子育て」の当事者＝親に求められる倫理についてであり、2つに、子ども自身が成人したときに社会的役割を担うことができる社会的存在としての人間の倫理についてである。両者は相互に継承され、循環し、再生産されていくという点で上記の〈親の子は子の親になる〉という世界観に基づく「子育て」観、倫理観と言える。次に人間存在の〈孤立無縁〉の現状を招いた戦後日本が「子どもを育てる」際にどのような倫理観＝「子育て」観を前提に「子育て」をしてきたのかをみる。

## 2 〈現時性の倫理〉と「子どもを育てる」ことの関係

まず本稿における倫理とは何かについて述べたい。倫理とは、さしあたり、誰かにとてのよいもの（価値）を、いかなる仕方で行うべきか（規範）として共有するための理（人間存在のふるまいの仕方）、秩序、調和のことである<sup>(12)</sup>。戦後日本における倫理観は、アジア・太平洋戦争への反省から「普遍化可能性」を持つ倫理を目指してきたと言える。価値においては、「精神的紐帯」としての「伝統的共同体」からの個人の解放と近代的個人の成熟＝「自立した個人」の自由と平等、尊厳が保証されることを重視し、規範においては、近代的価値に基づく近代法の下で「自立した個人」として自己の自由選択と自己責任を全うする行為が求められた。

これらの価値と規範を前提とする倫理では、時間（歴史）について〈現時〉＝「いま、ここ」の世界に価値がおかれ、過去－現在－未来という〈通時〉性に基づく世界は否定された。このことは場所（空間）の捉え方によく現れている。過去から現在まで持続的に営まれてきた地域社会（local community）、「家」の慣習などは「伝統」として批判され、個人を土地に束縛し、埋没させるものだと捉えられた<sup>(13)</sup>。戦後日本における時空からの解放は閉鎖主義からの解放であり、「自立した個人」になるための必須の条件とされた<sup>(14)</sup>。換言すれば、「自立した個人」を前提とする社会は、時間（歴史）、空間（場所）に規定されない進歩史観に基づき、発展段階説を採用し、いかにして「近代」を「普遍化」するか、または修正していくのかに価値をおいている。以上のような世界観に基づく倫理を本稿は「いま、ここ」の世界に価値を求める〈現時性の倫理〉と呼ぶ<sup>(15)</sup>。この〈現時性の倫理〉は土地や歴史に縛られない

「自立した個人」の成熟を倫理の基礎とすることで「普遍化可能性」を実現できるものとして戦後日本の倫理観、「子育て」観にも応用された<sup>(16)</sup>。

次に〈現時性の倫理〉が「子育て」において顕著に現れる事例を信田さよ子（2008, 2015）の議論を参照しながら考察する。「企業支配国家」という地域社会から父親が不在になった戦後日本において、信田は母親と成人した娘の間にある齟齬や葛藤を紹介している。例えば、母親の「子育て」観について、理想的価値としては、娘に自己実現のためなら「自分らしく好きなように生きなさい」と個人の自由を尊重する方針を取っておきながら、現実的価値としては、老いる存在である人間としてのライフコースからの要求を課そうとすることの矛盾である。特に後者について母親が娘の結婚や出産の時期を心配し、何かとアドバイスすることは娘にとって混乱を生む介入となる。これは「自己実現のためなら時間、空間に束縛されることなく自由に生きていけば良い」と〈現時〉的世界観によって育てられてきた娘が、ある時期から「自己実現のために生きつつも、それだけでなく老いる存在としての人間のライフコースも念頭におくべきだ」として親から人生の選択に対し、理想的価値に留まらず、現実的価値を強調されることで生じる混乱である。

つまり、親の理想的価値によって育てられた娘が成人後に今度は現実的価値の重要性を説かれ、その一貫性のなさに戸惑う。しかし、「母－娘関係」の特殊さから（斎藤 2008）、娘は母親の期待に応えるために、現実的価値としての役割（結婚、出産、親の老後の面倒など）に心理的に規定されながら、同時に理想的価値に則って自己実現を目指し「自立した個人」になることを目指そうとする。だが、これらの理想と現実の価値は本質的に相容れるものでは

ないため、ゴールにたどりつけない終わりのみえない戦いの果てに娘は疲労困憊し、心身に変調をきたしている（信田 2008）。ここには理想（自己実現という自縛＝自己決定）と現実（老いる存在として時間的制約のなかで最善と思われる選択をしなければならぬ孤立＝自己責任）の2つの価値に引き裂かれていることの苦しみがある<sup>(17)</sup>。これら2つを背負う娘に対し、それでも母親は親として子どものために良かれと思って言ってしまう。この葛藤は「近代」以降に表出するようになった「母－娘関係」の特殊性である<sup>(18)</sup>。

以上の事例から言えるのは、戦後日本が前提としてきた〈現時性の倫理〉における価値と規範は「子育て」のための倫理観としても理想化され、「子どもを育てる」際の指針となったが、このような「子育て」観によって育てられた子どもたちは必ずしもそれに適応できているわけではない。例えば信田（2008）が「母－娘関係」の問題で対象としているのは主に母親が第1次ベビーブーム世代であり、娘が第2次ベビーブーム世代の場合である。信田の紹介する事例を本稿で解釈すると、〈現時性の倫理〉に苦しめられているのは娘だけでなく、母親も同様であり、2つの「世代」の間で負の連鎖が起きていることが事態を深刻化させている<sup>(19)</sup>。これは冒頭にみた「2025年問題」という少子高齢社会の問題にも関わっている。

今後、第1次ベビーブーム世代の後期高齢者としての人口割合は増大していくが、現在、「子育て」世代であるその子どもたち＝第2次ベビーブーム世代においては、生涯未婚単身者の増加（推測）や結婚しても子どもを持たない夫婦が増えている（山田 2007）。多少の減少があったとしても、なぜ第2次ベビーブーム世代が「子育て」世代となっているの

に第3次ベビーブームが起きない（起きなかった）のか、問われる必要があるだろう。このような現状について雇用創出などの経済性の問題だけでなく、より根源的なものとして「子育て環境」に対する「不安の悪循環」を上げる議論がある<sup>(20)</sup>。この不安について本稿は前述したように戦後日本の「子育て」観が〈現時性の倫理〉を前提とし、「自立した個人」を目指してきたことによる精神的、心情的疲弊が一因としてあると考える。付言すれば、この疲弊は「甘え」の構造などからくるものではなく〈存在の揺らぎ〉に起因するものである。「自立した個人」という価値理念を背負って生きることは、実際の人生においては非常に困難なことであり、自分の存在が理想的価値と現実的価値に引き裂かれることで揺らいでしまう倫理観であった。このような〈現時性の倫理〉の影響は「母－娘関係」だけに留まらず、その価値と規範によって育てられた子どもたち全般に存在論的な不安をもたらしている。以上より、現代日本において〈現時性の倫理〉と「子どもを育てる」ことの関係は深く連関し合いながら現在のような少子高齢社会の状況を作り出してきたと言える。本稿は少子高齢社会の問題について短絡的に「子どもを産み増やせばいい」という少子化対策には与しない<sup>(21)</sup>。そうではなく、〈生命の循環の持続可能性〉が衰退しているその本質を戦後日本が目標としてきた〈現時性の倫理〉に基づく世界観に認め、それは「子育て」観にも応用されてきたが「子どもを育てる」ことに関し、果たしてそれだけでいいのか、改めて問い直す必要があることを提起したい。

既に〈現時性の倫理〉に対する批判は行われている。「自立した個人」を前提とする世界観に対してはケアの思想からその問題が指摘されている<sup>(22)</sup>。また〈現時〉性（＝「共時性」）に関しては、環境



倫理学のハンス・ヨナス（1979）やヨナスの議論を紹介し「世代間倫理」と名づけた加藤尚武（1991）、生態学的倫理における綿貫（2012）の「未来世代への配慮」の議論から批判的に検討されている。本稿はより重要なものとして“いのち”の視点から、生命的基盤の消滅を必然的に招いた〈現時性の倫理〉に基づく近代的世界観の問題を指摘したい。これまで“いのち”を存続・循環させてきたのは多くの場合、地域社会であった。地域社会のなかで生命的基盤（サブシステムの世界）を節度（コンヴィヴィアリティ）ある改変と革新によって維持管理・運営してきた歴史がある<sup>(23)</sup>。それは慣習・伝統・文化という形で保持されてきたが、〈現時性の倫理〉ではこれらは「個人」を抑圧する「アジア的」な「停滞」の残滓として否定的に価値づけられた<sup>(24)</sup>。換言すれば、生命的基盤の消失＝地域社会の崩壊が〈現時性の倫理〉では「個人」の解放と民主化の躍進として肯定的に価値づけられてきたのである。しかし、現代日本で明らかとなったのは、それは同時に「子育て環境」を破壊し、またそれだけでなく、「老いていく環境」をも同時に喪失させたことである。いわゆる地域社会が内包していた互助機能（セーフティーネット）の脆弱化である。現代日本を生きる人間存在は、孤立化・無縁化の不安を常に感じながら「利潤と競争の原理」のなかで「親密圏」「中間集団」を持たずに〈むき出しの個人〉として世界と対峙し、「子育て」も行わなければならない状況に晒されている。

〈現時性の倫理〉は人間存在の生命的基盤（＝地域社会）を衰退させる理論的根拠としての側面を持っていたことが明らかとなった。そのことは「子育て環境」の不安定化や「老いていく環境」の〈孤立無縁〉化と密接に関わっている。「子どもを育てる」

ことが安定的に根づくためには別の倫理観、「子育て」観が求められる。そこで次に生命的基盤の回復に注目し、子どもたちを育む環境を構築していくための倫理とは何かを検討する。

### 3 生命的基盤と「子どもを育てる」ことに関する〈通時性の倫理〉

孤立化や無縁化の不安が共有される現代日本において自然－人間、人間－人間の関わりの再構築が唱えられている<sup>(25)</sup>。それは同時にコミュニティの再生とも連関して論じられる。また「子育て環境」を「地域コミュニティ」という広がりの中で捉える重要性も提起されている（山下 2014）。本章では「世代間交流」の研究から新たに「子どもを育てる」ことの手がかりをみていく。なぜなら「世代間交流」の議論には少子高齢社会の抱える問題を踏まえ、「子どもを育てる」とことと「老いる存在であること」をいかにして社会のなかに埋め戻すかが「環境」に注目して論じられているからである<sup>(26)</sup>。これは言い換えれば「場」の回復の議論でもある。「世代間交流」はコミュニティを土台とした「幼老統合ケア」の実践として位置づけられる。ここには1つに、孤立化、無縁化を防ぎ、生き活きと共に生きていくことを目指し、2つに、自分たちの生きる「場」＝コミュニティの再生のための取り組みを模索する。

「幼老統合ケア」における「統合」とは、「子どもを育てる」とことと「老いる存在であること」を世代毎に分断するのではなく、多様な世代が交流し合うことで両者を「統合」し、人間観の再生を図ろうとするものである。これは〈現時性の倫理〉が「いま、ここ」に価値をおいているのに対し、「世代」をまたいで人間存在を捉えようとしている点で〈通時〉性に基づく「子育て」観の再考となっていると

言うことができる。活き活きと共に生きていくための実践の「場」としてコミュニティを想定するとき、論点となるのはコミュニティ再生のための共同性についてである。コミュニティとは範囲が明確な「場」であるために自己完結した個人では維持管理・運営できない領域である。ゆえに他者との協力の下でコミュニティを維持していくために共同性が重要となり、それを当事者同士で了解・共有するための価値・規範＝倫理が求められる。このような倫理を醸成するためには「世代」を超えた交流のなかで異世代間の意見交換から〈通時〉的にコミュニティを見通すことが求められる。本稿はこれを〈通時性の倫理〉と呼ぶ<sup>(27)</sup>。

〈通時性の倫理〉では、人間の能力を関係性のなかで培われる「人格」として位置づける<sup>(28)</sup>。関係性のなかに存在するゆえにこの「人格」は個々の空間の歴史を背負い、関係する他者と時間を共有する。また空間に関しては関係性の舞台となる場所に土着（ヴァナキュラーな領域）するために<sup>(29)</sup>、生命的基盤としての土地に規定される。その意味で時空に囚われない〈現時性の倫理〉とは異なる。先述した「子どもを育てる」ために求められる倫理観とは何か、について「世代間交流」の実践にみたように「子育て」に関する親の倫理観と社会的な役割を担える社会的存在（例えばコミュニティの担い手）としての倫理はその両方において1つの「世代」の親子関係で完結するものではなく、「世代」を超えた関係性のなかで醸成されていくものである。例えば、「子育て」経験のある高齢者たちが自分の「子育て」経験を語ることで、「子育て」世代である親は「子どもを育てる」ことについて学び、悩みを解決する手がかりを得ることができる。また子どもたちにとっても異世代と交流することでどのような人

間（大人）になればいいのか、〈通時〉的に考えるイメージを持つことができるようになるだろう。

つまり、結論は素朴なことである。自分が生きる生活の「場」＝コミュニティにおいて過去－現在－未来という〈通時〉的な時間の流れのなかに自己の存在を位置づけるとき、「子どもを育てる」ことに関して次の世代を見越した行為が求められ、それが「場」の倫理や規範を形作る。本稿はこの倫理を〈通時性の倫理〉と捉える。これは経済性とは全く別の次元、人間の存在の次元における豊かさの回復に関わるが、現代日本ではこのような「子育て」観、倫理観によって生きていくことは困難である。なぜなら「いま、ここ」が常に最新に更新される〈現時性〉の世界観では培われた経験の伝承などは必要とされないし、「場」が次々に更新されると伝承の土台として共有されるべきものが世代間で断絶してしまうからである。この困難さを打開するためには〈通時性の倫理〉が契機になる。そして存在の次元の豊かさを回復させるには人間生活の基盤となる生命的基盤としての地域社会＝コミュニティを生存のための根源におく必要がある。この生命的基盤を担うための共同性とそれを支える倫理（価値・規範）について本稿は「世代間交流」の実践にみた多様な「世代」の関わりから醸成される〈通時性の倫理〉が肝要になることを提起する。

### おわりに—〈通時性の倫理〉の現代的意義

〈通時性の倫理〉は先祖返りではないか？という問いこそ「子どもを育てる」ことにおいて忘却されてきたものを現す。過去－現在－未来、生まれ－老い－死ぬという〈いのちの循環〉への視点とその顕現する時間、空間の回復＝地域社会の再生が改めて倫理的問いとならなければならない。なぜなら生命

的基盤としての地域社会こそが、生まれ老い死にゆくことに〈居合わせる環境〉であり、そこに居合わせる人間に求められる倫理と作法を伝承する時間（歴史）と空間（場所）を担保しているからである。〈現時性の倫理〉がこの伝承行為とそれを行う時空を看過してきたことに現代日本の問題を看取する。そして今、その影響が最も顕著に現れているのが「子どもを育てる」ことに関する問題である。少子高齢社会の問題は「いま、ここ」だけの〈現時〉の問題ではなく、〈通時〉的に現れてくる現象であることを今一度、自覚する必要がある。言い換えれば、「子どもを育てる」ための倫理観とは安定的に生命が持続するなかで行われる行為であり、その価値や規範は一世代で完結するのではなく、何世代にも渡って「手渡されて」いくものでなければならない。その革新の際に何を変革していいのか、何を守らなければならないのか、その合意形成のための倫理の構築が今、喫緊の課題である。

最後に〈通時性の倫理〉の現代的意義を以下にまとめる。1 つに、超高齢社会と少子化、孤立化と無縁化の問題に対し、その打開策として望まれる地域社会の再生のための共同性を醸成する倫理となること。2 つに、上記の共同性と関連するが時間・空間に規定される地域社会を維持管理・運営していくことを「世代」を超えて了解・共有するための倫理となること。3 つに、〈人間存在の倫理〉において「子どもを育てる」ことが〈共時〉的な営みの〈通時〉的循環＝〈通時〉性を示す「世代間倫理」となること。これら3つにおいて現代的意義があると思われる。

## 注

(1) 2005年までは国勢調査、2010年以降は国立社会

保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来設計（全国推計）（平成20年3月推計）」（石田2014）。

(2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推測（全国推計）（平成20年3月推計）」、「人口統計資料集（2010年版）」（石田2014）。生涯未婚であることを問題として取り上げることが逆説的に「皆婚社会」を自明とすることになりかねないことは留意しなければならない。歴史人口学の視点から鬼頭宏は生涯独身率の低下が起こるのは日本において16、17世紀に入ってからのものであり、それ以前は家族形態などにより必ずしも「皆婚社会」ではなかったことが指摘されている（鬼頭2000）。しかし、現代日本における論点は「近代」化によって個人の自由選択・自由な恋愛が保証されていながら、結婚しない・できない層が増大していることである。例えば数土直紀（2013）の議論参照。その原因について経済性を問題とする議論はあるが、本稿はこのような層を生み出した背景に精神的、心情的な原因があると考え。本稿では戦後日本がどのように子どもを育ててきたか、その「子育て」観、引いては倫理観について検討する。

(3) 「2025年問題」とは、75歳以上の後期高齢者が2025年には、2200万人（4人に1人が75歳以上）となる超高齢社会の問題である。例えば、これまで国を支えてきた「団塊の世代」が給付を受ける側に回るため、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れる、と指摘されている（東京新聞 TOKYO web）。

(4) しかし、このことをもって人為的に出生率を上げなければならないという議論にはならないし、本稿はそれに与しない。ただ「生涯未婚率25%社会の衝撃」として山田昌弘（2014）が推測するように「シングル化」人口の増大が及ぼす社会的影響は今

後の日本社会を考える上で看過すべきでない。

(5) 孤立化・無縁化は、経済性の問題として「社会的排除」とも関連する（石田 2014）。

(6) 例えば、宮本みち子（2012）は青年社会学の視点から「子どもの貧困化」について「健康，学力，社会性その他，多くの面でダメージを子どもにあたえるだけでなく，その次の世代にも連鎖していくという点で，重大な社会問題であることを強く認識する必要がある」と述べ，貧困や格差が世代を超えて継承されることの問題性を訴える（宮本 2012 17-22 頁）。このことは「子育て」世帯の貧困，格差などが複合的に絡まって起きる子どもの虐待やDVの問題とも密接に関わっているという。

(7) ネグレクトの「世代間連鎖のリスク」について貧困との関わりから論じる峯本耕治（2010）も参照のこと。

(8) 岡田尊司（2007，2011）参照。岡田は「愛着障害」の視点から親の愛着スタイルが子どもに伝達されるという。ゆえに例えば母親の愛着スタイルが不安定型の場合，その子どもも不安定型の愛着パターンを示しやすいことが明らかとなっていることを指摘する（岡田 2011 81 頁）。

(9) 例えば，共同通信「虐待」取材班の『ルポ 虐待の連鎖は止められるか』（2014）参照。

(10) 府中市美術館『かわいい江戸絵画』161 頁。

(11) 眼前に存在する「乳飲み子」に対し，「創始者」である親は無条件に養育の義務を負わなければならない。ここに未来に対する責任の原型を見出すのである。ヨナス（1979）や加藤尚武（1991）参照。けれども，現代社会で問題となるのは「乳飲み子」の母親ですら子どもに対する暴力の担い手となり得ることである（千田 2011）。

(12) このように倫理を定義するのは和辻哲郎（1934）

である。但し，和辻の倫理学には国家主義との関係から批判がある（子安 2010）。本稿は和辻の論じる人間存在論に着目して倫理を捉える。

(13) 大塚久雄（1955）参照。また小谷汪之（1982）による大塚共同体論批判も参照のこと。日本の家族社会学の知識社会学的検討から「家」「家族」を論じる千田有紀（2011）の議論においても「日本の家族」がいかに「前近代的」「日本特殊性」として捉えられてきたかが明らかにされており参考になる。

(14) 〈現時〉性とは，環境倫理学や「生態学的倫理」（綿貫 2012）の議論で論じられる「共時性」と関連するもので「いま，ここ」の世界に価値をおき，時間（歴史）や空間（場所）に囚われない世界観として本稿では定義する。対概念には過去-現在-未来という時間の流れのなかに世界を位置づける〈通時〉性がある。

(15) 但し，付言しておかなければならないのは，戦後日本の倫理・思想に範を与えた西洋近代の議論において「自立した個人」を単位としながらも，社会的結合の規模に注目し，主権者が権利を行使するためにはなるべく小さな社会的結合を重視すべきという議論が展開されていることである。例えば，ルソーの『社会契約論』の議論では社会的結合の規模は小さいほうが良いとされ，一例として定期的集会在が挙げられている。地域社会と西洋における小規模な社会的結合がどのような関係にあるのかについては今後の検討課題としたい。

(16) 「近代家族」の議論を参照（千田 2011 ii-iii 頁）。

(17) 信田さよ子の自立と自己責任についての言及を参照のこと（信田 2015 45-46 頁）。

(18) 斎藤環（2008）は「近代」化以降，「女性」「母親」に対する抑圧が低下したことで「母-娘関係」

の葛藤はより問題化されやすくなっているという仮説を立てる（斎藤 2008 27 頁）。

(19) 落合恵美子（2004）の「ニューファミリーの思秋期」参照。

(20) 「人口減少はなぜ起きるのか」を雇用創出や「子育て環境」の整備の問題として片付けるのではなく、もっと幅広い視野から検討しなければならないと主張する山下裕介（2014）の議論は示唆に富む。

(21) 鬼頭（2000）は少子社会に適応するための新しい価値観の創造を提起している。

(22) ギリガン（1986）によって「ケアの倫理」が、メイヤロフ（1987）によって「応答の倫理」が論じられ、「正義の倫理」とは異なる視点の重要性が提唱されている。

(23) イリイチ（1989）参照。

(24) 植村邦彦（2006）参照。

(25) 例えば共生思想，農の思想の提起を参照。

(26) 栗山昭子（2008），中井孝章編（2013）参照。

(27) 〈通時〉性への注目は「世代間倫理」という環境倫理学における未来世代に対する責任の議論や池内了（2012）の科学技術論における「通時性の論理の回復」としても論じられている。池内は現代の科学を律するために求められるのは未来への想像力という〈通時〉的思考であると述べる（池内 2012 148-149 頁）。

(28) 共同性を担い得る人間モデルの検討から人格概念を論じた増田（2011）参照。

(29) イリイチ（2006）参照。

## 参考文献

池内了（2012）『科学の限界』筑摩書房

石田光規（2014）『孤立の社会学』勁草書房

イヴァン・イリイチ（1989）『コンヴィヴィアリティ

ィのための道具』（渡辺京二・渡辺梨佐訳）日本エディターズスクール出版部

イヴァン・イリイチ（2006）『シャドー・ワーク』（玉野井芳郎・栗原彬訳）岩波書店

植村邦彦（2006）『アジアは〈アジア的〉か』ナカニシヤ出版

大塚久雄（1955）『共同体の基礎理論』（岩波現代文庫 2000）岩波書店

岡田尊司（2007）『シック・マザー』筑摩書房

岡田尊司（2011）『愛着障害』光文社

尾関周二・亀山純生・武田一博・穴見慎一編著（2011）『“農”と共生の思想』農林統計出版

落合恵美子（2004）『21世紀型家族へ〔第3版〕』有斐閣

加藤尚武（1991）『環境倫理学のすすめ』丸善

鬼頭宏（2000）『人口から読む日本の歴史』講談社

キャロル・ギリガン（1986）『もうひとつの声』（岩男寿美子訳）川島書店

共同通信「虐待」取材班（2014）『ルポ 虐待の連鎖は止められるか』岩波書店

栗山昭子（2008）『世代間交流』ふくろう出版

小谷汪之（1982）『共同体と近代』青木書店

子安宣邦（2010）『和辻倫理学を読む』青土社

斎藤環（2008）『母は娘の人生を支配する』NHK 出版

千田有紀（2011）『日本型近代家族』勁草書房

数土直紀（2013）『信頼にいたらない社会』勁草書房

中井孝章編/福島カヤ子・大西田鶴子（2013）『世代間交流実践の展開』大阪公立大学共同出版会

信田さよ子（2008）『母が重くてたまらない』春秋社

信田さよ子（2015）「討議 反知性主義の時代」信田

さよ子＋白井聡『現代思想 2月号 第43巻第3号』

ハンス・ヨナス（2000）『責任という原理』（加藤尚武監訳）東信堂

府中市美術館（2013）『かわいい江戸絵画』東京印書館

増田敬祐（2011）「地域と市民社会」唯物論研究協会（編）『唯物論研究年誌 第16号 市場原理の呪縛を解く』大月書店

峯本耕治（2010）「学校教育から見る子ども虐待と貧困」松本伊智朗編著『子ども虐待と貧困』明石書店

宮本みち子（2012）『若者が無縁化する』筑摩書房  
ミルトン・メイヤロフ（1987）『ケアの本質』（田村真・向野宣之訳）ゆみる出版

山下裕介（2014）『地方消滅の罨』筑摩書房

山田昌弘（2007）『少子社会日本』岩波書店

山田昌弘（2014）『「家族」難民』朝日新聞出版

ルソー（1762）『社会契約論』（岩波文庫 1954）岩波書店

和辻哲郎（1934）『人間の学としての倫理学』（岩波文庫 2007）岩波書店

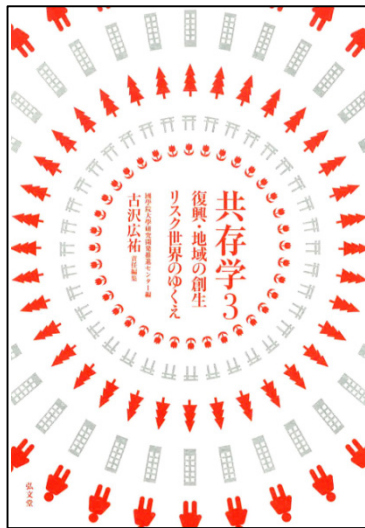
東京新聞 | TOKYO web 2014年2月5日  
<http://www.tokyo-np.co.jp/article/seikatuzukan/2014/CK2014020502000184.html>

増田 敬祐（東京農工大学非常勤講師）

## 会員による著書紹介

2015年

『共存学3—復興・地域の創生，リスク世界のゆくえ』國學院大學研究開発推進センター編（古沢広祐 責任編集）



出版社：弘文堂

発行日：2015年02年

定価：¥2,500＋税

ISBN-13：978-4335160783

敵対を超えて，相互理解と多様性を尊重するために二つの大戦，さらに東西冷戦をくぐり抜けて，平和と繁栄を謳歌する時代になるかにみえた世界に濃い靄が漂い始め，あらためて「共存」が問われている。

『環境哲学と人間学の架橋—現代社会における人間の解明』上柿崇英・尾関周二編著（他，会員として穴見慎一，浦田（東方）沙由理，大倉茂，関陽子，福井明子，布施元，吉田健彦が執筆）



出版社：世織書房

発行日：2015年03月

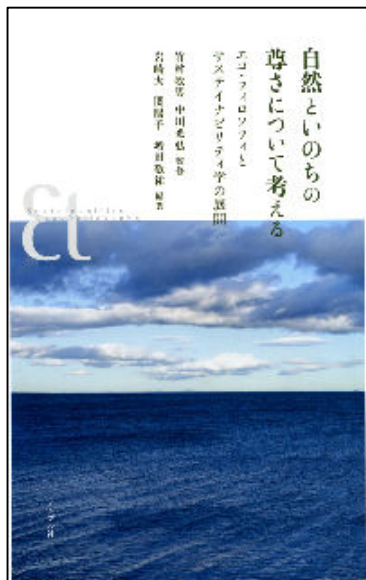
定価：¥2,592（税込）

ISBN-13：978-4902163780

かつて“環境”と言えば，それを牽引する思想は“エコロジー”であった。しかしエコロジズムの衰退によって，“環境”は，経済成長との両立を視野に入れた，単なる“資源・エネルギーの問題”となった。その思想的拠り所は失われ，科学技術と政策誘導だけが残った。本書で目指されるのは，エコロジズムに代わる新たな哲学的枠組み——われわれが生きる時代の本質とは何か，われわれ人間存在にとって“環境”とはそもそも何なのか，これらの問いに答える新たな“環境哲学”の創生である。

（総合人間学会会員 上柿崇英記）

『自然といのちの尊さについて考える—エコ・フィロソフィとサステイナビリティ学の展開』  
竹村牧男・中川光弘監修，岩崎大，関陽子，増田敬佑編著（他，会員として上柿崇英が執筆）



出版社：ノンブル社

発行日：2015 年 03 月

定価：¥4,104（税込み）

ISBN-13：978-4903470849

茨城大学 ICAS および東洋大学 TIEPh による共同研究「持続可能な発展と自然・人間—西洋と東洋の対話から新しいエコ・フィロソフィを求めて」の集大成。人間と自然の調和，持続可能な“もうひとつの世界”のかたちをめぐって，哲学，仏教，心理学といった観点を盛り込み，これまでにないスケールで論じる。とりわけ，死生学，活かしあう〈いのち〉，生命と倫理の基盤，ポスト近代と「存在の大いなる連鎖」，〈生活世界〉の構造転換，といったキーワードから“新しい知の創生”を試みる若手の意欲的な仕事は必見。

（総合人間学会会員 上柿崇英記）

編集委員会では，会員の皆様のご執筆なされたご著書の紹介文を随時募集しております。2014 年以降に出版されたご著書がございましたら，下記編集事務局までぜひお知らせください。お待ちしております。紹介文には，(1) 著者名，(2) 書籍タイトル，(3) 出版社名，(4) 発行年月日，(5) 概要（200 文字前後）の 5 点をお書きください。また，執筆者の方のご専門等もお書きいただけましたら幸いです。

連絡先：総合人間学会編集事務局

([editor@synthetic-anthropology.org](mailto:editor@synthetic-anthropology.org))



## 『総合人間学』バックナンバー

### 総合人間学 1 人間はどこにいくのか



総合人間学会編

2007年5月25日刊行

3,024円（税込）

ISBN978-4-7620-1698-1 C3000

### 総合人間学 3 科学技術を人間学から問う



総合人間学会編

2009年6月1日刊行

2,808円（税込）

ISBN978-4-7620-1970-8 C3300

### 総合人間学 2 自然と人間の破壊に抗して



総合人間学会編

2008年6月5日刊行

2,808円（税込）

ISBN978-4-7620-1854-1 C3000

### 総合人間学 4 戦争を総合人間学から考える



総合人間学会編

2010年6月1日刊行

3,024円（税込）

ISBN978-4-7620-2089-6 C3300

総合人間学 5 人間にとっての都市と農村



総合人間学会編

2011 年 5 月 20 日刊行

2,700 円（税込）

ISBN978-4-7620-2175-6 C3300

総合人間学 7 3.11 を総合人間学から考える



総合人間学会編

2013 年 6 月 6 日刊行

2,052 円（税込）

ISBN978-4-7620-2381-1 C3300

総合人間学 6 進化論と平和の人間学的考察



総合人間学会編

2012 年 5 月 30 日刊行

3,240 円（税込）

ISBN978-4-7620-2291-3 C3300

総合人間学 8 人間関係の新しい紡ぎ方

3.11 を受けとめて



総合人間学会編

2014 年 6 月 10 日刊行

2,052 円（税込）

ISBN978-4-7620-2459-7 C3300

総合人間学9 〈居場所〉の喪失, これから

の〈居場所〉: 成長・競争社会とその先へ



総合人間学会 編

2015年6月19日刊行

2,052円(税込)

ISBN978-4-7620-2549-5 C3300

## 『総合人間学』バックナンバー注文書

学会誌『総合人間学』のバックナンバーのご購入をご希望なされる場合は、下記の必要項目をご記入の上、総合人間学会事務局まで、郵送、あるいはメールにてご送付ください。メールの場合は、本用紙の必要項目をメール本文にご記入ください。

|                              |         |      |  |
|------------------------------|---------|------|--|
| 氏名                           |         |      |  |
| 送付先住所                        |         |      |  |
| 連絡先<br>(Tel / Fax / e-mail)  |         |      |  |
| バックナンバータイトル                  | 定価 (税込) | 購入冊数 |  |
| 創刊号『人間はどこにいくのか』              | 3,024 円 | 冊    |  |
| 第2号『自然と人間の破壊に抗して』            | 2,808 円 | 冊    |  |
| 第3号『科学技術を人間学から問う』            | 2,808 円 | 冊    |  |
| 第4号『戦争を総合人間学から考える』           | 3,024 円 | 冊    |  |
| 第5号『人間にとっての都市と農村』            | 2,700 円 | 冊    |  |
| 第6号『進化論と平和の人間学的考察』           | 3,240 円 | 冊    |  |
| 第7号『3.11 を総合人間学から考える』        | 2,052 円 | 冊    |  |
| 第8号『人間関係の新しい紡ぎ方—3.11 を受けとめて』 | 2,052 円 | 冊    |  |
| 第9号『〈居場所〉の喪失, これからの〈居場所〉』    | 2,052 円 | 冊    |  |

注文書送付先：

〒194-8610 東京都町田市玉川学園 6-1-1

玉川大学文学部人間学科 太田研究室

メールアドレス: [contact@synthetic-anthropology.org](mailto:contact@synthetic-anthropology.org)

## 総合人間学会会則

### 第1条（名称）

この会は総合人間学会 (Japan Association of Synthetic Anthropology) という。

### 第2条（目的）

この会は、人間の総合的研究を進め、その成果の普及をはかることを目的とする。

### 第3条（事業）

この会は、第2条で定めた目的達成のために、つぎの事業を行う。

1. 1年に1回以上の研究大会の開催
2. 研究機関誌の定期的発行
3. 国内外の諸学会、関係諸機関・諸団体との連絡
4. その他必要な事業

### 第4条（会員）

この会は、この会の趣旨に賛同し、入会の意志を表明し、入会にあたって会員1名の推薦を受け、理事会の承認をえた者をもって会員とする。会員は一般会員と賛助会員とする。会員は、2年以上会費を滞納した場合、理事会において、退会したものとみなすことができる。

### 第5条（機関）

この会は、次の機関をおく。

#### 総会

この会の最高の議決機関であり、次のことを行う。

年に1回定例会を開く。また、理事会の決定を受けて臨時会を開くことができる。

1. 活動方針および予算の決定
2. 活動報告および決算の承認
3. 会則の変更
4. 理事の承認
5. 会長・副会長・事務局長・事務局次長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事・監事の承認
6. 名誉会長・顧問の承認
7. 事務局所在地の決定
8. 活動にあたって必要な諸規定の制定
9. その他重要事項の決定

#### 理事会

総会により承認された理事を構成員とし、次のことを行う。

1. 会長・副会長・事務局長・編集委員長・編集委員長代行・運営担当理事・監事の候補者選出
2. 名誉会長・顧問の候補者選出
3. 事務局幹事・編集委員・編集事務幹事の選出
4. この会の運営について協議し決定する
5. その他緊急事項の決定

#### 運営委員会

会長・副会長・事務局長・編集委員長・運営担当理事をもって構成し、この会の運営にあたる。

運営委員会は各種委員会等の事業推進に必要な委員会等の委員の選出・委員長を選出を行う。

#### 事務局

代表である事務局長と事務局次長、事務局幹事をもって構成し、この会の事務を執行する。

#### 編集委員会

代表である編集委員長と副編集委員長、編集委員お

よび編集事務幹事をもって構成し、研究機関誌の編集にあたる。

#### 研究・談話委員会

本学会の研究活動の企画・実施・研究成果の普及・交流の活動

#### 広報委員会

本学会の広報活動および会員拡大の推進

#### 研究大会実行委員会

研究大会の企画・実施等の活動

#### 第6条（役員）

この会は、次の役員をおく。役員の任期は、名誉会長・顧問を除き2年とし、再任を妨げない。

##### 会長

本会を代表し、総会および理事会を招集する

##### 副会長

会長を補佐し、会長に事故ある場合には代行する

##### 事務局長

事務局を代表し、事務を統括する

##### 編集委員長

編集委員会を代表し、学会誌編集事務を統括する

##### 理事

理事会を構成し、役員の候補者選出、事務局幹事、編集事務幹事の選出などこの会の運営についての協議、決定にあたる

##### 監事

この会の会務（会計・役員の選考管理など）を監査する

##### 顧問

理事会の要請を受けてこの会の活動にあり方について意見を述べる

##### 名誉会長

この会の活動のあり方について意見を述べる

#### 第7条（役員の選挙）

この会の次の役員は、以下の方法で選考される。また、候補者選考に関する規定は別に定める。

1. 理事会で理事及び監事候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。
2. 理事会で会長・副会長・事務局長・編集委員長・編集委員長代行・運営担当理事の候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。

☐理事：35名程度

☐監事：2名

#### 第8条（会費の金額等）

この会の会費の金額等は、付則で定める。

#### 第9条（事業年度）

この会の事業年度は、毎年総会の翌日から翌年の総会の日までとする。

#### 第9条の2（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### 第10条（会則の変更）

この会則は、総会において変更することができる。

##### 付則

1. この会則は、成立した日から効力を発揮する。
2. この会則の第4条の規定にかかわらず、この会設立当日までに会員になる場合は会員の推薦を必要としない。

- 
3. この会則の第5条、第6条、第7条の規定にかかわらず、2006、2007年度の役員および機関の構成員は、本学会設立準備委員会が提案し、設立総会において選出する。
  4. この会の会費の金額は、年額一般会員5,000円、賛助会員1口20,000円とする。(以上、2006年5月27日制定)
  5. 第7条の規定にかかわらず、第2期(2008年度・2009年度)の役員の選挙(理事および監査の選挙)は、第1期理事会の提案に基づいて2008年度総会において実施する。(2007年5月27日制定)

付則4を改め、この会の一般会員会費の金額は、年額一般：7,000円、学生：4,000円とする。ただし特別な事情のある会員については、運営委員会の承認により学生会員と同じ扱いとする。

会費は、原則的に事業年度単位で納入を受ける。

(2014年6月7日改定)

## 投稿規定・執筆要綱

執筆に当たっては、下記の執筆要項を熟読し、各項目を厳守すること。執筆要項に従っていない原稿は受理できない場合がある。

### 1. 投稿および査読について

#### 1-1. 投稿資格

- 1) 総合人間学会会員であること。
- 2) 大会等において過去に研究発表をしていること。
- 3) 投稿時点で投稿年度までの学会費を完納していること。
- 4) すでに投稿論文が掲載された者でも、次年度も続けて投稿することができる。すなわち、複数年度にわたり、連続して投稿し、連続して掲載されることも可能である。

#### 1-2. 投稿原稿

- 1) 本学会の趣旨にそうものであること（学会会則参照）。
- 2) 内容は、未公刊の論文、報告、エッセイであり、大会等での研究発表を踏まえたものであること。
  - (a)「論文」とは、独創性のある学術的な研究成果を展開したもの。
  - (b)「報告」とは、調査によって得られた資料や聴取記録などに関するユニークなもの。
  - (c)「エッセイ」とは、必ずしも学術研究でなくとも、独創性に富み、高く評価されるもの。

#### 1-3. 枚数

枚数は論文、報告は 400 字詰原稿用紙換算で 40 枚以内、エッセイは同じく 15 枚以内とする。

#### 1-4. 投稿方法

原稿は指定された期日までに、下記の編集事務局宛に電子メールにて送付する（電子メールが使えない

場合は、CD-ROM 等の電子媒体に記録の上、郵送することも可とする）。なお、上記メールおよび印刷物が期日までに届かなかった場合は不受理とする。

### 1-5. 査読

すべての投稿原稿は匿名査読に付される。最終的な掲載の可否は編集委員会の審査を経て運営委員会にて決定される。査読の結果改稿が求められた場合、改稿の期限は別途編集事務局からの指示に従うこと。期日を過ぎたものは投稿を辞退したものと判断される。

### 2. レイアウト

#### 2-1. ページ設定

原稿の執筆には原則として Microsoft Word を用い、以下の設定に合わせることをとする（Microsoft Word が使用できない場合は汎用的なテキスト形式で作成する）。

用紙：A4 横書き

文字数と行数：40 文字×30 行

フォント：MS 明朝（10.5 ポイント）（ない場合は類似のフォントで 10～11 ポイント）

余白：上下 30mm，左右 25mm

#### 2-2. タイトル、氏名の記載

1 ページ目 1 行目からタイトルを、またサブタイトルがある場合は改行してサブタイトルを記す。タイトル、サブタイトルは中寄せにして、12 ポイント、太字にする。

英文タイトルを記す

タイトルの次の行に氏名を記す。氏名は右寄せにして、本文と同じ 10.5 ポイントにする。

氏名の英語表記を記す

氏名の下に二行を空け、本文を開始する。



## 2-3. ページ番号

ページの下に、「ページ数／総ページ数」の形式でページ番号を記す。

## 2-4. 章構成

基本的には章，節程度までに抑え，あまり階層を深くしないようにする。また，章番号，節番号には半角数字を用い，丸数字（①，②，③……）あるいはローマ数字（Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ……）等の環境依存文字は使用しない。

## 2-5. 引用

本文中での引用は，引用文の後に「…引用文…」（ランシエール 2005：24）。のように記述する。

## 2-6. 脚注

脚注はすべて文末脚注とし，本文の後に1行空けて「注」と太字で記した上で，次の行から記載すること。  
また，注は（1），（2），（3）……の形式で表記し，Microsoft Word固有の脚注機能を用いないこと。

## 2-7. 参考文献

参考文献は，文末脚注の後に1行空けて「参考文献」と太字で記した上で，次の行から記載すること。記載は和文献，外国文献の順とし，またそれぞれ執筆者のアイウエオ順，アルファベット順に並べる。

例)

H. M. マクルーハン（1986）『グーテンベルクの銀河系—活字人間の形成』（森常治訳）みすず書房

H. M. McLuhan(1962) The Gutenberg Galaxy: the Making of Typographic Man, Routledge & Kegan Paul

## 2-8. 自著の引用等

匿名査読の妨げにならないよう，2-2における執筆

者表記の他は本文中に氏名，所属等，執筆者を同定できる情報を記載してはならない。また，自著を引用する場合にはその他の文献と同様に表記し，「拙著」等の表現は用いないこと。

## 3. 本文表記

3-1. 文章は「である」調とし，分かりやすい表現にする。

3-2. 常用漢字，現代かなづかいとする。

3-3. 専門分野の異なる読者にも伝わるように，難解な専門用語は避け，また必要に応じて説明を加える。

3-4. 当該分野でのみ通じる略号は使用しない。

3-5. 年号は原則として西暦年に統一し，半角数字で表記する（数字の後に「年」を追加する必要はない）。

ただし，特に必要がある場合は，それ以外の年号の併記も可とする。

3-6. 数値に関しては半角数字（1，2，3……）で表記する。ただし，「第一，第二，第三……」，また「一つ，二つ，三つ……」等については漢数字を用いること。

## 4. 図表

図表には1，2，3……のように通し番号を振る。

また本文中に記載した図表等は，オリジナルデータも提出する。原則として投稿時の電子媒体にて送付することが望ましいが，電子データが存在しない場合は印刷物の郵送でも構わない。また，総容量が1M未満の場合はメールに添付してもかまわない。

## 5. その他

- 5-1. 上記の執筆要項に従っていない原稿は受理できない場合がある。
- 5-2. 提出された原稿は、その表記に関してのみ、編集事務局にて修正を加える場合がある。
- 5-3. 掲載された原稿の著作権は、掲載された時点から本学会に帰属する。執筆者本人を除き、本学会の許可なくして複製することを禁ずる。

本規定は、2014 年 7 月 05 日より実施する。

なお、投稿に当たっては、必ず本学会サイトにて最新の情報を確認すること。

投稿先／連絡先

〒187-8577 東京都小平市津田町 2-1-1

津田塾大学国際関係学科 北見研究室

編集事務局メールアドレス

editor@synthetic-anthropology.org

---

 SYNTHETIC ANTHROPOLOGY Vol.9

## CONTENTS

## PART I

|                                                                                                                                                              |                     |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----|
| Introduction: The Concept of “A Place where One Belongs” in a Competitive Growth-driven Society                                                              | KATAYAMA, Yoshihiro | 4  |
| <b>[I] Examining “a Place where One Belongs” Concrete Case Studies</b>                                                                                       |                     |    |
| Thoughts from an Ageing Town where the Population is Falling                                                                                                 | GENDA, Yuji         | 8  |
| Loss and Restoration of “A Place where One Belongs” : From the Experience of Working at a Telephone Counselling Service                                      | TANEMURA, Kanji     | 15 |
| How to Promote the Creation of “A Place where One Belongs” for Children: The Value of Environmental Education and Experiencing Nature in a post-3.11 Society | FURIHATA, Shin’ichi | 21 |
| Thinking about “A Place where One Belongs” from the Perspective of a Victim of the Fukushima Nuclear Accident                                                | ARAKIDA, Takeru     | 30 |
| <b>[II] Reflecting on “a Place where One Belongs” : From the Perspective of Philosophy and Social Thought</b>                                                |                     |    |
| Lacking a “Place where One Belongs” : The Struggle over and Addiction to Recognition                                                                         | OTA, Akira          | 33 |
| “A Place where One Belongs” and “The Right to Live in Society”                                                                                               | FUJITANI, Shu       | 48 |

---

---

|                                                                                                      |                |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----|
| Inclusion/Exclusion of Young People with<br>Disabilities: Towards Understanding the Right<br>to Life | TAKEUCHI, Akio | 54 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----|

**[III] Towards a Sustainable Society based on De-growth**

|                                                                                                                              |               |    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----|
| Political Ecology and Alter-globalization:<br>Towards the Creation of a De-growth Society<br>and “A Place where One Belongs” | KITAMI, Shuji | 60 |
| Normalism, the Danger of Growth, and the Dual-<br>meaning of “Sustainability”                                                | JÜRGEN, Link  | 72 |

**PART II**

**Issues and Method for Synthetic Anthropology**

|                                                                                                                     |                |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----|
| Problems and Methods in the Synthetic<br>Anthropology: Biological and Evolutionary<br>Approaches to Our Human Lives | KIMURA, Koshin | 86 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----|

**Critical Essays**

|                                                                                                                                                  |                  |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----|
| Environmental and Climate Issues, Artificial<br>Intelligence, and Religion                                                                       | KIMURA, Takeshi  | 98  |
| How has the Development of Brain Science Changed<br>our View of Language? From the Innate Theory<br>to the Theory of External Signs of the Brain | TAKEDA, Kazuhiro | 103 |

**Articles**

|                                                                                   |                   |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----|
| E. F. Schumacher’s Critique of Modern Economics<br>and His Idea of Meta-economics | MIURA, Nagamitsu  | 117 |
| 3D Printer as Media: Worldly Gods or Suffering<br>Humans?                         | YOSHIDA, Takehiko | 128 |

---

---

|                                                                                                                                                                                |                          |         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------|
| The Death Penalty for Older Juveniles                                                                                                                                          | SUGAWARA, Yuka           | 140     |
| “Political Virtue” as the Resource of<br>Democracy in Consideration of Douglas Lummis’s<br>Radical Democracy                                                                   | TAKAHASHI, Zaiya         | 151     |
| <br><b>Young Symposium: Children and their environment in contemporary society</b>                                                                                             |                          |         |
| Crossing Borders and Re-integrating: Hints from<br>Four Reports on Problems Facing Children in<br>Contemporary Society                                                         | TAKAHASHI, Zaiya         | 163     |
| Changes in the Parent-Child Relationship from a<br>Legal Viewpoint                                                                                                             | SUGAWARA, Yuka           | 168     |
| Considering Problems of Living Space in the<br>Context of Child Rearing: From the Perspective<br>of Space as a Forced Social Norm                                              | URATA (TOHO) ,<br>Sayuri | 176     |
| A Study of the Significance of Sharing<br>Experiences of Parenting                                                                                                             | NANAHOSHI, Junko         | 186     |
| The Contemporary Significance of “Traditional<br>Ethics” with Regard to Bringing up a Child:<br>Considering “Intergenerational Ethics” in<br>the Field of Environmental Ethics | MASUDA, Keisuke          | 195     |
| <br><b>Postscript</b>                                                                                                                                                          | <br>MIYASAKA, Yuko       | <br>220 |

---

## あとかき Postscript

宮坂 瑠子

MIYASAKA, Yuko

総合人間学会では、学会誌『総合人間学』正式版を第7号より、電子ジャーナルの形態で発行しており、第9号は電子ジャーナル学会誌として3冊目になる。

当学会が電子ジャーナル形態での学会誌発行に踏み切ったのは、第1に、デジタルメディア時代を迎えて、学会誌、学術誌の電子化は世界的な流れとなりつつあり、研究のグローバル化も急速に進んでいることを考慮したためである。第2に、電子ジャーナルは、紙媒体の書籍のもつさまざまな制約（頁数や紙の質など）から自由であり、紙媒体の書籍ほどパッケージとしての個性を主張せずに、コンテンツの柔軟な構成が可能となるためである。本学会誌が、今後さらにインターネットを通して国内外の研究者との広範な学術交流や議論のたたき台となることを望んでいる。

### 第1部

『総合人間学 第9号』は、第1部と第2部から成っている。

第1部は、2014年6月7、8日に開催された第9回総合人間学会研究大会におけるシンポジウム「成長・競争社会と〈居場所〉」のシンポジストおよび関連するいくつかの分野の方の論稿で構成されている。

現代は、さまざまな意味で〈居場所〉の喪失、あるいは喪失感に悩んでいる人々が少なくない。居場

所に悩む人の多くはアイデンティティの混乱・危機に陥り、低い自己効力感に苛まれ、引きこもり、不登校など内閉的行動をとりがちである。だが、〈居場所〉は個人に固有の心理に還元され得ない今日的な社会問題である。

シンポジウムでは、現代の社会状況における〈居場所〉の問題を取り上げ、居場所とは何か、失われた居場所をどうすれば回復・構築できるかを論じあう場とした。当学会は、これまで「人間」および「人間を取り巻く環境」についてさまざまな専門知を結集し、単なる知の集合ではなく総合的に捉えることをめざす研究と論議を重ねてきた。本テーマは現代社会とそこに生きる人間の深層の問題を追究するための重要な総合人間学的課題と言えよう。

以下に述べる第1部については、『〈居場所〉の喪失、これからの〈居場所〉—成長・競争社会とその先へ』と題する書籍にまとめ、学文社から出版した。

### 序論—問題提起

シンポジウム論題の提案者でもある片山氏は、なぜ「成長・競争社会と〈居場所〉」を取り上げることが重要か、を問う。氏によれば、成長・競争社会がもたらすものは貧富の無限の拡大である。その上、グローバル化が求めるのは、価値の多様性ではなく、支配的な価値観への同化であり、そこから排除された者たちはそれを補完するように用意されたナショナリズムを押し付けられる。氏は、このよう

な成長・競争社会において、居場所をどのようにつくり上げることができるかを問いかけ、自然が与えてくれた資源を大切に使い、さまざまな人間が共存できる共同体を構築していくことにその答えの鍵を見出す。

## 1 現場から〈居場所〉を問う

玄田氏は高齢化が進む過疎の町でめったに弱音を吐かない高齢者たちが密かに隠している意外な悩み事に直面した。それは都会に出て深く傷ついた子どもたちが実家に帰り、引きこもり状態に陥っているケースが高率で見られることであった。しかも引きこもり状態の改善に有意義なのは楽しいイベント企画ではなく、自分が社会で必要とされているという実感の持てるアルバイトなどの仕事であった。氏はさらに、現代は誰もが孤立状態に陥る危険性があるとして、自身が概念規定した SNEP（働き盛りの年齢の孤立無業者）に注目する必要を唱える。

種村氏はボランティアで「鹿児島いのちの電話」活動に 26 年以上関わった豊富な経験から相談者からの訴えの根底に居場所がない、居場所を失いつつある実感があること、その背後に労働や仕事の面での抑圧や不自由、格差、競争、人間関係の歪みや崩壊があると主張している。氏によれば「居場所がある」とは第1に自分のいるところが安全で安らげる場所であること、第2に周囲の者から存在を承認され、尊重されていること、さらに活動の成果によって評価され、自分の存在意義が認められていることであり、社会とつながり、他人に喜ばれる活動を始めることが回復への道であると説く。

降旗氏は自然体験学習・環境教育に関わってきた経験から、個人とシステムのレジリエンス（復元力）を高める場としての「子どもの居場所」を論じてい

る。論稿では子どもがさまざまな他者・自然・事物と出会い、〈かかわりあう〉過程で形成されてくる〈意味空間〉としての自己形成空間が都市化、情報化することによって衰弱するなかで、子どもを〈活動する主体〉として捉え直し、共同性・共存性を育てていくことの重要性を指摘している。氏は災害の多発しやすい現代社会における災害レジリエンス教育の視点からみた「子どもの居場所」のあり方を提起し、その実践的取り組みとして「環境教育研究における子どもの参画論」の可能性を示した。それは「子どもによる子どもの研究」の実現をめざす子ども主体の「関わりと参画」の深化をめざすものといえる。

以上の玄田氏、種村氏、降旗氏の実践を通して明らかになったことは、〈居場所〉づくりには、居場所に悩む者自身が社会で必要とされていると確信できる場と、かれらが主体的に居場所をつくり出すための支援体制とが必要不可欠だということである。

荒木田氏は行政が流す情報とは異なる事実を伝えようとする者がどのようにして〈居場所〉を奪われるのかを克明に伝えることを通して今日の社会の病理の一端に迫る。

これは氏が2014年5月、「美味しんぼ」問題に巻き込まれ、自身の主張でもない「発言」によって社会から疎外され、〈居場所〉を喪失した体験の貴重な記録である。氏は人が居場所をどのように失うか、普段、いかに脆弱な「関係」の上に居場所を築いているのかを身をもって体験し、居場所を揺るがしたのが身近な人、市井の人々であったことに衝撃を受ける。この中では福島放射能汚染問題に関して行政側にとって都合な発言をすればこういう制裁を受けるのだ、という見せしめを通して、異論を封じ込んでいく過程、「支配的な空気」に「同調せぬ者」

の居場所が縮小され続ける過程が仔細に記録されている。

## 2 現代〈居場所〉考—哲学・社会思想の視座から

太田氏は、〈居場所〉とは何か、〈居場所〉がない、それを失うとはどういうことかをさまざまな思想家の定義する概念分析を通して考察している。氏は居場所とはアイデンティティ確認を伴う、すなわち自分が自分であることを確かめる環境であると規定し、それに「社会的と個人的」、「自己実現性と自己領域性」という対極的な方向性が含まれると主張する。氏は、自己実現性の例として社会や職場の成功、賞賛、名誉によるアイデンティティ確認、また、自己領域性の例として人間関係の煩わしさ、社会的圧力、監視などの介入から避難することによるアイデンティティ確認を挙げる。また今日の若者が重視する「キャラ」と「コミユカ」を挙げ、その「承認を巡る病」に言及する。さらにかつての居場所論が自己実現の環境を意味していたのに対し今日では具体的な他者による文脈依存的な「コミユカ」に基づく評価に承認が一元化されている状況を指摘する。

藤谷氏、竹内氏の2論文は〈居場所〉を「すべての人間が生きる権利を有する」という本源的な視点から問うており、この問題の深刻化の背景に現代の市場原理、能力主義社会がもたらす病弊があると指摘する。

藤谷氏は、〈居場所〉を論じる前提として、それが社会で生きる権利の思想に裏打ちされることによって生きづらさの問題を捉えることの必要性を強調し、そのような捉え方が生きづらさを生み出す社会の変革に寄与するのだと主張する。論稿では、新自由主義的イデオロギーが支配する日本社会では競争原理、成果主義によって「どんな人でも無条件にこ

の社会で生きる権利がある」とする社会権が脅かされてきたことに厳しい批判の目を向ける。さらに、〈居場所〉の確保には他者（集団）からの受容・承認が必要であるが、その際に居場所を見つけようとする人は集団に過剰適応しがちで、それが本人にストレスを与え、最終的に孤立を深めるアポリアを抱え込む事態が生じることも指摘されている。若者に多く見られるこの状況は、太田氏の述べる「コミユカ」に基づく承認を巡る病に通底する今日的現象と言えよう。

竹内氏は、資本蓄積＝政治＝権力が、自らにとって有用な生命を保護、育成、増殖・生存させると同時に、有用でない生命を歴史社会の外に放逐し合法的に抹殺しさえする最も広い意味での能力主義的現実を批判する。さらに氏は、重度障がい者や終末期患者の生存権擁護の問題を取り上げ、生存権は生存能力を含む一切の能力に無関与に擁護されるべきだと主張する。真の生存権とは市民権的生存権と社会権的生存権との統一であり、障がい者との日常生活をも含む社会権的生存権の確立の営みを重視すべきであり、この新自由主義の克服にも通じる営みがすべての人の真の受容（真の居場所）にも繋がるはずであると説く。

## 3 脱成長による持続可能な社会へ

北見氏、リンク氏はグローバル資本主義の下での経済成長戦略批判の立場から持続可能でエコロジカルな生活を推奨する。

北見氏は、大量の消費を必要とし、成長しなければ体制の危機に陥る資本主義の本性が、より少なくより豊かに生きるエコロジー思想と根本的に対立するものであることを強調する。論稿によれば、新自由主義的政策による失業や不安定雇用によって多く



の人々は必要不可欠な社会保障の枠組みから排除され、〈居場所〉を奪われ、ますます生きづらくなっている。その悪循環を断ち切るために、労働時間短縮によるワークシェアリングで経済格差を縮小し、競争でなく協力を主とする脱成長の非資本主義的民主主義をめざすべきであり、氏はそうすることによって未来の人々を含む万人の生命と自由を守り、持続可能な社会を構築することができるであろうと主張する。

リンク氏は、ドイツのある新聞が日本の憲法新解釈による集団的自衛権の枠組みでの再軍備政策をもって「正常化をめざす」と評するなど、不適切な文脈で使用されているノーマリズム（正常化志向）の概念を再検討し、この概念を持続可能な成長を求める運動と関連づける。技術的、経済的成長曲線は短いロジスティック曲線の形を連続させるへび状の曲線を描くが、ノーマリズムとは急激な成長を停止させるための必要不可欠な緊急停止手段であり、指数関数的な展開を回避する調整弁とみなすことができる。氏は、日本の原発と米国のシェールガス発電は無限に右肩上がりの発展を続けるへび型標準成長曲線を継続しようとする試みであるとし、環境に配慮したエコロジカルな成長曲線を描くノーマリズムにのっとった真に持続可能な社会をめざすことを求める。

以上に各執筆者の主張を概観したが、それぞれの論稿を丁寧に読み解いていただきたい。読者の方にとって、本書が〈居場所〉の問題を、社会状況との関連において多角的、多層的に深く考察する契機となれば幸いである。現代のように市場原理、成果主義が支配する時代には、共同体のメンバーは分断され、孤立した人々は居場所がないことの悩みを自分

のみの問題と捉え、心の病を引き起こしやすい。私たちは、競争より社会、仲間とのつながりを重視し、協同の中で助け合い、認め合う関係の中で真の居場所づくりを行い、ありのままを生きることのできる社会、相互依存関係にある自然と人間をともに大事にする持続可能な社会を築くことをめざしていきたい。

## 第2部

第2部の巻頭には、「総合人間学の課題と方法」と題して、本学会の中心的テーマを据えた。

総合人間学の「総合」とは何か、今、どのような視点、方法により、人間を問い直し、新しい発展を追求すべきか、等々の重要課題を、第2部巻頭で継続的に論じることで、総合人間学の知のシステムを構築する手がかりを得ることをめざしたい。

巻頭論文としての1回目は、8号学会誌において、堀尾輝久（2014年度より当学会会長）氏による「総合人間学とわたし 人間学とは何か—その総合的認識を求めて」を掲載した。この中で、堀尾氏は自身の研究歴を辿りながら、思想家、恩師、とりわけルソーをはじめとする総合人間学の先駆者たちから学んだことがどのように氏の問題意識を醸成し、思想形成に導いたかを語る。総合人間学に関心をもつ研究者、とくに若い研究者の方に、お読みいただくことを願っている。また、これより前の第7号でも、三浦永光氏と上柿崇英氏がそれぞれの視点からこのテーマを論じているので合わせてお読みいただきたい。

この9号では巻頭論文として木村光伸氏（本学会副会長）による「総合人間学の課題と方法—ヒトの中のサルとサルの中のヒト」を掲載した。霊長類学、地域生態論を専門とする木村氏は、総合人間学への

道を、人類の進化、すなわちホモ・サピエンスへ至る道程で、ヒトの脳がどのように獲得されてきたのかという問題、および個人の生活史と脳機能の問題、具体的には高齢者における自立的生活と脳機能の維持についての問題という人間学の二つの重要な視点から追究している。前者の問題に関連して、氏は人工環境への人類の適応の結果としての自己家畜化、その過程で働く自己人為淘汰の法則を論じ、生物としてのコントロールを失った自己人為淘汰による欲望の連鎖へと突き進んでしまった人間社会の現実を問題にする。さらに、木村氏は後者の問題に関連して、氏が取り組んできた瀬戸市における高齢者の脳を活性化する課題の実践に言及している。

次に述べる「論壇エッセイ」というジャンルは、論文とエッセイの中間的形態に位置づけられ、総合人間学の課題や論点を自由に提起して論じるフォーラム的ジャンルとして期待されているもので、今回は木村武史氏と武田一博氏による論壇エッセイを掲載した。

木村武史氏による論壇エッセイは「地球環境問題と人工知能、そして宗教」という、一見相互に無関係で相反するようにも見えるユニークなテーマを取り上げ、この三者が実は相互に影響し合い、人間がそこに巻き込まれていく状況を問題にする。氏は地球環境が大きく変化（劣化）し、技術革新が進展するグローバル社会で生まれてくる新しい精神性を考察し、宗教の基盤の上に立った地球環境問題や人工知能についての探究の必要を主張している。

もう一編の論壇エッセイは、武田一博氏による「脳科学の発達、どのようにわれわれの言語観を変えたか？一言語生得説から脳の外部記号説へ」である。氏は、新しい言語観がどのような議論を経て

成立してきたか、また、その新しい言語観は私たちにどのような新しい見方や考え方を提起するのかという、言語学、言語心理学、発達心理学、哲学などさまざまな学問分野にとって重要な問題を最新の脳科学に基づいて論じている。普遍文法論を主張するチョムスキー的言語観とは異なる言語観に立ち、言語は他者を通じて獲得・模倣・習得されなければならないという立場からの言語発達論を展開する。

一般会員からの投稿による論文・エッセイ・報告は、本学会の厳正なる査読を通過したものである。査読の結果、掲載に至ったのは、論文4編で、残念ながら前号よりかなり少ない。しかし、今回掲載された投稿論文のひとつ、三浦永光氏による「E.F. シューマッハーの現代経済学批判と『超経済学』の構想」は、シューマッハーの思想から現代社会が直面している問題を問い、解決の方途を探究した格調高い論稿であり、如何にして総合人間学的なアプローチを実現するかという問題に関心を持つ者にとっても括目に値する内容である。

このほかの若手の三論文もそれぞれ示唆に富む内容なので是非お読みいただきたい。また、投稿条件を満たす会員の方は、今回査読を通らなかった投稿者の方も含めて奮って投稿していただきたい。

当学会は、その性格上、多様な関心、多様な専門分野の方から投稿論文・エッセイ・報告が寄せられている。会員にとって、それぞれの関心、専門を越えて異なる分野の視座、知見を学ぶことのできる場でもある。この場を大いに利用し、互いに学び合い、刺激しあうことができれば幸いである。

次に掲載したのは、第8回研究大会に続いて企画・開催した若手シンポジウムの報告である。

8 回大会では若手の視点から見た「老い」をテーマとしたが、今回は「幼」の問題を取り上げ、その報告をまとめたものである。当テーマは、若手研究者にとって切実で現実的な問題として捉えられているのではないだろうか。少子高齢化の時代にあって今後も「老」と「幼」の問題は総合人間学全体にとっても重要なものとなろう。

これからも、若手研究者たちの研究の発展、意欲的な挑戦を期待している。

なお、昨年より、若手研究者を対象として優れた投稿論文に対する「若手研究者奨励賞」を新設し、前回は初めて、学会選考委員会によって2名が選ばれたが、今回は該当者がなかった。

今後も若手研究者の会員の方たちには、互いに切磋琢磨しあい、精力的に研究成果を発表し、論文を応募されることを切に願っている。

また、7号電子ジャーナル学会誌より、会員の新刊書紹介コーナーを設けている。これも電子ジャーナルの特性ゆえに実現したことである。この電子ジャーナル読者の方には、是非会員の著書も手に取っていただきたい。

◇本学会誌の電子ジャーナル化、およびその編集は、ひとえに当学会新旧編集幹事である、東方沙由理氏、菅原由香氏（以上2014年度まで）、藤原敬氏、岩村祐希氏（以上2015年度から）、ホームページ担当の吉田健彦氏のご尽力によって実現したものであることをご報告し、かれらに心より感謝の意を表したい。

宮坂 琇子（東海大学名誉教授・前編集委員長）

総合人間学 第9号(電子ジャーナル版)

Synthetic Anthropology Vol.9

2015 年

ISSN:2188-1243

発行日 2015 年 10 月 15 日 (第一版)

編集者 総合人間学会編集委員会

発行元 総合人間学会

〒194-8610 東京都町田市玉川学園 6-1-1

玉川大学文学部人間学科 太田研究室

web: <http://synthetic-anthropology.org/>

mail: [contact@synthetic-anthropology.org](mailto:contact@synthetic-anthropology.org)